



横浜市福祉のまちづくり条例

施設整備

マニュアル

[建築物編]

横浜市

目次

I 概要編

1 福祉のまちづくり条例の理念	2
2 条例・施行規則改正の経緯	
(1) 福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例 施行規則制定の経緯	3
(2) バリアフリー法の変遷と福祉のまちづくり条例 施行規則改正の経緯	3
(3) 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例 一本化の経緯	4
3 条例・施行規則改正の内容	
(1) 福祉のまちづくり条例改正のポイント	5
(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正のポイント	6
(3) <u>福祉のまちづくり条例一部改正のポイント</u>	6-1
4 条例と施行規則の概要	
(1) 条例・施行規則の構成	7
(2) 各章の概要	8
5 対象となる施設	
(1) 施設の種類	12
(2) 対象判定フローチャート	13
(3) 対象となる施設の用途と規模	14
(4) 対象行為	16
(5) 対象規模の算定方法	17
6 整備基準の種類と構成	
(1) 整備基準の考え方	21
(2) 整備基準の項目	22
7 整備基準の適用	
(1) 整備基準の適用の範囲	23
(2) 増築等(増築・改築・用途変更)の場合における 既存部分への適用について	27
(3) 大規模修繕等の場合における適用について	28
(4) 整備基準の項目の適用について	28
8 適用除外の考え方	
(1) ただし書き・許可による適用除外	34
(2) 類似の用途間における用途変更の適用除外	35
9 手続き	
(1) 手続きの流れ	36
(2) 各手続きについて	37
10 参考	
高齢者・障害者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方	
(1) 高齢者	40
(2) 認知症高齢者	40-1
(3) 杖使用者	41
(4) 車いす使用者	43
(5) 上肢障害者	48
(6) 視覚障害者	49
(7) 聴覚障害者	51
(8) 内部障害者	52
(9) 高次脳機能障害者	53
(10) 知的障害者	53
(11) 精神障害者	53
(12) 発達障害者	53
(13) 乳幼児・妊産婦	54

II 施設整備マニュアル編

(1) 指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

ア 共同住宅以外	57
施設整備マニュアルの見方	59
1 移動等円滑化経路	62
2 敷地内の通路	64
3 駐車場	70
4 出入口	74
5 廊下等	78
6 階段	82
7 傾斜路	88
8 エレベーター等	92
9 便所	98
1. 全ての便所に関する基準	98
2-1. 車いす使用者便房に関する基準	104
2-2. オストメイト用便房に関する基準	110
3. 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準	114
10 <u>浴室又はシャワー室</u>	116
11 ホテル又は旅館の客室	120
12 客席及び舞台	126
13 標識	130
14 案内設備	132
15 案内設備までの経路	134
16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑 な利用に必要な設備)	136
17 情報伝達設備(聴覚障害者の安全かつ円滑 な利用に必要な設備)	140
18 誘導設備等	142
19 附帯設備	144
20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備	148
1. 授乳室・おむつ交換場所に関する基準	148
2. 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準	152
21 視覚障害者誘導用ブロック	154
1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造に関する 基準	154
2. 点状ブロックの敷設位置に関する基準	156
3. 歩道上から案内設備までの経路に敷設する 視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に 関する基準	158
イ 共同住宅	163
(2) 一般都市施設整備基準	179
(3) 表示板交付基準	183

コラム(目次)

《高齢者・障害者等の行動特性に関連するコラム》

・シルバーカー	40
・杖使用者の介助方法	41
・杖の種類	42
・様々な車いす	47
・上肢障害者の特徴	48
・白杖について	50
・視覚障害者の一般的な誘導方法	50
・聴覚障害者のためのマーク	51
・ペースメーカー	52
・ベビーカー	54
・すべての人に使いやすい建物を目指して	54-1

《施設整備項目に関連するコラム》

・車いす使用者用駐車施設のマナー	73
・滑り抵抗係数	81
・エレベーター利用のマナー	97
・車いす使用者の便器へのアプローチ	108
・トイレのマナー	109
・オストメイト	110
・水栓器具の使用法	113

・大きめのシート	114
・多機能トイレに利用者が集中している背景	115-1
・多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例	115-2
・施設全体における機能分散①	115-3
・施設全体における機能分散②	115-4
・入浴を補助する福祉用具	119
・ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進	124-1
・一般客室のバリアフリー改修事例	124-2
・サイトライン(可視線)	128-1
・国際シンボルマークについて	131
・各居室に向けた誘導用ブロックの事例	138
・点字案内・触知図入りの印刷物	139
・災害時への配慮	143-1
・輝度と輝度比について	155

《バリアフリー基礎知識》

・障害を理由とする差別の解消	23-1
・面的整備(バリアフリー基本構想)	87
・こころのバリアフリーを進めるために	125
・身体障害者補助犬法	129
・わかりやすい印刷物のつくり方	135

本マニュアルにおける用語について

＜表記の統一＞

「車椅子」、「籠」及び「蓋」は常用漢字になっていますが、本マニュアルにおいては、「車いす」「かご」「ふた」と表記することとします。

＜用語の定義＞

マニュアルで使用する表記	解 説
ハートビル法・条例	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及びその委任を受けて横浜市中で制定していた条例のこと。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。
政令	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」のこと。
告示	「政令に基づき国土交通大臣が定めた告示」のこと。
建築物バリアフリー条例	「横浜市中高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」のこと。
オストメイト対応設備	人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人を「オストメイト」と言う。「オストメイト対応設備」とは、パウチ(排泄物をためておく袋)等を洗浄するための水洗器具(汚物流し、水栓やボタンなど)や紙巻器、汚物入れなどの設備のこと。
視覚障害者誘導用ブロック	「点状ブロック」及び「線状ブロック」をまとめた総称。
ピクトグラム	案内設備等で利用する「絵文字」のこと。
授乳室	「授乳ができる場所」のこと。
おむつ交換場所	「おむつ交換ができる場所」のこと。
乳幼児用椅子	「乳幼児をすわらせることができる設備」のこと。
乳幼児用おむつ交換台	「乳幼児のおむつ交換をすることができる設備」のこと。

I

概 要 編

この条例は、横浜に関わる全ての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたもので、障害理解、思いやりの醸成などのソフトの取組と、誰もが安心して利用できる施設の整備というハードの取組の両輪で推進することを基本としています。

「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」という制定当初からの基本的な考え方に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指しています。

福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月全部改正）前文

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに生かされ、昭和 49 年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、誰一人取り残されることのない社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んじることを基本理念に、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくりを推進し、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

2 条例・施行規則改正の経緯

(1) 福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例施行規則制定の経緯

横浜市では、昭和49年（1974年）に、地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、高齢者・障害者等への理解や日常生活での市民相互の支え合いの大切さなどを語り合い、学び合う「福祉の風土づくり運動」を開始しました。また、並行して、誰もが日常生活やまちの中の行動において、できる限り同じような活動が保障されるよう、建築物等に対する福祉の観点からの整備を促進するための「福祉の都市環境づくり推進指針」を昭和52年（1977年）に制定しました。これらを、「福祉の風土づくり推進事業」として推進し、ソフト面とハード面を一体として福祉のまちづくり事業を進めてきました。

この20年余にわたる事業の中で、市民と行政の福祉意識は、「考え理解する段階から、ともに体験し、実践する段階」へと進展し、市民の自主的な活動と行政・関係機関を含めたネットワークによる重層的な福祉のまちづくりの仕組みづくりのほか、物的生活環境の整備水準も建築物等施設ごとの整備にとどまらず、道路・交通対策の面的な整備が必要とされるようになりました。

このような経過を経て、平成9年（1997年）3月に、福祉のまちづくりを捉え直し、総合的にまちづくりを推進するため、市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成する福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて横浜市福祉のまちづくり条例を制定し、平成10年（1998年）1月に横浜市福祉のまちづくり条例施行規則を制定しました。

(2) バリアフリー法の変遷と福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯

平成6年（1994年）に制定されたハートビル法が平成14年（2002年）に改正され、法令により一定の用途・規模の建築物に対するバリアフリー化が義務付けられるとともに、法に基づきバリアフリーに関する条例を市が制定できるようになりました。これを受け、平成16年（2004年）にハートビル条例を制定しました。

平成18年（2006年）には交通バリアフリー法^{※1}と改正ハートビル法を一本化したバリアフリー法が制定されました。これに伴い、平成19年（2007年）にハートビル条例を建築物バリアフリー条例と名称を改めました。

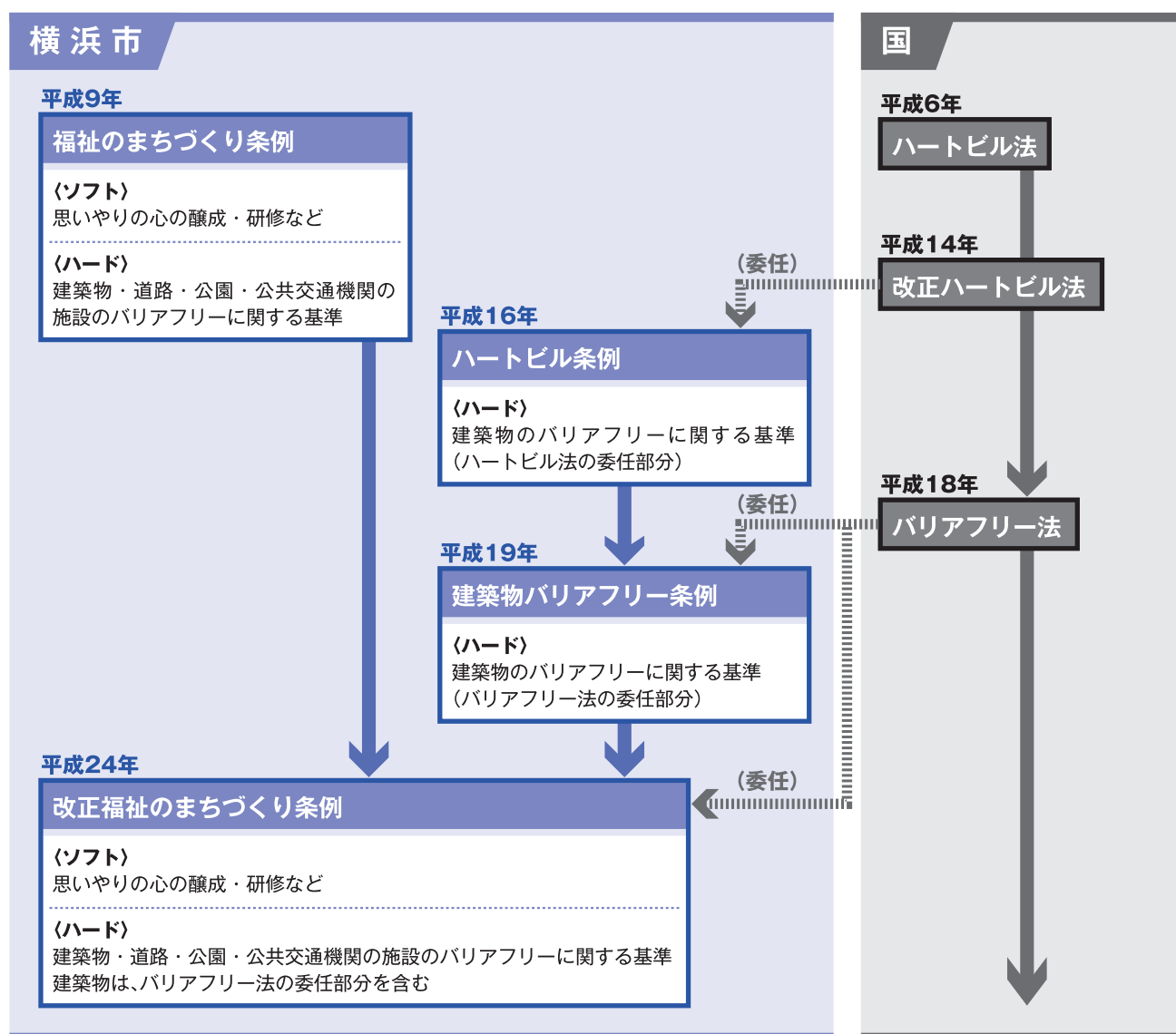
このような法改正に合わせ、平成17年（2005年）と平成20年（2008年）に福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。

※1 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

(3) 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例 一本化の経緯

バリアフリーの基準については、背景の異なる2つの条例、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例で規定されてきましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進めるために、また、市民、事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成24年（2012年）12月に福祉のまちづくり条例を改正し、建築物バリアフリー条例と一本化することで、建築物に関するバリアフリーの規定を分かりやすくしました。（平成26年（2014年）1月1日施行）

また、福祉のまちづくり条例の改正に伴い、良質な住宅ストックの形成や、子育て世代への配慮など、大きく変化している社会環境に対応するため、整備基準の見直し検討を行いました。学識経験者や事業者、関係団体、行政職員などで構成される「横浜市福祉のまちづくり推進会議」及び同会議の分科会である「横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会」において検討を重ねたほか、障害者団体等からの意見聴取や市民意見募集を行った上で、平成25年（2013年）7月に福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。



3 条例・施行規則 改正の内容

(1) 福祉のまちづくり条例改正（平成24年12月28日公布）のポイント

前記のとおり、福祉のまちづくり条例は、平成24年（2012年）12月に全部改正を行いました。改正の主な内容は以下のとおりです。

① 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の一本化

これまでは、地方自治法に基づく横浜市独自の条例である福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例がありましたが、これを分かりやすくするため、建築物バリアフリー条例を廃止し、福祉のまちづくり条例に一本化しました。

② 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化

これまで条例に明確に示されていなかった福祉のまちづくりの基本理念を、条例前文に明文化しました。

③ 市民参画の確保を規定

これまでも福祉のまちづくりを進める際には、市民意見募集や障害者団体へのヒアリングを行うなど、広く意見を集めて施策に反映してきましたが、これまで以上に市民、事業者の皆様とともに福祉のまちづくりを推進していくため、市民参画の確保を条例に明確に定めました。

④ 2,000㎡以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

これまでは、床面積の合計が1,000㎡以上の共同住宅に対して福祉のまちづくり条例による指定施設整備基準を適用し事前協議の対象としていましたが、新たに2,000㎡以上の共同住宅をバリアフリー法に基づく特別特定建築物に追加し、建築確認における審査対象に位置づけることでバリアフリー化を義務づけました。なお1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き事前協議の対象です。

(2) 福祉のまちづくり条例施行規則改正（平成25年7月25日）のポイント

① 建築物全般の整備基準の見直し

条例の一本化に伴い、バリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化基準」を福祉のまちづくり条例施行規則に盛り込むとともに、「指定施設整備基準」の構成を、「建築物移動等円滑化基準」に整合させました。

また、従来の『施設整備マニュアル』に記載されていた整備基準の解説等のうち、遵守すべきものを「指定施設整備基準」に追加し、従来の「指定施設整備基準」のうち最低限遵守すべき整備基準を新たに「建築物移動等円滑化基準」に位置づけました。

② 子育て世代に配慮した設備の規定の追加

子育て世代に配慮した環境を整備するため、乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子・授乳ができる場所・おむつ交換ができる場所を設置する規定を新たに盛り込みました。

③ 共同住宅の整備基準の見直し

「指定施設整備基準」については、共用の便所や駐車場に整備基準を適用するほか、エレベーターの設置基準を見直しました。新設した共同住宅の「建築物移動等円滑化基準」については、バリアフリー法に基づく基準に加え、階段の手すりやエレベーターの音声案内の規定等を追加しました。

④ 福祉のまちづくり条例の用途の区分等をバリアフリー法と整合

わかりやすさの観点から、用語の定義や用途区分等をバリアフリー法施行令と整合させました。

⑤ 「指定施設整備基準」の適用対象の見直し

増築や用途の変更をする場合には、バリアフリー法の考え方に整合させて、「指定施設整備基準」においても既存部分のバリアフリー化を求めることとしました。また、同じくバリアフリー法の考え方に整合させ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や案内設備等、視覚障害に配慮した基準適用を見直しました。

(3) 福祉のまちづくり条例一部改正（令和6年12月25日公布）のポイント

① 基本理念の見直し

障害者差別解消法など関連法の理念や考え方を反映するため、福祉のまちづくり条例の基本理念を「人権と尊厳の尊したまちづくり」に改め、条例の目的を、共生社会の実現に資することに改めました。

② 市及び事業者の責務の見直し

「合理的配慮の提供」が、法に基づき実施されることを前提として、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要な施設の構造の改善、設備の整備、関係職員への研修などを責務として規定しました。

③ 当事者参画の新設

本市が設置する大規模施設等を新築または改修等をする際に、当事者と施設を設置・管理する立場の方が直接、対話できる機会を確保することなど、当事者参画の推進について規定しました。

4 条例と施行規則の概要

(1) 条例・施行規則の構成

福祉のまちづくり条例		福祉のまちづくり条例施行規則	
前文			
第1章 総則			
(第1条～第2条) 条例の目的、定義		(第1条、第2条) 規則の趣旨、定義 (第3条、別表第1) 一般都市施設と指定施設	
(第3条～第6条) 市・事業者・市民の責務・協力・連携			
第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議			
(第7条～第11条) 推進会議の設置、組織、任期等			
第3章 基本的施策			
(第12条～第18条)推進指針の策定、情報の提供・教育の充実、表彰、市民参画の確保等			
第4章 施設の整備			
第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模			
(第19条、第20条、別表) バリアフリー法第14条第3項に基づく特別特定建築物の追加と対象規模の引下げ			
第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準			
第1款 建築物移動等円滑化基準			
(第21条～第24条) バリアフリー法第14条第3項に基づく建築物移動等円滑化基準に付加する事項等		(第3条の2、別表第1の2～別表第1の4) 建築物移動等円滑化基準の具体的な整備基準	
第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準			
(第25条～第27条) 整備基準、整備基準の遵守等		(第4条、別表第2～別表第9) 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の具体的な整備基準	
第3節 一般都市施設及び指定施設の整備			
(第28条～第32条) 事前協議、完了検査、適合証交付等の手続き		(第6条～第8条、別表第10・11) 事前協議等の手続き	
(第33条、第34条) 維持保全、既存指定施設の調査			
(第35条～第38条) 指導・助言、勧告等		(第9条～第11条) 指導・助言等の手続き	
第4節 車両等及び住宅の整備			
(第39条、第40条) 車両等の整備、住宅の整備			
第5章 雑則			
(第41条) 許可の手数料を規定			
(第42条) 規則への委任を規定		(第12条) 身分証明書を規定 (第13条) 規則の施行に必要な事項を健康福祉局長が定める規定	

(2) 各章の概要

見出し

前文

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議 (第7条—第11条)

第3章 基本的施策 (第12条—第18条)

第4章 施設の整備 (第19条—第40条)

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模 (第19条—第20条)

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準 (第21条—第27条)

第1款 建築物移動等円滑化基準 (第21条—第24条)

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準 (第25条—第27条)

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備 (第28条—第38条)

第4節 車両等及び住宅の整備 (第39条—第40条)

第5章 雑則 (第41条—第42条)

附則

前文

福祉のまちづくりに関する基本理念を明文化しています。

第1章 総則

(第1条—第6条)

【目的】

福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めるとともに、バリアフリー法に基づく規定を定めることにより、施策を総合的に推進し、「人間性豊かな福祉都市の実現に資すること」を目的としています。

【定義】

福祉のまちづくり条例で定める用語以外は、バリアフリー法・バリアフリー法施行令と同じ用語を用います。

【福祉のまちづくり条例で定める用語の説明】

- (1) 福祉のまちづくり：「高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備すること」と定めています。
- (2) 高齢者、障害者等：「高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの」、及び障害者基本法に規定する「障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者」としています。ただし、第22条から第24条までにおいては、バリアフリー法に規定する「高齢者、障害者等」をいう、としています。
- (3) 一般都市施設：「病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるもの」と定めています。
- (4) 指定施設：「一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のもの」と定めています。一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設を定めています。

【市、事業者及び市民の協力及び連携】

「市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない」と推進手法を規定しています。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(第7条—第11条)

福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、学識経験者、事業者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員等30人以内で構成する推進会議の設置を規定しています。推進会議は、「福祉のまちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長に意見を述べることができる。」としています。

第3章 基本的施策

(第12条—第18条)

【福祉のまちづくり推進指針の策定】

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる施策として指針の策定を規定しています。指針は次の4項目を柱に策定するよう規定しています。

- 福祉のまちづくりに関する目標
- 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- その他の重要事項

【情報の提供、教育の充実、調査研究、表彰等】

福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実、学習の支援、調査研究、必要な財政措置、また、福祉のまちづくりの推進に著しい功績のあった者に対する表彰などを規定しています。

【市民参画の確保】

市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとしています。

第4章 施設の整備**(第19条—第40条)**

本市独自の事前協議制度や整備基準の他、バリアフリー法第14条第3項の規定に基づく委任規定を定めています。

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模**(第19条—第20条)****【特別特定建築物に追加する特定建築物】**

政令第5条に規定する特別特定建築物に加えて、条例で特定建築物から特別特定建築物に追加する用途を規定しています。具体的には、以下の用途を追加しています。

政令第5条に規定する特別特定建築物にさらに追加している用途

- (1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるものを除く。）
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（政令第5条第11号に掲げるものを除く。）

【特別特定建築物の建築の規模】

政令第9条によりバリアフリー法の対象となる建築の規模（2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上））を条例で引き下げています。具体的には条例別表により規定しています。

- (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの等 / 0 ㎡～
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗等 / 300 ㎡～
- (3) 学校等 / 1,000 ㎡～
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設等 / 1,000 ㎡～

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準**(第21条—第27条)****第1款 建築物移動等円滑化基準****(第21条—第24条)**

政令第10条から第26条の規定に加え、条例で整備基準を追加しています。具体的な構造・配置に関する事項は規則で定めています。

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

(第25条—第27条)

指定施設以外の一般都市施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に遵守すべき「一般都市施設整備基準」及び、指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に遵守すべき「指定施設整備基準」を規定しています。また、既存施設についても整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努める規定を設けています。

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備

(第28条—第38条)

【指定施設の整備】

指定施設については、その新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の際に事前協議を義務づけています。また、その他の手続きや施設の維持保全を義務づけています。事前協議を行わずに指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替に着手した者や、その措置が整備基準に照らして著しく不十分と認められる整備者に対しては「勧告」、「公表」をすることができることを規定しています。

【適合証、表示板の交付】

一般都市施設及び指定施設について、それぞれの整備基準に適合させたときに交付する適合証について規定しています。また、さらに規則で定める整備を行った場合の表示板の交付と掲示を規定しています。

第4節 車両等及び住宅の整備

(第39条—第40条)

公共交通機関の車両等の整備について管理者の努力義務を、また、住宅を供給する事業者には、高齢者、障害者等が安全に利用できるよう配慮された住宅の供給の努力義務を規定しています。

第5章 雑則

(第41条—第42条)

許可に係る手数料を規定するとともに、福祉のまちづくり条例の施行に必要な事項の規則委任を規定しています。

附則

福祉のまちづくり条例の施行について、経過措置等の条例の適用等に関する必要な事項を規定しています。

5 対象となる施設

(1) 施設の種類

① 一般都市施設

条例第2条第2項第3号

条例で定める「不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設及びこれらに準ずる施設」のことで、具体的には福祉のまちづくり条例施行規則別表第1に規定されています。以下の②及び③は、すべて一般都市施設に含まれます。

② 指定施設

条例第2条第2項第4号

一般都市施設のうち福祉のまちづくりの観点から特に公共性が高い施設として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第1で定める種類及び規模のものをいいます。

③ バリアフリー法対象施設

条例第19条・第20条・別表

(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)

「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」のうち、バリアフリー法施行令で定められた「特別特定建築物」で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものがバリアフリー法の対象施設となります。この「特別特定建築物」と対象規模については、バリアフリー法第14条第3項に基づき、各自治体の条例により、多数の者が利用する「特定建築物」を「特別特定建築物」に追加することができ、また、対象規模を引き下げることができます。

横浜市では、福祉のまちづくり条例第19条により、共同住宅等の「特定建築物」を「特別特定建築物」に追加し、第20条・別表において、「対象施設の規模の引き下げ」を規定しています。

(※政令第24,25条により、一部の規定について「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのを「多数の者が利用する」と読み替えて適用させています。詳しくはP.24をご覧ください。)

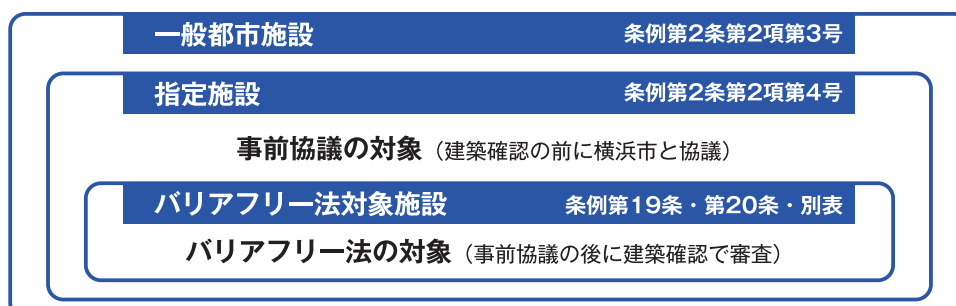


「バリアフリー法対象施設(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)」

(以下「バリアフリー法対象施設」という)

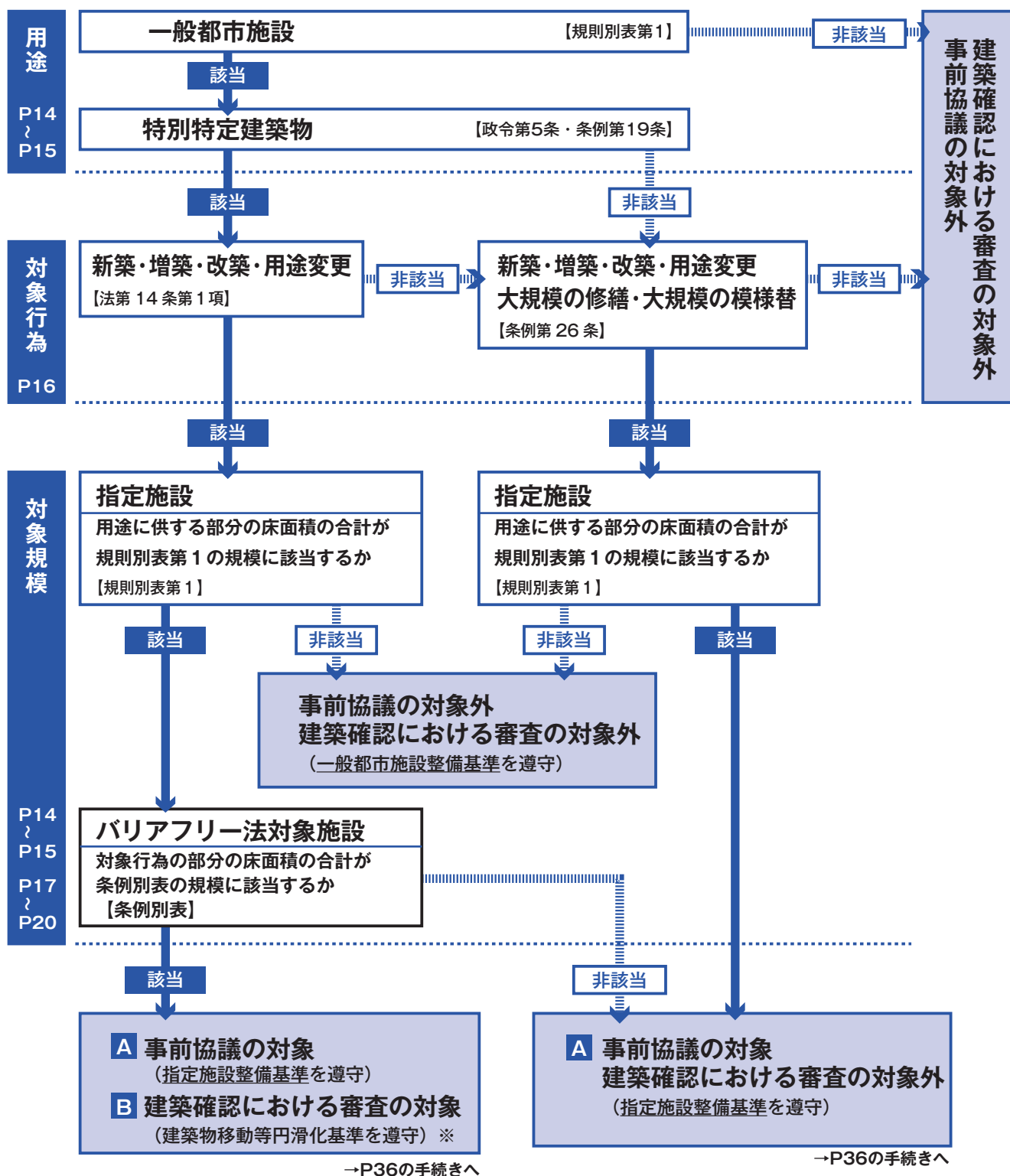
※バリアフリー法対象施設については、建築基準法に基づく建築確認時に「建築物移動等円滑化基準」が審査対象となります。

各施設の関係図



(2) 対象判定フローチャート

建築物の用途、対象行為、対象規模により、事前協議や建築確認における審査対象となるか、下記フローチャートにより判定してください。



A 「事前協議の対象」とは、事前協議において指定施設整備基準の適合について協議する対象であることを指します。

B 「建築確認における審査の対象」とは、建築確認において建築物移動等円滑化基準に適合しているか否かを審査する対象であることを指します。建築物移動等円滑化基準に適合していないと建築基準法の規定により建築工事に着手できません。

※用途変更等、建築確認が不要な場合でも建築物移動等円滑化基準を遵守することが必要です。

(3) 事前協議及び建築確認の対象となる施設の用途と規模

一般都市施設は、規模を問わず、下記の用途全てを含みます。指定施設及びバリアフリー法対象施設は、一般都市施設のうち用途ごとに定められた規模以上のものが該当します。（注：－は対象外を示します。）

	区分	一般都市施設	指定施設 ※1	バリアフリー法対象施設※2
1	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	(1)保健所／(2)税務署／(3)土木事務所／(4)その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 [市役所、区役所、消防署、警察署など]	全ての施設	全ての施設
2	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）	(1)老人ホーム／(2)保育所／(3)福祉ホーム／(4)救護施設又は更生施設／(5)その他これらに類する施設 [認知症高齢者グループホーム、就労移行支援施設、就労継続支援施設など]	全ての施設	全ての施設
3	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	(1)老人福祉センター／(2)児童厚生施設／(3)身体障害者福祉センター／(4)その他これらに類する施設 [児童発達支援センター、老人デイサービスセンターなど]	全ての施設	全ての施設
4	病院	病院	全ての施設	全ての施設
5	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設	全ての施設
6	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。） [鍼灸院、整骨院、接骨院など]	全ての施設	300㎡以上
7	助産所	助産所	全ての施設	－
8	薬局	薬局 [調剤薬局のあるドラッグストア]	全ての施設	300㎡以上 ※3
9	学校	学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）	全ての施設	1,000㎡以上
10	自動車教習所その他これに類するもの	(1)自動車教習所／(2)その他これに類する施設 [職業訓練校など]	全ての施設	－
11	博物館、美術館又は図書館	(1)博物館／(2)美術館／(3)図書館	全ての施設	全ての施設
12	博物館類似施設その他これに類する施設	(1)博物館類似施設／(2)その他これに類する施設 [郷土資料館など]	全ての施設	－
13	集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	(1)冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。） [文化会館、市民ホールなど]／(2)公会堂	全ての施設	全ての施設
14	集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	全ての施設	1,000㎡以上
15	銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)銀行／(2)ガス事業者、電気事業者、通信事業者又は水道事業者の営業所／(3)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [農協、証券会社、信用金庫・労働金庫、郵便貯金などの窓口業務を行う施設など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
16	理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	(1)理髪店／(2)その他これに類するサービス業を営む店舗 [美容院、美容院など]	全ての施設	300㎡以上 ※4
17	公衆便所	公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る。） ※5	全ての施設	全ての施設
		公衆便所（地方公共団体以外のものが設置するものに限る。） ※5	全ての施設	50㎡以上
18	認可外保育施設	認可外保育施設	300㎡以上	－

区分		一般都市施設	指定施設 ※ 1	バリアフリー法対象施設※ 2
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	(1)百貨店／(2)マーケット／(3)その他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。) [ガソリンスタンド、カーディーラー、勝馬投票券発売所など]	300㎡以上	300㎡以上 ※3
20	飲食店	飲食店 [喫茶店、食堂、レストランなど]	300㎡以上	300㎡以上
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	(1)クリーニング取次店／(2)質屋／(3)貸衣装屋／(4)その他これらに類するサービス業を営む店舗 [旅行代理店の営業所、ビデオ／CDレンタル店、宅地建物取引業者の営業所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナーなど]	300㎡以上	300㎡以上 ※4
22	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(1)劇場／(2)観覧場／(3)映画館／(4)演芸場	300㎡以上	300㎡以上
23	遊技場	(1)パチンコ屋／(2)マージャン屋／(3)その他これらに類する施設 [ゲームセンター、カラオケボックスなど]	300㎡以上	300㎡以上
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1)キャバレー／(2)料理店／(3)ナイトクラブ／(4)ダンスホール／(5)その他これらに類する施設	300㎡以上	—
25	公衆浴場	公衆浴場	1,000㎡以上	1,000㎡以上
26	体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設	(1)体育館／(2)水泳場／(3)ポーリング場／(4)その他これらに類する運動施設 [フィットネスジムなど]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
27	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館 [簡易宿所など]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	ホテル又は旅館以外の宿泊施設 [宿泊施設を持つ研修所など]	1,000㎡以上	—
29	展示場	展示場 [モデルルーム、ショールームなど]	1,000㎡以上	1,000㎡以上
30	事務所	事務所 [公園緑地事務所、開発事務所、研修所、研究所、検査所など]	1,000㎡以上	—
31	工場	工場 [清掃工場、発電所、下水処理場など]	1,000㎡以上	—
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1)学習塾／(2)華道教室／(3)囲碁教室／(4)その他これらに類する施設 [ヨガ教室など]	1,000㎡以上	—
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡以上	1,000㎡以上
34	共同住宅	共同住宅	1,000㎡以上	2,000㎡以上
35	寄宿舎	寄宿舎	1,000㎡以上	—
36	地下街	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する地下街の共用部分	全ての施設	—
37	複合施設	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する複合施設の共用部分(36の項に掲げるものを除く。）	一般都市施設の床面積の合計が1,000㎡以上の施設	—
	公共用歩廊		—※6	2,000㎡以上
	車両の停車場		—※7	全ての施設

※ 1：用途に供する部分の床面積の合計 ※ 2：用途に供する部分の床面積の合計（増築等の場合は、増築等に係る部分のみ）

※ 3：バリアフリー法対象施設については、区分「8」「19」をあわせて「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。 ※ 4：バリアフリー法対象施設については、区分「15」「16」「21」をあわせて「理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」として扱い、当該用途に供する部分の床面積の合計で対象規模以上か否か判定します。 ※ 5：公園内に設ける便所については、条例第2条第2項第4号に規定する指定施設である公園に設置するもの限り、建築物の用途を「公衆便所」として取扱います。 ※ 6：「道路」の編を参照 ※ 7：「公共交通機関」の編を参照

注) 上記の用途の区分については、福祉のまちづくり条例における用途の区分であり、建築基準法上の用途と異なる場合があります。

(4) 対象行為

一般都市施設及び指定施設に関しては、条例第26条において、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準の遵守が義務付けられています。また、特別特定建築物についてはバリアフリー法第14条第1項において建築物等円滑化基準への適合が義務付けられています。

一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の遵守が義務付けられている対象行為	新築、増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替
建築物移動等円滑化基準の適合が義務付けられている対象行為（バリアフリー法の対象行為）	新築、増築、改築、用途変更

「増築等」とは

増築、改築、用途変更のことをいいます。

< 参考 >

市域をまたがる場合

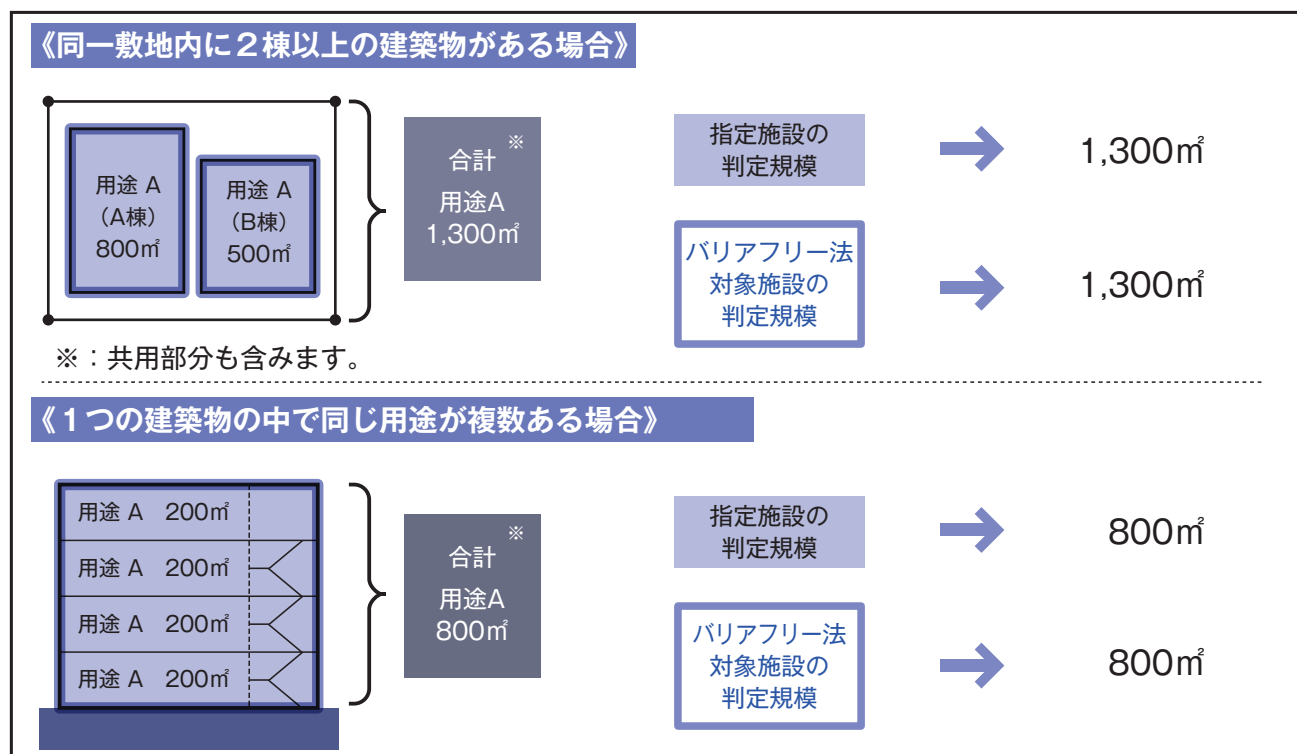
敷地の過半が属する市域の条例を適用します。ただし、敷地や建築物の位置等の状況により判断に苦慮する場合は、隣接する行政庁と協議を行ったうえで判断します。

(5) 対象規模の算定方法

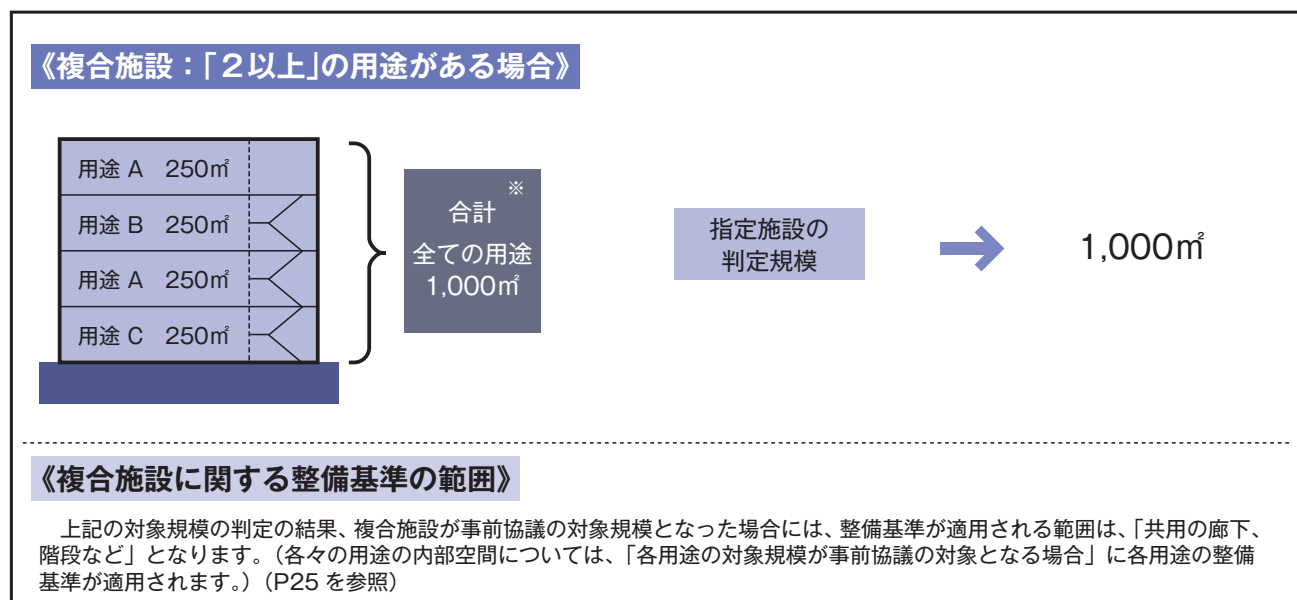
① 敷地単位で面積を算定します

対象規模の算定方法は、「同一敷地内にある同じ用途の床面積の合計」となります。

例えば、同一敷地内に2棟以上建築物がある場合は、建築物は別棟であっても、同じ用途の床面積を合計して、対象規模以上か判定します。また、例えば、1つの建築物の中に複数の飲食店がある場合は、全ての飲食店の床面積の合計で、対象規模以上か否か判定します。



「2以上」の一般都市施設の用途がある場合、上記の判定に合わせて、指定施設の「複合施設」に該当するか判定が必要です。なお、バリアフリー法対象施設としては「複合施設」は特別特定建築物に該当がないため、判定は不要です。



② 増築等(増築、改築、用途変更)では、指定施設とバリアフリー法対象施設で算定方法が異なります

指定施設：用途に供する部分の床面積の合計（既存部分を含む）

⇒増築等の場合、既存部分に同じ用途がある場合、既存部分も含めた床面積を合計します。



※ただし、増築等の場合、別表第9に掲げる整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の部分だけの面積の合計となります。詳しくはP33-1をご参照ください。

バリアフリー法対象施設：増築等に係る部分のみの用途に供する部分の床面積の合計

⇒増築等の場合、増築等の部分だけの面積の合計となります。



③ 大規模の修繕・模様替を行う場合の算定方法

指定施設・一般都市施設が対象です。対象規模の算定方法は、大規模の修繕・模様替する用途と同じ用途の床面積（既存部分を含む）の合計となります。

④ 共用部分の算定方法

1つの建物に複数の用途があり、廊下・階段・エレベーター等の共用部分がある場合は、当該用途の専有部分の床面積だけでなく、共用部分の床面積を按分して算入します。

《共用部分の算定方法》

右図の場合、出入口から飲食店部分と物販店舗部分へ至るまでに利用する廊下等の共用部分があるため、飲食店の合計面積 400 ㎡と物販店舗の合計面積 200 ㎡の割合（2：1）で、共用部分を按分して、各部分と合計します。

例）飲食店の対象規模

$$400 \text{ ㎡} + 100 \text{ ㎡} = 500 \text{ ㎡}$$

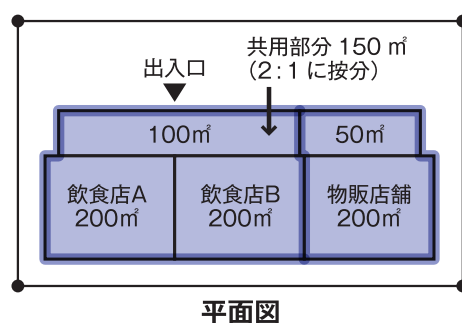
物販店舗の対象規模

$$200 \text{ ㎡} + 50 \text{ ㎡} = 250 \text{ ㎡}$$

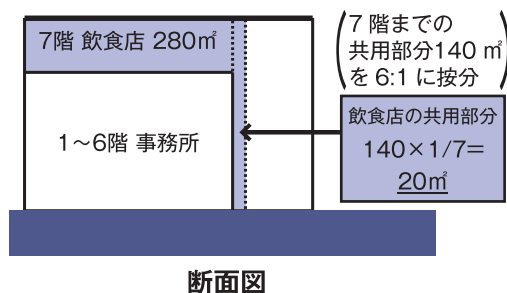
また、ビルの7階部分を用途変更する場合、出入口から7階に至るまでに利用する階段やエレベーター等の共用部分があるため、当該共用部分を共用している1～6階と7階との割合（6：1）で按分して合計します。

例）7階飲食店の対象規模

$$280 \text{ ㎡} + 20 \text{ ㎡} = 300 \text{ ㎡}$$



7階建てビル



対象規模算定方法の具体例

対象規模算定方法の

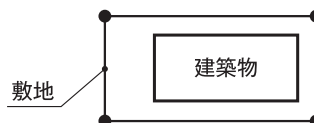
具体例

条件 飲食店・物販店舗の対象規模：各々 300 m²以上

凡例

指定施設の判定のための対象規模の算定範囲

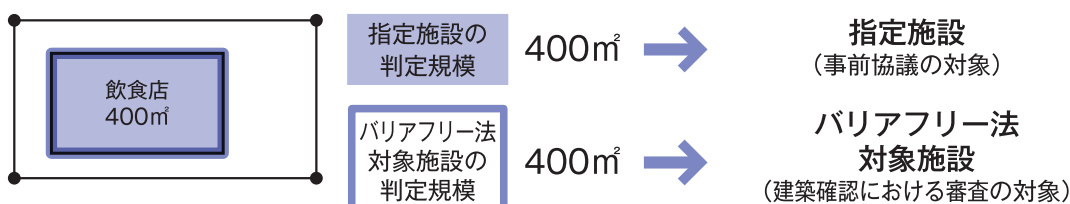
バリアフリー法対象施設の判定のための対象規模の算定範囲



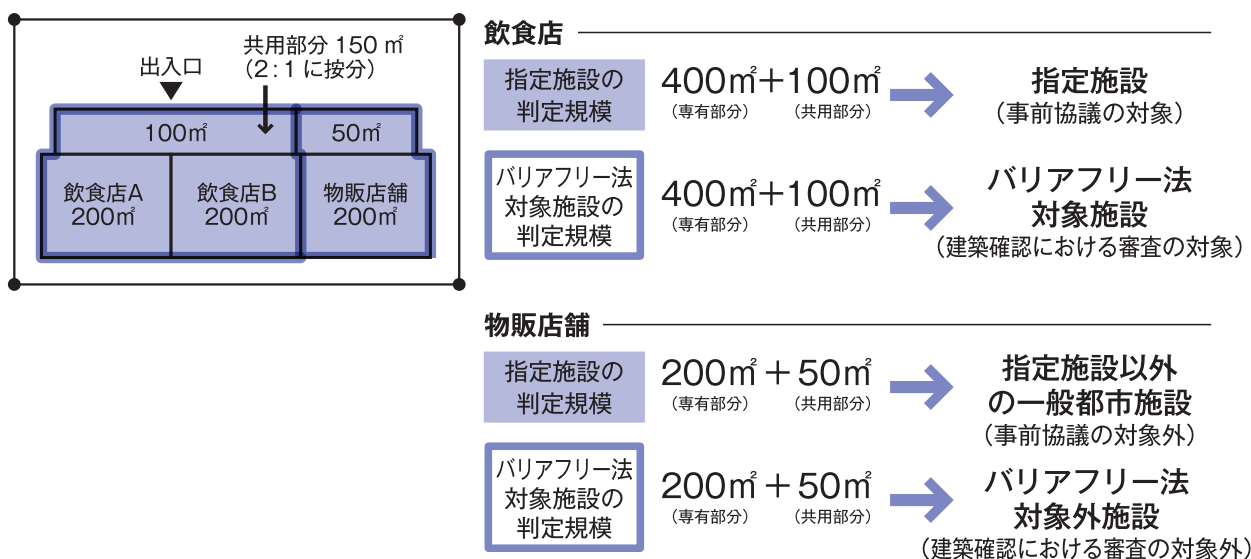
新築の場合

例えば、飲食店・物販店舗を新築する場合は以下のように算定します。

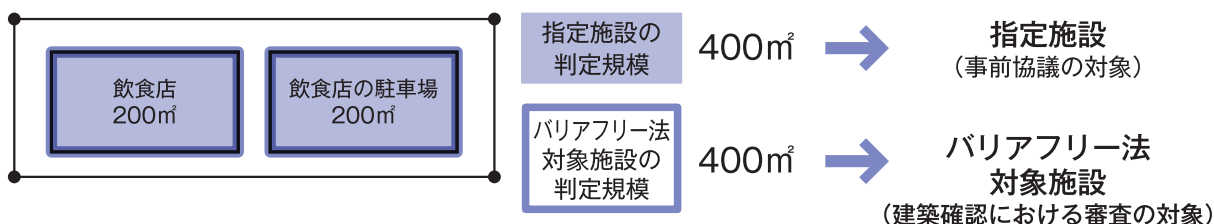
パターンⅠ 1 棟・1 用途の場合：施設全体の床面積で対象規模を算定します。



パターンⅡ 1 棟に複数の用途がある場合：用途ごとの専有部分の床面積と、共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。



パターンⅢ 2 棟以上の場合：同じ敷地内の同じ用途の部分を含算した面積で対象規模を算定します。



※飲食店用の駐車場は、飲食店に付属するものとして、用途は「飲食店」になります。

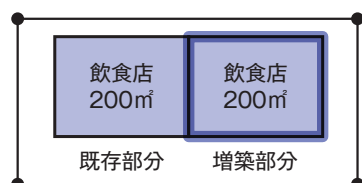
対象規模算定方法の具体例

増築の場合

例えば、飲食店を増築する場合は以下のように算定します。

パターンⅣ 1棟・1用途の場合：指定施設は、既存部分も含めた床面積の合計で対象規模を算定します。

バリアフリー法対象施設は、増築部分の床面積だけで対象規模を算定します。



指定施設の
判定規模

400㎡ →

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

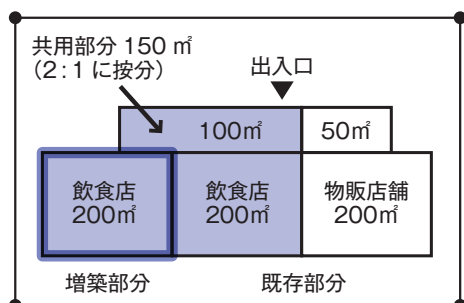
200㎡ →

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

パターンⅤ 1棟に複数の用途がある場合：飲食店の専有部分を増築する場合

指定施設は、専有部分の床面積（増築部分＋既存部分）と共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。

バリアフリー法対象施設は、増築部分の床面積だけで対象規模を算定します。



飲食店

指定施設の
判定規模

400㎡ + 100㎡
(専有部分) (共用部分)

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

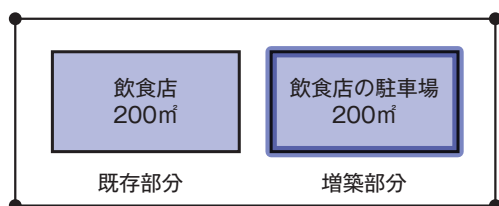
200㎡
(増築部分のみ)

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

物販店舗

増築部分がないので、事前協議もバリアフリー法も対象外

パターンⅥ 2棟以上の場合：同じ敷地内の同じ用途の部分を合算した面積で対象規模を算定します。



指定施設の
判定規模

400㎡ →

指定施設
(事前協議の対象)

バリアフリー法
対象施設の
判定規模

200㎡ →

バリアフリー法
対象外施設
(建築確認における審査の対象外)

※飲食店の駐車場は、飲食店に付属するものとして、用途は「飲食店」になります。

6 整備基準の種類と構成

(1) 整備基準の考え方

① 一般都市施設整備基準

条例第25条第2項、規則別表第2

一般都市施設整備基準は、高齢者、障害者等の日常生活における利用促進を図るため、施設を利用する際に必要な要件となる「施設に入ることができること」を可能にするための具体的な整備項目を規定しています。

指定施設以外の一般都市施設は、新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替をする場合は、一般都市施設整備基準を遵守しなくてはなりません。

② 指定施設整備基準

条例第25条第3項、規則別表第5

指定施設は福祉の観点から公共性の高い施設であるため、指定施設整備基準は、施設利用に際して基本となる「施設の目的・用途を享受できること」を可能にするための条件として、以下の視点に基づき、整備項目を規定しています。

- ・施設に入ることができること
- ・施設内の水平・垂直移動ができること
- ・施設に一定時間滞在できるための便所の整備が図られていること
- ・施設内がわかりやすく計画され、そのための案内・サインが備わっていること
- ・非常時の警報設備に留意すること

指定施設は、新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替をする場合は、指定施設整備基準を遵守しなくてはなりません。また、建築確認の前に事前協議が必要です。

③ 建築物移動等円滑化基準

政令第10条～26条、

条例第21条～第24条、規則別表第1の2・1の3

建築物移動等円滑化基準の整備項目は、政令で規定されている「建築物特定施設」（出入口、廊下等、など）に対して定められています（P.22参照）。具体的な整備項目は、政令に基づく建築物移動等円滑化基準と、バリアフリー法に基づき条例・規則で追加した建築物移動等円滑化基準で規定しています。

バリアフリー法対象施設は、新築、増築、改築、用途変更をする場合は、建築物移動等円滑化基準に適合させなくてはなりません。また、建築確認において確認審査の対象となります。

④ 表示板交付基準

条例第32条、規則第8条、規則別表第11

整備基準に適合している施設の利用を促進するため、表示板交付基準に適合する、よりバリアフリーに配慮した施設には表示板を交付します。

表示板交付基準→P.183

(2) 整備基準の項目

整備基準の具体的な整備項目は以下のとおりです。

一般都市施設整備基準の整備項目	敷地内の通路、出入口
指定施設整備基準の整備項目	①移動等円滑化経路※¹ ②敷地内の通路 ③駐車場 ④出入口※² ⑤廊下等※³ ⑥階段※⁴ ⑦傾斜路※⁵ ⑧エレベーター等※⁶ ⑨便所 ⑩浴室等※⁷ ⑪ホテル又は旅館の客室 ⑫客席及び舞台 ⑬標識 ⑭案内設備 ⑮案内設備までの経路 (以上は建築物移動等円滑化基準との整合を確保) ⑯情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備) ⑰情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備) ⑱誘導設備等 ⑲附帯設備 (高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要なものとして以上の整備項目を設けています。なお本マニュアルでは、整備基準を再掲する形で、⑳乳幼児連れ利用者に配慮した設備、㉑視覚障害者誘導用ブロックの項目を追加しています。)
建築物移動等円滑化基準の整備項目 (政令6条で項目が規定されています)	①移動等円滑化経路※¹ ②敷地内の通路 ③駐車場 ④出入口※² ⑤廊下等※³ ⑥階段※⁴ ⑦傾斜路※⁵ ⑧エレベーター等※⁶ ⑨便所 ⑩浴室等※⁷ ⑪ホテル又は旅館の客室 ⑫客席 ⑬標識 ⑭案内設備 ⑮案内設備までの経路

※1「移動等円滑化経路」

指定施設整備基準及び建築物移動等円滑化基準においては、②以降の各整備項目の基準のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路として規定しています。詳細は「Ⅱ施設整備マニュアル編」の「1 移動等円滑化経路」(P.62)を参照してください。

※2「出入口」

建築物の出入口の他、利用居室の出入口や、車いす使用者用便房の 出入口も該当します。

※3「廊下等」

廊下その他これに類するものを含みます。ロビーやホール、エレベーターの乗降ロビー、階段や傾斜路の踊場で廊下に接続しているものも含まれます。また、便所の中の車いす使用者用便房までの経路及び劇場等の客席出入口から車いす使用者用部分までの経路も廊下等に該当します。

※4「階段」

階段の踊場も含みます。なお、廊下等に段差がある場合は、その段差は階段に該当します。

※5「傾斜路」

傾斜路の踊場も含みます。なお、廊下等に傾斜がある場合は、その傾斜部分は傾斜路に該当します。

※6「エレベーター等」

エレベーターや段差解消機が該当します。

※7「浴室等」

浴室、シャワー室又はそれに付随する更衣室が該当します。

7 整備基準の適用

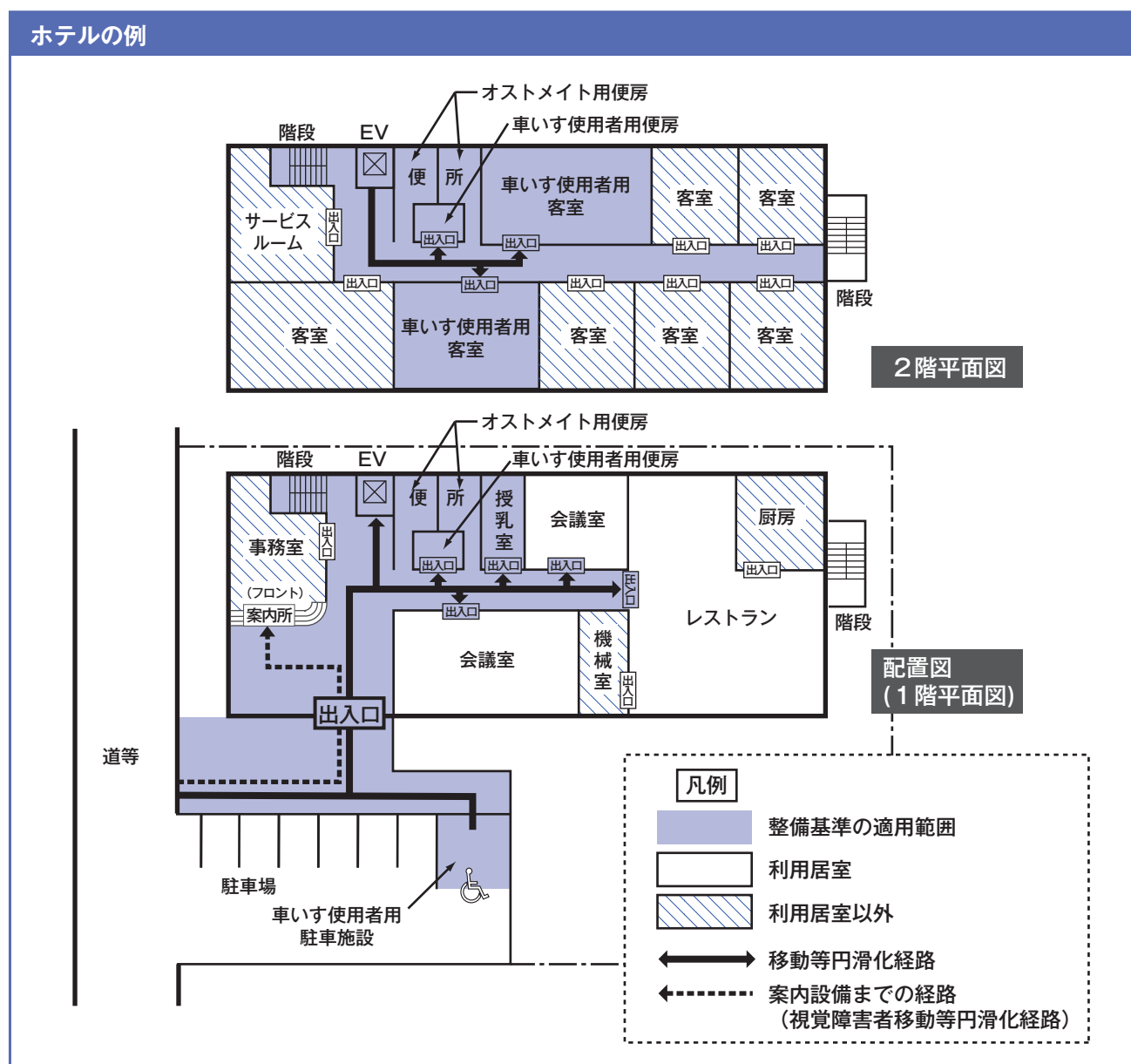
(1) 整備基準の適用の範囲

① 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の場合

整備基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」部分として利用居室や利用居室へ至る経路、当該利用者が使用する便所・駐車場等に適用されます。

例えば、下図のホテルの例では、レストラン、会議室など「不特定かつ多数の者が利用する居室」は、「利用居室」として整備基準が適用されます。また、車いす使用者用客室など「主として高齢者、障害者等が利用する居室」も、「利用居室」として整備基準が適用されます。さらに、これらの「利用居室」に至る経路や当該利用者が使用する便所・駐車場等にも整備基準が適用されます。

しかし、厨房、機械室、事務室、サービスルームなどは従業員が使用し、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設」にはあたらないため、「利用居室以外」として、整備基準の適用対象外となります。



障害を理由とする差別の解消

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。この法律では、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、負担になり過ぎない範囲での合理的配慮（※）の提供を求めています。

また、令和 6 年 4 月に、これまでは努力義務とされていた民間事業者の障害者への合理的配慮が、国の行政機関等と同様、法的な義務として課されるようになりました。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
民間事業者	禁止 してはならない	努力義務 するように努めなければならない → 法的義務 しなければならない (R6.4 月～)
国の行政機関、地方公共団体等	禁止 してはならない	法的義務 しなければならない

また、平成 28 年 4 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「改正障害者雇用促進法」）が施行され、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害者が働く際の支障を改善するための合理的配慮の提供義務等が定められ、あわせて 30 年 4 月には法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率が引き上げられました。

これらの法律により、障害のある人への配慮が強く求められてきています。このような社会背景を踏まえると、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に定められている整備基準の適用範囲外となる「利用居室の内部」や「従業員のみが利用する事務室」などについても、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい空間となるよう配慮することが望ましいと言えます。

※ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、障害のある人にとって日常生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと

●車いす使用者の職員がいる職場での工夫の例●



通路の幅員を広げ業務上必要となる動線を確保する。

《その他の工夫の例》

- ・プリンター：手の届くよう低い位置に設置する。
- ・付箋やペンなど職場の共用品の保管場所：
 - ①通路幅員を広げる。
 - ②保管場所周辺は広めの空間を確保する。

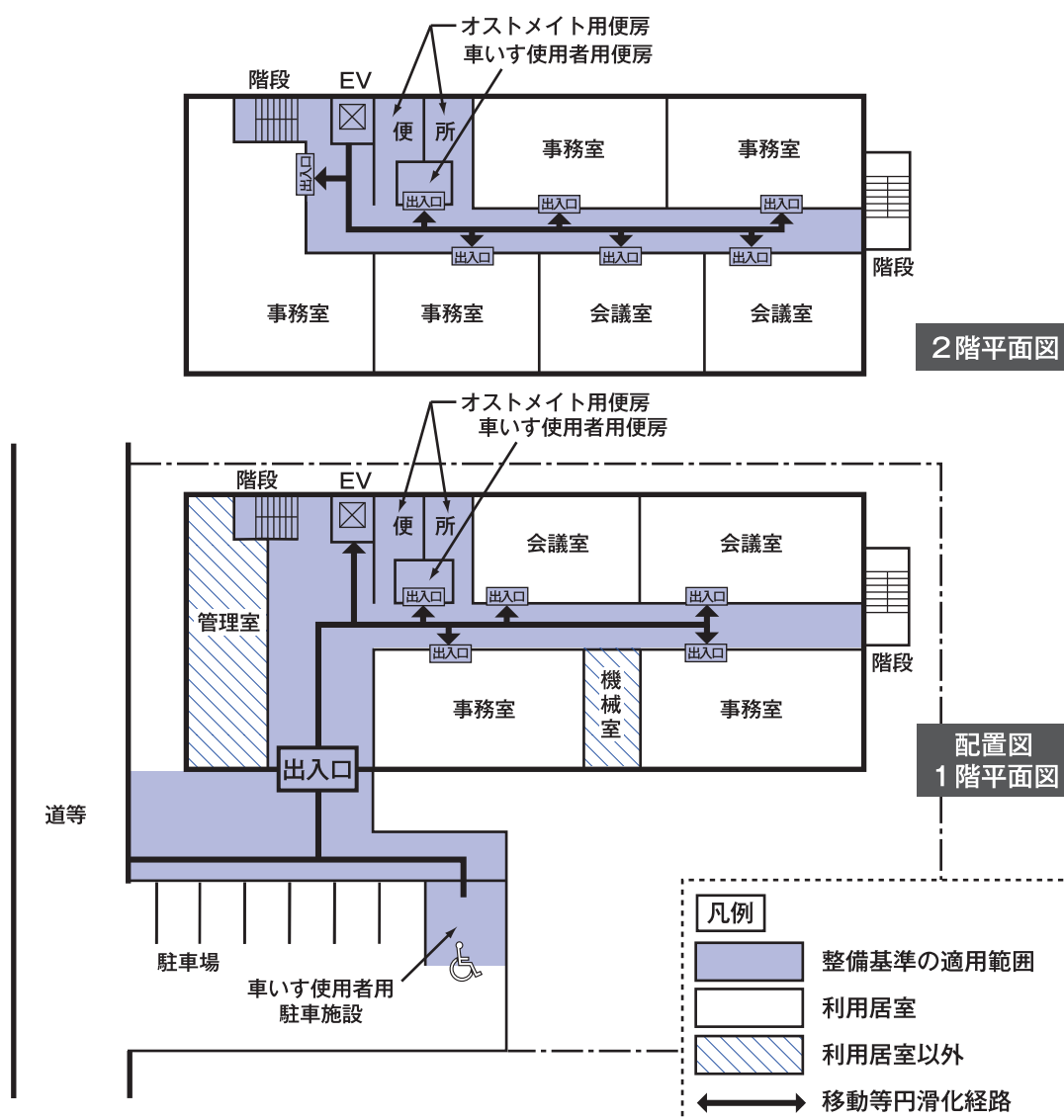
このような工夫例はあくまで一例です。必要な配慮について本人と話し合うことが大切です。

② 多数の者が利用する建築物の場合

事務所、工場、学校（特別支援学校を除く）、保育所、共同住宅等は、整備基準の各規定について、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」という部分を「多数の者が利用する」に読み替えて整備基準が適用されます。（P.26（参考2）読み替えに関する規定を参照してください。）

なお、共同住宅では、居住者が共用で使用する集会室等や共用の便所、来客用駐車場等や、そこに至る経路に整備基準が適用されるほか、各住戸までの経路にも移動等円滑化経路として整備基準が適用されます。

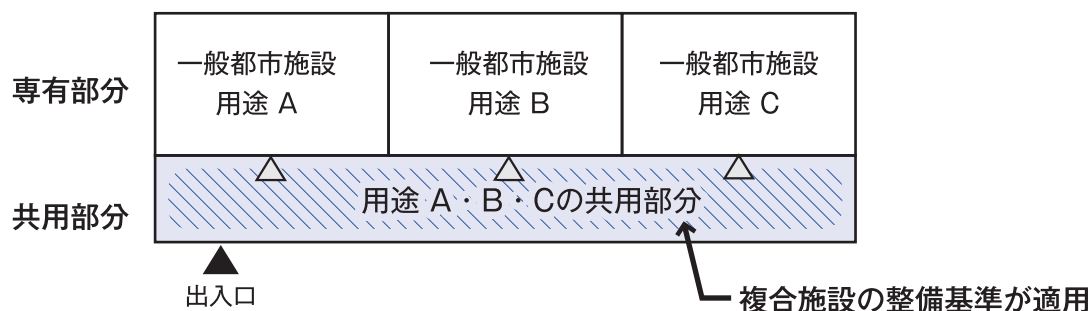
事務所の例



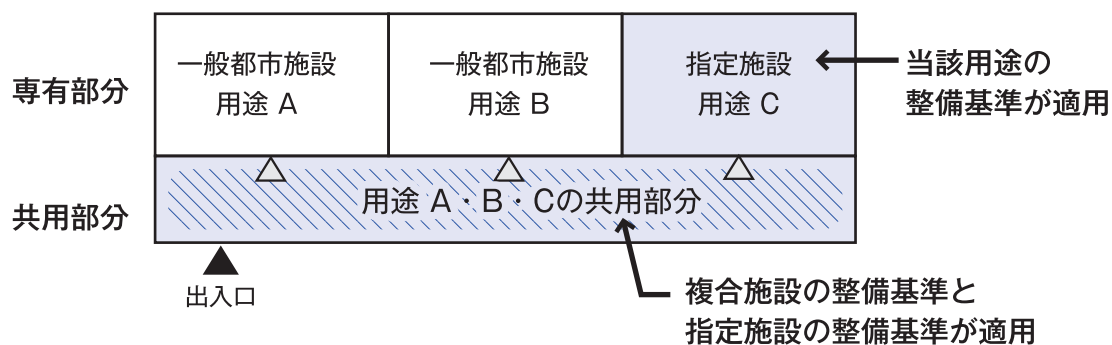
③ 複合施設の場合

1,000㎡以上の複合施設については、各用途の共用部分に、「複合施設の指定施設整備基準」が適用されます。また、各用途が指定施設に該当する場合は、その共用部分に「当該指定施設の整備基準」も合わせて適用されます。

各用途が指定施設に該当しない場合



各用途のうち一部が指定施設に該当する場合



(参考 1) 施設の利用者に応じた用途の例

利用者		店舗・事務所	福祉施設	教育施設	共同住宅等
多数の者が利用	不特定	物販店舗 サービス業店舗 官公署	老人福祉センター、児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
	主として高齢者、障害者等		老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するもの	特別支援学校	
	主として視覚障害者		点字図書館	盲学校	
	上記以外 (特定の者が利用)	事務所	保育所 許可外保育施設	上記以外の学校	共同住宅 寄宿舍

※利用状況によって異なる場合があります。

(参考2) 読み替えに関する規定

○バリアフリー法 施行令

第24条 (公立小学校等に関する読み替え)

公立小学校等についての第11条から**第13条**まで、**第14条第1項**、**第17条**、第18条第1項、**第19条第1項**及び前条の規定(次条において「読み替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第5条第一号に規定する公立小学校等」とする。

第25条 (条例で定める特定建築物に関する読み替え)

法第14条第3項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読み替え対象規定の適用については、読み替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、**第23条**中「特別特定建築物」とあるのは「法第14条第3項の条例で定める特定建築物」とする。

○福祉のまちづくり条例

第23条 (公立小学校等及び条例で定める特定建築物に関する読み替え)

公立小学校等及び第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

○福祉のまちづくり条例施行規則

別表第1の2

(備考) 2 公立小学校等及び条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第1の4

(備考) 2 条例第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第5

(備考) 1 別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第9

(備考) 20 別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号の規定するものを除く。)、30の項から32の項まで及び34の項に掲げる施設については、備考**19**(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表第11

(備考) 別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(同条第1号に規定する特別支援学校を除く。)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項、32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(2) 増築等（増築・改築・用途変更）の場合における 既存部分への適用について

政令第23条

条例第22条、規則別表第9

増築等をする場合は、以下の①～⑥の部分に整備基準が適用されます。

① 増築等に係る部分

増築等を行う部分について、整備基準が適用されます。

② 道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から道等までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。そのため、既存部分が移動等円滑化経路になる場合は、既存部分に整備基準が適用されます。（利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路に整備基準が適用されます。）

③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

増築等を行う階の数及び面積に応じて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の設置及び「車いす使用者用便房」の設置が必要になります。詳細については、「Ⅱ施設整備マニュアル編」のP99-1～99-4を参照してください。

また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合、そのうち1箇所以上は、「オストメイト用便房」を1以上設置する必要があるため、既存部分に整備基準に適合した便房がない場合は、既存便所を改修若しくは増築等部分に基準に適合した便房を整備する必要があります。

④ 車いす使用者用便房から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用便房までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。この車いす使用者用便房は、増築等部分・既存部分どちらにあるものでも構いません。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用便房までの経路を整備する必要があります。

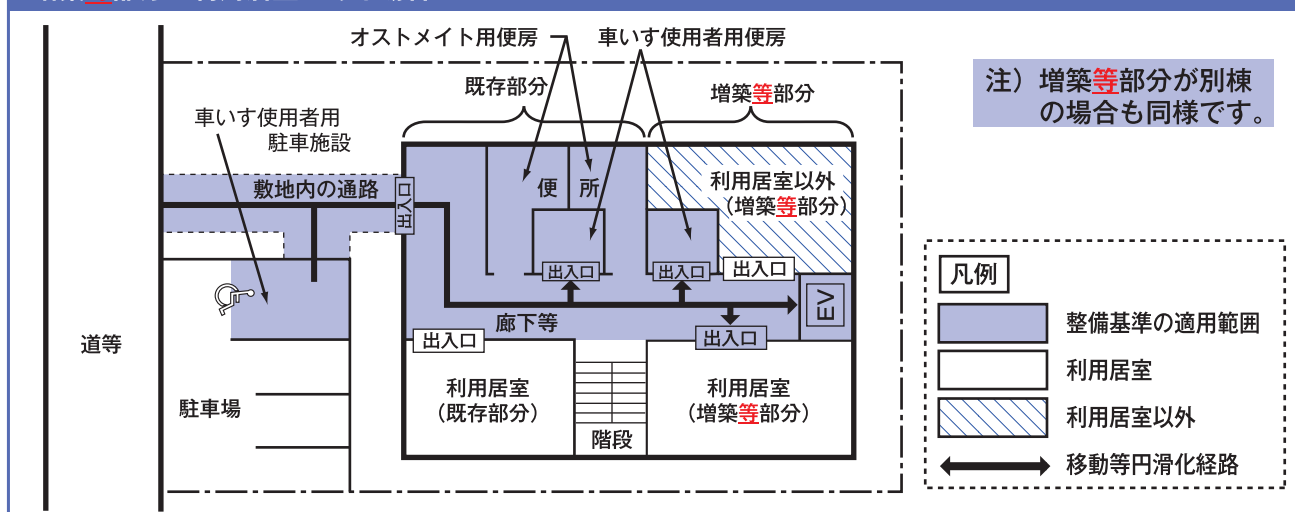
⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

上記の者が利用する駐車場がある場合は、整備基準に適合した車いす使用者用駐車施設を設置する必要があります。

⑥ 車いす使用者用駐車施設から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路

増築等部分にある利用居室から車いす使用者用駐車施設までの経路を移動等円滑化経路として整備する必要があります（※）。なお、増築等部分に利用居室がない場合は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路を整備する必要があります。

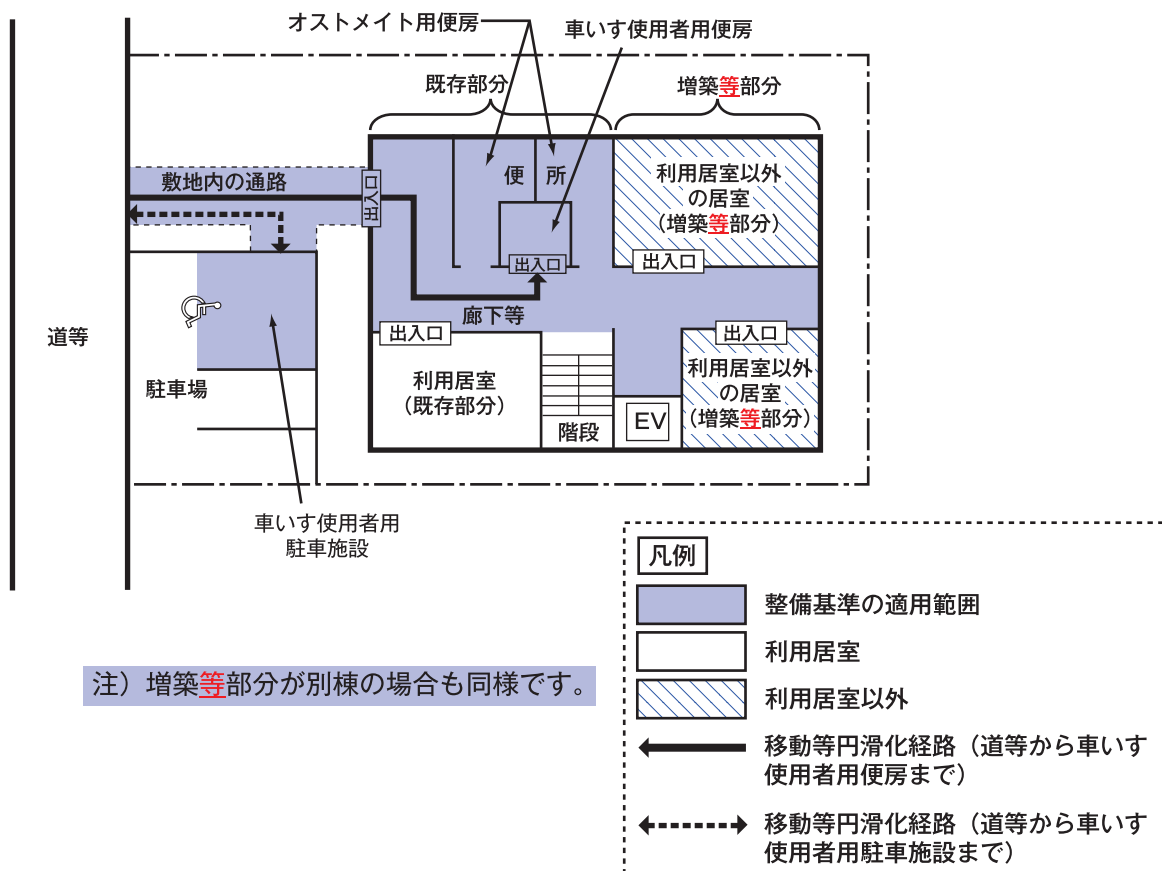
増築等部分に利用居室がある場合



（※）利用居室が劇場等の客席である場合は、車いす使用者用経路を含みます。

増築等部分に利用居室がない場合

増築等部分に利用居室がない場合でも、P.27 の③～⑥が適用される場合は、既存部分に整備基準が適用されます。



(3) 大規模修繕等の場合における適用について

建築物の大規模修繕等をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、指定施設整備基準が適用されます。(規則別表9 備考21 参照)。

(4) 整備基準の項目の適用について

整備基準の具体的な項目はP.22のとおりですが、これらの項目がどのように適用されるかについては、以下のとおりです。

■ 一般都市施設整備基準の適用について

一般都市施設整備基準の整備項目は、指定施設以外の全ての一般都市施設に適用されます。

■ 指定施設整備基準の適用について

指定施設整備基準の整備項目は、指定施設の用途及び規模に応じて、適用される項目が異なります。また、増築等(増築、改築、用途変更、大規模修繕・模様替)の場合の整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の床面積の部分で算定します。(規則別表第9) 詳しくは、P.29～P.33-1をご参照ください。

■ 建築物移動等円滑化基準の適用について

建築物移動等円滑化基準の整備項目は、全てのバリアフリー法対象施設に適用されます。

規則別表9 建築物整備基準適用一覧 (※1、※19、※21)

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 (子育て設備の規定を除く。)	5 廊下等 (子育て設備の規定に限る。) ※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所 (子育て設備の規定を除く。)	9 便所 (子育て設備の規定に限る。) ※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17 情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	18 誘導設備等	19 附帯設備
1 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。） ※20	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	
3 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	
4 病院	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	※26	○			
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	※26	○		○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	300㎡未満	○	※7		○	※9	※12		○	※7	○	※17			○	※4	※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
7 助産所	300㎡未満	○	※5	○	○	※5	○	※5	※5	○	○	○			○	○						
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	※5	○	○	※5	○	※5	※5	○	○	○			○	○					○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
8 薬局	300㎡未満	○	※7		○	※9	※12		○	※7	○	※17			○	※4	※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○			○	
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあつては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
9 学校 ※20	300㎡未満	○	○ ※5		○	○ ※5		○ ※5	○ ※5							○ ※4	○ ※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○ ※5		○	○ ※5		○ ※5	○ ※5		○ ※17					○ ※4	○ ※4					○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○ ※13	○	○	○	○	○ ※13	○		○	○	○	○	○	○	○	○
10 自動車教習所 その他これに類するもの ※20	300㎡未満	○	○ ※5		○	○ ※5		○ ※5	○ ※5							○ ※4	○ ※4					
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○ ※5		○	○ ※5		○ ※5	○ ※5		○ ※17					○ ※4	○ ※4					○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
11 博物館、美術館 又は図書館	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○ ※26	○			○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○ ※26	○			○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 博物館類似施設 その他これに類する施設	300㎡未満	○	○ ※5	○	○	○ ※5		○ ※5	○ ※5	○	○		○			○	○					○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○ ※5	○	○	○ ※5		○ ※5	○ ※5	○	○		○			○	○					○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
13 集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂	300㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○ ※26	○			○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		<u>○</u>		○	○	○ ※26	○			○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	300㎡未満	○	○ ※5	○	○	○ ※5		○ ※5	○ ※5	○	○	○										○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○ ※5	○	○	○ ※5		○ ※5	○ ※5	○	○	○										○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	300㎡未満	○	○		○	○ ※10		○ ※10	○							○	○	○ ※26	○	○		○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○ ※26	○	○		○
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○
16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	300㎡未満	○	○ ※7		○	○ ※12			○ ※7													
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○	○	○ ※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○ ※26	○				
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあつては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所（子育て設備の規定を除く。）	9 便所（子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
17 公衆便所	全ての施設	○	○	○	○	○		○	○	○	○※22 ※23	○	○			○	○	○	○			
18 認可外 保育施設 ※20	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○									
	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○			○	○					○
19 百貨店、マ ーケットその 他の物品販売 業を営む店 舗（薬局を除 く。）	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○
20 飲食店	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○		○	○
21 クリーニング 取次店、質 屋、貸衣装屋 その他これら に類するサー ビス業を営む 店舗	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○		○				○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○※26	○			○
22 劇場、観覧 場、映画館 又は演芸場	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 遊技場	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○※26	○			
	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○※24	○	○	○	○	○※24	○			○	○	○※26	○		○	○
24 キャバレー、 料理店、ナイト クラブ、ダン スホールその 他これらに 類するもの	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○									
	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○		○			○	○				○	○
25 公衆浴場	1000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○※26	○			○
26 体育館、水泳 場、ボーリン グ場その他こ れらに類する 運動施設 ※20	1,000㎡以上	○	○	○	○	○	○※14	○	○	○	○	○	○※14			○	○	○※26	○		○	○
27 ホテル又は旅館	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○※26	○		○	○
28 ホテル又は旅 館以外の宿泊 施設	1,000㎡以上	○	○※5	○	○	○※5		○※5	○※5	○	○	○	○			○	○				○	○
29 展示場	1,000㎡以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○※26	○		○	○
30 事務所 ※20	1,000㎡以上	○	○※5	○※8	○	○※5 ※11		○※5 ※11	○※5	○※16	○※18					○※4	○※4					○
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

区分	用途に供する部分の床面積（増築、改築、用途の変更、大規模の修繕（建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積）の合計	整備項目																				
		1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 駐車場	4 出入口	5 廊下等 （子育て設備の規定を除く。）	5 廊下等 （子育て設備の規定に限る。）※2	6 階段	7 傾斜路	8 エレベーターその他の昇降機	9 便所 （子育て設備の規定を除く。）	9 便所 （子育て設備の規定に限る。）※3	10 浴室又はシャワー室	11 ホテル又は旅館の客室	12 客席及び舞台	13 標識	14 案内設備	15 案内設備までの経路	16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	17 情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）	18 誘導設備等	19 附帯設備
31 工場 ※20	1,000㎡以上	○	○ ※5	○ ※8	○	○ ※5 ※11		○ ※5 ※11	○ ※5	○ ※16	○ ※18					○ ※4	○ ※4					○
32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ※20	1,000㎡以上	○	○ ※5	○ ※8	○	○ ※5 ※11		○ ※5 ※11	○ ※5	○ ※16	○ ※18					○ ※4	○ ※4					○
33 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000㎡以上	○	○ ※5	○	○	○ ※5		○ ※5	○ ※5	○	○	○	○			○	○					○
34 共同住宅 ※20	1,000㎡以上	○	○ ※5 ※25	○	○	○ ※5		○ ※5 ※15 ※25	○ ※5	○	○	○				○	○					
35 寄宿舎	1,000㎡以上	○	○ ※5		○	○ ※5 ※11		○ ※5 ※11	○ ※5	○ ※16												
36 地下街	300㎡未満	○	○ ※6		○ ※9	○ ※12		○ ※6	○ ※6							○ ※4	○ ※4					○
	300㎡以上 1,000㎡未満	○	○ ※6		○ ※9	○ ※12		○ ※6	○ ※6		○ ※17					○ ※4	○ ※4					○
	1,000㎡以上	○	○ ※6	○ ※8	○ ※9	○ ※12		○ ※6	○ ※6	○ ※18						○ ※4	○ ※4				○	○
37 複合施設	1,000㎡以上	○	○ ※5	○ ※8	○ ※9	○ ※5 ※11		○ ※5 ※11	○ ※5	○ ※16	○ ※18					○ ※4	○ ※4			○	○	
		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

（備考） 表中の数字は、（上段：規則別表第5の整備項目番号 下段：規則別表第1の区分番号）を示します。

※1	○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。
※2	廊下等の子育て設備の規定とは、5 廊下等(2)キ及びクをいう。
※3	便所の子育て設備の規定とは、9 便所(6)イ(7)及び(4)をいう。
※4	13 標識 及び 14 案内設備に規定する整備基準は、適用しない。ただし、これらの施設が標識及び案内設備を設ける場合にあっては、13 標識及び 14 案内設備に規定する整備基準を遵守しなければならない。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、9 学校（1,000 ㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000 ㎡未満）、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※5	2 敷地内の通路(1)イ、5 廊下等(1)イ、6 階段(1)オ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：7 助産所（1,000 ㎡未満）、9 学校（1,000 ㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000 ㎡未満）、12 博物館類似施設その他これに類する施設（1,000 ㎡未満）、14 集会場（全ての集会室の床面積が 200 ㎡以下のものに限る。）（1,000 ㎡未満）、18 認可外保育施設、24 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、28 ホテル又は旅館以外の宿泊施設、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、33 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、34 共同住宅、35 寄宿舎、37 複合施設
※6	2 敷地内の通路(1)イ、6 階段(1)オ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：36 地下街
※7	2 敷地内の通路(1)イ及び7 傾斜路(1)エに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300 ㎡未満）
※8	3 駐車場に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※9	4 出入口に規定する整備基準は、直接地上へ通ずる主要な出入口について適用する。 対象区分：6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300 ㎡未満）、8 薬局（300 ㎡未満）、36 地下街、37 複合施設

※10	5 廊下等 ((1) イ及び(2) エを除く。)及び6 階段 ((1) オを除く。)に規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 (300 ㎡未満)
※11	5 廊下等 (2) イ及び6 階段 (1) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍、37 複合施設
※12	5 廊下等に規定する整備基準については、同項 (2) オに限り適用する。 対象区分：6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。)(300 ㎡未満)、8 薬局 (300 ㎡未満)、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 (300 ㎡未満)、36 地下街
※13	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イに規定する整備基準は、当該施設が幼稚園の場合に限り適用する。 対象区分：9 学校
※14	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イに規定する整備基準は、体育館及び水泳場にあつては、当該施設が一般公共の用に供される施設である場合に限り適用する。 対象区分：26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設
※15	6 階段 (1) キからサまで及び(4)に規定する整備基準は、8 エレベーターその他の昇降機に規定する整備基準を満たしたエレベーター及びその乗降口ビームを設置した場合に限り、適用しない。 対象区分：34 共同住宅
※16	8 エレベーターその他の昇降機に規定する整備基準は、階数が4以上 (専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設に限り適用する。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍、37 複合施設 この場合において、8 エレベーターその他の昇降機 (1) クに規定する整備基準は、エレベーターのかごの幅が 105cm 以上かつ、後方を確認できる鏡を設置した場合に限り、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35 寄宿舍
※17	9 便所 (4)、(5) 及び (6) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。)(300 ㎡未満)、8 薬局 (300 ㎡未満)、9 学校 (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)、10 自動車教習所その他これに類するもの (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)、36 地下街 (300 ㎡以上 1,000 ㎡未満)
※18	9 便所 (6) アに規定する整備基準は、適用しない。 対象区分：30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設
※19	建築物の増築又は改築 (用途の変更をして指定施設にすることを含む。)(1) において「増築等」という。)をする場合には、次に掲げる建築物の部分 (第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれかの経路に係る部分) に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から (1) に掲げる部分にある利用居室までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) (1) に掲げる部分にある利用居室 (当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。)(6) において同じ。) から車いす使用者用便所 (3) に掲げる便所に設けられるものに限る。) までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (6) 車いす使用者用駐車施設 (5) に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から (1) に掲げる部分にある利用居室までの経路 (当該利用居室が不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
※20	備考 19(3) 及び (5) 中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 対象区分：2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (認可外保育施設及び政令第5条第9号に規定するものを除く。)、9 学校 (同条第1号に規定するものを除く。)、10 自動車教習所その他これに類するもの、18 認可外保育施設、26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (同条第11号に規定するものを除く。)、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、34 共同住宅
※21	建築物の大規模修繕等 (建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をする場合には、当該大規模修繕等に係る部分に限り、別表第5に規定する整備基準を適用する。
※22	9 便所 (5) キに規定する整備基準は、適用しない。ただし、この施設が非常用呼出しボタンを設ける場合にあっては、9 便所 (5) キに規定する整備基準を遵守しなければならない。 対象区分：17 公衆便所 (別表第1 3公園の部公園の項指定施設の欄に掲げる公園又は緑地に設けるものに限る。)
※23	9 便所 (6) ア (イ) に規定する整備基準のうち汚物入れに係る規定は、この公園又は緑地を管理するものが常駐している場合を除き、適用しない。 対象区分：17 公衆便所 (別表第1 3公園の部公園の項指定施設の欄に掲げる公園又は緑地に設けるものに限る。)
※24	5 廊下等 (2) キ及びク並びに9 便所 (6) イ (いずれも別表第11号において準用する場合を含む。)に規定する整備基準は、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については、適用しない。
※25	2 敷地内の通路 (1) ウ (7) f 及び (6 階段 (1) アにおいて準用する場合を含む。)に規定する整備基準は適用しない。 対象区分：34 共同住宅
※26	15 案内設備までの経路 (1) アの中で、「歩道上から」とあるのは、「道等から」とする。 対象区分：5 診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)(1,000 ㎡未満)、6 診療所 (患者の収容施設がないものに限る。)(1,000 ㎡未満)、8 薬局 (1,000 ㎡未満)、11 博物館、美術館又は図書館 (1,000 ㎡未満)、13 集会場 (一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるものに限る。)(1,000 ㎡未満)、15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗 (銀行を除く。)(1,000 ㎡未満)、16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗、19 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (薬局を除く。)(1,000 ㎡未満)、20 飲食店、21 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、22 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (1,000 ㎡未満)、23 遊技場、25 公衆浴場、26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設、27 ホテル又は旅館、29 展示場

別表9の整備項目を適用する規模の算定方法の

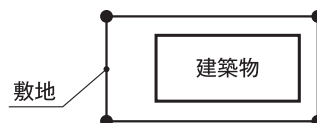
具体例

規則別表9の整備項目を適用する規模の算定方法の具体例

条件 飲食店・物販店舗の対象規模：各々 300 ㎡以上

凡例

- ：指定施設の判定のための対象規模の算定範囲
- ：別表9の整備項目を適用する規模の算定範囲



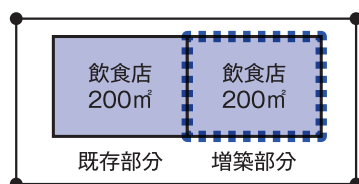
増築等（増築、改築、用途変更、大規模修繕・模様替）の場合、別表9の整備項目を適用する規模の算定においては、増築等の部分のみの床面積で算定します。なお、算定した結果、適用しない規模の増築等であっても、事前協議は必要です。

増築の場合

例えば、飲食店を増築する場合は以下のように算定します。

パターンⅠ 1棟・1用途の場合：指定施設において事前協議の対象となる規模の算定は、既存部分も含めた床面積の合計で算定します。

規則別表9に掲げる整備項目を適用する規模の算定は、増築等部分の床面積で算定します。



指定施設の判定規模 400㎡ → 事前協議の対象

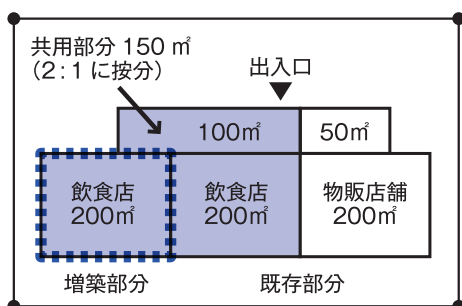
別表9の整備項目適用の判定規模 200㎡ → 別表9の整備項目の適用なし

※ この場合、整備項目の適用がないことを確認するための事前協議は必要です。

パターンⅡ 1棟に複数の用途がある場合：飲食店の専有部分を増築する場合

指定施設は、専有部分の床面積（増築部分＋既存部分）と共用部分の床面積を按分して加えた床面積で対象規模を算定します。

規則別表9に掲げる整備項目を適用する規模の算定は、増築等部分の床面積で算定します。



飲食店

指定施設の判定規模 $400\text{㎡} + 100\text{㎡}$ (専有部分) (共用部分) → 事前協議の対象

別表9の整備項目適用の判定規模 200㎡ (増築部分のみ) → 別表9の整備項目の適用なし

※ この場合、整備項目の適用がないことを確認するための事前協議は必要です。

同一敷地内に、別棟で増築する場合の算定も同様です。事前協議の対象となる規模の判定には既存棟の床面積を含めて算定しますが、別表9の整備項目の適用にかかる規模の判定には、既存棟は含まず、増築棟の床面積で算定します。

8 適用除外の考え方

整備基準については、適用除外とすることができる規定があります。いずれも特殊な場合に限定されます。

(1) ただし書き・許可による適用除外

「整備基準の遵守（ただし書き）」

条例第26条

条例第26条では、一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準の遵守義務については、「（略）ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合にあっては、この限りでない。」と規定しています。

「適用除外」

条例第24条

条例第24条では、建築物移動等円滑化基準の適用除外については、「（略）市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。」と規定しています。

なお、バリアフリー法で定められている規模の特別特定建築物（政令第5条、2,000㎡以上）については、バリアフリー法で定められた規定（政令の規定）を、本許可により適用除外とすることはできません。

(2) 類似の用途間における用途変更の適用除外

法附則第4条、政令附則第4条、条例附則第7項

バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の附則において、建築物移動等円滑化基準に限り、既存建築物を類似の用途間で用途変更する場合は建築時の整備基準が適用されることが規定されています。

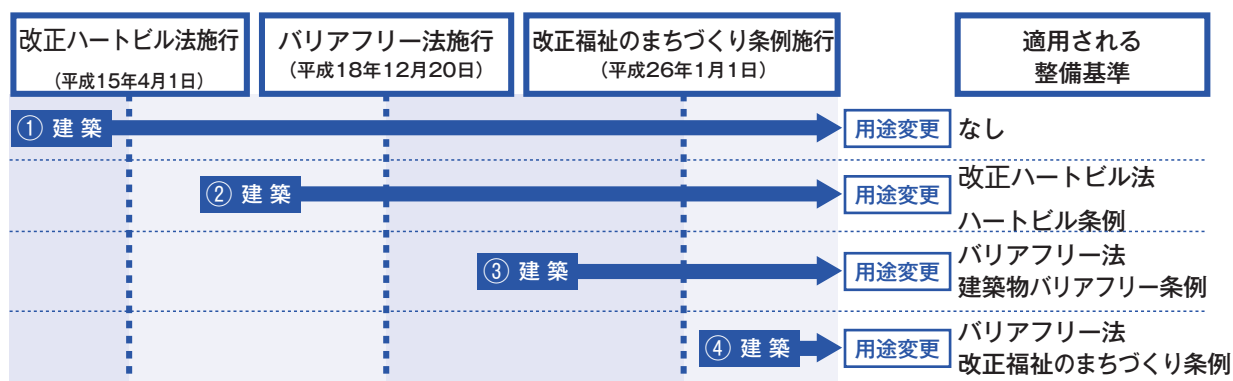
なお、類似の用途間とは、次の各号の中での用途変更となります。

- ① 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- ② 劇場、映画館又は演芸場
- ③ 集会場又は公会堂
- ④ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑤ ホテル又は旅館
- ⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ⑧ 博物館、美術館又は図書館

既存建築物を類似の用途間で用途変更する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の附則に、法律又は条例の改正時期と建築物の建築等がされた時期との前後関係により、当該建築物に適用される基準が異なることが規定されています。

具体的には以下のとおりとなります。

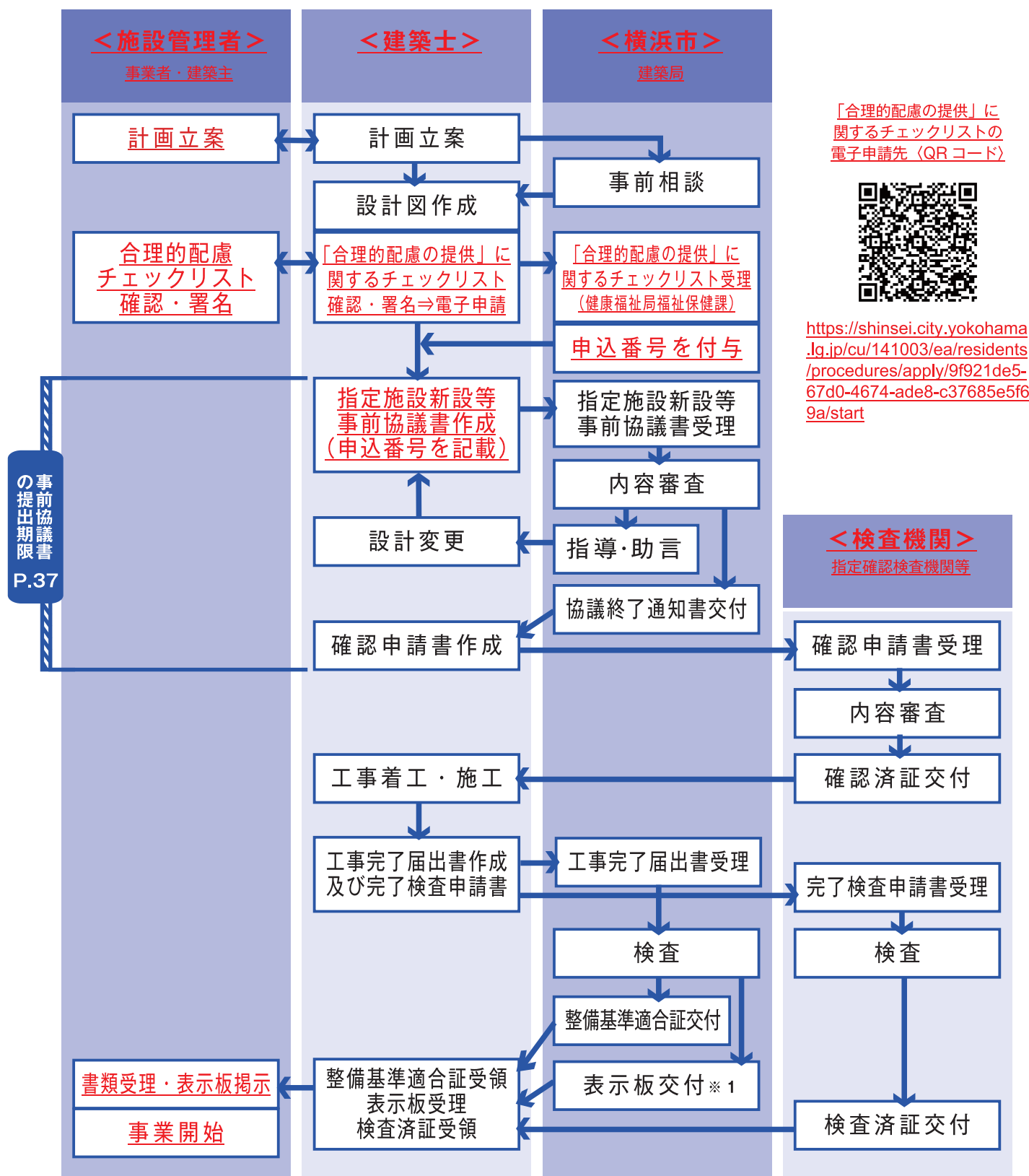
- ① 改正ハートビル法施行日(平成15年4月1日)より前に建築された場合
⇒ 整備基準は適用されません。
- ② 改正ハートビル法施行日後バリアフリー法施行日(平成18年12月20日)より前に建築された場合
⇒ 改正ハートビル法・ハートビル条例の規定が適用されます。
- ③ バリアフリー法施行日後改正福祉のまちづくり条例施行日(平成26年1月1日)より前に建築された場合
⇒ バリアフリー法・建築物バリアフリー条例の規定が適用されます。
- ④ 改正福祉のまちづくり条例施行日後に建築された場合
⇒ バリアフリー法・改正福祉のまちづくり条例の規定が適用されます。



(1) 手続きの流れ

条例第28条～32条

手続きの流れは、次の通りです。



(2) 各手続について

① 「合理的配慮の提供」に関するチェックリストについて

事前協議を実施する前に、「合理的配慮の提供に関するチェックリスト」を横浜市電子申請・届出システムから提出してください。

提出後、システムに表示される申込番号は、指定施設新設等（変更）事前協議書に転記が必要となります。チェックリストは、横浜市電子申請・届出システムまたは横浜市ホームページからダウンロードしてください。

なお変更協議の際は、不要です。

② 事前協議書等について

ア. 指定施設新設等（変更）事前協議書＜第1号様式＞

条例第28条第1項の規定に基づき、指定施設の新築・増築・改築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替を行おうとする指定施設整備者は、事前協議が必要となります。次の期限までに事前協議書（第1号様式）を提出してください。

用途に供する部分の床面積の合計	事前協議書の提出期限
1,000 ㎡以上の指定施設 (建築確認が必要なものに限る)	建築確認申請をしようとする日の 40 日前
1,000 ㎡未満の指定施設 (建築確認が必要なものに限る)	建築確認申請をしようとする日の 30 日前
上記以外の指定施設	工事に着手しようとする日の 30 日前

※事前協議書の提出前に「事前相談」を必要に応じて行っていますので、横浜市役所協議担当課（以下、協議担当課）へお問い合わせをお願いします。特に、大規模施設（建設の構想から確認申請に至るまでの間が複数年を要するもの）にあっては、数回の事前相談を予定しています。

※条例第32条に規定する「表示板」の交付を受けようとする場合は、施行規則別表第11に定める「表示板交付基準」に適合する必要があります。

イ. 指導・助言、協議終了通知書の交付

指定施設新設等（変更）事前協議書について、整備基準に照らし合わせて内容の審査を行います。その過程で指導・助言を含め指定施設整備者と協議を行います。届出書ではなく協議書としたことは、条例第4条各項に規定した事業者の責務にあるとおり、横浜市と指定施設整備者との合意に基づき施設整備を進めることによります。

ウ. 建築基準法に基づく確認申請

バリアフリー法対象施設は、建築確認における審査対象となり、事前協議の有無に関わらず、建築確認申請において、「建築物移動等円滑化基準」の適合について審査します。なお、具体的な審査方法や申請に必要な図書などについては、建築確認申請の提出先にご確認ください。

③ 完了検査等について

ア. 工事完了届出書〈第3号様式〉

条例第29条の規定に基づき、指定施設整備者は、当該協議に係る工事を完了したときは、速やかに第3号様式により工事完了届出書を提出してください。

イ. 完了検査等

現地で完了検査を行う指定施設は次の施設です。

※工事完了届出書の提出前に、協議担当課へご連絡をお願いします。

○表示板交付予定施設

一般都市施設を含み、表示板交付基準に適合しているものを検査します。

○指定施設（新築又は増築等（増築・改築・用途変更）などを行った建築物うち、下記の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の施設）

保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの／老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの／病院／診療所／助産所／学校／博物館、美術館又は図書館／集会所又は公会堂／銀行その他これに類するサービス店舗を営む店舗／理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス行を営む店舗／百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗／飲食店／劇場、観覧場、映画館又は演芸場／遊技場／キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの／公衆浴場／体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設／ホテル又は旅館／展示場／地下街

ウ. 建築基準法に基づく完了検査

バリアフリー法対象施設は、建築確認における検査対象となります。具体的な検査方法や検査申請に必要な図書などについては、完了検査申請先にご確認ください。

④ 適合証の交付

適合証とは、条例第31条の規定に基づき整備基準に適合していると認めることを証する証票（第4号及び第5号様式）です。

工事完了届出書の提出、完了検査の結果を踏まえ、指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、指定施設整備基準適合証を交付します。

また、指定施設以外の一般都市施設を所有し、管理している場合、一般都市施設整備基準に適合させたときは、一般都市施設整備基準適合証を交付します。また、一般都市施設を指定施設整備基準に適合させたときは、指定施設整備基準適合証を交付します。

⑤ 表示板の交付

表示板とは、条例第32条の規定に基づき、表示板交付基準に適合している施設について交付するものです。

だれもが利用しやすい施設整備がなされているということが施設利用者にわかるように、規則に定められた形式の表示板を施設の見やすい箇所に掲示します。表示板の交付を受けたい場合には、車いす使用者等の利用にさらに配慮した表示板交付基準を遵守することになります。（表示板交付基準 P.183参照）

建築物等を計画・設計する際に配慮すべき利用者として以下のような方々があげられます。建築物の計画・設計に際しては、必要に応じてこのような利用者の意見を反映させることが望まれます。また、このような利用者を介助する人の存在も考慮した計画を十分に検討してください。

次ページ以降、各々の障害の特性や留意事項についてまとめているので、計画・設計の際に参考としてください。

対 象 者			参 考 頁
(1) 高齢者			P40
(2) 認知症高齢者			P40-1
身体障害者	肢体不自由	(3) 杖使用者	P41 ~ P42
		(4) 車いす使用者	P43 ~ P47
		(5) 上肢障害者	P48
	(6) 視覚障害者		P49 ~ P50
	(7) 聴覚障害者		P51
	(8) 内部障害者		P52
	(9) 高次脳機能障害者		
(10) 知的障害者			
(11) 精神障害者			
(12) 発達障害者			
(13) 乳幼児・妊産婦			P54

(1) 高齢者

特性

加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段等を利用することに困難が生じたりします。また、視力や聴力などの感覚機能の低下も伴うことがあります。このようなことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等への即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

留意事項

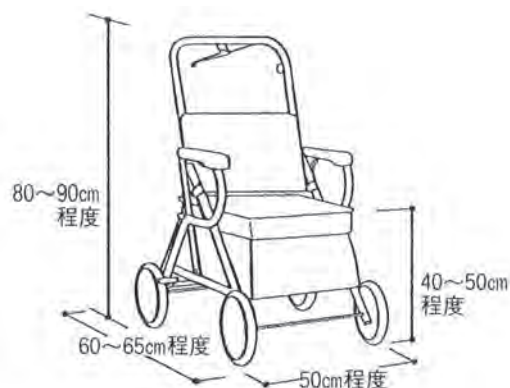
- 休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意します。
- 情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に留意します。
- わずかな段差もできないよう留意します。また床材は、滑りにくいものを使用しますが、滑りにくすぎてもつまずきの原因になることも考慮します。

シルバーカー

かごを備えたフレームの下に車輪が付き、かごの蓋が腰掛けとして利用できる歩行補助具です。屋外で使用し、腰掛けに使用する場合は駐車ブレーキ付きを選択します。折りたたみが可能なものと不可能なものがあります。前輪上げは難しく、段差を越えることはできない場合が多いため環境に対する配慮が必要です。

《出典》財団法人テクノエイド協会「福祉用具の選び方使い方情報」

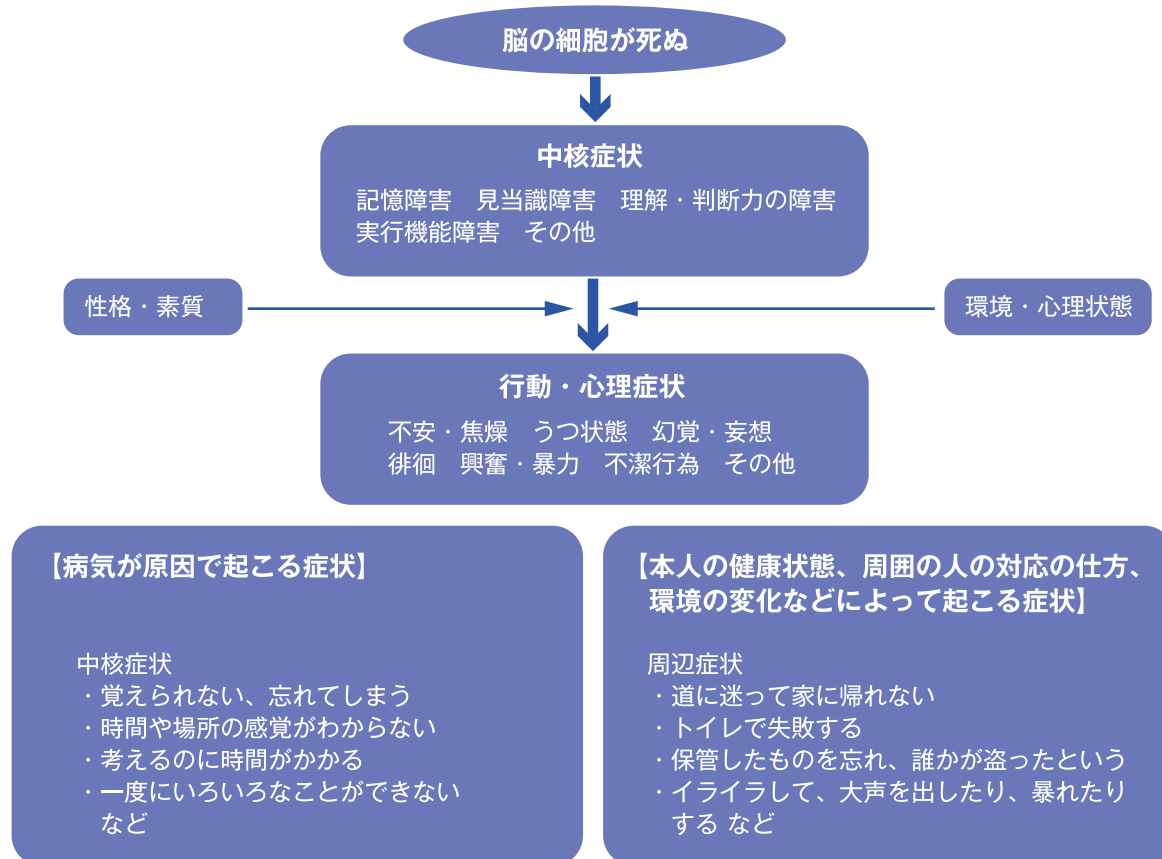
コラム



(2) 認知症高齢者

特性

認知症は、誰もがなり得る脳の病気です。認知症とは、色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を指します。加齢とともに発生する割合が増加しますが、65才未満の方が発症することもあります。



留意事項

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくします。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要です。
- 建物の案内や表示において、端的な言葉やピクトグラム、矢印などのサインや色分けを活用するなどの工夫が必要です。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫等）が求められます。
- リラックスできる環境づくりが求められます。また休憩できる場所を設けるよう留意します。

(3) 杖使用者

特性

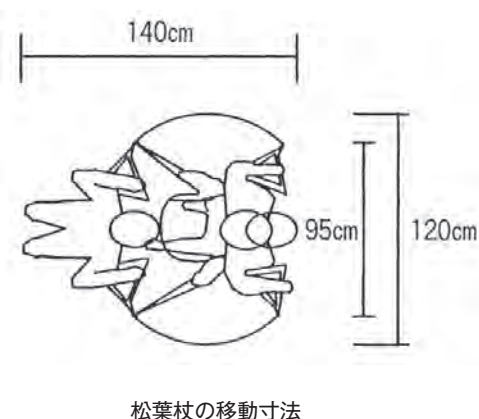
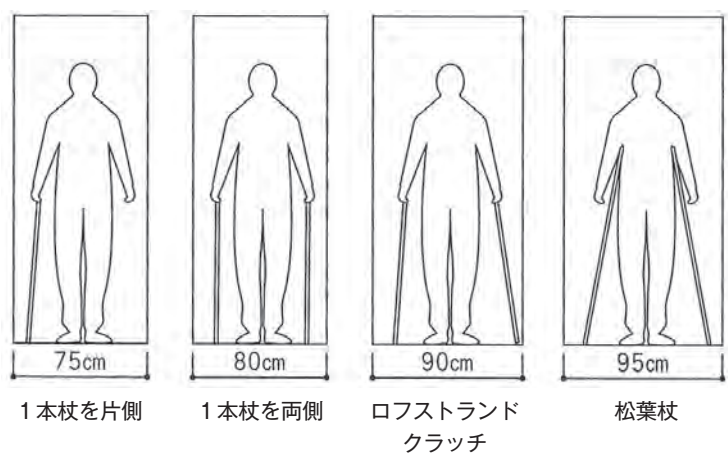
歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

留意事項

- 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに留意します。
- 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に留意します。
- わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう留意します。
- 平たんな路面でも、つまずきやすいので路面仕上げなどに留意します。
- 休憩できる場所を設けるよう留意します。
- いすから立ち上がる時のために、座面の下に足を引くスペースや肘掛けを設けるよう留意します。

動作寸法

杖使用者の通路幅員の目安（杖使用時に要する幅）



コラム

杖使用者の介助方法

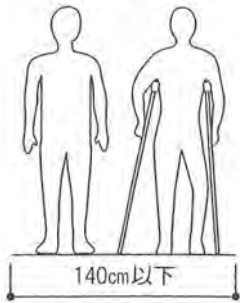
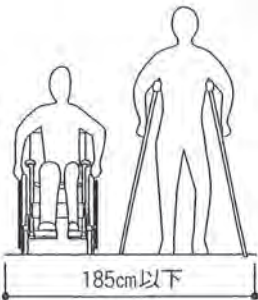
片マヒがある人の歩行介助は、対象者の杖を持っていない側（マヒしている側）に立ちます。対象者の歩行が不安定な場合は介助ベルトを使用したり、ズボンをしっかり持ちます。

階段での介助方法は、対象者がバランスを崩しても支えられるように、介助者は対象者の1段下に立ちます（昇りも降りも同様）。



動作寸法

杖使用者のすれ違い寸法

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		松葉杖使用者と歩行者の すれ違い寸法 : 140cm	○松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に人の歩行に要する幅 (45cm) を加えたものです。
②		松葉杖使用者と車いす使用 者のすれ違い寸法 : 185cm	○松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に車いす使用者が出入口等を通行 しやすい幅 (90cm) を加えたも の です。

杖の種類

杖はその用途により様々な種類に分けられます。杖の長さは使用者の歩行能力と体格に合わせて調整します。

T字型杖

虚弱高齢者や慢性関節リウマチ者も使いますが、脳血管障害による片マヒ者に多く使われます。プッシュボタン式により、障害の程度やそのときの身体機能の状態によって杖の長さを変えることができるものもあります。

多脚型杖
(多点杖)

脳血管障害による片マヒ者に多く使われます。杖先が3脚から5脚に分かれ、支持面積が広く安定しているため、杖に体重を十分に負荷して足を運ぶことができます。

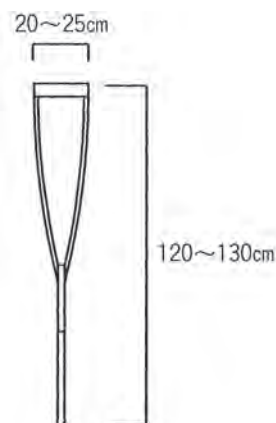
前腕固定型杖
(ロフトストランドクラッチ)

下肢の骨折、片足切断、対マヒ、股関節症、膝関節症などによる障害者に使われます。支柱に握り（グリップ）部分と、上部に前腕で支持するためのカフ部分があります。前腕で支持する構造であるため握力の弱い方を補ったり、杖による支持性を与えています。



松葉杖

腋当てが付き、腋を締めることと手で体重を支えることができる杖です。



(4) 車いす使用者

特性

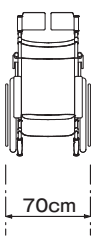
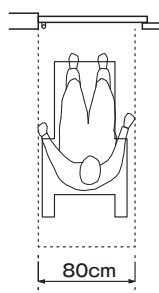
下肢または四肢にマヒがあり、車いすを使用しています。段差や急な斜面は、自力で上がり下りできない場合や高いところや低いところにあるものを取り出したり、操作することに困ることがあります。

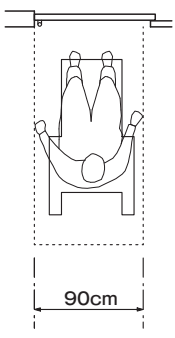
また車いすは、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。手動車いすは自ら駆動、操作する自走用と介助者が操作する介助用に分かります。電動車いすも同様に自操用と介助用に分かります。ここでは手動車いすと電動車いすともに自ら駆動、操作することを前提とします。

留意事項

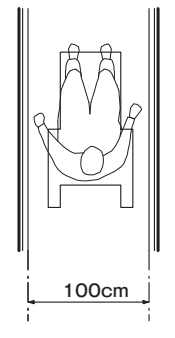
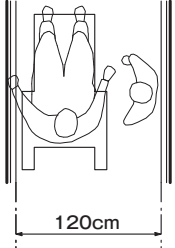
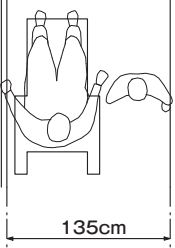
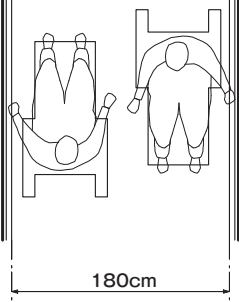
- 床面に段差があると乗り越えることができません。
- 床面は移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに留意します。
- 車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや、乗り移る側の設備の高さに留意します。
- 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意します。
- 電動車いすの場合は、上記に加え、特に電動車いすの高さ、スペースに配慮します。また、車いすをコントロールするレバーやボタンなどの操作ボックスがあるので、ドアの取っ手などの突起物がぶつからないよう配慮します。
- ハンドル形電動車いすの動作寸法や出入口等や通路等に必要幅は、電動車いす（自操用標準形）よりも大きくなります。

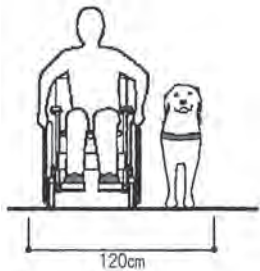
動作寸法

出入口等		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いすの全幅 ：70cm	○ 手動車いすの全幅は JIS 規格（JIS T 9201）で最大値を 70cm としています。 ○ 電動車いすの全幅はハンドル形も含め、JIS 規格（JIS T 9203）で最大値を 70cm としています。 ○ ハンドル形電動車いすの全幅は、JIS 規格（JIS T 9208）で最大値を 70cm としています。
②		車いす使用者が通過することができる最小幅 ：80cm	○ 手動車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅 10cm）を手動車いすの全幅（70cm）に加えたものです。 ○ 手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○ 電動車いすも、全幅（70cm）に余裕幅（10cm）を加えた幅が必要です。

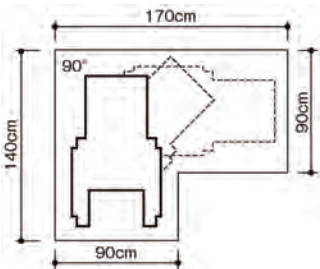
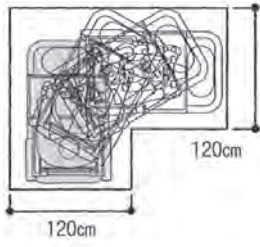
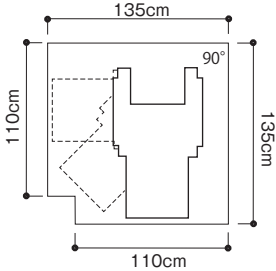
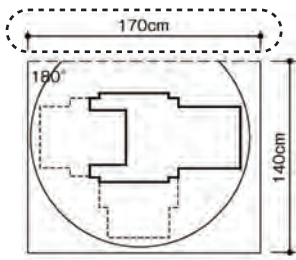
③		車いす使用者が出入口等を通しやす幅 ：90cm	○車いす使用者が出入口等を通することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
---	---	------------------------------------	--

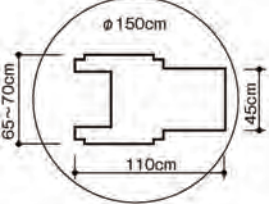
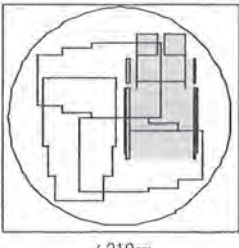
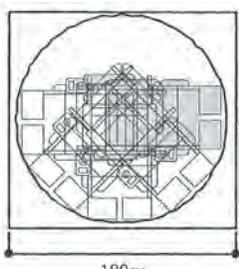
通路等

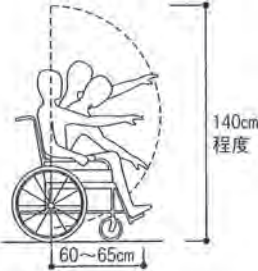
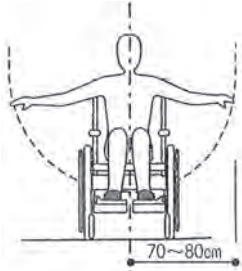
		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いす使用者が傾斜路を通することができる幅 ：100cm	○傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を車いす使用者が出入口等を通しやす幅（90cm）に加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ○手動車いすの場合、傾斜路では勾配がきつい場合や、距離が長い場合などは負担が大きくなります。
②		車いす使用者が通路等を通しやす幅（車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅） ：120cm	○車いす使用者が出入口等を通しやす幅（90cm）に横向きの人が通れる幅を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
③		車いす使用者が歩行者と対面で最低限すれ違うことができる幅 ：135cm	○車いす使用者が出入口等を通しやす幅（90cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
④		車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅 ：180cm	○車いす使用者が出入口等を通しやす幅（90cm）を2倍にしたものです。 ○手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

(参考) 介助犬使用者		介助犬使用者が通路等を通行しやすい幅 ：120cm	○手動車いすの全幅（70cm）に介助犬の幅（40cm）と余裕幅（10cm）を加えたものです。
----------------	---	--------------------------------------	---

方向転換（転回）

	動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		○車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
②		○ハンドル形電動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
③		○車いす使用者が 90 度方向転換するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
④		○手動車いす使用者が 180 度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。

⑤		手動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 150cm	○手動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。 ○車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑥		手動車いす使用者が片側の車輪を中心に 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 210 cm	○片マヒにより片手片足で操作する車いす使用者が、360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。
⑦		電動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 180 cm	○電動車いす使用者が 360 度方向転換(回転)するために要する最小スペースです。 ○車いすは、床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑧		ハンドル形電動車いすが 360 度方向転換(回転)することができる最小寸法 : 不特定	○実際に市販されている一般的なハンドル形電動車いすは機種により必要とする幅が異なります。

手の届く範囲		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		車いすに乗ったまま前方に手が届く範囲 : 60 ~ 65 cm 車いすに乗ったまま上方に手が届く範囲 : 140 cm 程度	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり、手前に引いたりする行為には困難が伴います。
②		車いすに乗ったまま側方に手が届く範囲 : 70 ~ 80 cm	○物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ○座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ○扉などを押したり、手前に引いたりする行為には困難が伴います。

※年齢や障害部位等により動作寸法は変わります。

コラム

様々な車いす

自走用標準形車いす



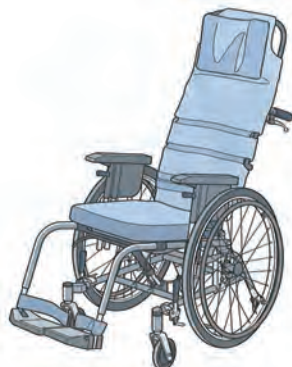
折りたたみ式で大車輪が後方にあります。後輪に自走用のハンドリムがついています。JIS T9201-2016に規定されています。

介助用標準形車いす



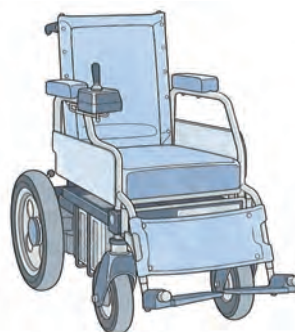
介助による操作と狭い場所での取り回しに配慮しているため、駆動用のハンドリムがなく、一般的に後輪が12～18インチとコンパクトな車いすです。

リクライニング式車いす



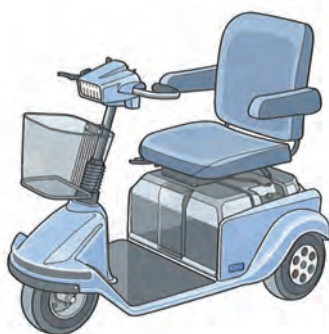
座位変換形車いすの一種。自走または介助用車いすに、背もたれが後方へ傾斜したり、レッグサポートが挙上するなどの機能を備えた車いすです。

標準形電動車いす



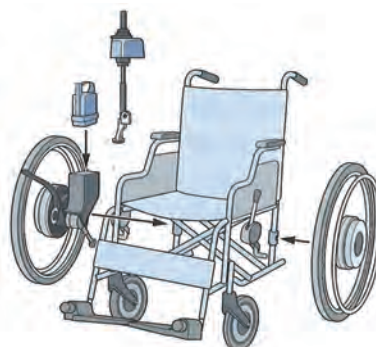
フレームにバッテリーと電動モーターを搭載した車いすで、ジョイスティックレバーで操作する標準形電動車いすです。自走用に比べると重量も重く回転半径も大きいです。

ハンドル形電動車いす（電動三輪・四輪車いす）



前輪に連動したハンドルとアクセルレバーで操作するハンドル形電動車いすです。手動の車いす操作の耐久性がない人が効率的かつ安全に移動するために利用しています。

簡易形電動車いす



手動車いすに電動ユニットを取り付ける簡易形電動車いすです。電動力行走・手動力行走を切り替え可能な切替式と、駆動力を電動力で補助することが可能なアシスト式があります。

【参考文献】JIS(日本産業標準調査会)、福祉住環境コーディネーターテキスト、補装具と日常生活用品(厚生労働省)

(5) 上肢障害者

特性

腕・手・指などの上肢の機能が十分ではなく、ドアや扉の開閉、水道の蛇口の操作など力が必要な動作が苦手です。

留意事項

- 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意します。
- 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむように自動式、レバー式または棒状の取っ手にするなど形状に留意します。（ドアノブの例：P77参照）
- 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意します。
- スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意します。

コラム

上肢障害者の特徴

関節リウマチ等で指の関節に炎症をおこしていたり、あるいはレバーなどを握る力が弱い人の場合には、水栓金具や扉の取っ手の操作が困難な場合があります。手指に機能低下がある人の場合には、自動式が最も望ましいです。取っ手を設ける場合には、レバーハンドルの方が手首全体で操作ができるため、関節の動作の負担を最小限にすることができます。



(6) 視覚障害者

特性

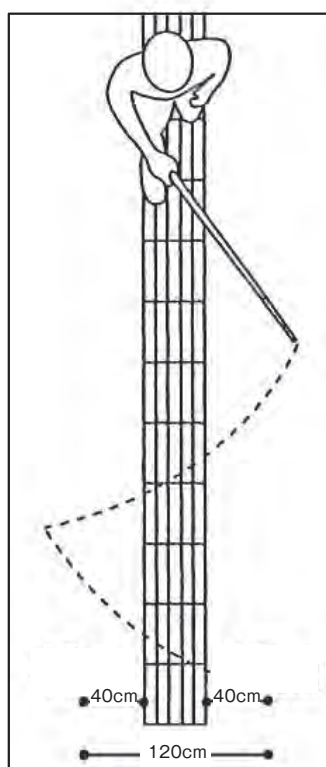
視覚障害者というと全盲者と思いがちですが、残存視力のある人（ロービジョン・視野障害等）の方も多くみられます。視覚障害者に対する建築計画は、全盲の方に対応するばかりではなく、残存視力のある人にも十分配慮する必要があります。

留意事項

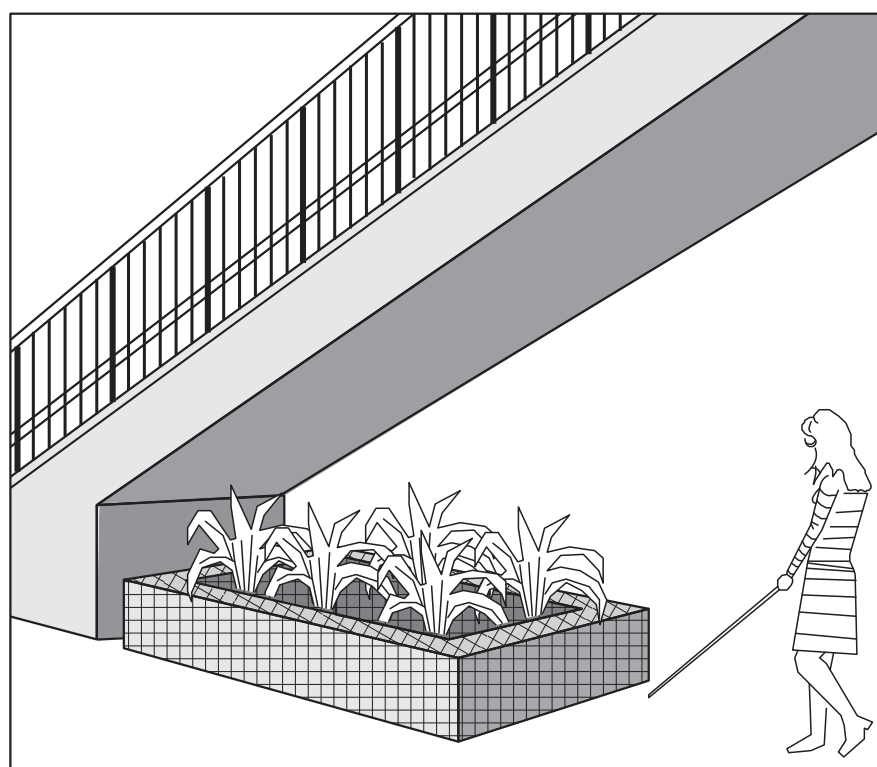
- 全盲者は、視覚以外から得られる情報を活用して目的の場所に移動します。最も有効な情報提供手段は人による案内です。その施設の案内所などまでは、音声案内装置や視覚障害者誘導用ブロック等の聴覚と触覚を利用した誘導設備を確保します。
- 人がいる案内所がない場合や、再訪時等に一人で移動できるように、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、部屋の入口などに、音声案内装置、点字、浮き出し文字などによる情報提供が必要です。
- 白杖と靴底の感覚によって移動するため、床面の状態は把握できますが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないため、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に留意します。
- 残存視力のある人に配慮して、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに留意します。色の組み合わせ等は、色覚障害者にも配慮したものとします。
- 標識等は、高い位置だけでなく目の高さなど弱視者が見やすい位置にも設置します。
- 照明は逆光又は反射グレアが生じないようにします。
※グレアとは必要な照度が維持されていても、周囲との輝度比で見えにくくなる現象のことです。
- 事前の情報提供手段として、施設のwebサイトをJIS X8341-3に準拠し、高齢者や障害者にも利用しやすいようアクセシビリティを確保することも重要です。
- 施設案内を音訳・点訳して提供することも施設の利用しやすさにつながります。

動作寸法

白杖使用者の歩行幅員
(線状ブロック付き)



階段裏へのもぐり込みや壁面からの突起物などに留意します



※視覚障害者誘導用ブロックの側方を歩く場合もあります。

※線状ブロックは、壁面沿いに、壁から50～60cm離して敷設します。

白杖について

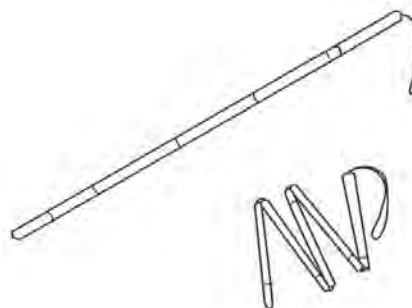
白い杖（白杖）は、世界中で使用されており、前方の状況などを確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。なお、身体障害者手帳に該当する視力障害者（視野障害者も含む）の携帯義務となっています。

主体はグラスファイバー、木材、軽金属などのものがあり、白色もしくは黄色の塗装もしくは加工がされています。先端の石突は耐摩耗性合成樹脂もしくは高力アルミニウム合金製です。光材やフラッシュライトなどの夜光装置、ベル、ゴムグリップなどの付属品があります。

盲人安全杖 普通用



盲人安全杖 携帯用

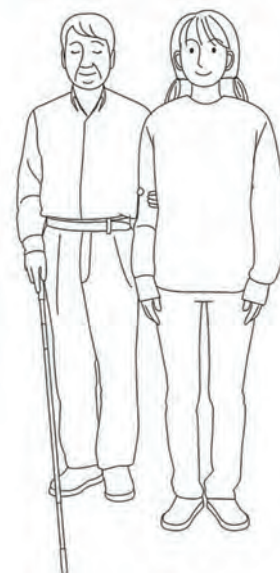


《出典》財団法人テクノエイド協会『補装具・日常生活用具給付等ガイドブック』

視覚障害者の一般的な誘導方法

〈誘導の基本姿勢〉

同じ方向を向き、白杖をついていない側、または盲導犬を連れていない側に立ちます。身長差に応じて、肘または肩などをつかんでもらい、常に二人分の幅を確保しながら一歩先を歩きます。階段等の段差も同様です。ただし、個人差があるため、どのように誘導すればよいかは、本人に確認してください。



(7) 聴覚障害者

特性

耳が聞こえない、または聞こえにくい障害です。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちです。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境などの違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

留意事項

- 外見から身体的に障害がどこにあるか分かりにくいので、困っている状況が周囲の人に伝わりにくいです。
- 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう留意します。
- 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう留意します。
- 視覚による設備機器類のほか、情報伝達をより正確に行えるよう筆談やUDトークなどを用意します。
- 足音が聞こえないため、出会い頭に人と衝突することがあります。このため階段の踊場など死角が生じる場所には鏡を設けます。

(視覚情報設備の例)

- 文字情報
電光掲示板（呼び出し窓口などに設置）
ソフト面での対応（人的な対応や筆談できる備品等の整備）
- 光による告知
照明器具の点滅（出入口のドアのノックの振動やインターホンの音などをセンサーなどで受信し、照明器具の点滅等で知らせる）
- 振動による告知
振動機の設置・携帯（音声情報をセンターで受信し、振動機を作動させる）
- 整備の工夫
音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、十分な検討が必要。

コラム

聴覚障害者のためのマーク



聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口などで提示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマークです。

一般財団法人全日本ろうあ連盟



筆談を必要としている人が提示する場合は、「筆談で対応をお願いします」、窓口等で提示する場合は「筆談で対応します」という意味をお伝えするマークです。

一般財団法人全日本ろうあ連盟

(8) 内部障害者

特性

内部障害者とは、疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能に障害があり、日常生活活動が制限されている状態です。

内部障害者の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工肛門装着、人工呼吸器装着などがあります。

留意事項

- 内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、理解を得にくいのが特徴です。
- トイレにオストメイトに配慮した設備が必要です。（P.112参照）
- 疲れやすい人が多いため、休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意します。

コラム

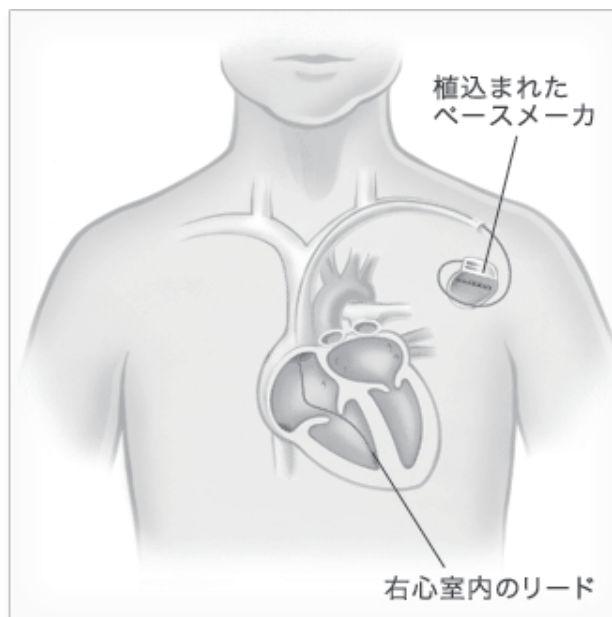
ペースメーカー

心臓ペースメーカーとは、心筋に電気刺激を与え必要な心収縮を発生させる医療機器です。このペースメーカーに対して、携帯電話（PHS 及びコードレス電話を含む）を使用する場合の影響について、総務省から平成 30 年にガイドラインが示されています。これによると「ペースメーカー装着者は携帯電話使用及び携行に当たっては、心臓ペースメーカーの装着部から 15cm 程度以上離すこと」となっています。

このようなことから、現在、電車やバスの中で内部障害者への配慮として、混雑時には優先席での携帯電話の使用を禁止しています。しかしこの問題に関しては、平成 25 年 5 月に総務省から調査結果が出され、最近の携帯電話は、技術の進捗により電磁波が微弱で、ペースメーカーの動作に影響が無いことが発表されています。この 15cm の問題は、基本的にマナーの問題として、ペースメーカー装着者に安心感を与えるものとして考えられます。

一方、ペースメーカーに対しては、IH 炊飯器や IH 調理器、自動車のスマートキーシステムについては影響が大きく、車外から車の鍵を解除する時に注意を払わなくてはなりません。例えば、車の側にいる人が内部障害者かも知れず、スマートキーの電磁波を人と車に向けて、開錠することは危険です。

ペースメーカーを装着している人は、様々な電磁波が固定的に発生するところには、注意を払って生活していますが、移動可能な電磁波装置には対応が難しく、パーソナル無線やトランシーバーさらにスマートキーなどの使用には注意を払う必要があります。



植込まれた状態のシングルチャンバースペースメーカーシステム

《出典》Boston Scientific Corporation

(9) 高次脳機能障害者

特性

高次機能障害とは脳出血、脳梗塞などの病気や、事故による頭部外傷などによって、脳に損傷を受けたときの後遺症の一つです。主な症状として注意障害、記憶障害、情報処理速度の低下、自己意識性の低下、遂行機能障害、易疲労、社会的行動障害があり、いくつかの症状が影響しあうことがあります。

(10) 知的障害者

特性

生まれる前の要因や生後の発達時期において何らかの障害が生じたことによるもの、遺伝性によるもの、また原因不明のものなど、様々な原因で、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさがある人です。

(11) 精神障害者

特性

統合失調症、双極性障害、うつ病等の様々な精神疾患により日常生活や社会の生活のしづらさを抱えています。病気の症状に対する社会的な誤解や偏見がさらに本人を追い込みストレスとなり、回復を遅らせる原因となります。

(12) 発達障害者

特性

発達障害は、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など脳機能の発達に関係する障害です。

これらは生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通していますが、複数の障害が重なって現れることもあります。また障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違ってきます。

(9)～(12) 共通留意事項

- 建築物等の認識や理解を助けるため、動線や配置を分かりやすくします。
- 不必要な情報をなくし、情報量を減らすなどの工夫とともに、人的サポート等のソフト面での対応が必要です。
- 言葉よりも視覚的な方法を使った方がわかりやすいことがあるため、建物の案内や表示においてピクトグラム、矢印などのサインや色分けを活用するなどの工夫が必要です。
- 安全な環境づくり（強化ガラス、飛散防止フィルム、施錠の工夫、防音の工夫など）が求められます。
- リラックスできる環境づくりが求められます。また休憩できる場所を設けるよう留意します。
- 突然大きな音が出るような構造は、その旨を記載するなど、事前に情報提供できるよう留意します。

(13) 乳幼児・妊産婦

特性

幼児に関しては、身長などの人体寸法に配慮し、視線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意します。また、環境の変化への即座な対応が困難なので突起物などを設けないよう十分配慮します。そのほか、危険物などに対する判断ができないので、それらを回避する工夫などが必要です。

乳児を連れた保護者は、おんぶやだっこまたはベビーカーを押しながら移動するため、多くの困難を伴います。またおむつ替えや更衣のためのベビーベッド、授乳室等が必要となります。また、妊産婦への配慮として、衝突物の回避、休憩スペースなどが求められます。

留意事項

- 床面は、ベビーカーなどに配慮し、平たんな仕上げに留意します。
- 乳幼児は安全に対する認識ができずに動き回るため、不用意な突起物、段などを設けないよう留意します。

コラム

ベビーカー

ベビーカーには、生後1か月頃から使える「A型」と、生後7か月頃から使える「B型」があります。この「A型・B型」という定義は、一般社団法人製品安全協会がベビーカーの認定基準の中で分類しているもので、基準に合格した製品にはSGマークが付いています。

また、新生児用チャイルドシートと組合わせて使える、トラベルシステム（SG対象外）もあります。

A型(両対面式)



生後1か月頃から、寝かして使えるベビーカーです。居住性を重視した広いシートや快適性を追求した衝撃吸収構造など、赤ちゃんの乗り心地に配慮した製品が多いのが特徴です。

B型(背面式)



腰がすわった生後7か月頃から使えるベビーカーです。A型に比べると、軽くて小さく折りたたむので、持ち運びが楽なのと、狭い場所に収納できるのが特徴です。

トラベルシステム



シーンや成長に合わせて、いくつかの使い方ができます。車でかけても、ベビーシートを外すだけで、眠っている赤ちゃんをそのままベビーカーに移動できます。

《出典》コンビ株式会社

すべての人に使いやすい建物を目指して ～設計段階での障害のある当事者等の参加

建築物のバリアフリー化においては、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準を遵守することが必要であると同時に、設計段階から高齢者・障害者等の利用者から意見を聴取し、計画や設計に参加してもらうことも重要です。

○障害のある当事者等の参加事例

1 意見交換会の概要

ある公共施設の建替えにあたり、利用者がより使いやすい施設を建設するため実施しました。

実際に施設を利用している人に、日頃から接点のある施設の運営者から参加を依頼しました。参加者は、地域の高齢者、障害当事者（視覚、聴覚、肢体、知的、中途）、親の会、障害当事者が通っている施設のスタッフ、子育て世代の団体の代表者です。意見交換会には、施主、設計者、施工担当者等が出席しました。

《第1回》施設の構造そのものに影響の及ぶ内容についての意見交換会

- ・ 工事の概要を説明後、「階段・エレベーター」、「スロープ・歩きやすさ」、「トイレ・授乳室」、「案内サイン」等のテーマに分けて、意見交換を行った。
- ・ 意見交換の参考に、従前の施設の状況・課題や類似施設の取組状況の説明をした。
- ・ 意見交換会に参加できなかった人には、アンケートを配布し意見を募った。

《第2回》案内サインについての意見交換会

- ・ 第1回意見交換会後にいただいた意見を参考に作成した、案内サインの案について意見交換を実施した。
- ・ 案内サインを原寸大に印刷して表示し、実際に掲示されたときのイメージをしてもらい、文字の大きさやデザイン、色等について、意見交換を行った。

2 意見交換会の結果

対応できる意見は反映し、対応できない意見も含め、意見交換会の参加者に結果を報告する機会を設けました。その他、意見交換会の概要と意見の反映状況について施設のホームページに掲載をしました。

●意見交換会でもらった意見で反映された例●

- 例1) トイレが狭い。ベビーカーごと入れて、子ども二人が入っても余裕のある広さがほしい。
- 一般トイレ内に広めの便房を配置しました。奥行きに余裕をもって設計されています。(写真左)
- 例2) 異性介助に配慮し、男女共用トイレがあるとよい。大人用のおむつ交換ベッドがほしい。
- 多機能トイレを男女共用が可能な配置にしました。また、トイレ内に大きめシートを設置しました。なお、この施設の全ての多機能トイレに大きめシートを設置しています。(写真右)



障害のある当事者をはじめとした、様々な利用者の異なるニーズに対応することの難しさもありますが、この事例では対応できなかった意見について、理由も含め事前に当事者へ説明をすることができました。

施設のしゅん工後は施設の構造を大きく変えることは難しく、さらに追加の整備のための予算が見つからないことが多いため、改善すべき箇所が見つかったとしても、すぐさま改修工事を行うことは難しい場合があります。障害のある当事者等の声を建築主・施設管理者等が聞いて設計の方針を固めていくことは、そういった費用の面はもちろん、利用しやすい施設を整備するうえでメリットが多い取組です。

II

施設整備マニュアル編

(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

ア 共同住宅以外

移動等円滑化経路	1
敷地内の通路	2
駐車場	3
出入口	4
廊下等	5
階段	6
傾斜路	7
エレベーター等	8
便所	9
浴室又はシャワー室	10
ホテル又は旅館の客室	11
客席及び舞台	12
標識	13
案内設備	14
案内設備までの経路	15
情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	16
情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17
誘導設備等	18
附帯設備	19
乳幼児連れ利用者に配慮した設備	20
視覚障害者誘導用ブロック	21

施設整備マニュアルの見方

施設整備マニュアルは、「整備基準の表」ページと「参考図」ページで構成されています。

1 「整備基準の表」ページ

ページ内容

福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「指定施設整備基準」と、政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「建築物移動等円滑化基準」を一覧表にしました。表の右側には、該当する基準の参考図の番号を記載しています（「参考図」ページに記載）。

ページ構成

項目

整備を必要とする項目（タイトル）を示したものです。

基本的な考え方

整備に対して配慮すべき基本的な考え方を示したものです。

アイコン

項目の主内容を示すイメージ図です。

指定施設整備基準

条例（規則）により整備が遵守するよう定められた事項を示したものです。（概要編P21参照）

建築物移動等円滑化基準

政令に基づく基準に、条例（規則）で追加した横浜市独自の建築物移動等円滑化基準を含みます。（概要編P21参照）

参考：関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすく示したものです。

2 「参考図」ページ

ページ内容

「整備基準の表」ページに記載している各基準について、施設整備の例をわかりやすく図で参考を示したものです。「整備基準の表」ページの表内の右側の「図」欄で索引できます。各ページを構成する項目の詳細は、以下のとおりです。

ページ構成

参考図

整備事項に対する具体的な整備事例を図で解説したものです。

凡例

参考図で示したものが、どの整備基準にあたるかの凡例です。

解説

指定施設整備基準の解説を文章で示したものです。関連する参考図とともに示しています。指定施設整備基準の番号を表示し、参照できるようにしています。

コラム

基準や福祉のまちづくりに関連する事項を示したものです。

利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

「整備基準の表」ページ

項目

整備を必要とする項目
(タイトル)

基本的な考え方

整備に対して配慮すべき
基本的な考え方

6 階段

基本的な考え

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切な上げと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



アイコン

項目の主内容を示すためのイメージ図

指定施設整備基準

条例（規則）により整備が義務づけられた事項

建築物移動等円滑化基準

政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている「建築物移動等円滑化基準」を合わせて記載しています。
なお、指定施設整備基準と同じ規定については、「同左」とし、基準の規定がない場合は「一」を入れています。

図番号

「参考図」ページに呼応する図の番号を示したものです。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 両側に、2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
2の項(1)ウ(7)再掲		
(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1
b 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	同左	6-6
e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	一	6-1 6-6
イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左	6-1
ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	6-1 6-4

移動等円滑化経路を構成する～

項目によっては、指定施設整備基準の中に、移動等円滑化経路上にあたる場合にかかる基準をまとめている場合があります。その場合は、「1 移動等円滑化経路」(P62) も参照してください。

参考：関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすいように示したものです。

「参考図」 ページ

図 (番号)

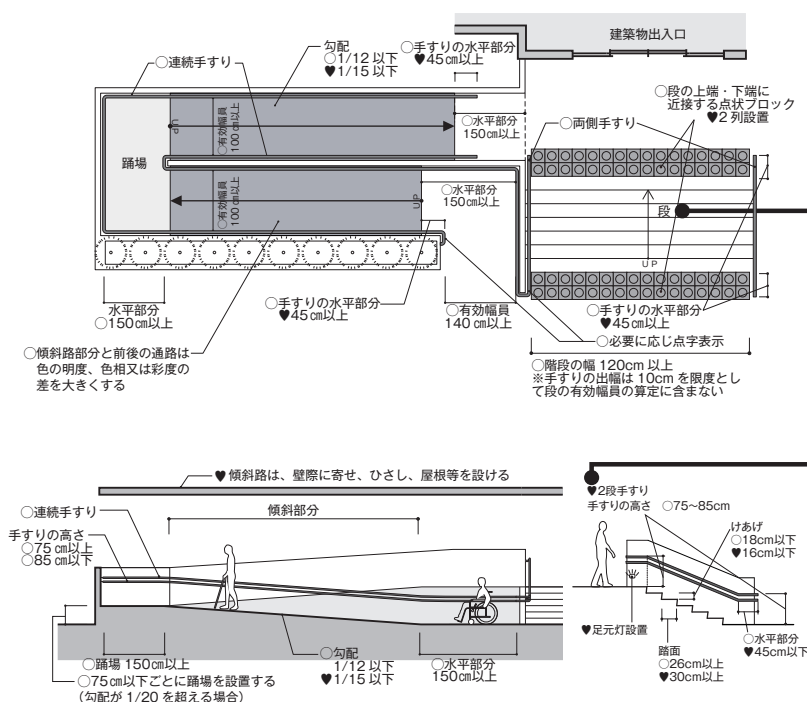
「整備基準の表」ページの
図番号と対応

参考図

整備基準等に沿って整備した場合の事例の図解と解説文です。

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備



移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

整備基準 2-(2)-オ-(ア)、7-(2)-ア

- ・ 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。

- ・移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- ・傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm以上必要となる。
ただし、併設する段が、幅120cm以上(手すりの幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。)、けあけ18cm以下、路面26cm以上の場合は、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。



- 登りながら曲がるのは大変なので
傾斜路は直線にしてほしいです。

「マーク」 凡例

図中の記載内容が「指定施設整備基準」「望ましい整備」のどちらに該当するかを示したものです。

图 解

具体的な整備事例の図解

マーク

上記の凡例に基づき、図中の寸法や文字の頭にマークをつけています。「望ましい整備」とは、整備基準ではありませんが、より望ましい整備として示しているものです。

解説

整備が求められている事項の解説を示したもの。
関連する「整備基準の表」内の指定施設整備基準の番号を記載しています。

参考：利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

コラム

項目によっては、基準や福祉のまちづくりに関連する事項をとりあげた「コラム」を掲載している場合があります。参考までにお読みください。

基本的な考え

利用居室から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設等に至る経路について、各々1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする必要があります。階段又は段がある場合は、傾斜路、エレベーター、段差解消機を併設する必要があります。

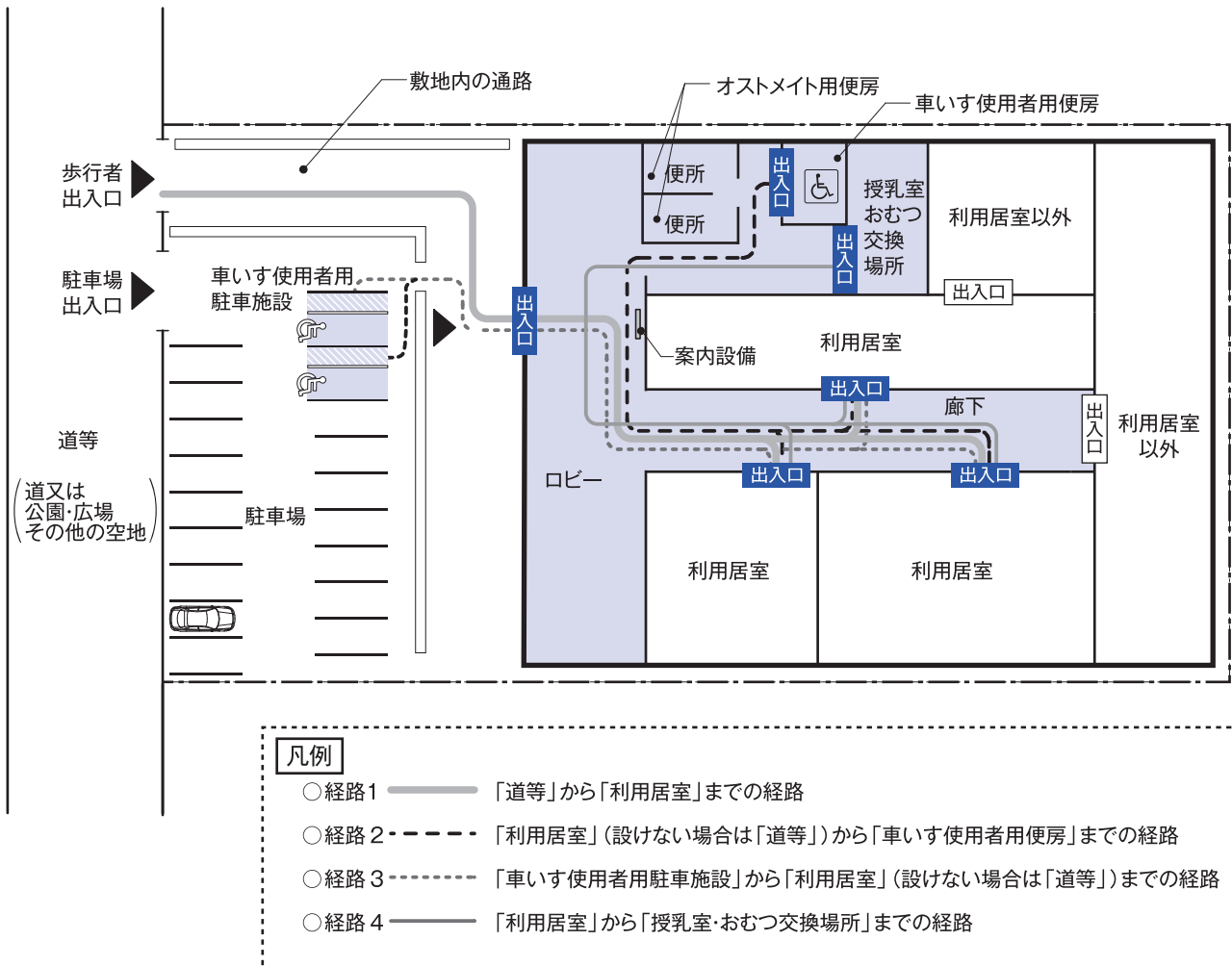
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。	同左	
ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物に利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</u>	1-1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車いす使用者用便房までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含む。)</u>	1-1
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）又は住室までの経路 <u>(当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。)</u>	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路 <u>(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては車いす使用者用経路を含む。)</u>	1-1
エ 建築物に住室を設ける場合 道等から当該住室までの経路	—	1-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
	オ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	同左 1-1
	カ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	同左 1-1
(2)		移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	同左

(参考：関連条文) 政令第19条、規則別表第1の2 (1の項)、規則別表第5 (1の項)

参考図

図1-1 移動等円滑化経路について



移動等円滑化経路

整備基準 1-(1)、1-(2)

- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として、利用居室等に至る「1以上の経路」における、「出入口、廊下等、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」の整備を行うことを規定している。
- ・ 「1以上」とは、いくつかの想定される経路のうち、最低1以上を移動等円滑化経路にする必要があることを指す。
- ・ 移動等円滑化経路（整備基準1-(1)アからカまでの経路）上には、階段又は段を設けることはできない。ただし、傾斜路やエレベーター、段差解消機等を設置した場合は、この限りでない。

※ 車いす使用者用経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席の出入口から車いす使用者用部分との間の経路）は、移動等円滑化経路に含まれる。詳細は「12客席と舞台」を参照。

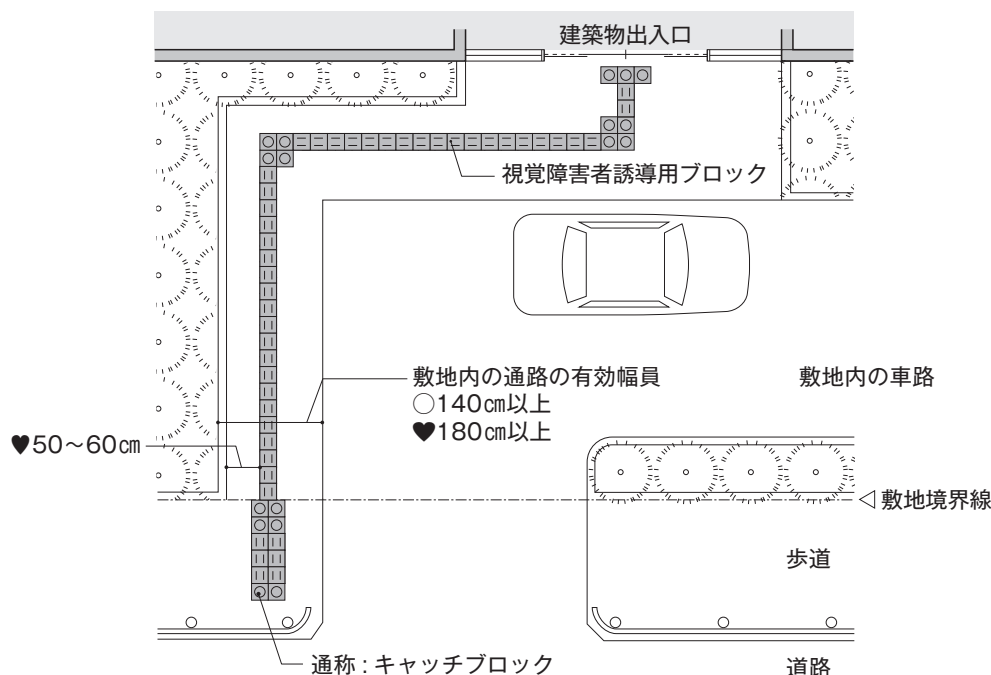
基本的な考え

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの通路や通り抜けのための通路などを指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。

また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	2-1
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照	2-2
(7)	段の上端及び下端に近接する部分		
(1)	車路に近接する部分		
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	同左	
(7)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	
b	握りやすい形状とすること。	同左	2-3
c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4

図 2-1 敷地内の通路の整備例



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ♥ 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないことが望ましい。
- ♥ レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工することが望ましい。

敷地内の通路の端

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- ♥ 高低差の生じる場合は、手すりの設置や、その前後に色等の対比により変化をつけることが望ましい。

キャッチブロックの敷設

整備基準 15-(1)

- 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、別途、道路管理者（土木事務所等）との協議が必要となる。

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

仕上げ

整備基準 2-(2)-ア

- 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないこと。
- レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

有効幅員

整備基準 2-(2)-イ

- 車いす使用者と歩行者が対面してすれ違うことができ、また、車いすが180度方向転換できる寸法として、手すりがあればその内法で140cmを確保する。
建築物内の廊下等の有効幅員との整合を図る。
- ♥ 道等から直接地上へ通ずる出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、車いす使用者同士が対面ですれ違うことができるよう有効幅員180cm以上とすることが望ましい。

車いすが転回できる場所

整備基準 2-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

戸の構造

整備基準 2-(2)-エ

⇒「4 出入口」を参照

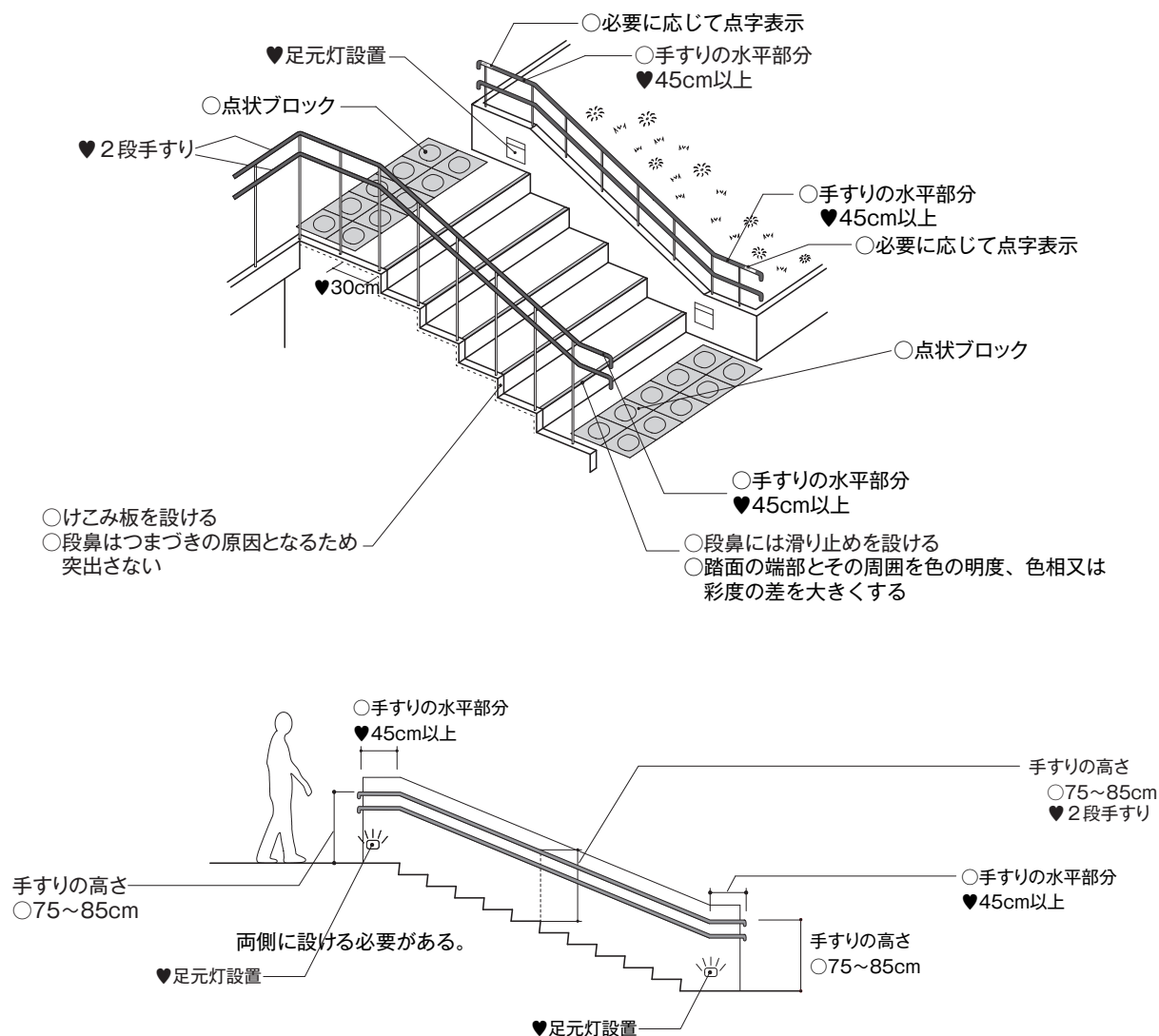
排水溝

整備基準 2-(2)-イ、キ

- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、杖使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 進行方向に沿って排水溝があり、段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。
- ♥ 排水溝は、移動等円滑化経路であるか否かにかかわらず、通行の妨げになる場所には設けないことが望ましい。

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図
エ	d	段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	同左	2-4
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-2 2-4
	f	手すりの水平部分の高さは、 ^{ろめん} 路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-2 2-4
	(イ)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	2-5
	(ロ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	2-5
	(ハ)	回り段でないこと。	同左	2-5 6-3
	(ニ)	けこみ板を設けること。	同左	2-5
	(ホ)	段鼻には、滑り止めを設けること。	—	2-5
	エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(ア)	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
エ	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-6
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-6
	c	握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	(イ)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	2-6
	(2)	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
	ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	同左	2-1
エ	イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	2-1
	ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1

図2-2 敷地内の通路の段の整備例



手すり

整備基準 2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)、2-(2)-オ-(エ)

- 手すりの高さの測り方は、段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 手すり端部の水平部分の高さも、75cm～85cmとする。
- 手すりは段の両側に設ける必要がある。
- 段の構造を把握できるため、踊り場にも連続して手すりを設ける必要がある。

♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段80～85cm下段65cm）を設けることが望ましい。

仕上げ

整備基準 2-(1)ア

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

点状ブロック等の敷設位置

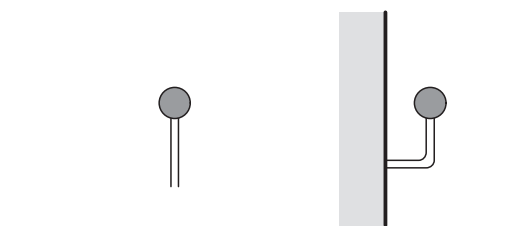
整備基準 2-(1)-イ

- 段や車路がある場合、段の上下端付近や車路に近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

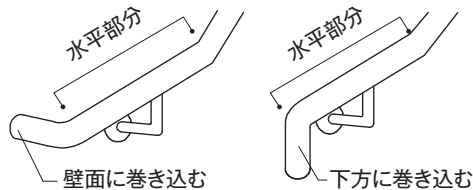
⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
Ⅱ	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	2-1
	オ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	同左	2-6 2-7
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上	2-7
	b けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	2-7
	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	2-7
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	2-6 2-7
	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-6 2-7
	(I) (1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	
	(1)エ(7)再掲載		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-6
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-6
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	2-6 2-7
	カ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	2-6
	キ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	同左	2-1 2-8

図2-3 手すりの形状、固定方法、端部納まり

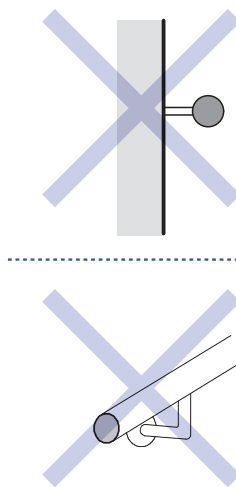


♥ 手すり支持方法は握りやすいように下方に取付ける

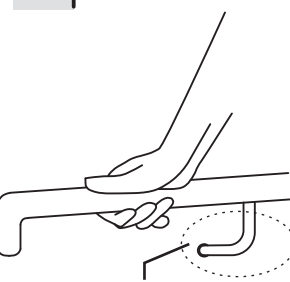


○ 手すり端部は、衝突時の危険防止や服の袖の引っ掛かりを避けるため、壁面か下方などに曲げて納める。

不適切な例



♥ 3~5cm程度
♥ 直径3~4cm



♥ 手すりの固定は下方から

手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(I)

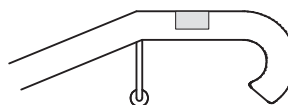
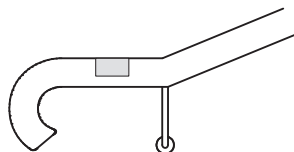
・手すりは、平たんな部分にあっては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。

♥ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。

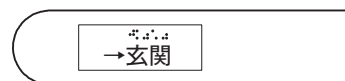
♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とすることが望ましい。

図2-4 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート（上から見た図）

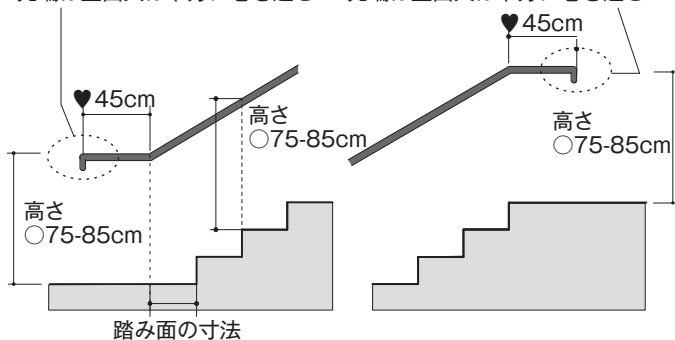


（手前側）

手すり始末端部の水平部

先端は壁面又は下方に巻き込む

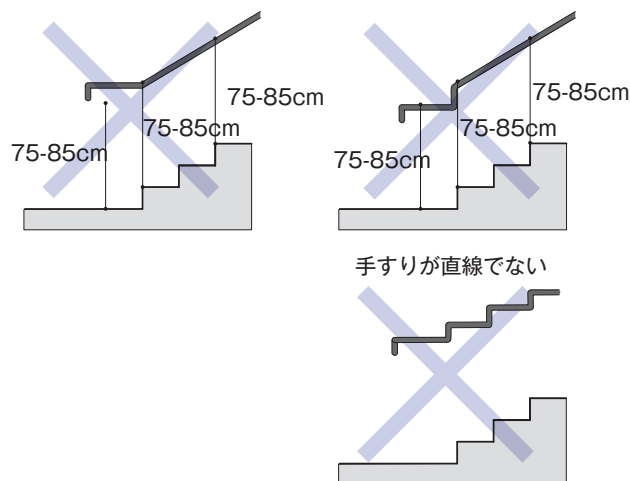
先端は壁面又は下方に巻き込む



不適切な例

水平部分の高度が高い

傾斜部分となだらかに接続していない水平部分



手すりの始末端部の構造

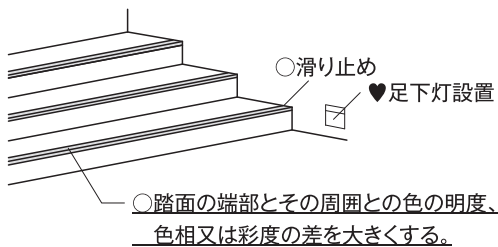
整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(I)

・手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	令第19条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第19条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。))」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	

(参考：関連条文) 政令第17条、政令第19条第2項第7号・第3項、政令第22条第2項、平成18年告示第1497号第5、規則別表第1の2(2の項)、規則別表第5(2の項)

図2-5 段の構造



段を容易に識別できること

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- 段を容易に識別できるものとして、踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること。

♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

けこみ板の構造

整備基準 2-(1)-ウ-(オ)

- けこみ板を設けるとは、段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。

♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

不適切な例

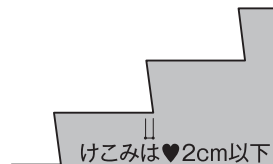
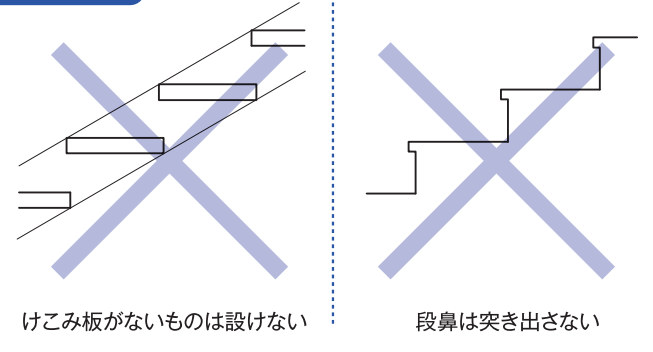
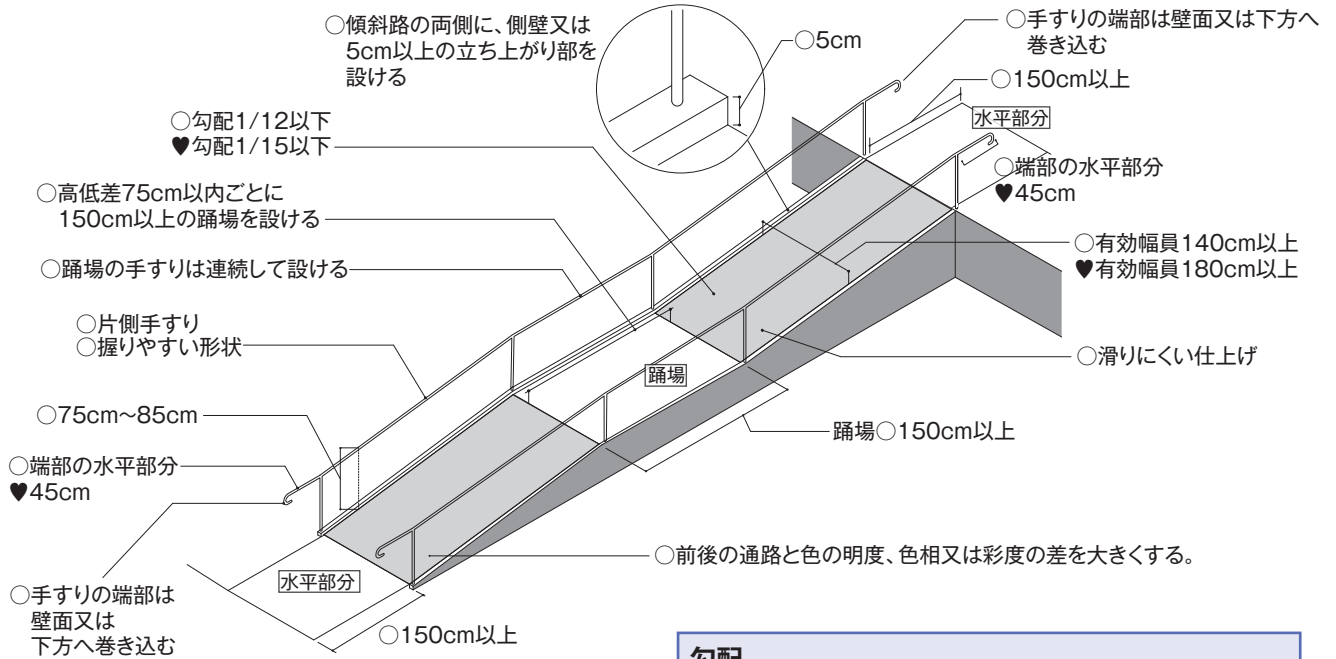


図2-6 傾斜路の基本的な構造



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。

傾斜路の構造

整備基準 2-(1)-エ

- 傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、車いすです静止し、又は円滑に転回できる安全で円滑な通行に支障のない程度の水勾配(1/50以下)の部分については、傾斜路の基準は適用しない。

勾配

整備基準 2-(1)-エ

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。
- ♥ 車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- ♥ 屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 2-(1)-エ-(イ)

- 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を通路の他の部分と色の明度、色相、彩度に差を設け、容易に識別できるように仕上げる必要がある。

移動等円滑化経路を構成する傾斜路には以下の基準等も適用されます。

有効幅員

整備基準 2-(2)-オ-(ア)

- 途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、原則として、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として140cm以上必要となる。



※傾斜路の有効幅員は手すりの内側となる。

- ♥ 車いす使用者同士でもすれ違うことができる寸法として、180cm以上あることが望ましい。

勾配

整備基準 2-(2)-オ-(イ)

- 1/12以下とする必要がある。

踊場の構造

整備基準 2-(2)-オ-(ウ)

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要になるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

傾斜路の両側の構造(立ち上がり)

整備基準 2-(2)-オ-(オ)

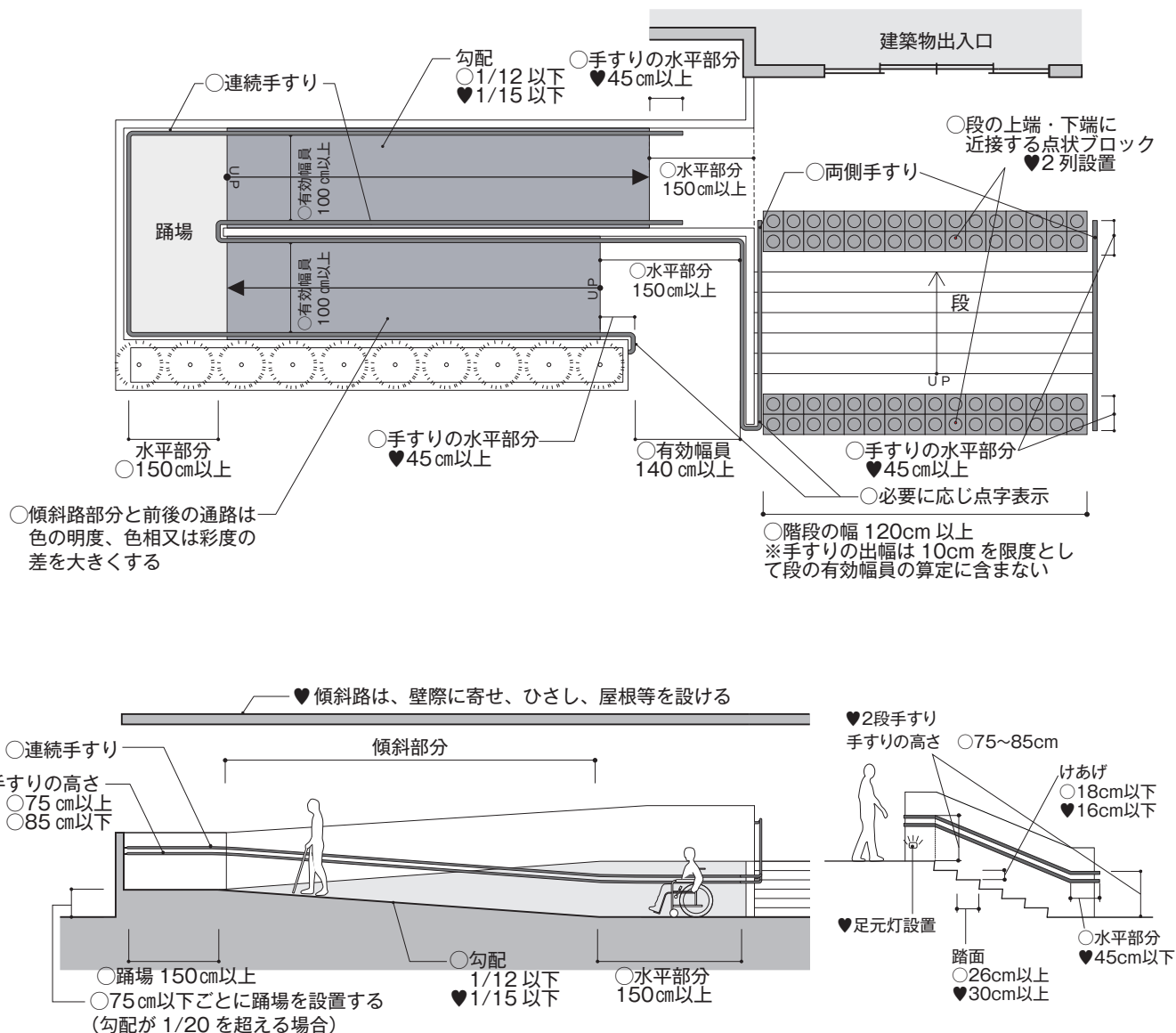
- 傾斜路の両側には、車いすが脱輪ないように、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。

水平部分

整備基準 2-(2)-カ

- ・ 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも路面150cm以上の水平部分を確保する必要がある。

図 2-7 敷地内の通路の傾斜路と段を設けた例



移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-オ-(ア)、7-(2)-ア

- 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm以上必要となる。

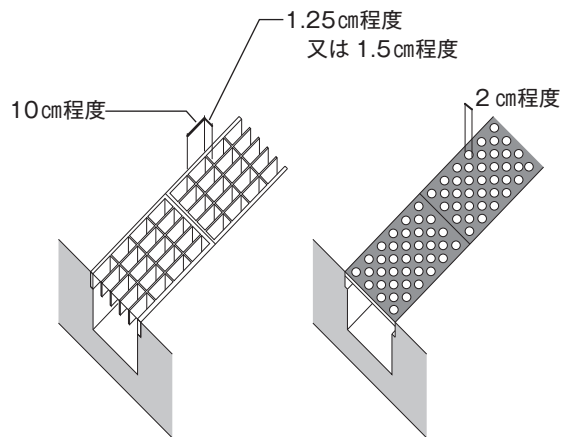
ただし、併設する段が、幅120cm以上（手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）、けあげ18cm以下、踏面26cm以上の場合、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。



・登りながら曲がるのは大変なので
傾斜路は直線にしてほしいです。

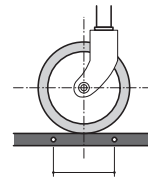
図 2-8 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ



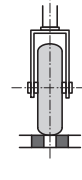
10cm程度の溝

手動車いす



ピッチ 1.25cm～1.5cmの溝

電動車いす



基本的な考え

自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合の両方を想定することも重要です。

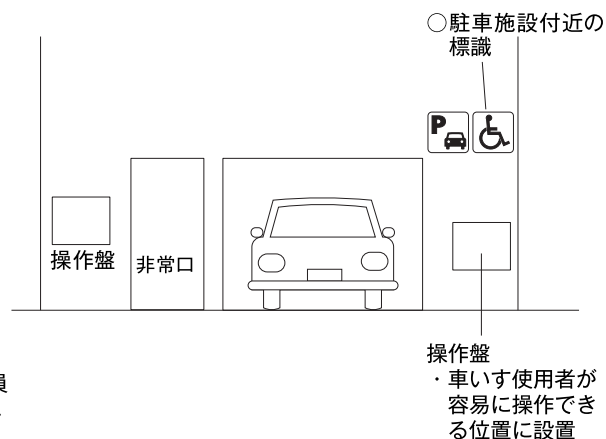
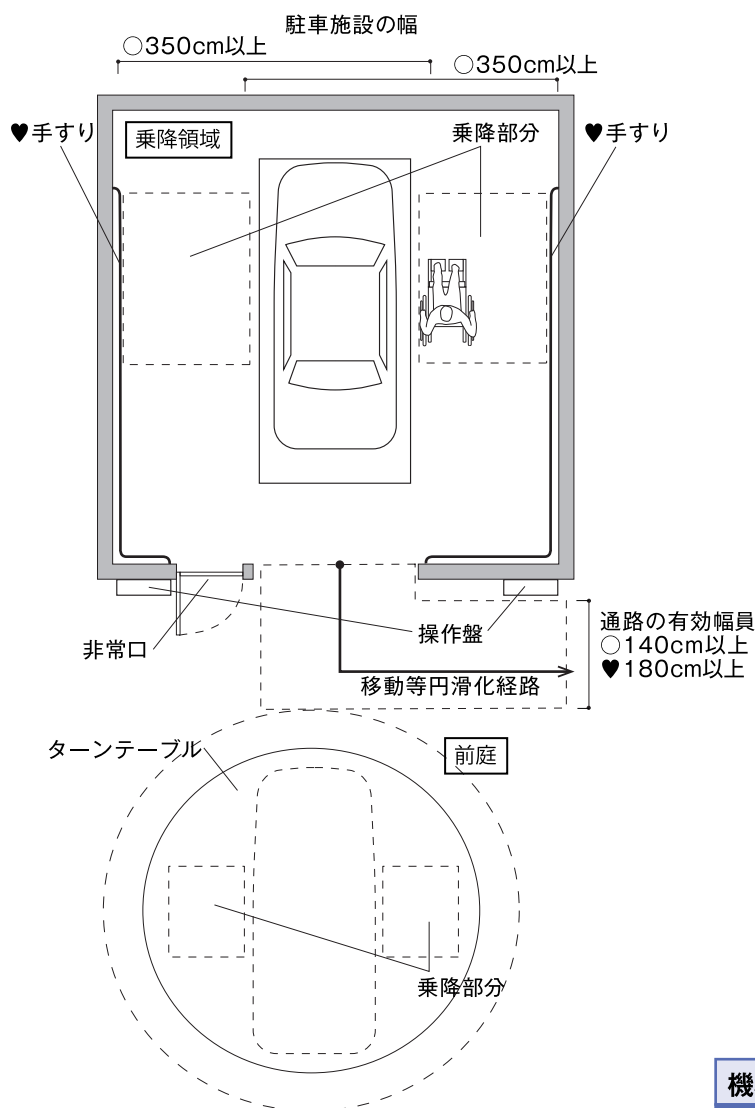


指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	<u>同左。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車いす使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして令第18条第1項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	3-1 3-3
<u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1 3-3
<u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>	同左	3-1 3-3
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	同左	
<u>ア 当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合（ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</u>	同左	3-1 3-3

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
	(7) <u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。（イ）において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
	(1) <u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数</u> が200を超える場合 <u>当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
	イ <u>駐車場を設けない場合 1</u>	同左	
(3) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	3-1
	イ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	3-1
	ウ 自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと。	同左	
	(7) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。 <u>ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</u>	同左	3-1
	(1) 水平な場所に設けること。	同左	
	(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	同左	3-1 3-4 13-1
	エ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと	同左	
	(7) <u>当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</u>	同左	3-2
	(1) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	同左	3-2
	(4) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。	—	3-4 13-1

（参考：関連条文）政令第18条、規則別表第1の2（3の項）、規則別表第5（3の項） 令和6年告示第1072号

図3-2 機械式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(3)-1、(2)

⇒「図3-3」を参照

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(3)-イ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- 1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路は乗降領域の出入口から有効で140cm以上確保すること。ターンテーブルやバレット等の、路面と隙間を生じ、円滑に通行することができない部分については有効幅員に含めない。

♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。

♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

機械式駐車場

整備基準 3-(3)-エ

- 車いす使用者用駐車施設は自走式駐車場とすることが望ましいが、車いす使用者が円滑に利用することができる場合は、機械式駐車場とすることができる。
- ♥ 不特定かつ多数の者が利用する施設においては、専任の取扱者が常駐し、操作を行うことが望ましい。

円滑に利用できる機械式駐車場

整備基準 3-(3)-エ-(イ)

- 車いす使用者が円滑に利用できる機械式駐車場とは、駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、公益社団法人立体駐車場工業会による車いす使用者対応に関する審査を受けた上で適合証明書を取得したものをいう。
- 各種寸法については『機械式駐車場技術基準・同解説』（発行：公益社団法人立体駐車場工業会）を参照すること。
- ♥ つえ使用者の利用を想定し、乗降領域の通路には手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者の利用に適した通路・経路には表示を行うことが望ましい。

図3-3 車いす使用者用駐車施設の必要設置数

① 平面駐車場のみの場合

	車いす使用者用駐車施設の設置イメージ	車いす使用者用駐車施設の必要設置数
複数の駐車場を設ける場合	駐車場① (90台) 建築物 駐車場② (60台) 駐車場③ (70台) 駐車場④ (80台)	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300 \text{ 台}$ $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5 \text{ 台}$ ※駐車場①～④での配置は任意

② 平面駐車場と機械式駐車場を設ける場合

- 機械式駐車場については、バリアフリー対応パレットを設ける等のバリアフリー対応している台数をもって算定します。

	車いす使用者用駐車施設の設置イメージ	車いす使用者用駐車施設の必要設置数
複数の駐車場を設ける場合 ケース1	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式駐車場 (20台) ※1 車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場 ※2 20台分のうち、3台分がバリアフリー対応している機械式駐車場	車いす使用者用駐車施設の必要台数 $100 + 20 = 120 \text{ 台}$ $120 \text{ 台} \times 2\% = 3 \text{ 台}$ 車いす使用者用駐車施設の数 $\text{平面} 1 \text{ 台} + \text{機械式} 3 \text{ 台} = 4 \text{ 台} > 3 \text{ 台}$
複数の駐車場を設ける場合 ケース2	平面駐車場 (100台) 建築物 機械式駐車場① (90台) 機械式駐車場② (80台) ① 90台分の駐車施設のうち、10台分がバリアフリー対応している機械式駐車場 ② 車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設けない機械式駐車場	車いす使用者用駐車施設の必要台数 $100 + 90 + 80 = 270 \text{ 台}$ $270 \text{ 台} \times 1\% + 2 \text{ 台} = 5 \text{ 台}$ 車いす使用者用駐車施設の数 $\text{平面} 1 \text{ 台} + \text{機械式} ① 10 \text{ 台} = 11 \text{ 台} > 5 \text{ 台}$

③ 機械式駐車場のみの場合

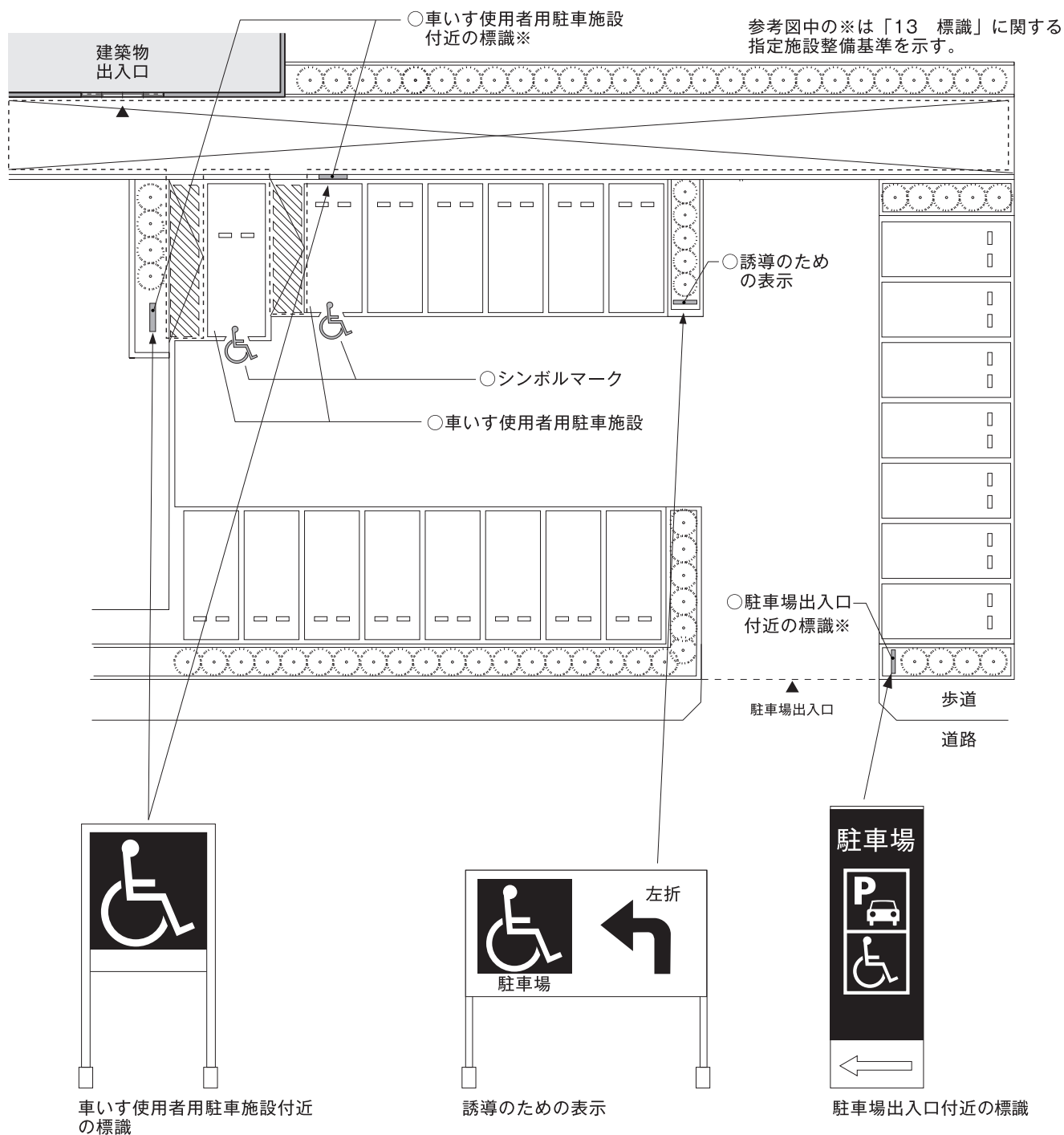
- バリアフリー対応パレットを設ける等のバリアフリー対応している台数をもって算定します。

例) 50台収納できる機械式駐車施設のうち、2台分がバリアフリー対応している場合

車いす使用者用駐車施設の必要台数 $50 \text{ 台} \times 2\% = 1 \text{ 台}$

車いす使用者用駐車施設の数 $2 \text{ 台} > 1 \text{ 台}$

図 3-4 駐車場の誘導表示の例



誘導のための表示

整備基準 3-41

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する必要がある。

標識

整備基準 13-(1)、13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- ♥ 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

①一般の利用者は駐車をしないようにしましょう。

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

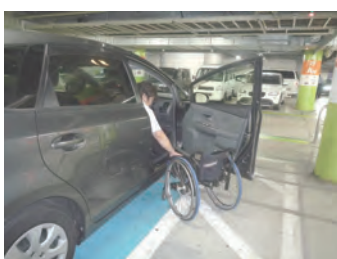
②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。

一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す



② 運転席の横に車いすを置く。



③ 運転席から身を乗り出す。



④ 車いすに移乗する。

マナー啓発の表示の例



横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

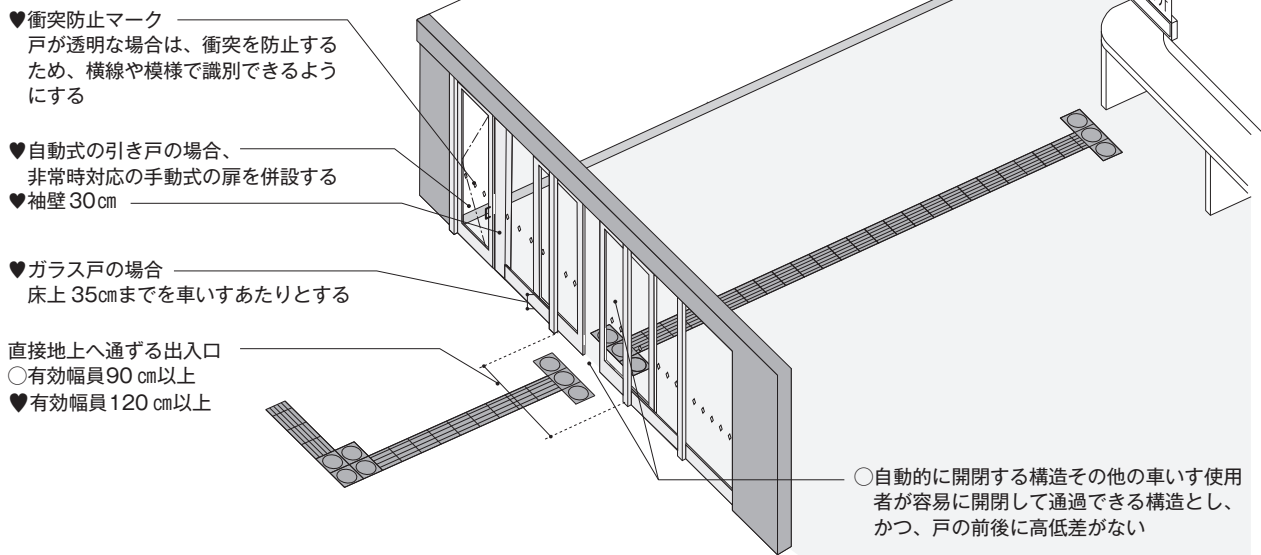
基本的な考え

移動等円滑化経路を構成する出入口には、外部出入口、利用居室の出入口、車いす使用者用便房の出入口等があります。高齢者、障害者等が円滑に通過することができるよう、幅員を確保し、戸を容易に操作できるようにするとともに、戸の開閉動作に必要な出入口まわりのスペースを確保するよう配慮しなければなりません。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	同左	4-1
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	4-1
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-2 4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

(参考：関連条文) 政令第19条第2項第2号、規則別表第1の2(4の項)、規則別表第5(4の項)

図4-1 出入口の整備例1



直接地上へ通ずる出入口以外の出入口

整備基準 4-(1)

- 直接地上に通ずる出入口以外の出入口（利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用客室などの出入口）の有効幅員は、車いすで通過できる最低寸法である80cm以上とする。
- 居室の出入口については、車いす使用者と横向きの人がすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。

直接地上へ通ずる出入口

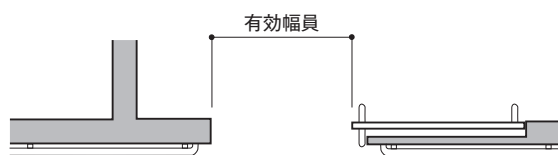
整備基準 4-(2)

- 直接地上に通ずる出入口とは、外部出入口を指す。
- 幅とは、実際の有効幅員をいい、引き戸の場合は、引き残しを含めない寸法で計測する。
- 車いすで通過しやすい寸法として有効幅員90cm以上が必要である。
- 玄関など、主要な外部出入口の有効幅員は車いす使用者と横向きの人がすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。
- 外部出入口には、ひさし、屋根等を設けることが望ましい。また、必要に応じて、ひさし、屋根等には誘導鈴や音声案内装置を設けることが望ましい。
- 夜間などに管理事務所等へ連絡できるインターホンなどの装置を設置することが望ましい。

有効幅員の測り方

出入口の有効幅員は、扉を開けた状態（扉の面と枠の一番狭い部分）で測る。

引き戸の場合



開き戸の場合

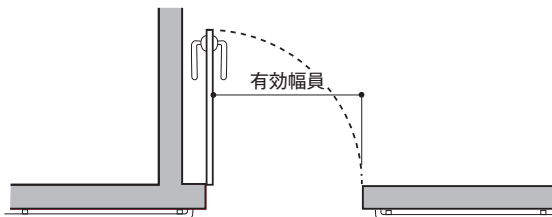
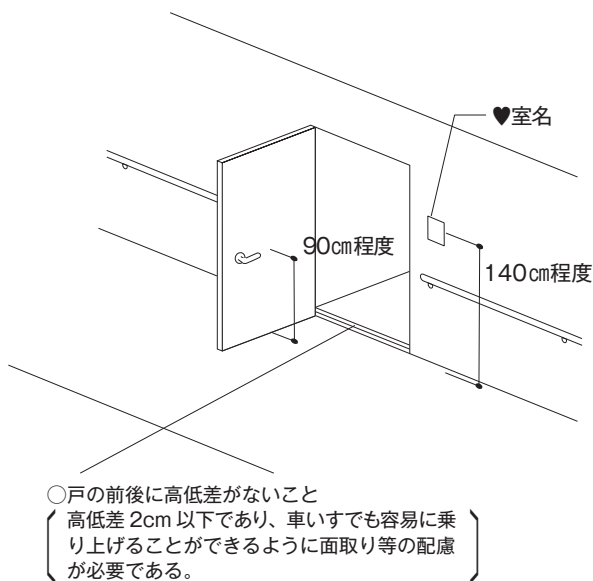


図4-2 出入口の整備例2

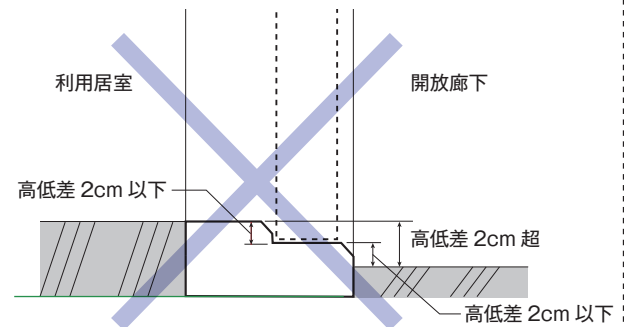


戸の構造

整備基準 4-(3)

- ・ 移動等円滑化経路上には、回転扉を設置しない。
- ♥ 戸の開閉動作のしやすさは、開き戸より引き戸が利用しやすく、また、手動式より自動式が安全で使いやすい。
- ♥ 手動式の引き戸とする場合は、上吊り形式にするなど、軽く開閉できるものとするのが望ましい。
- ♥ 自動式の引き戸の場合は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が利用しやすいように設定するのが望ましい。
- ♥ 手動式の扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設けるのが望ましい。

出入口前後の高低差（不適切な例）

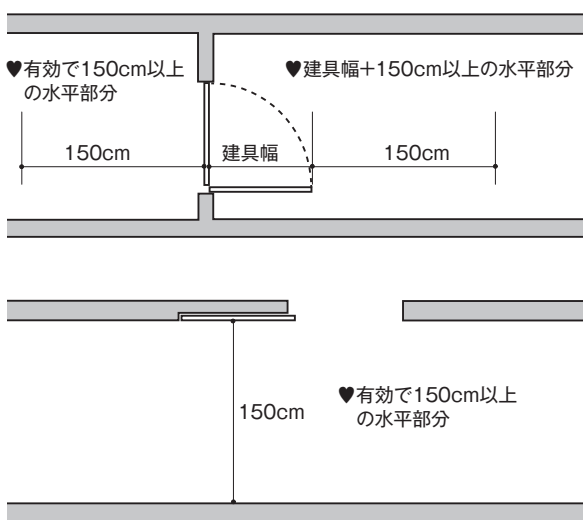


各部分の高低差が 2cm 以下で面取り等の配慮がされていても、廊下と居室をつなぐ出入口前後で 2cm を超える高低差がある場合は、基準を満たさない。

防災上・安全上の配慮について

- ♥ 自動式の引き戸を設けた場合には、防災上の観点から手動扉を併設することが望ましい。
- ♥ 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにするのが望ましい。
- ♥ ガラス戸の場合は、床上 35cm までを車いすあたりとすることが望ましい。

扉の前後の水平部分



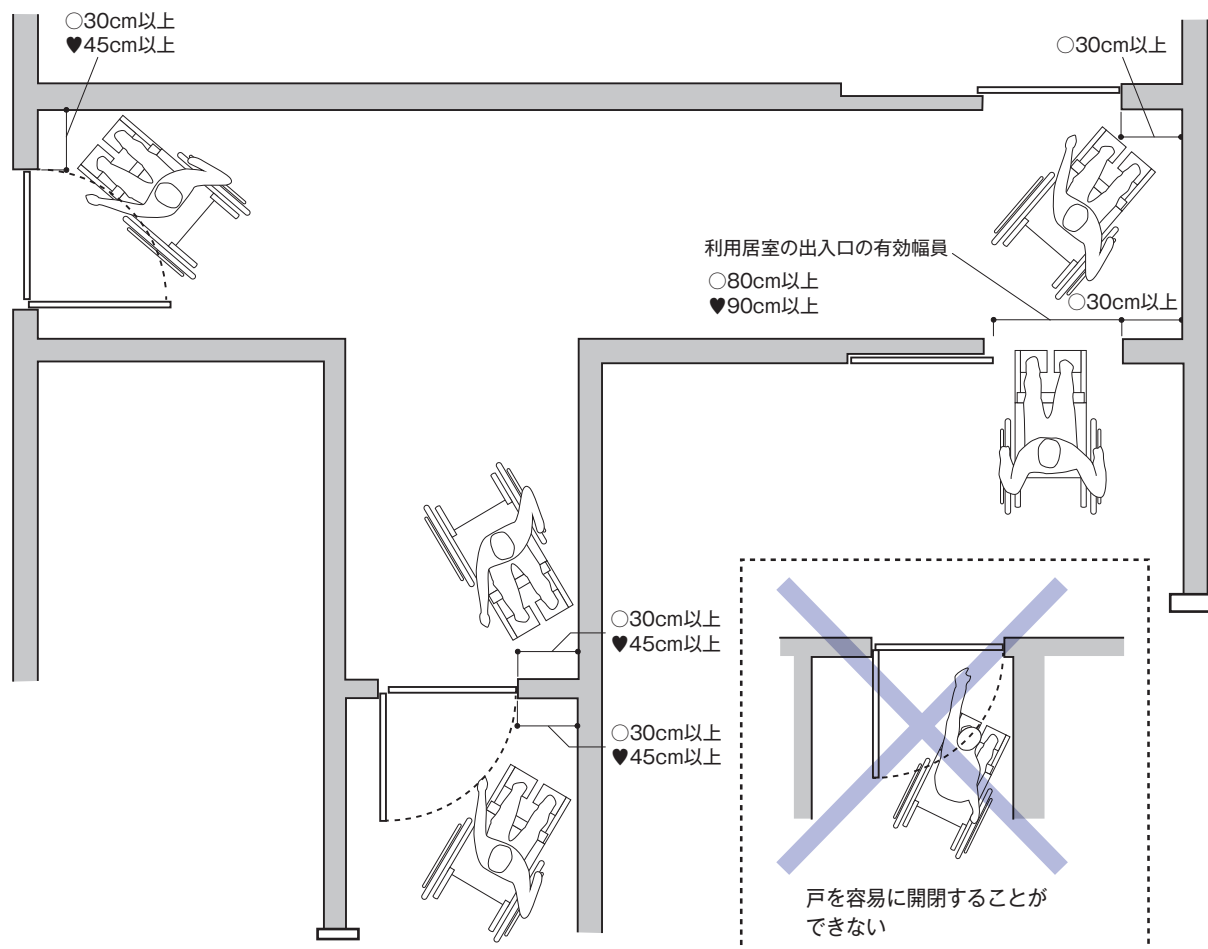
容易に開閉して通過できる構造（戸の前後のスペース）

整備基準 4-(3)

- ・ 扉の前後には、車いす待機のための水平なスペースを確保する必要がある。
- ♥ 戸の前後の水平部分は、引き戸の場合は 150cm 以上、開き戸の場合は、建具幅 + 150cm 以上確保するのが望ましい。
- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

⇒「5 廊下等」を参照

図4-3 車いす使用者のための開閉スペースの設置

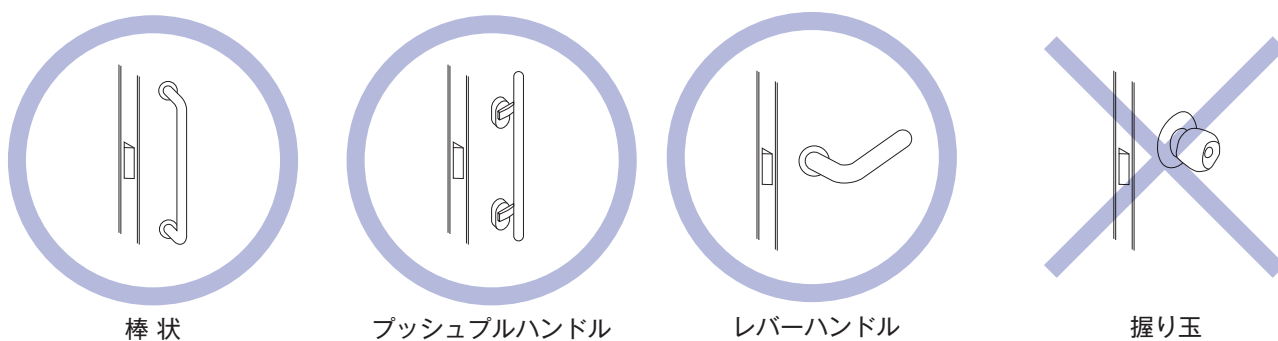


袖壁

整備基準 4-(4)

- 戸の開閉の際、車いす使用者が戸の取っ手の側まで近づくために、戸の横に30cm以上の袖壁を設ける必要がある。
- 自動式の引き戸で、車いす使用者にとって利用しやすい位置に開閉ボタンを設けた場合は、袖壁は不要である。
- ♥ 車いす使用者が戸を開閉しやすいように、開き戸の場合は、袖壁を45cm以上を確保することが望ましい。

図4-4 使いやすい取っ手



取っ手の構造

整備基準 4-(3)

- 円形（握り玉）は、操作が困難な人もいるので避け、レバーハンドル、プッシュプルハンドル、又は棒状のものとする。
- ♥ 取っ手は、高齢者、障害者等が使いやすい高さとして、床面から90cm程度に設けることが望ましい。

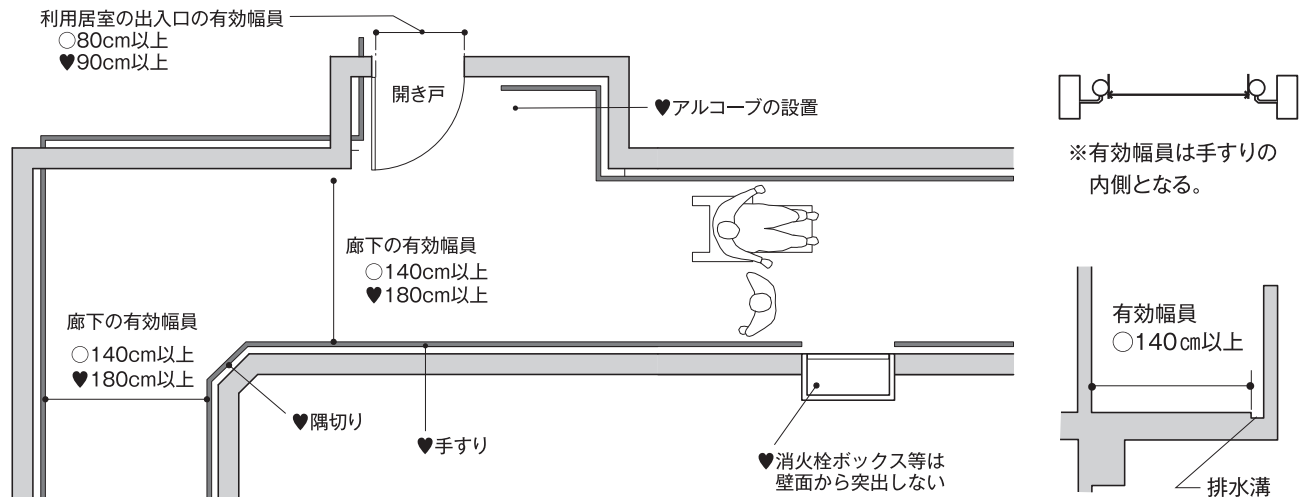
基本的な考え

廊下等（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする利用居室、便所等へのアプローチとして重要な部分であり、円滑に車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できる幅が必要です。備品類の設置についても通行の支障とならないよう配慮する必要があります。

また、階段付近には、視覚障害者に配慮し、点状ブロックの設置が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	5-1
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	
イ	階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等（ <u>車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。</u> ）は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	同左	5-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	5-1

図5-1 廊下等の整備例



仕上げ

整備基準 5-(1)-ア

- ♥ 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないことが望ましい。
- ♥ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいいため、使用しないことが望ましい。

アルコーブ

- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」を参照

仕上げ

整備基準 5-(2)-ア

- 毛足の長いカーペットは車いすの操作が極端に重くなるため、使用しないこと。
- 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいいため、使用しないこと。

車いすの転回に支障がない場所

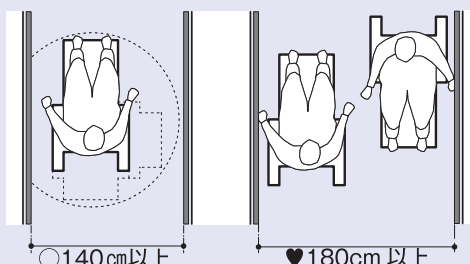
整備基準 5-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

有効幅員の確保

整備基準 5-(2)-イ、ウ

- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。
- 突出物は、有効幅員に含まない。
- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。(階段の場合の考え方とは異なる。)



a. 車いす使用者が180度転回が可能な寸法
b. 車いす使用者同士(車いす使用者と杖使用者)がすれ違うことができる寸法。

排水溝のふたの構造

整備基準 5-(2)-カ

- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 外廊下で、進行方向に沿って排水溝があり段差が生じる場合は、その部分は有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして、車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。

⇒「2 敷地内の通路」を参照

- ♥ 車いす使用者同士が、容易にすれ違うことのできる有効幅員として、180センチメートル以上を確保することが望ましい。
- ♥ ベンチ等を設置する場合、人が座った際の足の出等に配慮して、幅員を確保することが望ましい。
- ♥ 柱、消火栓ボックス等は壁面から突出しないように配慮することが望ましい。
- ♥ 曲がり角部分は危険防止のため隅切り等の設置が望ましい。
- ♥ 高齢者、障害者等の通行に配慮し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。

授乳室・おむつ交換場所

整備基準 5-(2)-キ、ク

- 幼児連れの利用者に配慮して、授乳室・おむつ交換場所を1以上設ける。

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	7-1
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	同左	2-8
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-3
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-4

(参考：関連条文) 政令第11条、政令第19条第2項第3号、平成18年告示1497号第1、規則別表第1の2（5の項）、規則別表第5（5の項）

滑り抵抗係数

床の滑りについては、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月（編集：国土交通省）」にも掲載されています。床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとしします。以下の「滑り抵抗係数の推奨値」を参考に適切な材料、床材とすることが重要です。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C.S.R - \sin\theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6 以上

※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事 WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）

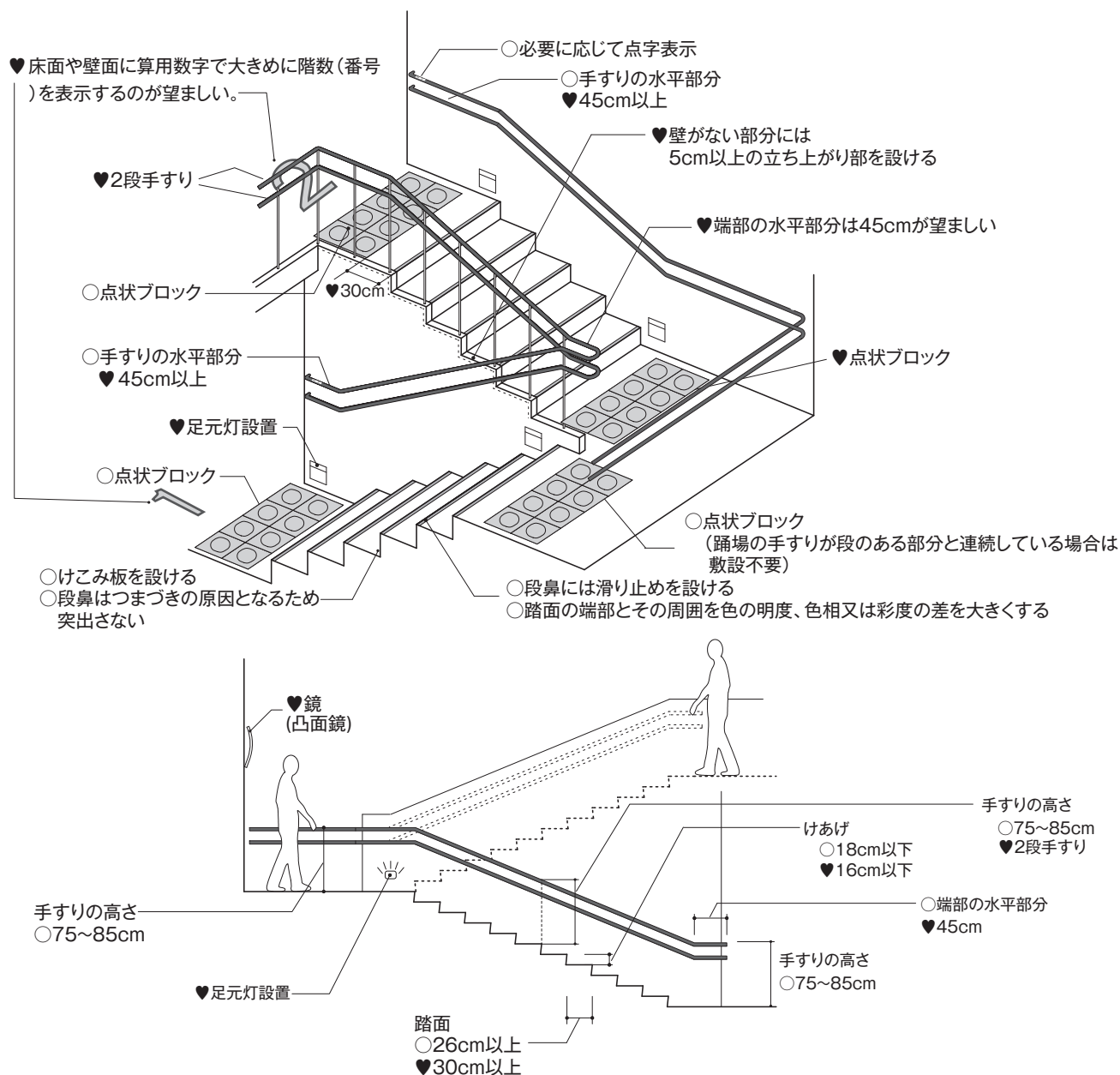
基本的な考え

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切なあげと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
	2の項(1)ウ(ア)再掲		
	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1
	b 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
	d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。	同左	6-6
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
イ	f 手すりの水平部分の高さは、踏面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	6-1 6-6
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	6-1 6-4

図6-1 階段の構造



手すりの高さ

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(ア)

- 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 手すりの傾斜部分・端部の水平部分の高さは、75cm～85cmとする。
- ♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段80～85cm下段65cm）を設けることが望ましい。

立ち上がり部

- ♥ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

階数の表示

- ♥ 床面や壁面に算用数字で大きめに階数(番号)を表示するのが望ましい。

滑りにくい仕上げの構造

整備基準 6-(1)-イ

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

点状ブロック等の敷設位置

整備基準 5-(1)-イ

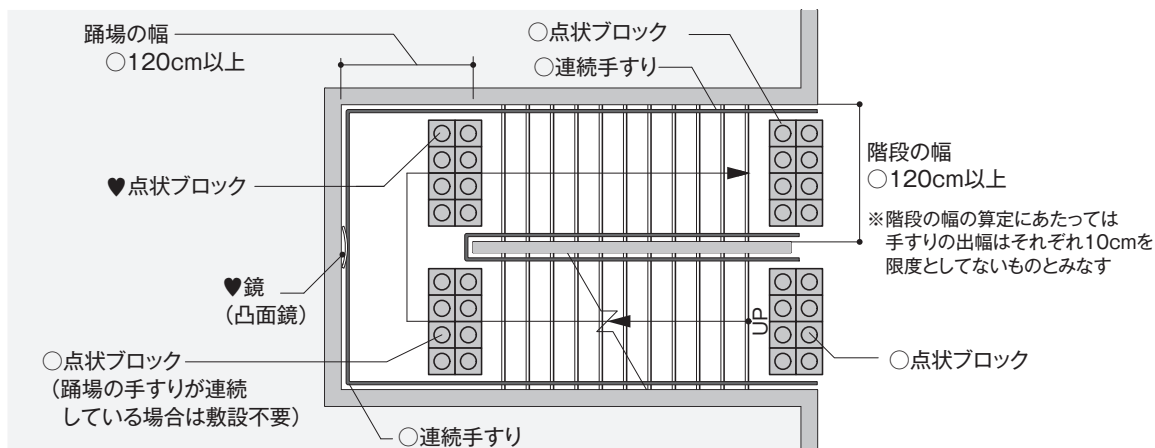
- 廊下に接続する踊場には、階段の上下端に点状ブロックの敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ オ カ キ ク ケ コ サ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2
	回り階段でないこと。	同左	6-3
	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	同左	6-1 6-4
	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
	けこみ板を設けること。	同左	6-1 6-4
6 階段	サ 段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1 6-4
	(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	6-7
	(3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	(2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	6-7
	(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。	(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	6-7

(参考：関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)

図6-2 踊場の構造

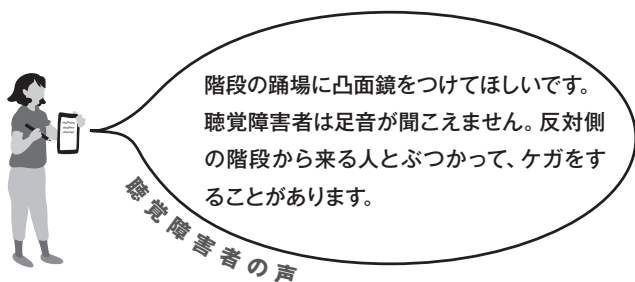


階段の幅

整備基準 6-(1)-ケ

- 杖使用者や介助者等と一緒に利用可能な空間を確保するため、幅120cm以上確保する。
- 階段の幅の算定にあたっては、建築基準法と同様に手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。

♥ 階段の幅は、130cm以上であることが望ましい。



手すりの連続性

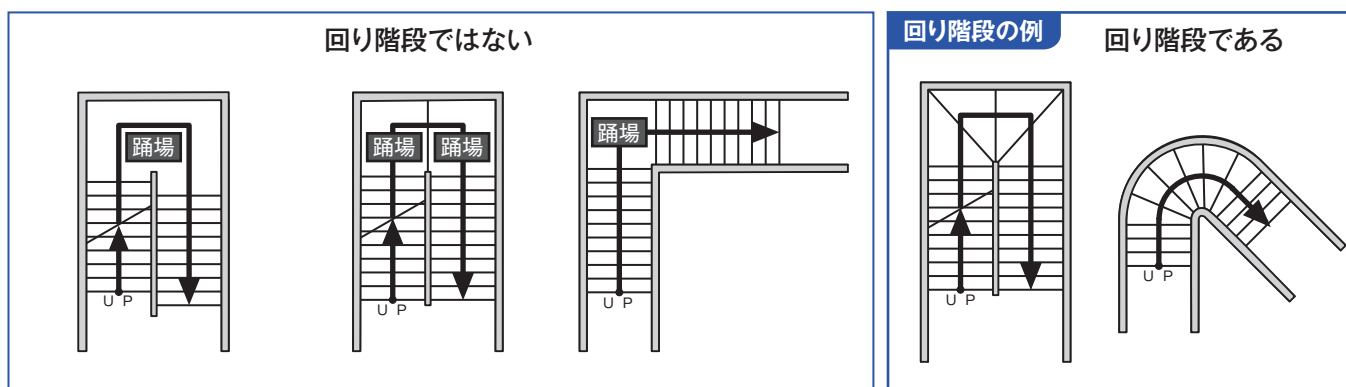
整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(7)-a

- 手すりは、階段の両側に設ける必要がある。
- 階段の構造を把握できるため、踊場にも連続して手すりを設置する必要がある。

踊場への配慮(鏡の設置)

♥ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。

図6-3 回り階段について

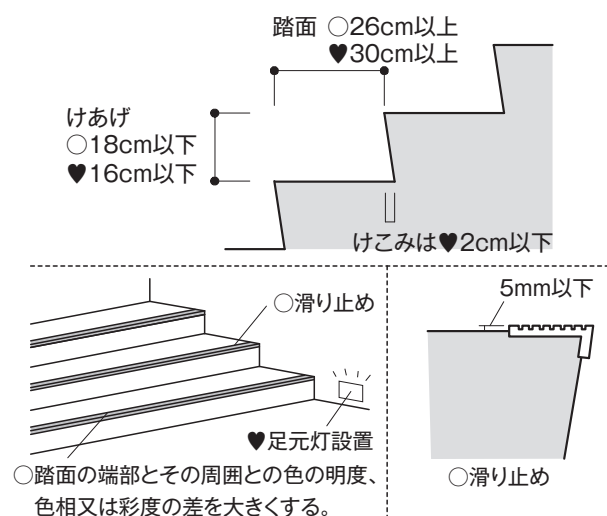


回り階段

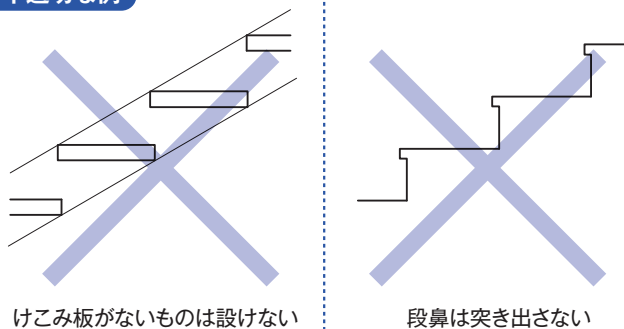
整備基準 6-(1)-カ

- 「回り階段」とは、「らせん状の階段」や「踊場部分に段を設けた階段(回り段)」等、外側と内側での踏面の寸法が異なる階段のことである。
- ♥ 回り階段は、段を踏はずしてしまう危険があり、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。

図6-4 段の構造



不適切な例



踏面の構造

整備基準 6-(1)-ク

- ・ 転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく、利用しやすい踏面の寸法を 26cm 以上とすること。

♥ 踏面は 30cm 以上が望ましい。

けあげの構造

整備基準 6-(1)-キ

- ・ 高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保するため、けあげの寸法を 18cm 以下とすること。

♥ けあげは、16cm以下が望ましい。

滑り止め

整備基準 6-(1)-サ

♥ 金属製のすべり止めは杖が滑るので避けることが望ましい。

段を容易に識別できること

整備基準 6-(1)-ウ

- ・ 段を容易に識別できるものとして、踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること。

♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

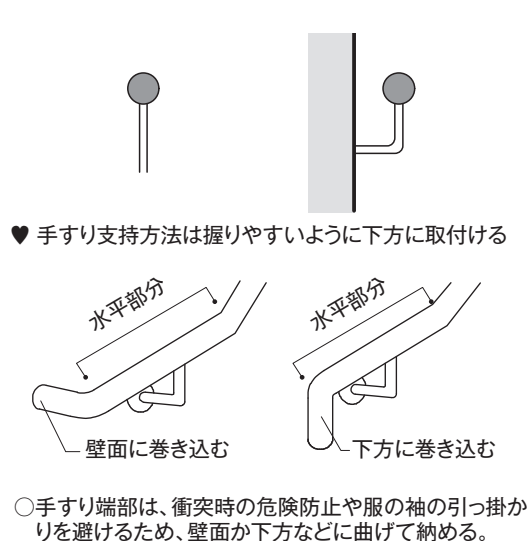
けこみ板の構造

整備基準 6-(1)-コ

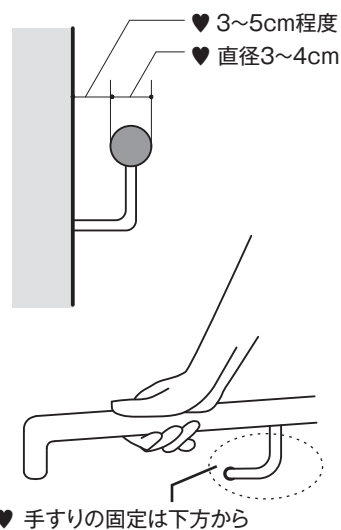
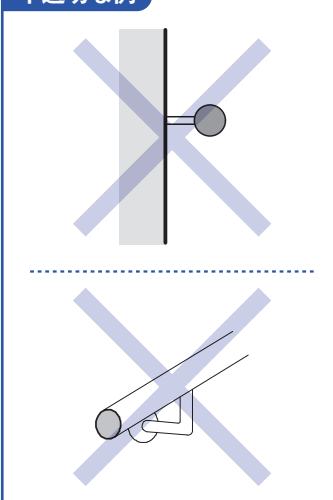
- ・ けこみ板を設けるとは、階段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖が引っかかるのを防止するための規定である。

♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

図6-5 手すりの形状、固定方法、端部納まり



不適切な例



手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)

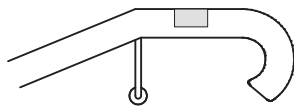
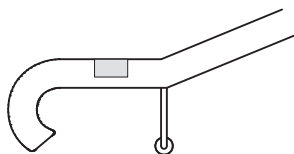
- ・ 手すりは、平たんな部分にあつては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。

♥ 手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。

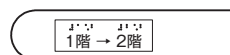
♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とすることが望ましい。

図6-6 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート（上から見た図）

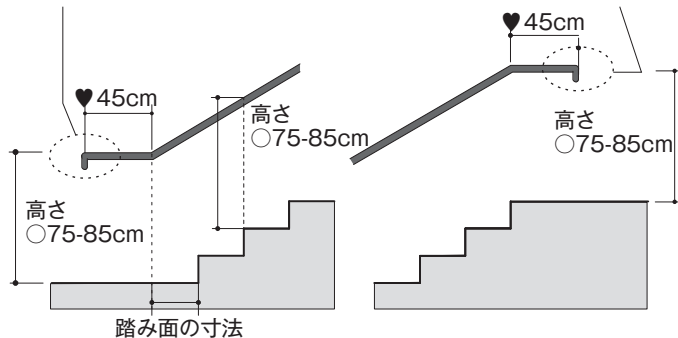


（手前側）

手すり始末端部の水平部

先端は壁面又は下方に巻き込む

先端は壁面又は下方に巻き込む



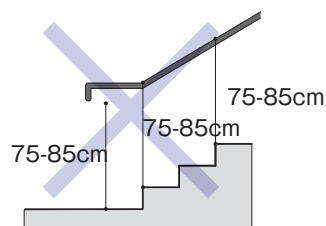
手すりの始末端部の構造

整備基準 6-(1)-ア

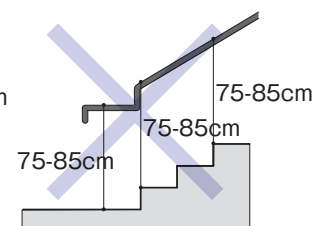
- 手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

不適切な例

水平部分の高さが高い



傾斜部分とただらかに接続していない水平部分



手すりが直線でない

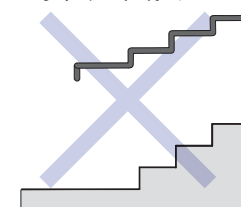
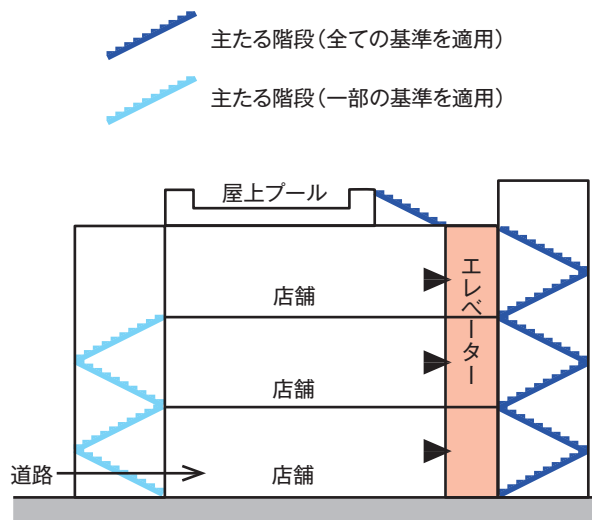
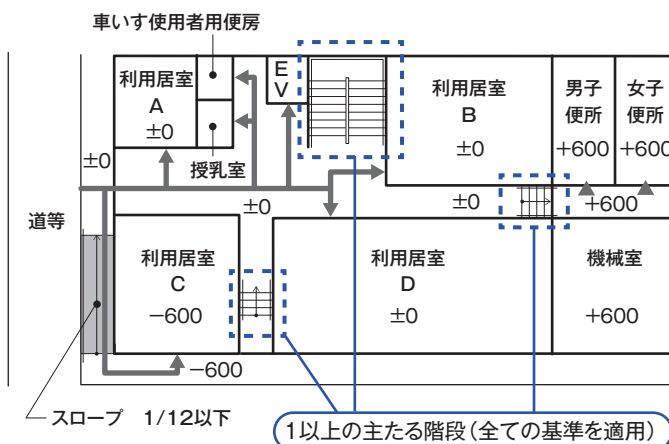


図6-7 エレベーター等を設置した場合の整備基準の適用範囲



スキップフロアの例(平面図)



適用基準一覧表(指定施設整備基準)

不特定かつ多数のものが利用し、 又は主として高齢者、障害者等が利用する施設		8の基準のEV等が 設けられている場合	
		1以上の 主たる階段	左記以外の 主たる階段
ア 両側に定める構造の手すり	○	○	○
イ 表面は滑りにくい仕上げ	○	○	○
ウ 踏面の端部は周囲と色識別	○	○	○
エ 段鼻の突き出しを設けない	○	○	○
オ 踊場の上端に点状ブロック	○	○	○
カ 回り階段でない	○	○※1	○※1
キ けあげ18cm以下	○	○	○
ク 踏面26cm以上	○	○	○
ケ 幅120cm以上	○	○	○
コ けこみ板を設ける	○	○	○
サ 段鼻に滑り止め	○	○	○

※1. 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。

主たる階段に関する基準

整備基準 6-(4)

- 8の項に規定する基準を満たすエレベーターと乗降ロビーを利用して上下移動ができる場合、6(1)キからサの規定は、主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。
- 主たる階段とは、施設利用者が施設内の居室間や便所等への移動において、利用する階段をいう。

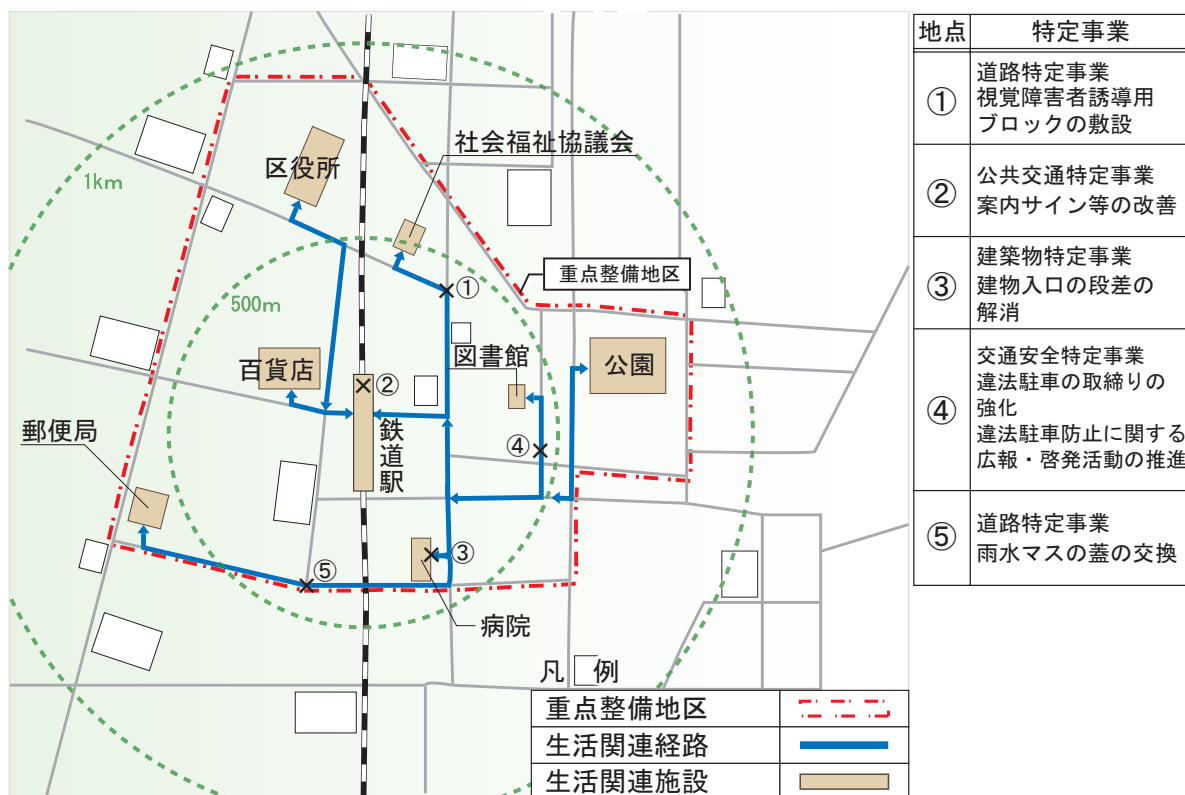
面的整備（バリアフリー基本構想）

条例の理念が示すように、すべての人が安心して自由に行動できるようにするためには、個々の建物や特定の道路だけでなく、行動範囲全体が面的に整備され、バリアフリーになることが必要です。またハードな空間整備だけでは不十分な場合も多いため、人々が理解し支え合うソフトな仕組みづくりも重要です。

このため、横浜市では条例に基づき、モデル的に福祉のまちづくりを進める重点推進地区事業を、関内駅周辺地区、磯子駅周辺地区、鶴見区寺尾地区等6つの地区でハード・ソフト両面から実施するとともに、「高齢者、障害者移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、市民の皆さまがよく利用する施設が集積した地区を対象に、公共施設、交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

また、バリアフリー法では基本構想の提案制度が定められています。提案制度とは、市民の皆さまがバリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度です。

横浜市では、提案制度を活用していただくための手引きとして「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。



重点整備地区：生活関連施設や生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区

生活関連施設：高齢者・障害者などがよく利用する施設

生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路

特定事業：バリアフリー化のために実施する事業

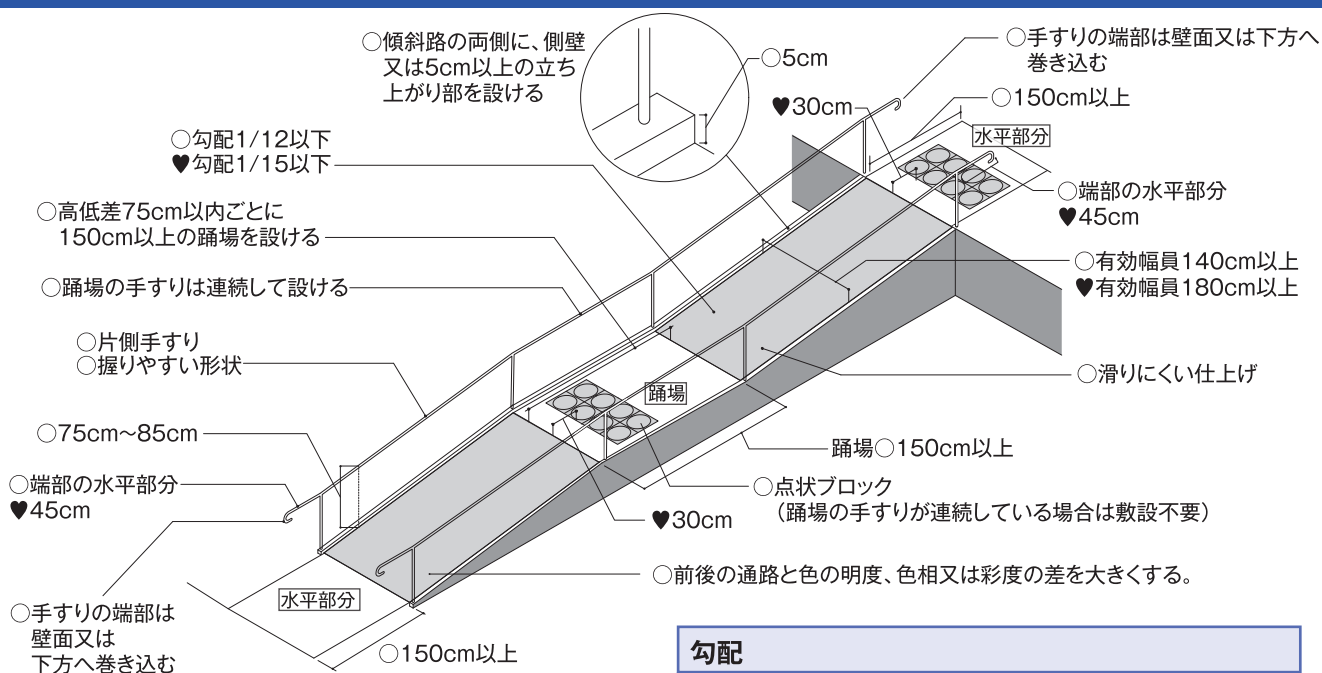
基本的な考え

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	7-1
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3

図7-1 傾斜路の基本的な構造



仕上げ

整備基準 7-(1)-イ

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。

傾斜路の構造

整備基準 7-(1)

- 傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、車いすです静止し、又は円滑に転回できる安全で円滑な通行に支障のない程度の水勾配(1/50以下)の部分については、傾斜路の基準は適用しない。

勾配

整備基準 7-(1)

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。

- ♥ 車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- ♥ 屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 7-(1)-ウ

- 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を通路の他の部分と色の明度、色相又は彩度に差がある材料で仕上げる必要がある。

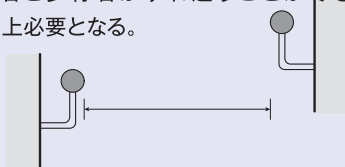
移動等円滑化経路を構成する傾斜路には以下の基準等も適用されます。

⇒車いす使用者用経路は「12 客席及び舞台」を参照

有効幅員

整備基準 7-(2)-ア

- 途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、原則として、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として140cm以上必要となる。



※傾斜路の有効幅員は手すりの内側となる。

- ♥ 車いす使用者同士でもすれ違うことができる寸法として、180cm以上あることが望ましい。

勾配

整備基準 7-(2)-イ

- 1/12以下とする必要がある。

踊場の構造

整備基準 7-(2)-ウ

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要になるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

傾斜路の両側の構造(立ち上がり)

整備基準 7-(2)-オ

- 傾斜路の両側には、車いすが脱輪しないように、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。

水平部分

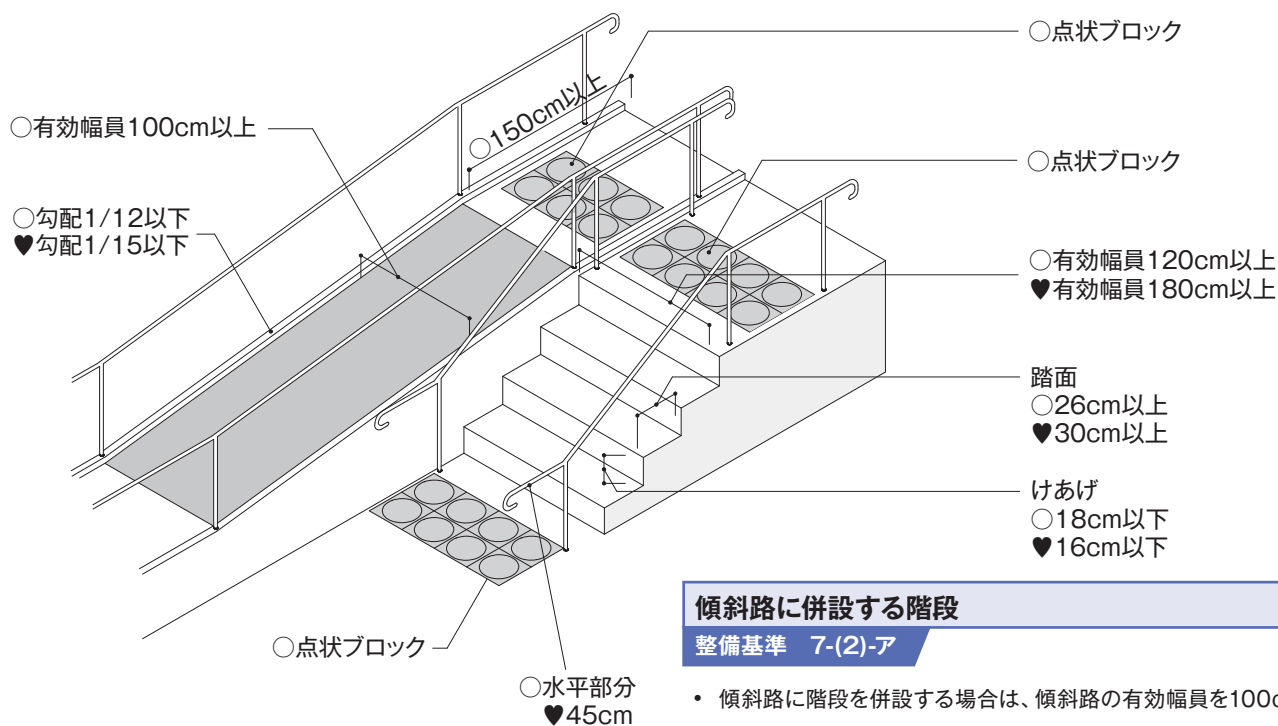
整備基準 5-(2)-オ

- 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも長さ150cm以上の水平部分を確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路(車いす使用者用経路を構成する傾斜路を除く。)は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	同左	7-1 7-3
	(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2
	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2
	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
オ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	7-1

(参考：関連条文) 政令第13条、政令第19条第2項第4号、平成18年告示第1497号第3、規則別表第1の2(7の項)、規則別表第5(7の項)

図7-2 階段に併設する場合



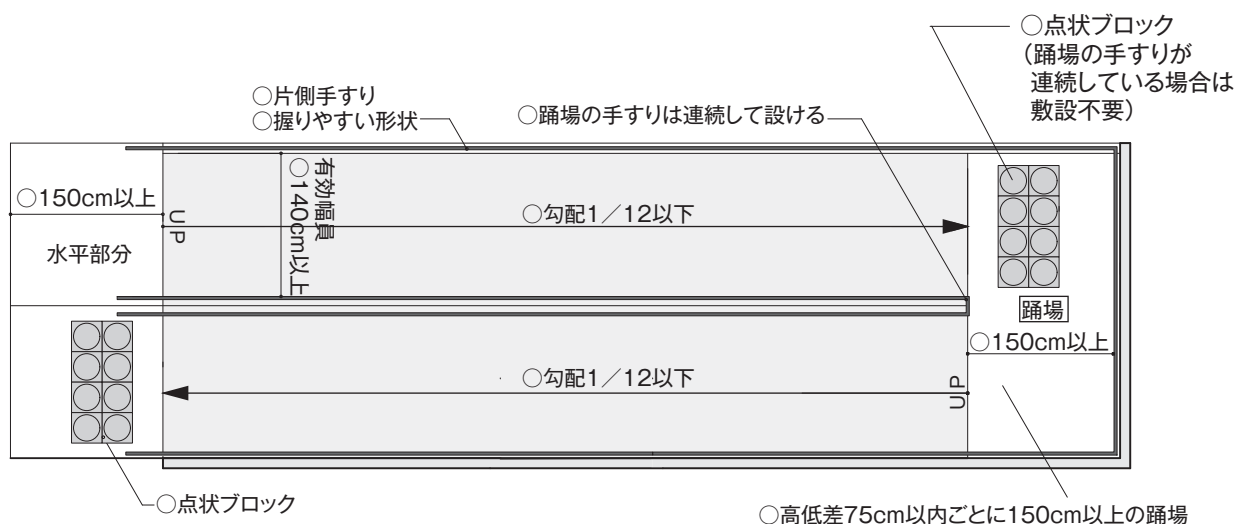
傾斜路に併設する階段

整備基準 7-(2)-ア

- 傾斜路に階段を併設する場合は、傾斜路の有効幅員を100cmとすることができる。
- なお、併設する階段については、7-(2)-アにあるとおり、けあげ、踏面、有効幅員について規定を満たす必要がある。

⇒「6 階段」を参照

図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合



水平部分

- 傾斜路が直角その他の角度で曲がる場合には、方向が変わる場所に水平部分や踊場を設ける。

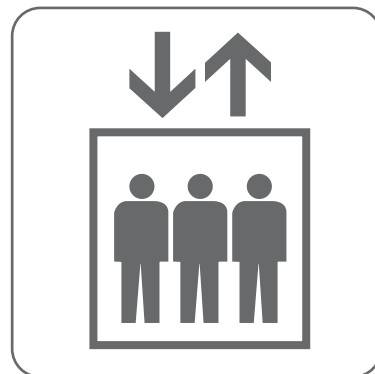
点状ブロック

整備基準 7-(1)-エ

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

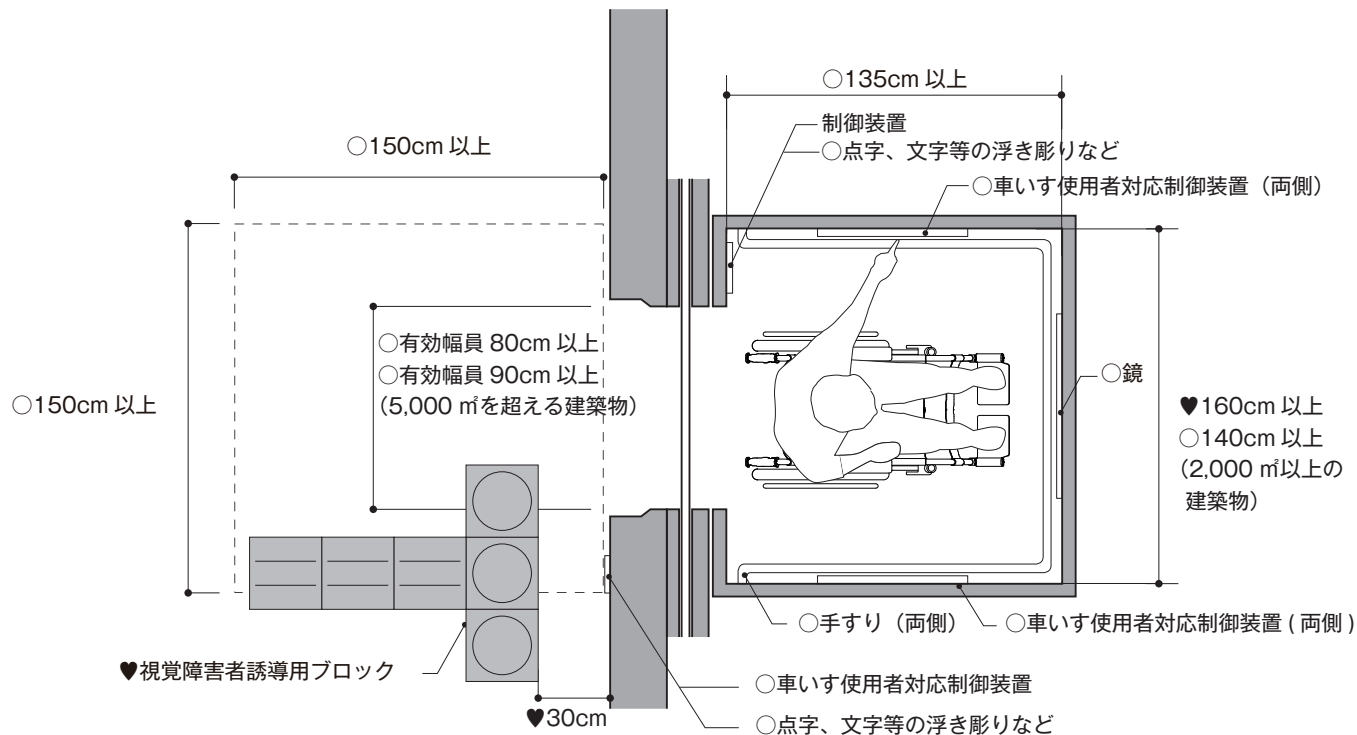
基本的な考え

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効なものです。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	かごは、利用居室、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。	同左	8-1
エ	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	同左	8-1
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左	8-2 8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	同左	8-2 8-3
キ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	同左	8-4

図8-1 エレベーターまわりの整備例（平面）



かごの寸法(奥行き)

整備基準 8-(1)-ウ

- かごの寸法は車いす使用者が車いすに乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する必要がある。
- ♥高齢者、障害者等が円滑に利用できるかごの寸法としては、車いす使用者がかご内で方向を変え、前進で降りることができる寸法が望ましい。

乗降ロビーの空間

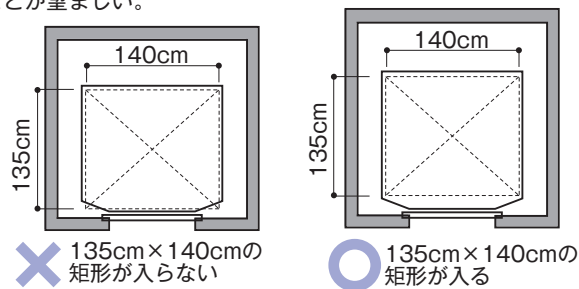
整備基準 8-(1)-エ

- エレベーターの乗降ロビーには車いす使用者の待機、車いす使用者の回転に支障がないように150cm×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。
- ♥制御装置の前には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が望ましい。

かごの寸法(幅)

整備基準 8-(1)-ク-(7)、(1)

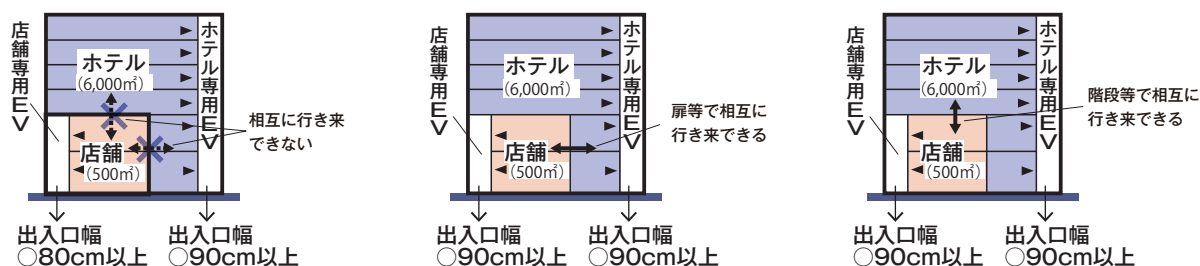
- 2,000㎡以上の建築物においては、車いす使用者が円滑に利用できるように、かごの内寸法は奥行き135cm×幅140cm以上とする。
- ♥かごの内法寸法は、奥行き135cm×幅160cm以上とすることが望ましい。



出入口の有効幅員

整備基準 8-(1)-イ

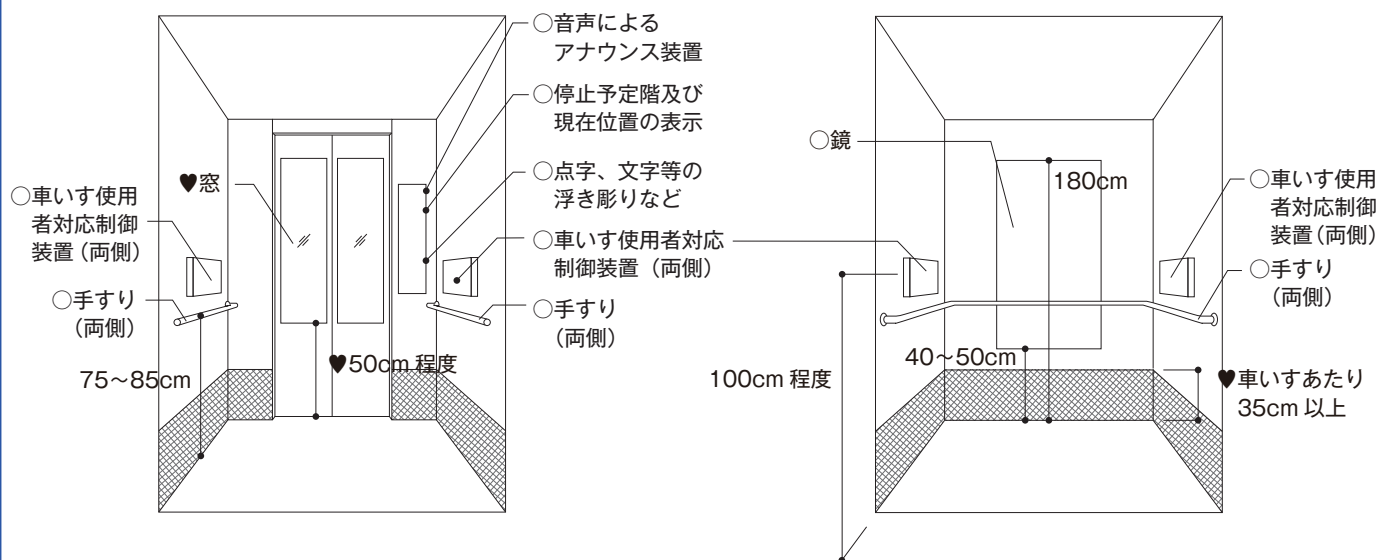
- 車いす使用者が通過できる最小寸法として、出入口の有効幅員は80cm以上必要である。
- 常時、相互に行き来できる区画の床面積が5,000㎡を超える場合、その区画内にあるエレベーターの出入口の有効幅員は90cm以上必要である。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	同左。ただし、不特定かつ多数の者が利用する建築物に限る。	8-1
	(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	
	(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	同左	
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2
コ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-1 8-2 8-3 8-4
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあつては、エレベーターを新設する場合に限る。	8-2 8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	同左	8-1 8-2
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	同左	8-1 8-2
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

（参考：関連条文）政令第19条第2項第5号・第6号、平成18年告示1492号、平成18年告示1494号、規則別表第1の2（8の項）、規則別表第5（8の項）

図8-2 エレベーターかご内の整備例（断面）



表示装置の構造

整備基準 8-(1)-カ

- ・ かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける必要がある。

かご内の構造

整備基準 8-(1)-シ

- ・ かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認できるために、鏡を設ける必要がある。
- ・ 鏡は、戸の開閉状態等を確認できれば、凸面鏡でもよい。

かご内の音声案内

整備基準 8-(1)-ケ、サ

- ・ かご内に、かごが到着する階及びかごの出入口の戸の開閉を音声（「ドアが開きます」、「ドアが閉まります」等）により知らせるアナウンス装置を設ける必要がある。
 - ・ かご内または乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせるアナウンス装置を設ける必要がある。
- ♥ エレベーターの交換、改修時にも音声案内の対応を行うことが望ましい。

かご内の手すりの構造

整備基準 8-(1)-ス

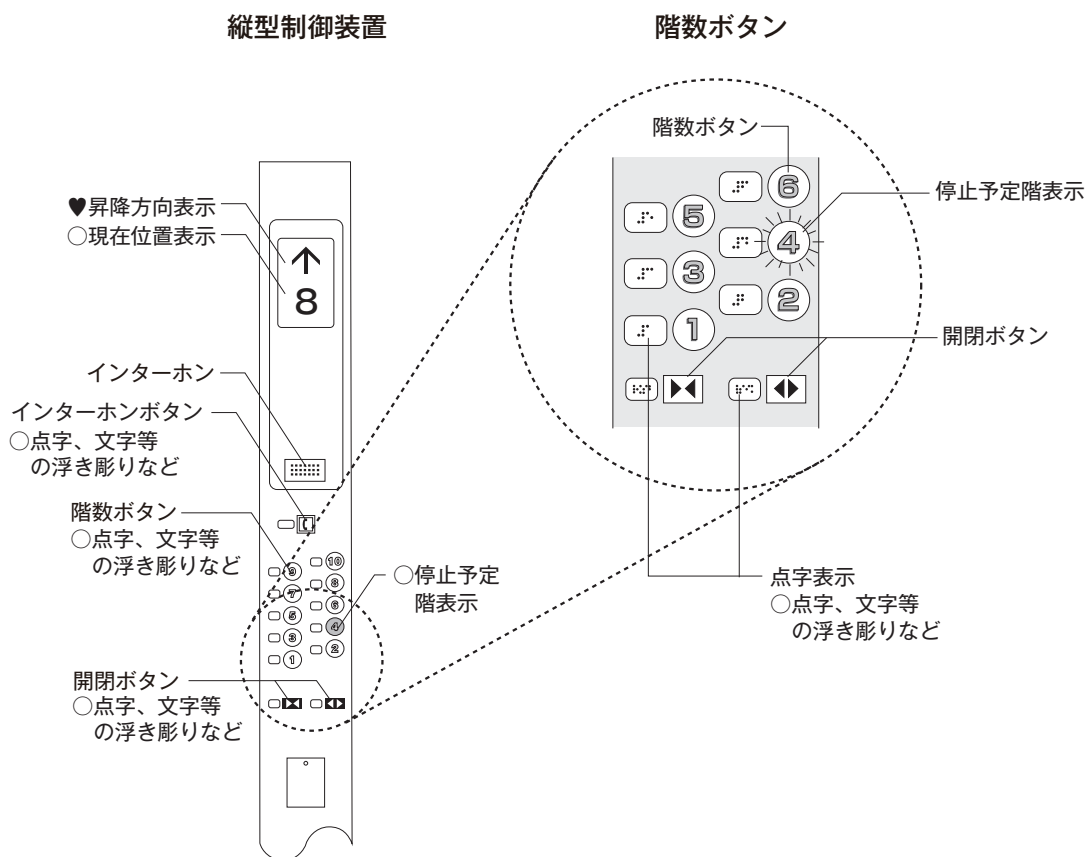
- ・ 両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。
- ♥ 手すりは、正面壁にも設けることが望ましい。

制御装置の構造

整備基準 8-(1)-オ

- ・ かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の制御装置を設ける。

図8-3 制御装置の例



視覚的な情報設備の配置

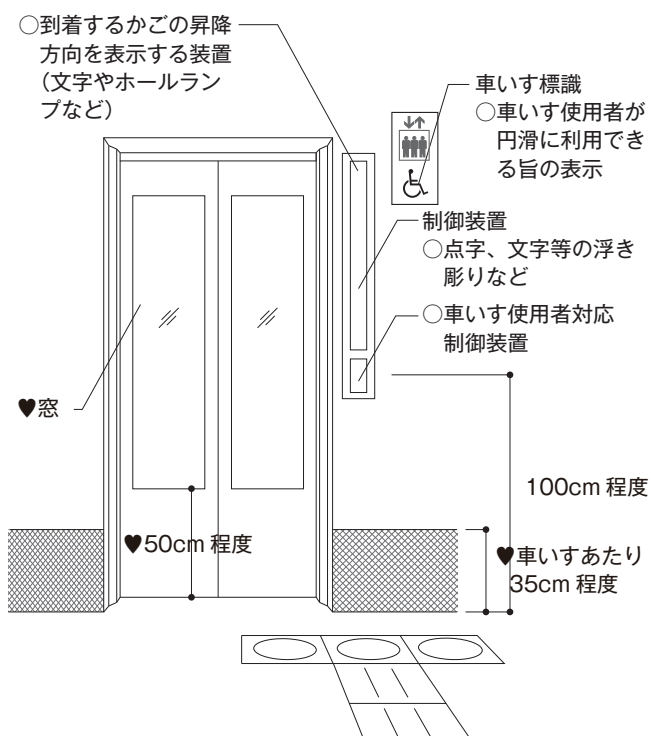
- ・ 制御装置のボタンは、点字表示や文字等の浮き彫りなど、視覚障害者が円滑に操作できる構造とする必要がある。
- ♥ 階数ボタンが2列になる場合は、千鳥配列にするのが望ましい。
- ♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。
- ♥ エレベーターの交換、改修時にも点字案内の対応を行うことが望ましい。

聴覚障害者の声

緊急時や定員オーバー時に聴覚障害者が対応できるよう文字で情報提供を行う表示装置がほしいです。



図8-4 乗降ロビーの整備例



乗降ロビーの構造

整備基準 8-(1)-エ、8-(1)-オ、8-(1)-キ、8-(1)-コ、8-(1)-サ

- ♥ 非常時の安全確保のため、乗降ロビーに面するかごの戸にはガラス窓などを設置することが望ましい。
- ♥ ロビーの周辺には、壁面や戸枠を守るために設ける車いすあたりを設け、床面から35cm程度の高さとするのが望ましい。

車いす使用者の声

乗降に時間がかかるので、エレベーターの扉の開閉時間を長くしてほしいです。
基準が適用される規模や用途でなくても、車いす使用者が利用できないことのないよう、かごや乗降ロビーについては基準の寸法を確保してほしいです。



視覚障害者の声

エレベーターの音声装置はとても便利です。



聴覚障害者の声

中の様子が分かるよう、エレベーターの扉はガラス張りにしてほしいです。
防犯対策にも有効ではないでしょうか。



コラム

エレベーター利用のマナー

エレベーターは、特に車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を利用できない人にとっては上下移動に欠かせません。しかも、車いすやベビーカーは空間占有面積が大きいので、エレベーターが混雑していると乗ることができません。このため、一般の利用者は、エレベーター利用のマナーを守りましょう。

① 車いす使用者やベビーカー使用者に優先的に利用してもらいましょう。

エレベーターホールは、車いす使用者やベビーカー使用者が優先的に利用できるように順番をゆずりましょう。

② 混んでいる時は、降りてスペースをあげましょう。

エレベーターが混んでいると、途中の階で待っている車いす使用者等は、いつまで待っても乗れません。乗っている人は一度降りてスペースをあげましょう。

基本的な考え

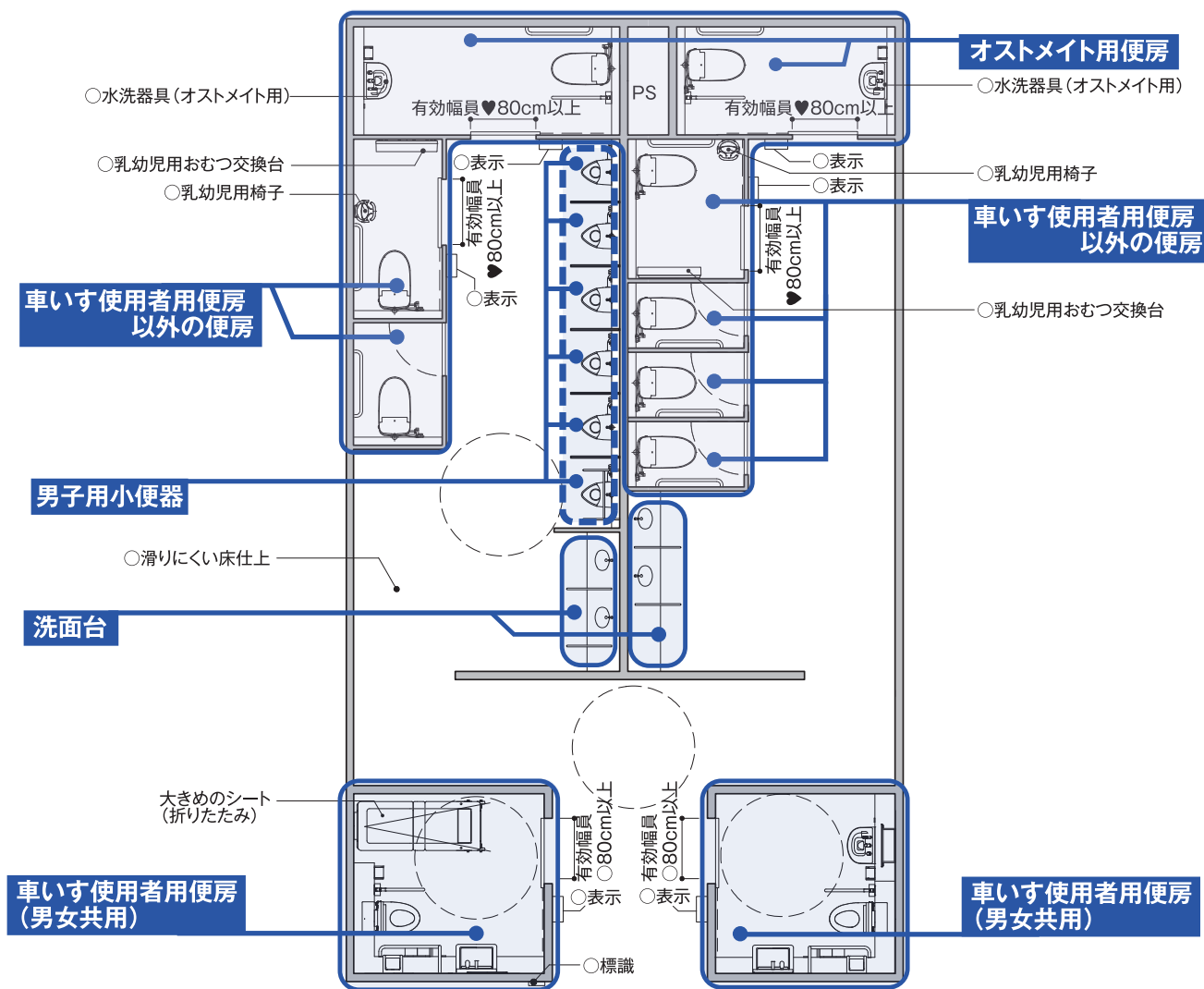
多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能便所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



1. 全ての便所に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) <u>用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。</u>	同左	
(2) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u>	同左	
ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	9-1
イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	
ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合はこの限りでない。	同左	9-1

図 9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-(2)-2

- 車いす使用者用便房の出入口については、移動等円滑化経路を構成する出入口となるため、80cm以上の幅の出入口が必要である。

⇒「4 出入口」を参照

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便房のみの場合、車いす使用者用便房内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は、1以上を、9-(2)-オを満たす男子用小便器とすることが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合は、1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）を、9-(2)-カを満たす便房とすることが必要である。
- ♥ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した広めの便房を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準

整備基準 9-(3)-(4)-(6)-ア

- 車いす使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）設ける。

⇒「図 9-2～6」を参照

- 便所のうち1以上（男女の区別がある場合は、それぞれ1以上）に、オストメイト用便房を設ける。
- ♥ 車いす使用者用便房を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ♥ 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きめのシートを設けることが望ましい。

(3) 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台に関する基準

整備基準 9-(6)-イ

- 一定規模以上の建築物には、便房のうち1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）に、乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台を設け、その旨の表示を行う。
- ♥ 乳幼児用椅子及び乳幼児用おむつ交換台は車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

⇒「図 9-16」を参照

図9-2 不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数（新築及び増築等の場合）

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

- ・ 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上設ける。
- ・ 従業員のみが利用する階は特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない。
- ・ 管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。
- ・ 特定の階に偏ることなく便所を設けることにより、利用に支障は生じにくい。
- ・ 指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。

不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数の基本的な考え方

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

	ケース1	ケース2	ケース3
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

□ 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

①※ 便所を設ける施設に近接する位置に複数棟ある場合、それぞれが本要件に該当するものとする

④※ 商業施設の1階部分で施設の管理運営上設置が困難

不特定多数の者等が利用する階から除外する階

- ・ 以下の場合は対象の階を不特定多数の者等が利用する階から除外する。
 - ① 地上階で便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階（左図ケース1）
 - ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階（左図ケース2）
 - ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階（左図ケース2）
 - ④ 管理運営上やむを得ない階（左図ケース3）

便所の箇所数の数え方について

- ・ 便所の箇所数については以下の内容に従って数を算定する。
 - ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする。
 - ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。
 - ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする。

増築等の場合の必要設置数について

- ・ 増築等に係る部分を有する階の数以上の便所を設けること。ただし、既存の便所と新設の便所を合算することができる。
- ・ 増築等に係る部分で指定施設の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡未満の建築物は、便所を設置する場合は、基準を遵守すること。
- ・ 上記の他、必要設置数の基本的な考え方、不特定多数の者等が利用する階から除外する階、便所の箇所数の考え方は、新築時の場合と同様とする。

便所の箇所数の数え方について

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が利用する便所のイメージ		
不特定多数の者等が利用する便所の必要設置数	6 内訳：①男女5、②女子1	8 内訳：①男女1、②男子3、③女子2、④共用2

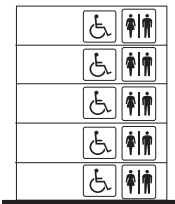
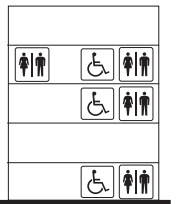
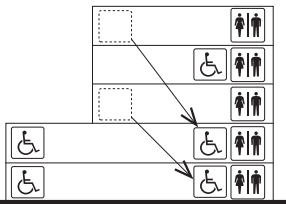
増築等の場合の必要設置数について（参考）

ケース1(増築等に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合)
増築等に係る部分を有する階 新設する車いす使用者用便房

図9-3 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その1

車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上（男女の区別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - ①地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合（下図ケース3）
 - ②当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合（下図ケース4）
 - ③不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡を超える階（大規模階）を有する場合
 - ④不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ⑤小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合（小規模階のみを有する建築物に限る）

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車いす使用者用便所の設置イメージ			(例) SA・PA など 	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	5 以上	3 以上	2 以上	5 以上

大規模階を有する場合

- 大規模階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、階ごとに2以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ2以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 大規模階の床面積が40,000㎡を超える場合、当該床面積20,000㎡ごとに1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）車いす使用者用便所の必要設置数を追加する。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

大規模階を有する場合

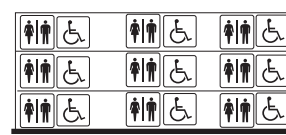
	ケース1 30,000 ㎡ / 階	ケース2 70,000 ㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ		
各階の床面積から算定する車いす使用者用便所の階ごとの必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車いす使用者用便所の必要設置数	2 以上	3 以上

図9-4 車いす使用者用便所の必要設置数（新築の場合）その2

小規模階を有する場合

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）の車いす使用者用便所を設ける。
- 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、便所設置階の数とする。
- 設置位置は任意とする。

小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合

- 小規模階のみを有する建築物で、
- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物（延べ床面積の合計が500㎡未満の建築物を除く）においては、不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。
 - 床面積の合計が500㎡未満の建築物においては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、便所のうち1以上（男女の区別がある場合にはそれぞれ1以上）に車いす使用者用便所を設ける。

小規模階を有する場合

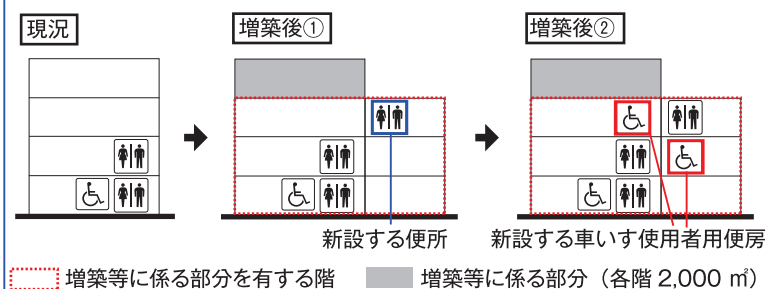
	ケース1	ケース2	ケース3
	400~599.8㎡ / 階	600~799.8㎡ / 階	800~999.8㎡ / 階
車いす使用者用便所の設置イメージ			
床面積の合計	2,000~2,999㎡	3,000~3,999㎡	4,000~4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
建築物における車いす使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図9-5 車いす使用者用便所の必要設置数（増築等の場合）その1

増築等の際の車いす使用者用便所の必要設置数の基本的な考え方

- 車いす使用者用便所は、原則、増築等に係る部分を有する階で便所を有する階に1以上（男女の区別がある場合には、それぞれ1以上）を設ける。ただし、以下の場合を除く。
 - ①地上階で、車いす使用者用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ②当該階に設けるべき車いす使用者用便所を別の階に設ける場合
 - ③不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積の合計が1,000㎡未満の建築物の場合
 - ④不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超える階を有する場合
 - ⑤不特定多数の者等が利用する増築等に係る部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合
- 既存部分の車いす使用者用便所も必要設置数に含めて算定をすること。

ケース1（増築等に係る部分の床面積が各階2,000㎡の場合）



必要算定手順（例）

- ①基準の適用は増築部分がある1～3階
- ②増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて1箇所以上の車いす使用者用便所を設ける。
※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける（左図では3階に新設）。

図9-6 車いす使用者用便所の必要設置数(増築等の場合)その2

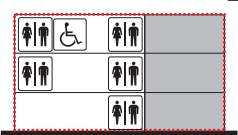
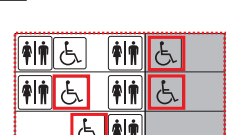
※ 不特定多数の者等が利用する部分に限る。

増築等に係る部分の床面積(※)の合計が1,000㎡未満の建築物の場合

- ・ 不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)に車いす使用者用便所を設ける。
- ・ 上記にかかわらず、増築等に係る部分の床面積(不特定多数の者等が利用する部分以外の部分を含む。)の合計が500㎡未満の場合にあつては、不特定多数の者等が利用する便所がある場合は、そのうち1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)に車いす使用者用便所を設ける。

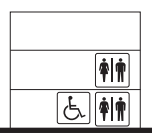
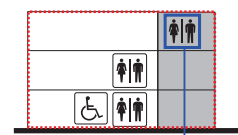
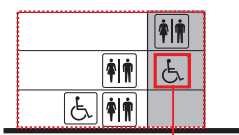
増築等に係る部分の床面積(※)が10,000㎡を超える階を有する場合

- ・ 増築等に係る部分の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の階を有する場合、階ごとに2以上(男女の区別がある場合には、それぞれ2以上)の車いす使用者用便所を設ける。
- ・ 増築等に係る部分の床面積が40,000㎡を超える階を有する場合、当該床面積20,000㎡ごとに1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)の車いす使用者用便所の必要設置数を追加する。
- ・ 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

ケース2(増築等に係る部分の床面積が各階20,000㎡超の場合)	必要算定手順(例)
現況  増築後①  増築後②  増築等に係る部分を有する階 増築等に係る部分(各階20,000㎡)  新設する車いす使用者用便所 	①基準の適用は増築部分がある1～3階 ②増築等に係る部分の床面積が各階20,000㎡のため、増築を行う階のうち便所を設ける階に、既存部分及び増築部分を合わせて2箇所以上の車いす使用者用便所を設ける。1階は便所が1箇所のみであるため、車いす使用者用便所も1箇所よい。 ※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける(左図では新設不要)。

増築等に係る部分の床面積(※)が1,000㎡未満の階を有する場合

- ・ 増築等に係る部分の床面積が合計1,000㎡に達するごとに1以上(男女の区別がある場合には、それぞれ1以上)車いす使用者用便所を設ける。
- ・ 上記にかかわらず、不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が床面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

ケース3(増築等に係る部分の各階床面積が各階700㎡の場合)	必要算定手順(例)
現況  増築後①  増築後②  増築等に係る部分を有する階 増築等に係る部分(各階700㎡)  新設する車いす使用者用便所 	①基準の適用は増築部分がある1～3階 ②増築等に係る部分の床面積の合計が700×3=2,100㎡であり、1,000㎡毎に1箇所の車いす使用者用便所が必要となるため、既存部分及び増築部分を合わせて2箇所に車いす使用者用便所を設ける。 ※増築を行う階に、既存部分と合わせて1以上の不特定多数の者等が利用する便所を設ける(左図では3階に新設)。

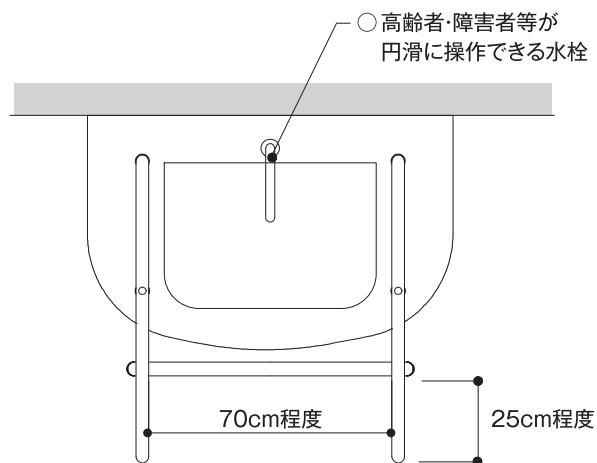
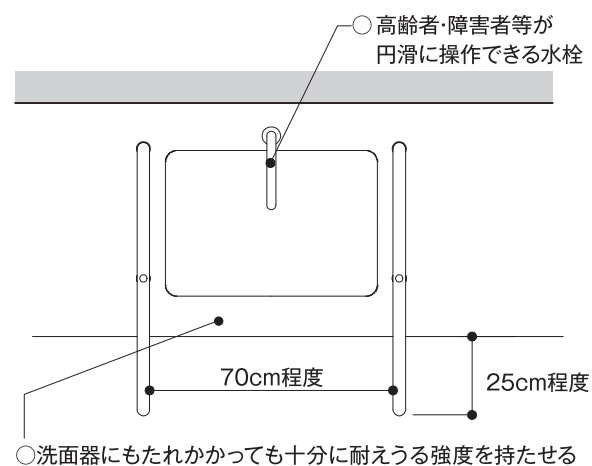
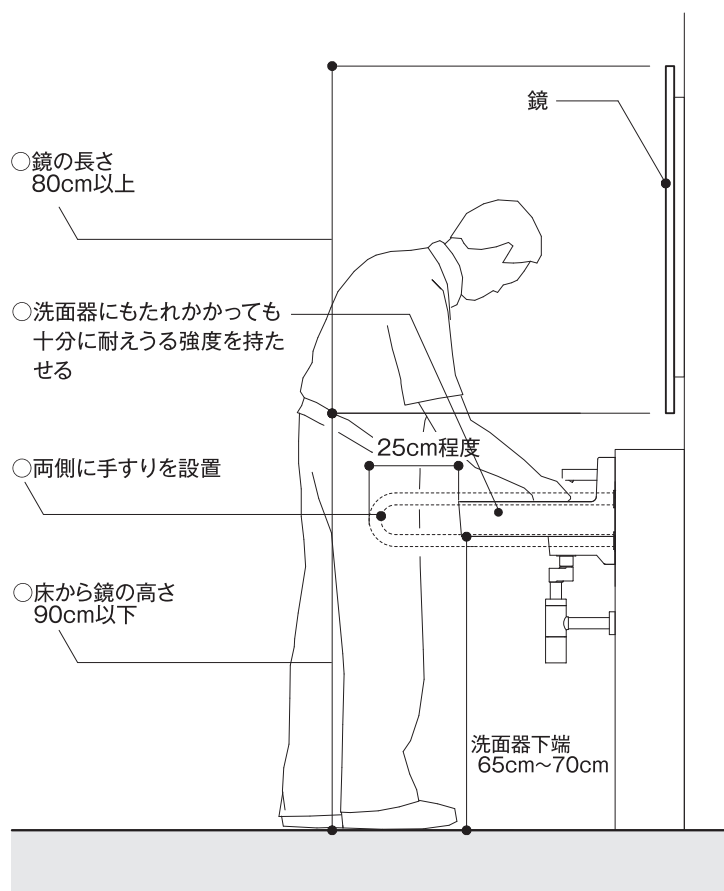
指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	—	
	（7）洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。	洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-7
	（1）洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-7
	（ウ）洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	—	9-7
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	
	（7）床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-8
	（1）前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-8
	（ウ）前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる。	—	9-8
	（I）前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、（ウ）の規定は適用しない。	同左	
	（7）手すりを設けること。	同左	9-9
	（1）戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-9
	（ウ）便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-9

（参考：関連条文）政令第14条、[令和6年告示第1074号](#)、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<u>(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	同左	<u>9-3</u> <u>9-4</u>
<u>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。</u>	同左	

（参考：関連条文）政令第14条、令和6年告示第1074号、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

図9-7 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面台の例



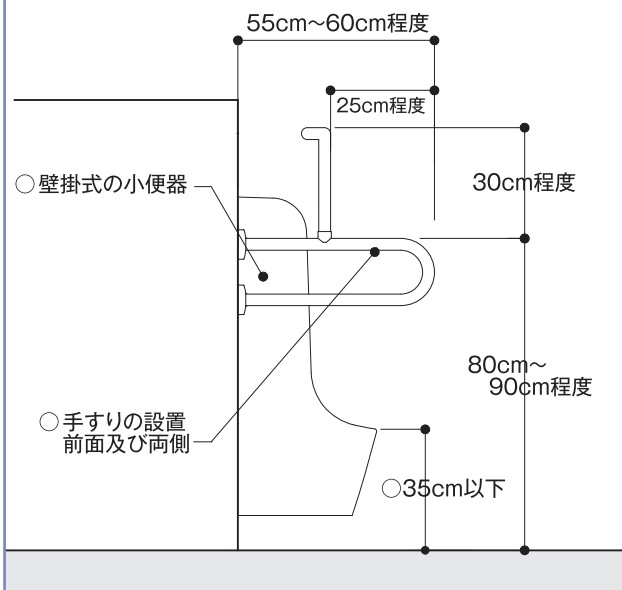
洗面器

整備基準 9-(2)-エ

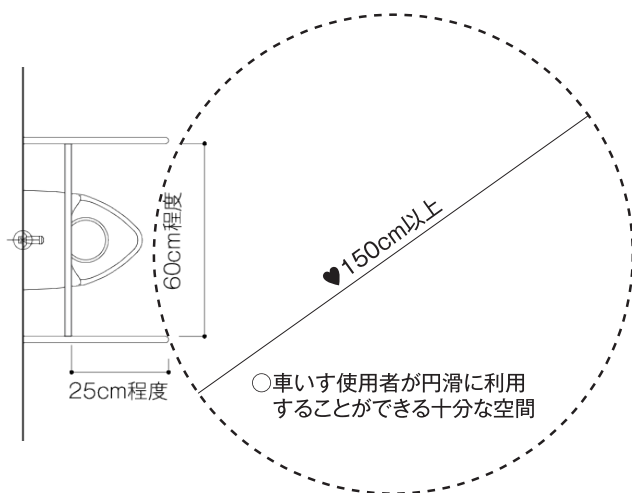
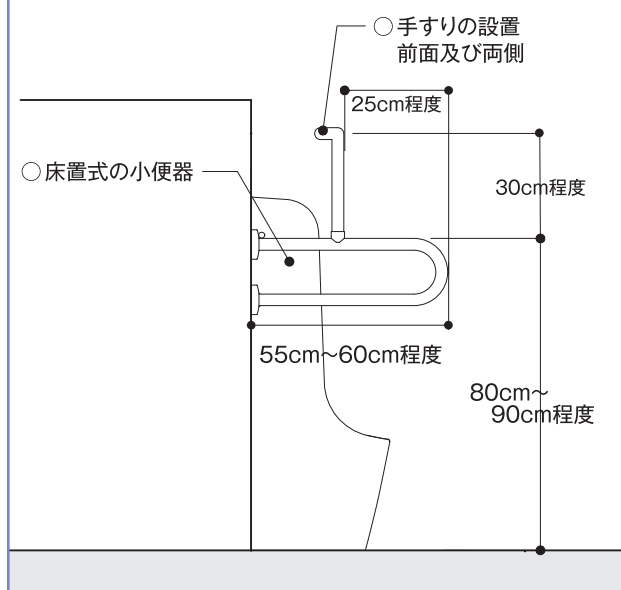
- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるように、両側に手すりを設け、もたれかかって十分に耐えうる強度がある洗面器を設ける必要がある。
- 洗面器にもたれかかって十分に耐えうる強度がない場合は、前面に手すりを設ける必要がある。
- 乳幼児用の洗面器には手すりは不要となる。
- 乳幼児用の洗面台に設ける鏡は、乳幼児の体格に合わせた寸法とすることができる。

図9-8 男子用小便器の例

壁掛式の小便器



床置き式の小便器



杖使用者などの声

歩行が困難な方が排泄する際に、手すりは非常に有効です。1つだけでなく、なるべく多くの小便器に設置してほしいです。



小便器

整備基準 9-(2)-オ

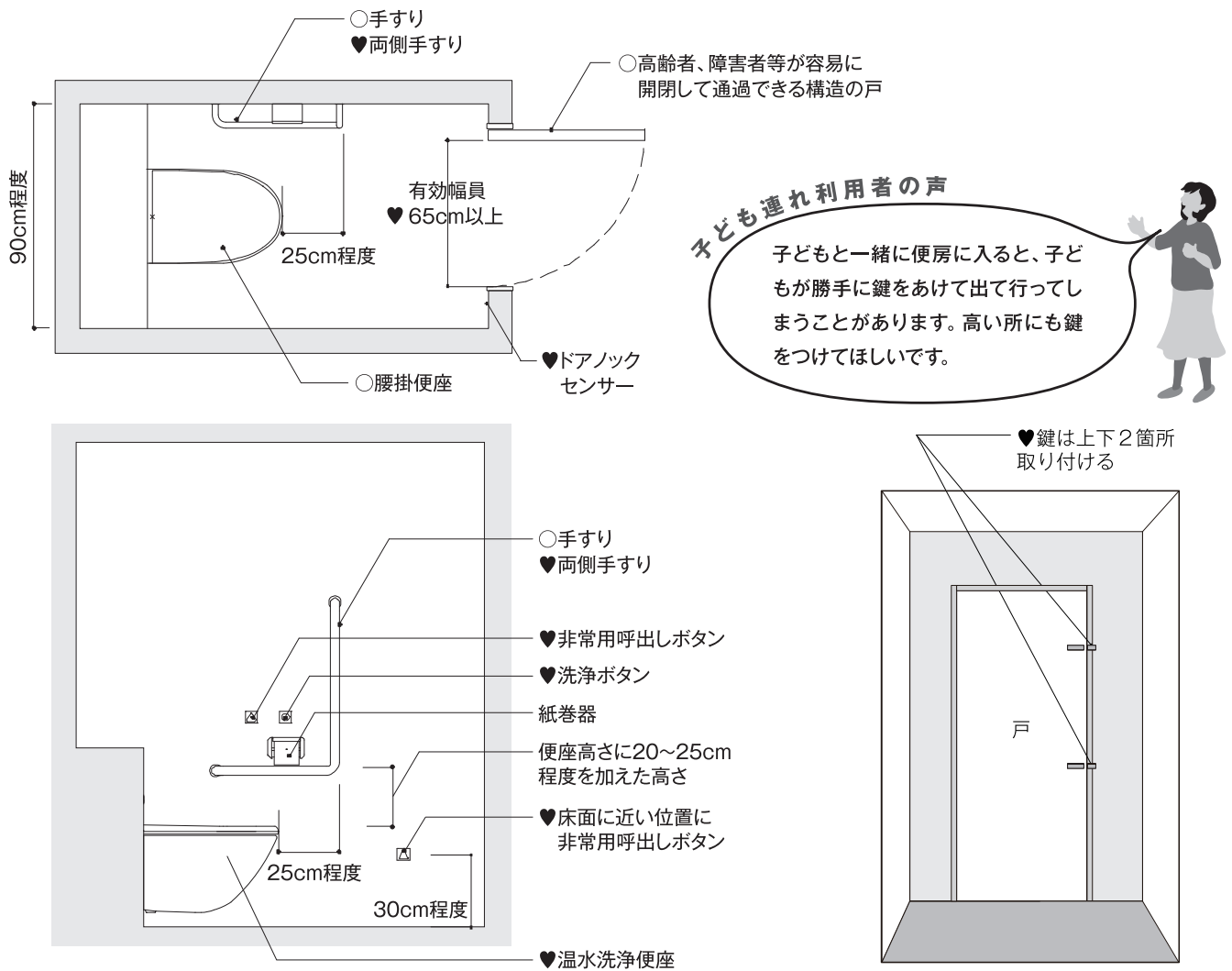
- 便所内に小便器を設ける場合は、各便所に1以上、手すりを設けた小便器が必要となる。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりに寄りかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に手すりを設置することが望ましい。
- ♥ 車いす使用者が小便器までに容易に到達できるように、120cm以上の幅で経路を確保することが望ましい。
- ♥ 乳幼児用の小便器を設ける場合でも、車いす使用者が小便器まで寄り付くことができる空間を設けることが望ましい。

小便器の前の空間の確保

整備基準 9-(2)-オ-(I)

- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。
- 小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車軸中央を中心として90度転換できる空間（135cm角）を設けること。
- ♥ 小便器の前の車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車いす使用者が回転できる空間（直径150cm以上の円）を設けることが望ましい。

図9-9 その他の便房の例



その他の便房

整備基準 9-(2)-カ

- その他の便房とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。その他の便房を設ける場合は、各便所に1以上、9-(2)-カを満たす便房が必要となる。
- 乳幼児用の便所においても、壁等で囲まれた便房については、その他の便房として扱うため、9-(2)-カの対象となる。
- ♥ 非常用呼出しボタンを設けるほか、各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(2)-カ-(7)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- その他の便房に男子用小便器のみを設けた場合、9-(2)-オ-(イ)で設ける手すりと9-(2)-カ-(7)で設ける手すりを兼ねることができる。
- ♥ その他の便房の手すりはL型手すりとするのが望ましい。
- ♥ その他の便房の手すりは両側に設けるのが望ましい。

戸の構造

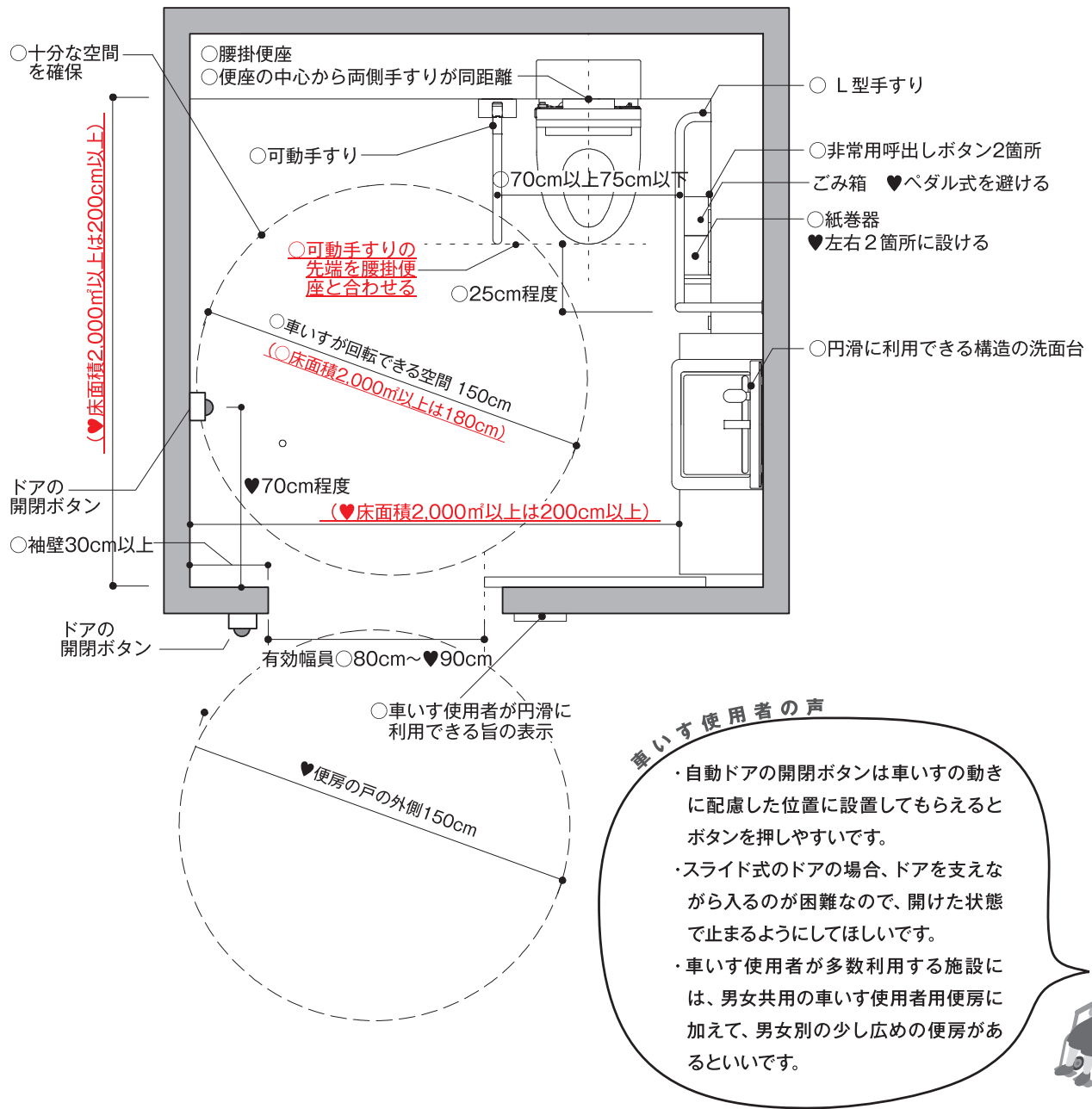
整備基準 9-(2)-カ-(イ)

- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- ♥ その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者や子ども連れ等の利用も考慮した広めの便房は、出入口の有効幅員は80cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 開き戸より開閉しやすい引き戸とすることが望ましい。
- ♥ 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造 (当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮) とすることが望ましい。便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすることが望ましい。
- ♥ その他の便房のドアには、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を便房内側に設置することが望ましい。
- ♥ ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- ♥ 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
イ	次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	
(7)	腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-10 9-12
(1)	L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
(7)	L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-10
(1)	可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-10
(4)	L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-10 9-12
ウ	次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	
(7)	腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-10
(1)	腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-12
(7)	便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-12
エ	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-11
オ	次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	
(7)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-13
(1)	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-13
(7)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-13

図9-10 車いす使用者用便房の例



袖壁の設置

整備基準 9-(5)-2、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ・戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

右利き用と左利き用の配慮

整備基準 9-(3)、(4)

- ♥ 車いす使用者用便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

通路の有効幅員

整備基準 5-(2)-1

- ・利用居室から車いす使用者用便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

戸の構造

整備基準 4-(1)、(3)、(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁から70cm程度離すことが望ましい。
- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

便房の戸の外側の構造

- ♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
カ	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-12
キ	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-10 9-12
ク	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-10
ケ	当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-10

(参考：関連条文) 政令第14条、[令和6年告示第1074号](#)、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

参考図

○ 指定施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図9-11 車いす使用者用便房の例ー2

十分な空間を確保

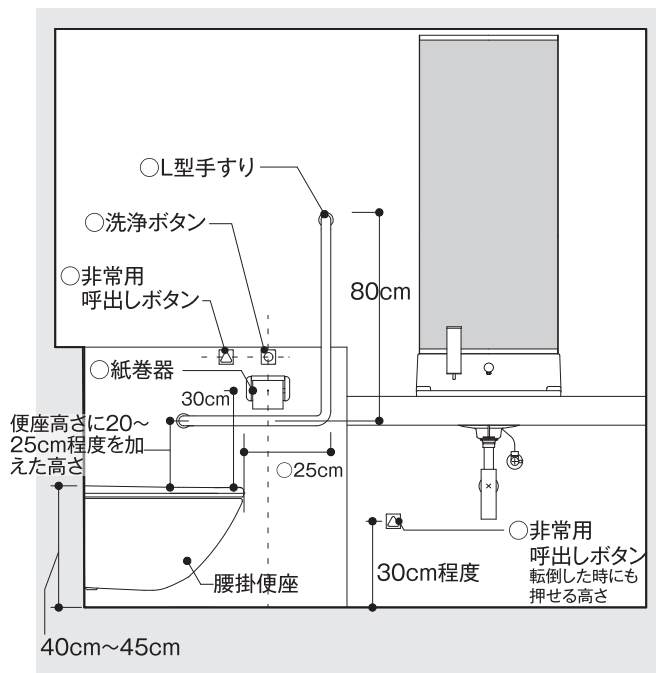
整備基準 9-(5)-エ

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。
- 床面積 2,000 m²以上の建築物を建築する場合は、座位変換型の電動車いす使用者が 360 度回転できる十分な空間のある便房を 1 以上設置する必要がある。直径 180cm 以上の円が便房内の設備等と干渉しないように内接し、その便房が 9（5）の規定をすべて満たすこと。なお、便房の内法は 200cm×200cm 以上であることが望ましい。ただし、増築等においては増築等の床面積が 2,000 m²以上の場合に限る。

車いす使用者用便房の十分な空間

	建築物の床面積		
	～500m ²	500m ² ～2,000m ²	2,000m ² ～
φ180cmの円が内接	♥	♥	○ 1 以上
φ150cmの円が内接	○	○	○

図9-12 腰掛便座の位置及び構造



便器の洗浄ボタン

整備基準 9-(5)-ウ-(i)

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることが必要。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつぺら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



腰掛便座の高さ

整備基準 9-(5)-ウ-(i)

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

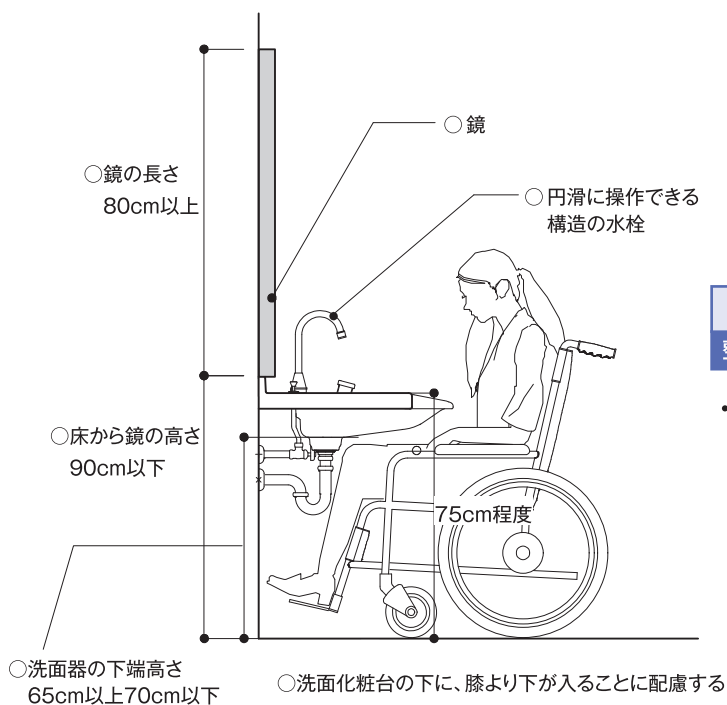
整備基準 9-(5)-カ

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。

JIS 規格

- ♥ 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 非常用呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

図9-13 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

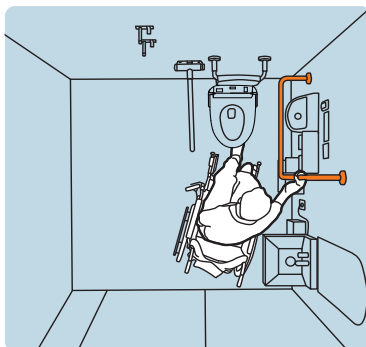
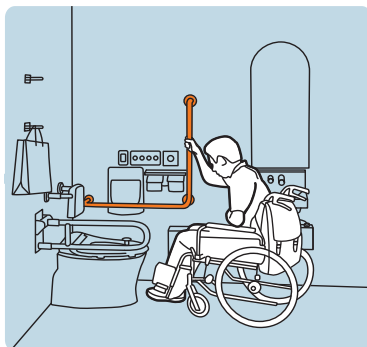
整備基準 9-(5)-オ-(i)

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることが必要。
- (例) レバー式、光感知式等

車いす使用者の 便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック[パブリックトイレ編 2020.2]を基に作成

正面アプローチ(立位移乗の場合)

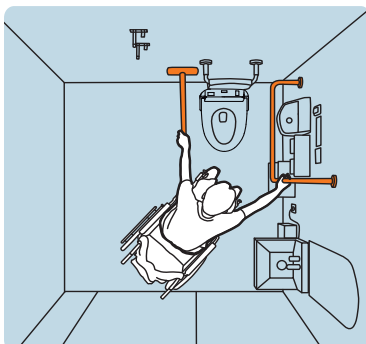
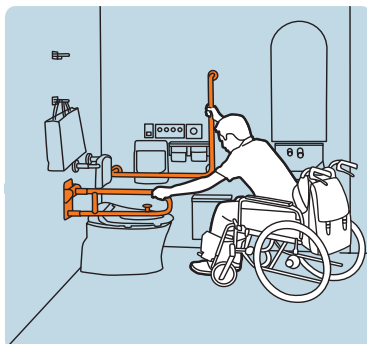


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

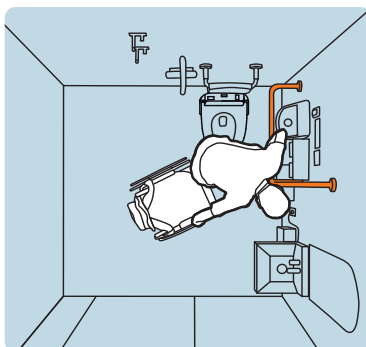
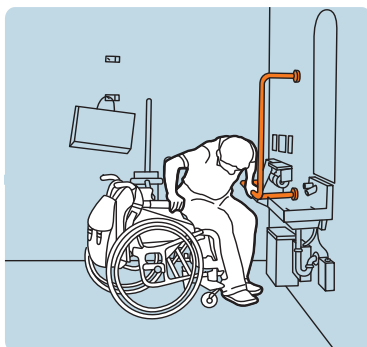


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

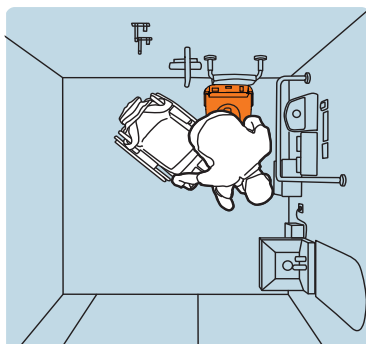
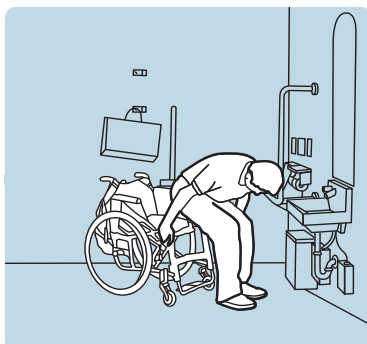


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとの空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をつけて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、貼り紙等の掲示による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下の点に注意しましょう。

①折りたたみ式の乳幼児用おむつ交換台や大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

③可動手すりを元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう可動手すりをすぐ使用できる位置に戻しておきましょう。

④紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

⑤短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

(なお、便座や可動手すりも、すぐ使えるよう元の位置に戻します。)

多くの人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人が利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



2-2.オストメイト用便房に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(6) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。</u>	同左	
ア 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	
(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-14 9-15
(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-14 9-15

コラム

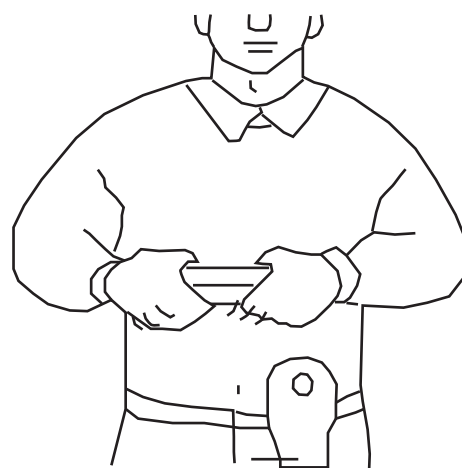
オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約 20 万～ 30 万人のオストメイトがいると言われています。（公益社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄することがあります。

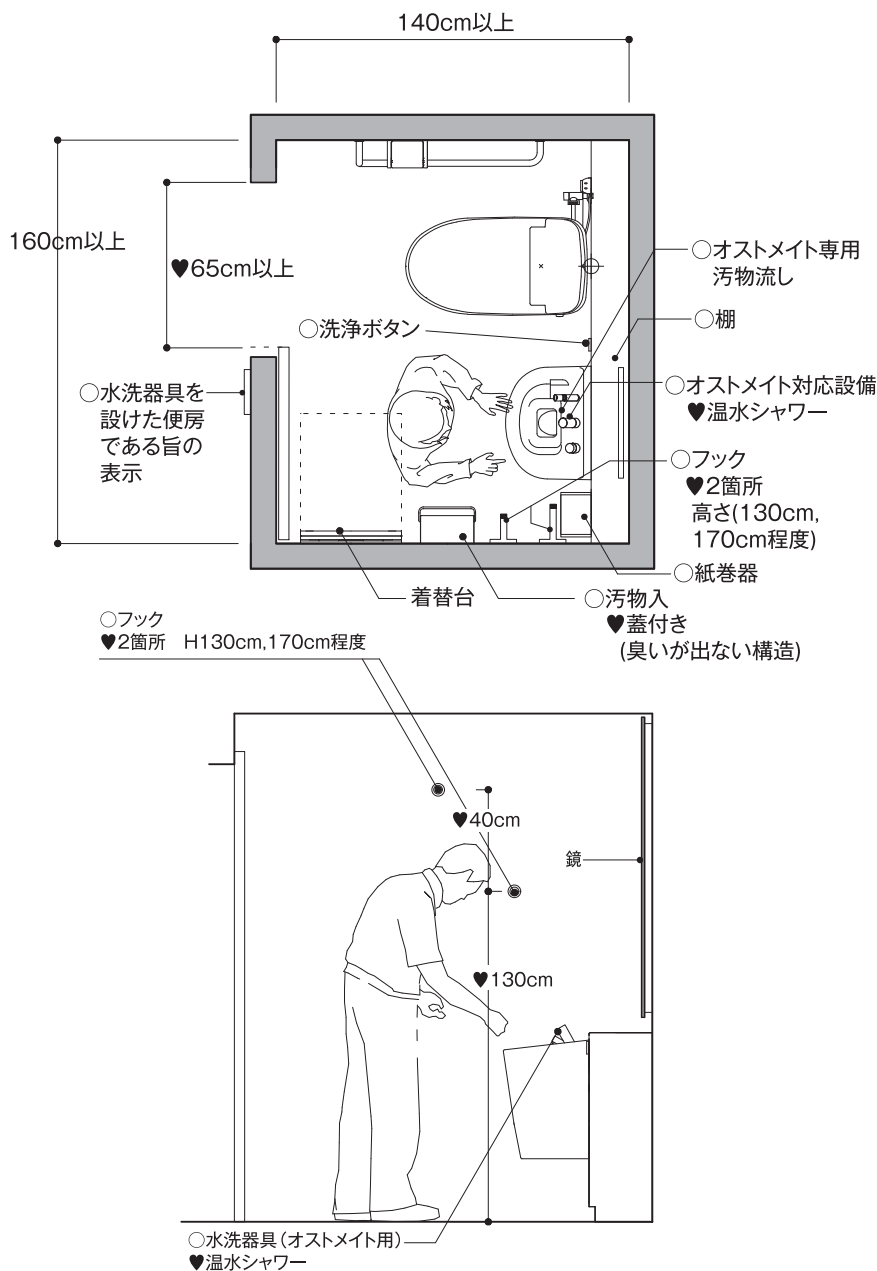


オストメイト用設備
／オストメイト



パウチ設置例

図9-14 その他の便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



温水シャワー

整備基準 9-(6)-ア

- ♥ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

姿見鏡

- ♥ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。

水洗器具

整備基準 9-(6)-ア

- 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗淨するための器具（専用の汚物流し、水栓、洗淨ボタン）のことをいう。
- ♥ オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

紙巻器・汚物入れ

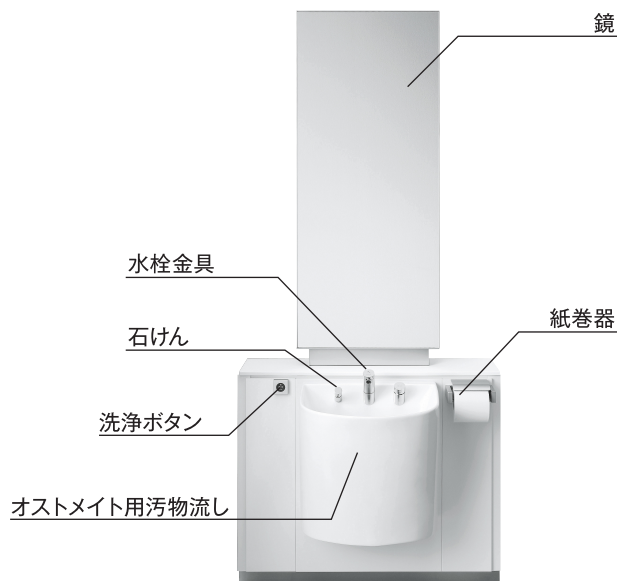
整備基準 9-(6)-ア-(1)

- 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。
- 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。
- ♥ 汚物入れは臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。

棚とフック

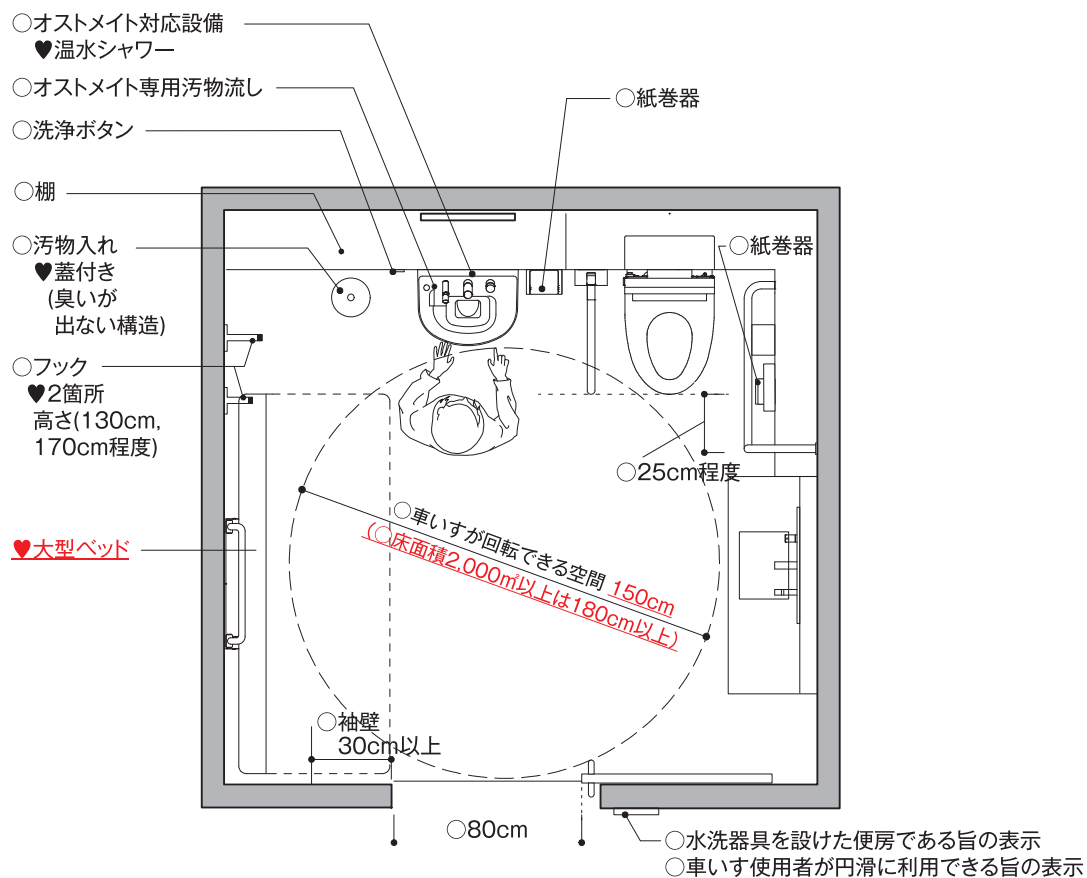
整備基準 9-(6)-ア-(1)

- 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。
- フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのものである。
- ♥ フックは2箇所に設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2020.2]

図9-15 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備と大型ベッドを設けた整備例

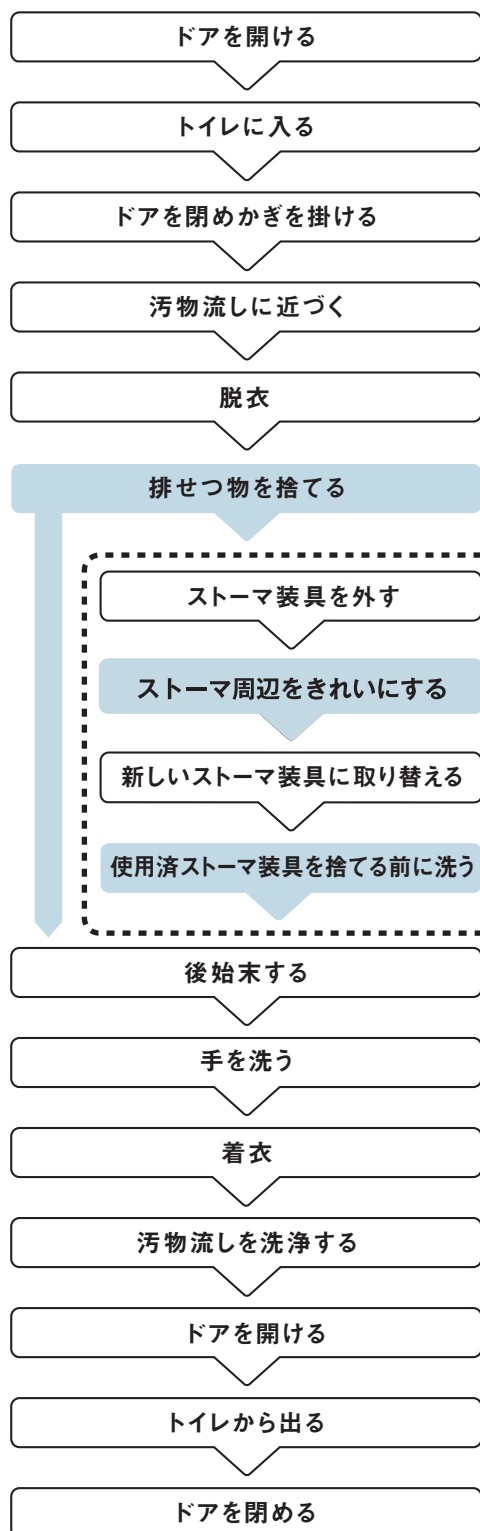


水洗器具の使用方法

オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2020.2] を基に作成

1.汚物流し使用の場合



ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てる。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。

ストーマ装具を新しいものに交換する場合



せっけんでストーマ周辺を洗浄し、シャワーで洗い流す。

POINT

ストーマ装具（パウチ）から汚物が漏れた場合や取り替える際、汚れた衣服や排せつ口（ストーマ）を洗うため、温水シャワーを設置することが望ましい。



（ストーマ装具（パウチ）を交換する場合）使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗う。

POINT

ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要。

3.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
イ <u>便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近にその旨の表示を行うこと。</u> ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	
(7) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	<u>9-16</u>
(1) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	<u>9-16</u>

(参考：関連条文) 政令第14条、規則別表第1の2(9の項)、規則別表第5(9の項)

乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子

整備基準 9-(6)-イ-(7)、(1)

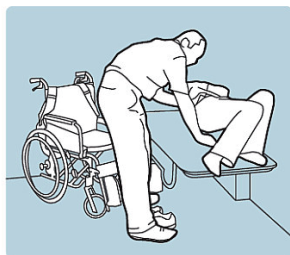
⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

コラム

大型ベッド

大型ベッドは、主に着替え、おむつ交換、排せつ(自己導尿等)を行う際に使用されます。車いす使用者(介助者が同伴している場合も含む)や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm～80cm程度×長さ150～180cm程度、高さ50cm程度です

長辺方向収納タイプ(収納時の奥行き20cm程度)や短辺方向収納タイプ(収納時の奥行き30cm程度)があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



長辺方向収納タイプ

短辺方向収納タイプ

<出典>TOTO バリアフリーブック[パブリックトイレ編 2020.2]

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大型ベッドを設けた便房とすることが望ましいです。

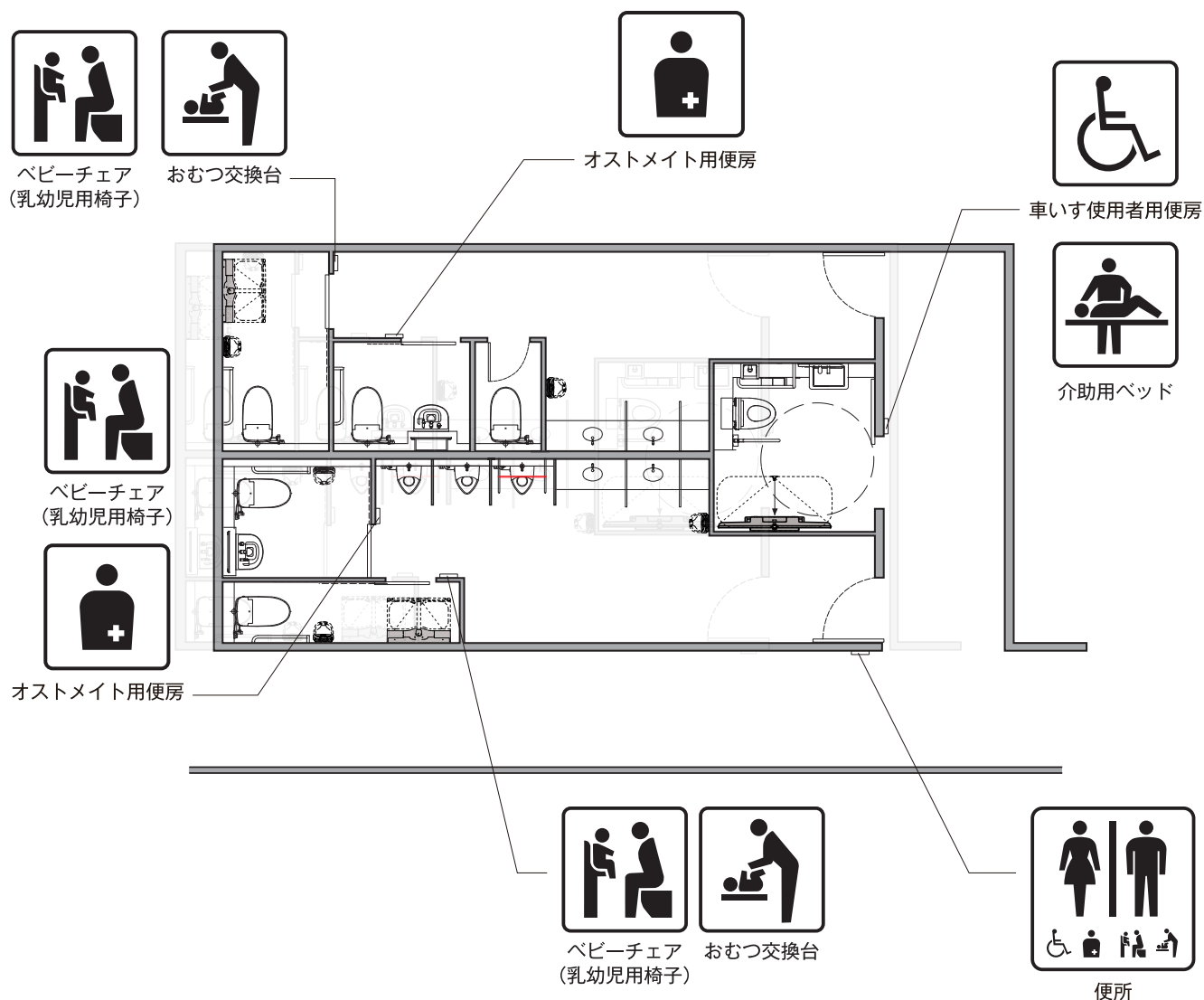
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大型ベッドを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、乳幼児用おむつ交換台だけでなく、大型ベッドも設置してほしいです。



図9-16 便所の標識の整備例



便房の戸又はその付近に表示

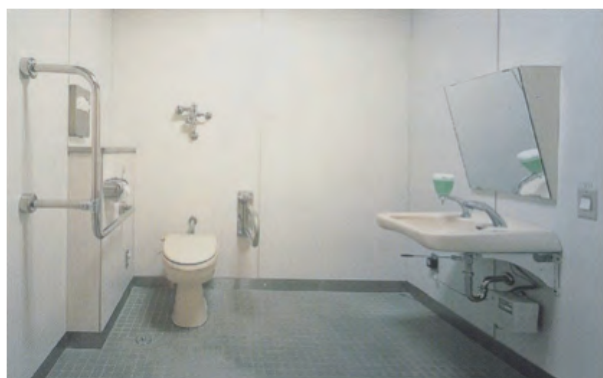
整備基準 9-(5)-ケ、9-(6)-ア-(7)、9-(6)-イ-(7)、(4)

- 便房の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便房の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房 (9-(5)-ケ)、オストメイト対応設備のある便房 (9-(6)-ア-(7))、乳幼児用椅子のある便房 (9-(6)-イ-(7))、乳幼児用おむつ交換台のある便房 (9-(6)-イ-(4)) である。

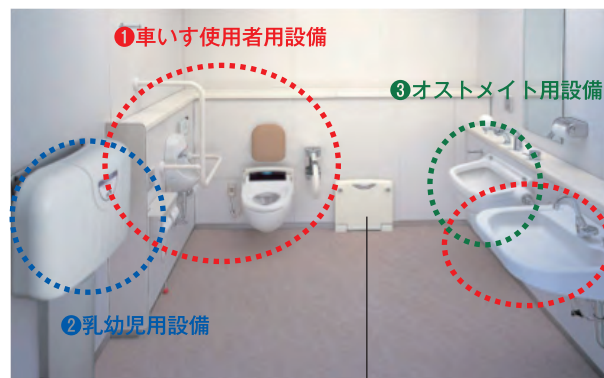
♥ 戸が開いている状態で表示が見えることが望ましい。

多機能トイレに利用者が集中している背景

1987 年頃の車いす使用者用トイレ



2000 年頃の多機能トイレ



※着替え台は、乳幼児のおむつ替えやオストメイトの着替え等の際に便利な設備です。

1980 年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みましたが、2000 年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。

バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。

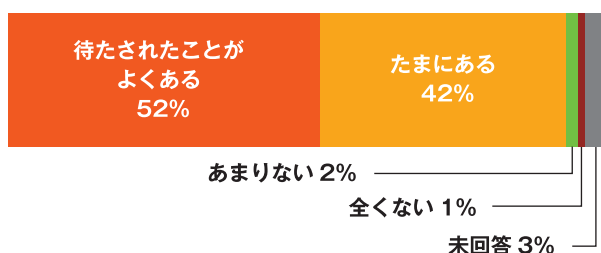
一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。

このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみにあった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。

また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。

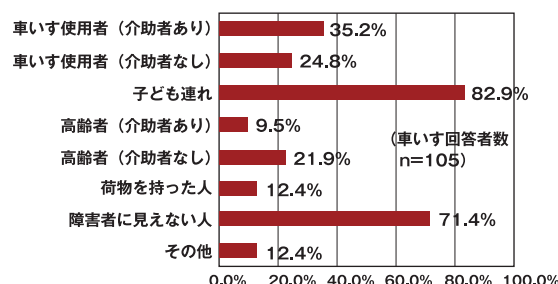
(参考) 多機能トイレの利用実態調査

○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。
車いす使用者の方々に、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。



○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。

多機能トイレから出てきた方
(回答者数に対する割合)



出典：「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省)
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree_tk_000016.html)を基に作成

多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例

多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。

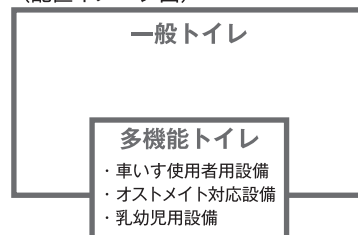
多機能トイレに設備が集中している様子

様々な利用者が集中し、
車いす使用者が使いにくくなっている。



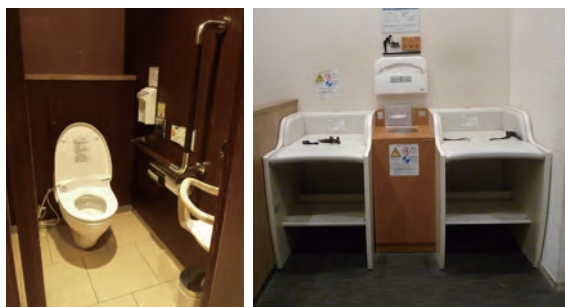
多機能トイレ

(配置イメージ図)



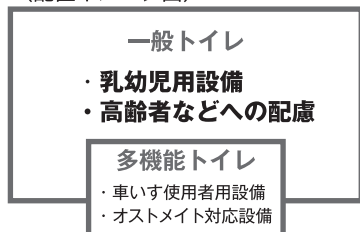
整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散

車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。



ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。

(配置イメージ図)



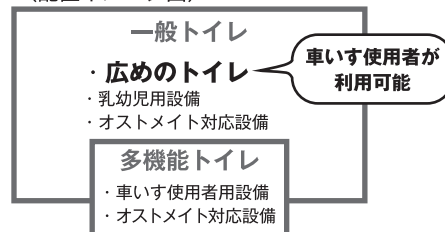
整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が利用できるトイレを増やす

多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。



車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。

(配置イメージ図)



オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。

低い位置に水栓設備があるため、パウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しびん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。



背もたれにつけるタイプ ノズルが自由に動くタイプ

施設全体における機能分散 ①

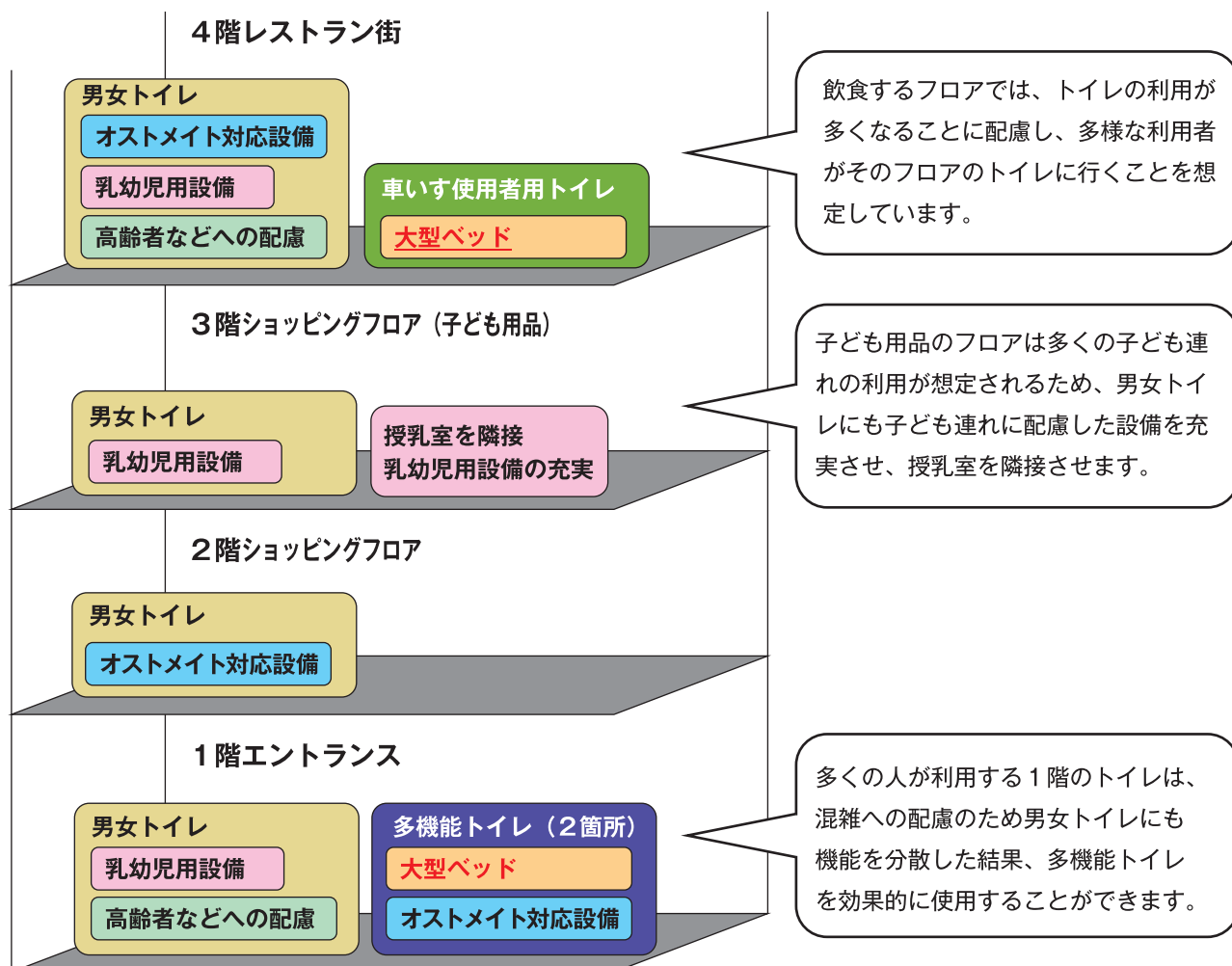
～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方

多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設の全ての階に車いす使用者用トイレやオストメイト用トイレ、乳幼児用設備を備えたトイレをそれぞれ設置することが一番望ましいと言えますが、特に既存施設の改善においては、施設の構造等の制約からそのような対応が難しい場合もあります。

限られた状況下で、多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設全体での機能分散を図り、フロアごと、または同一階の別の場所に異なる機能を持つトイレを整備することも有効です。

また、フロアにおける主な利用者の特性に合わせた設備を、そのフロアのトイレに設置することも利用者集中を解消するのに効果的です。

図 商業施設における施設全体でのトイレ配置



大型ベッドや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画しています。

なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

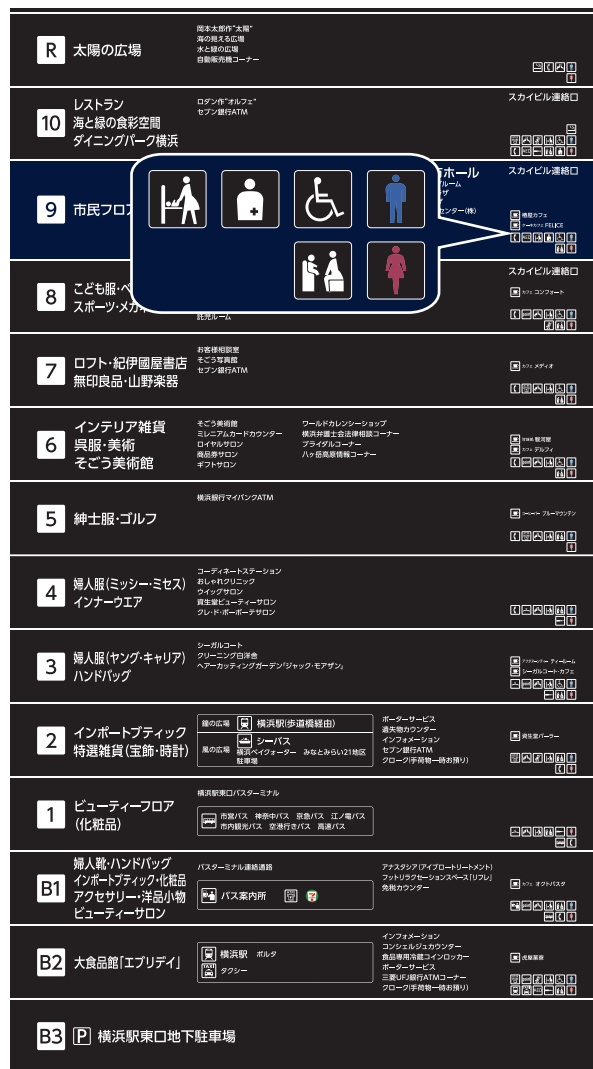
高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどこのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビースタイル等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアが多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのようなトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・多機能トイレ内の
設備も表示しています。



多機能トイレの出入口ドア表示：
内部に配置されている設備をピク
トグラムで表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や
子ども連れで利用できる広めトイレで
あることがわかるよう、扉にピクトグ
ラムで表示しています。

10 浴室又はシャワー室

基本的な考え

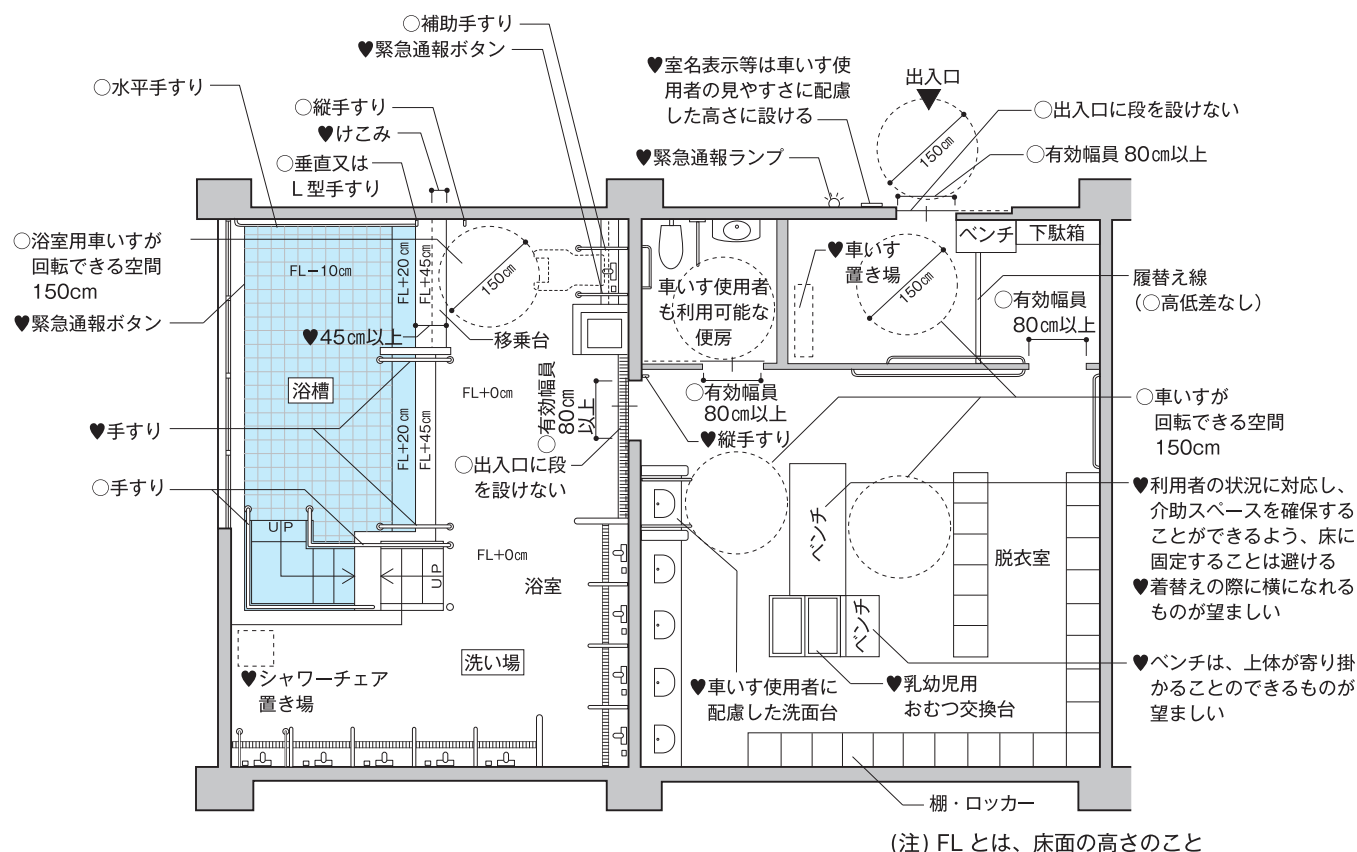
浴室又はシャワー室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要です。なお、施設の用途により浴室用車いすやシャワーチェア、浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮も必要です。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		同左	10-1
(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左	
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
	(1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように構造とすること。	—	

（参考：関連条文）規則別表第1の2（10の項）、規則別表第5（10の項）

図10-1 車いす使用者が利用できる浴室の整備例



滑りにくい仕上げ

整備基準 10-(1)

- 水滴等により濡れた状態でも滑りにくい材料を選択することが必要である。
- ♥ 転倒に対して衝撃の少ない材料とするなどの配慮をすることが望ましい。
- ♥ 可能な限り排水勾配を緩やかにするのが望ましい。

出入口の構造

整備基準 10-(2)-ウ

- 幅については実際の有効幅員をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含めない寸法で計測する。
- 戸の前後には、車いすの待機のために、水平なスペースを確保する必要がある。
- ♥ 戸の前後の水平部分は、引き戸の場合は、150cm以上、開き戸の場合は、建具幅+150cm以上確保することが望ましい。
- 戸の開閉動作に配慮し、開き戸より引き戸とすることが望ましい。
- ♥ 出入口の室名表示、案内板等の配置・仕様は、高齢者・障害者等が円滑に利用できるものとするのが望ましい。

⇒「14 案内設備」を参照

利用設備の適切な配置と構造

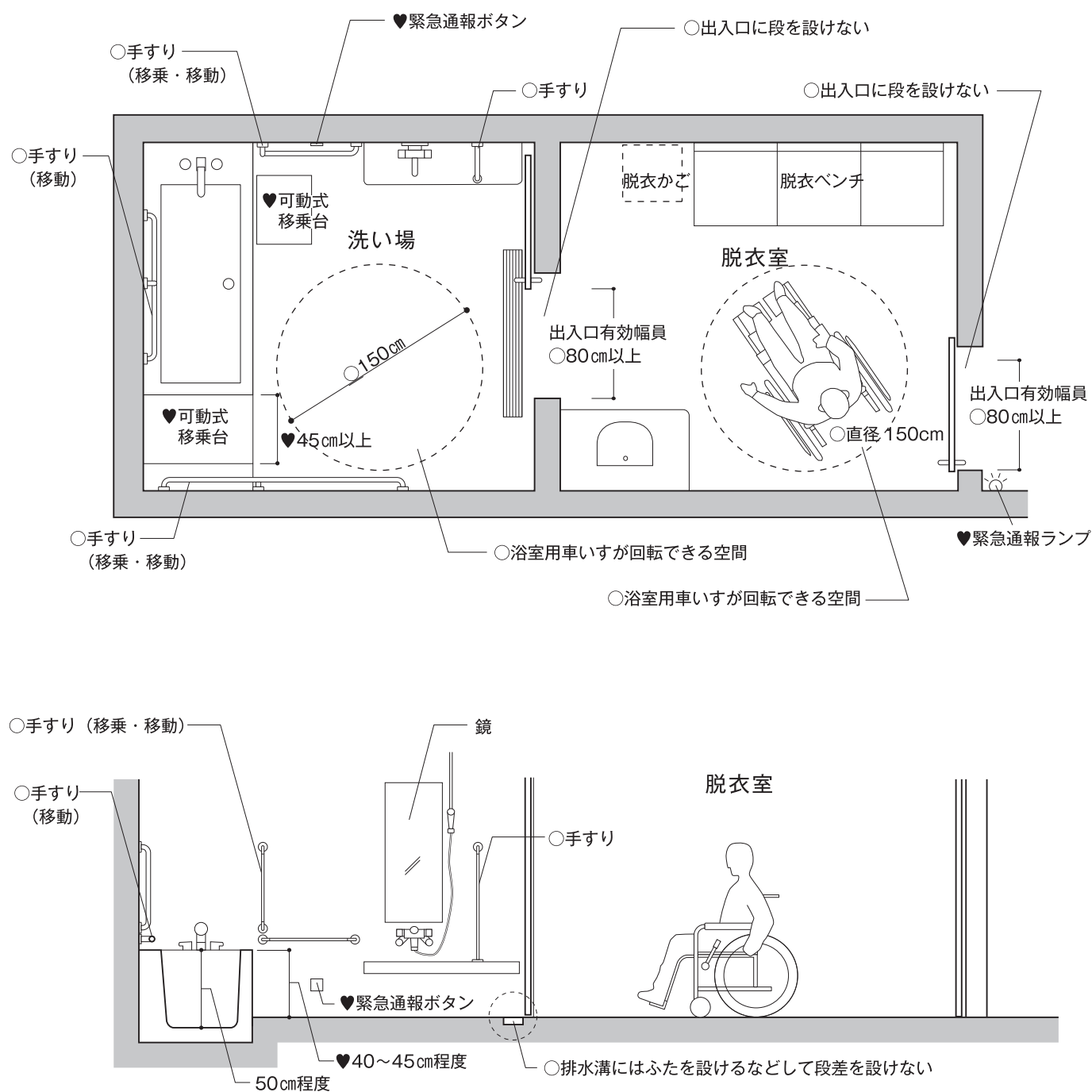
整備基準 10-(2)-ア、オ

- シャワー、手すり等を適切に配置する必要がある。
- 洗い場、浴槽、シャワーブースの周囲には、手すりを設ける必要がある。
- シャワー及び水栓は、レバー式等操作がしやすく、湯水の混合操作が容易なものとする必要がある。
- 障害の特性、程度などにより求められる設備等が異なるため、建築物の目的、用途による柔軟な配慮が必要である。
- ♥ 手すりは、洗い場等に対し、水平と垂直に設けることが望ましい。
- ♥ 洗い場と浴槽の移動に際しては、立ち上がる動作の補助として垂直に手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 洗面器、棚、シャワーチェアなどの附帯設備については、車いす使用者が利用しやすいように配置することが望ましい。
- ♥ 洗い場に移乗するタイプのシャワーブースを設ける場合は、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ（40～45cm）と同程度とし、脱衣室・更衣室の脱衣ベンチの高さも、同様とすることが望ましい。
- ♥ 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける工夫をするなどの配慮が望ましい。

⇒洗面器については「9 便所」を参照

⇒棚については「11 ホテル又は旅館の客室」を参照

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

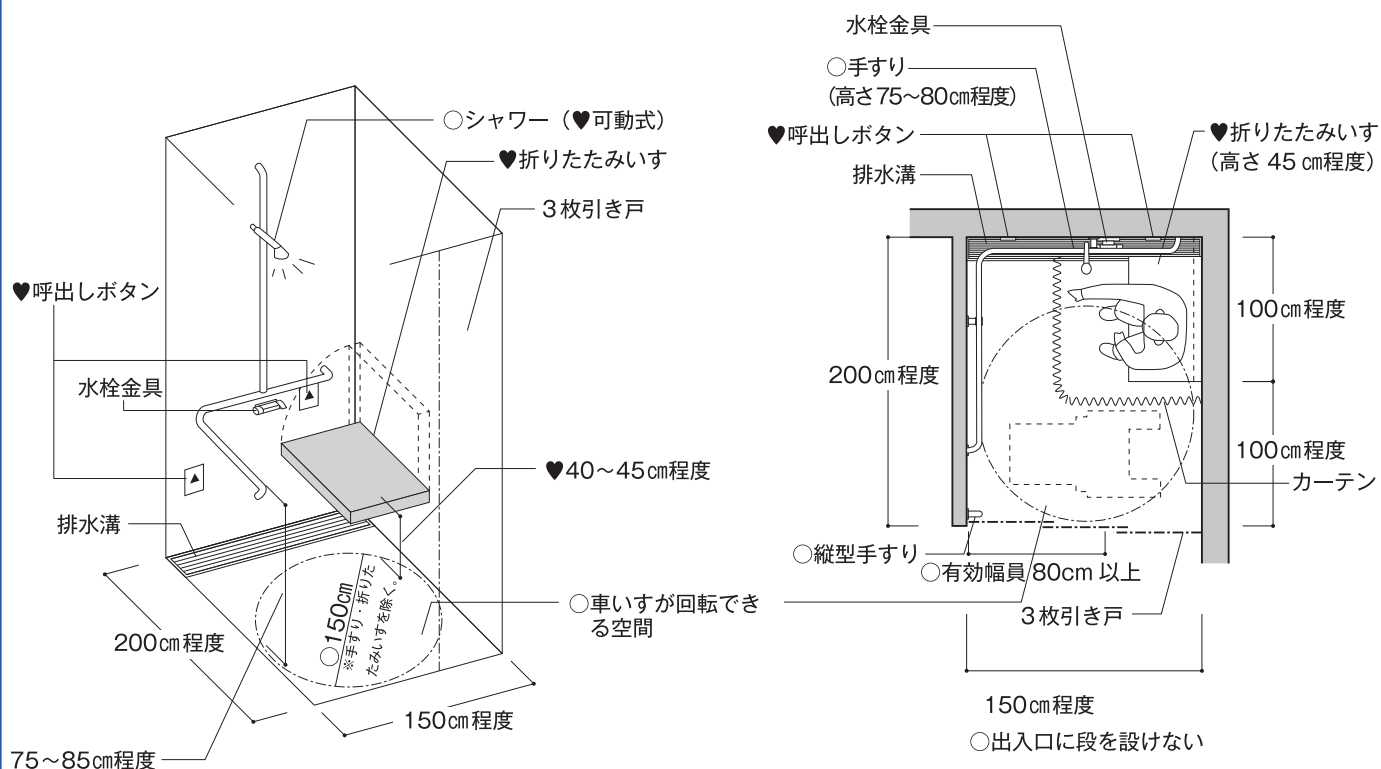
- ・ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- ♥ 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

浴槽の構造

整備基準 10-(2)-才

- ♥ 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40～45cm）と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽のわきに回り込むことができるよう、取り外し可能な可動式移乗台を設けることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に配慮して、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図10-3 シャワー室の例



コラム

入浴を補助する福祉用具

設計上の配慮にとどまらず、福祉用具を活用することで、浴室・シャワー室をより利用しやすくなることができます。また、福祉用具の使用を前提とする場合は、福祉用具を使用しやすい設計や運用上の配慮を行うことが望ましいです。

浴室用車いす



車いすに乗ったまま、浴室に入ることができます。介助用や自走用、リクライニングが可能なタイプ等があります。

シャワーチェア



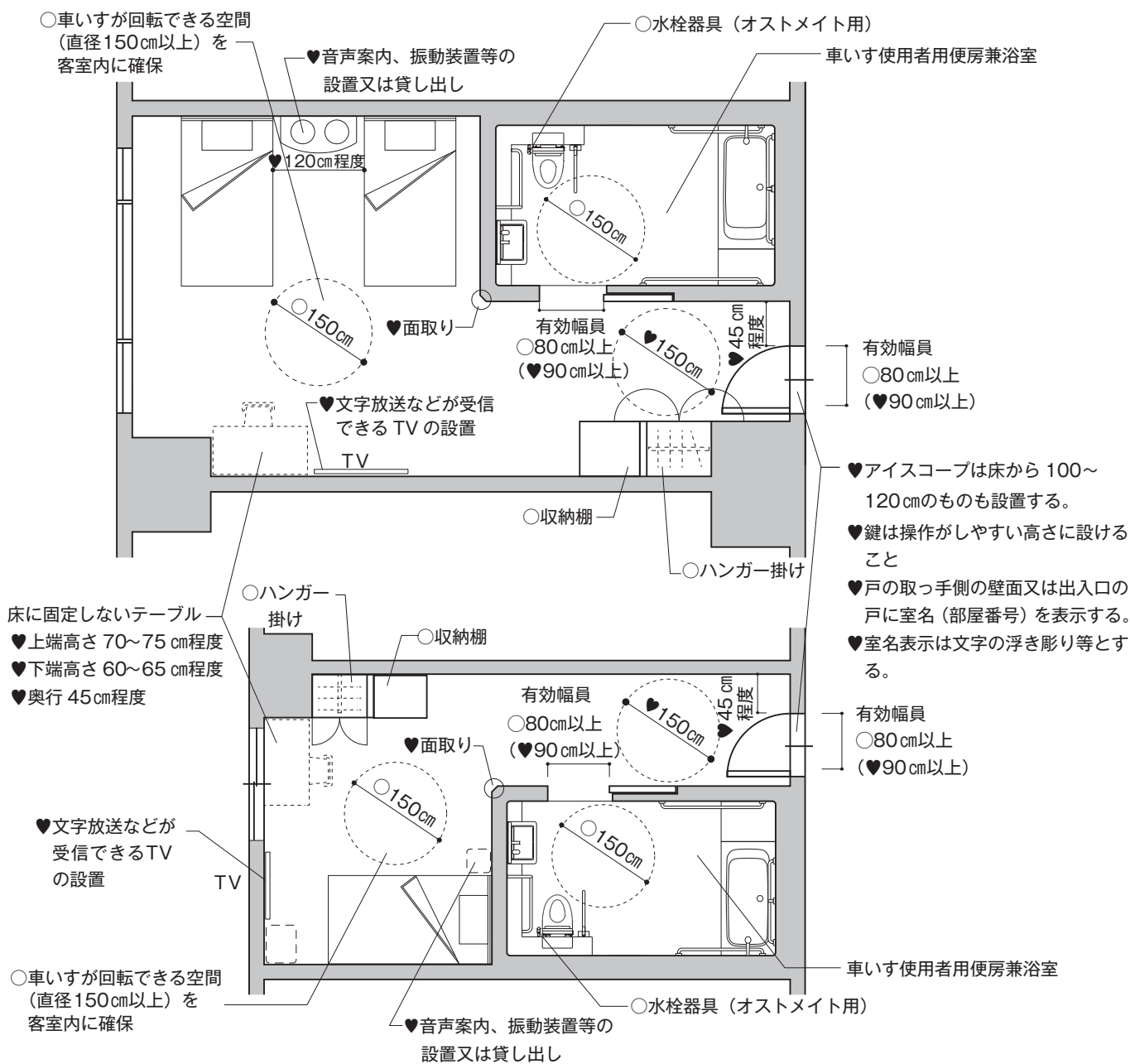
体を洗う際に座位を安定させるために使用します。浴室用車いす同様、様々な種類があります。

基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。客室内のレイアウト変更が可能になるよう、ベッドやテーブル等は、床に固定しないものを使用することが望ましいです。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
ア	(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。	11-1
	(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
	便所は、次に掲げるものであること。	同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1
	(7) 9の項(5)イからキまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。	9の項(5)イからオまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。	11-2
	(i) 車いす使用者用便房及び当該車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。	同左	
	a 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	11-2
	b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	11-2
	(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	—	11-2

図11-1 車いす使用者用客室の例



車いす使用者用客室の設置数及び設置場所

整備基準 11-(1)

- ♥ 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- ♥ 客室が200以下の場合は客室総数の2パーセント以上、客室が201以上の場合は1パーセント+2以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ♥ 客室のバリアフリー化に伴って駐車施設の設置数も検討することが望ましい。

テレビの設置

- ♥ 聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

客室の出入口

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

- ♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。
- ♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

車いす使用者が回転できる空間

整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に移動し、回転できる十分な空間とは、室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、室内の設備と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1
	(7) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	11-2
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	11-2
	(ウ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。	同左	11-2
	(I) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	11-2
	(オ) 水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	11-3
	(イ) ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	—	11-3
オ	高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	11-5

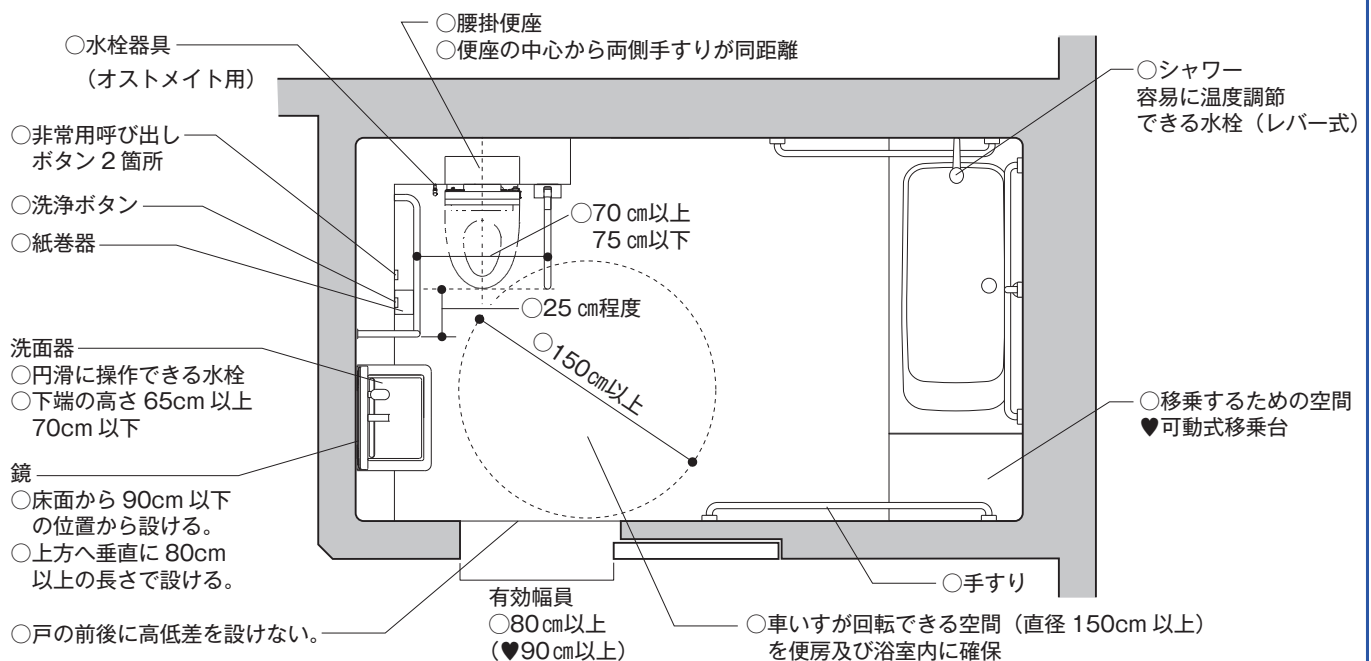
(参考：関連条文) 政令第16条、平成18年告示第1495号、規則別表第1の2（11の項）、規則別表第5（11の項）

- ・障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- ・車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
- ・車いす使用者用客室の浴室は、入浴介助も想定されるため十分なスペースを設けてもらうと、安全に入浴できます。
- ・車いす使用者用便所はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等と同じ階にもあると助かります。

車いす使用者の声



図11-2 客室内の便所及び浴室



客室内の便所及び浴室

整備基準 11-(2)-ア・イ

- ・戸の前後に高低差を設けないこと。
- ・車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内及び浴室内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、便房内及び浴室内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。
- ♥ 複数の車いす使用者用客室を設ける場合には、便器や浴槽のレイアウトに右移乗・左移乗のバリエーションを準備することが望ましい。
- ♥ 浴室及び便所の出入口の有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。
- ♥ 便所の戸は、聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を便所に設置することが望ましい。

便器の洗浄ボタン

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることが必要。
- (例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

洗面器の水栓

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることが必要。
- (例) レバー式・光感知式等

腰掛便座の高さ

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 11-(2)-ア-(7)

- ・紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

JIS規格

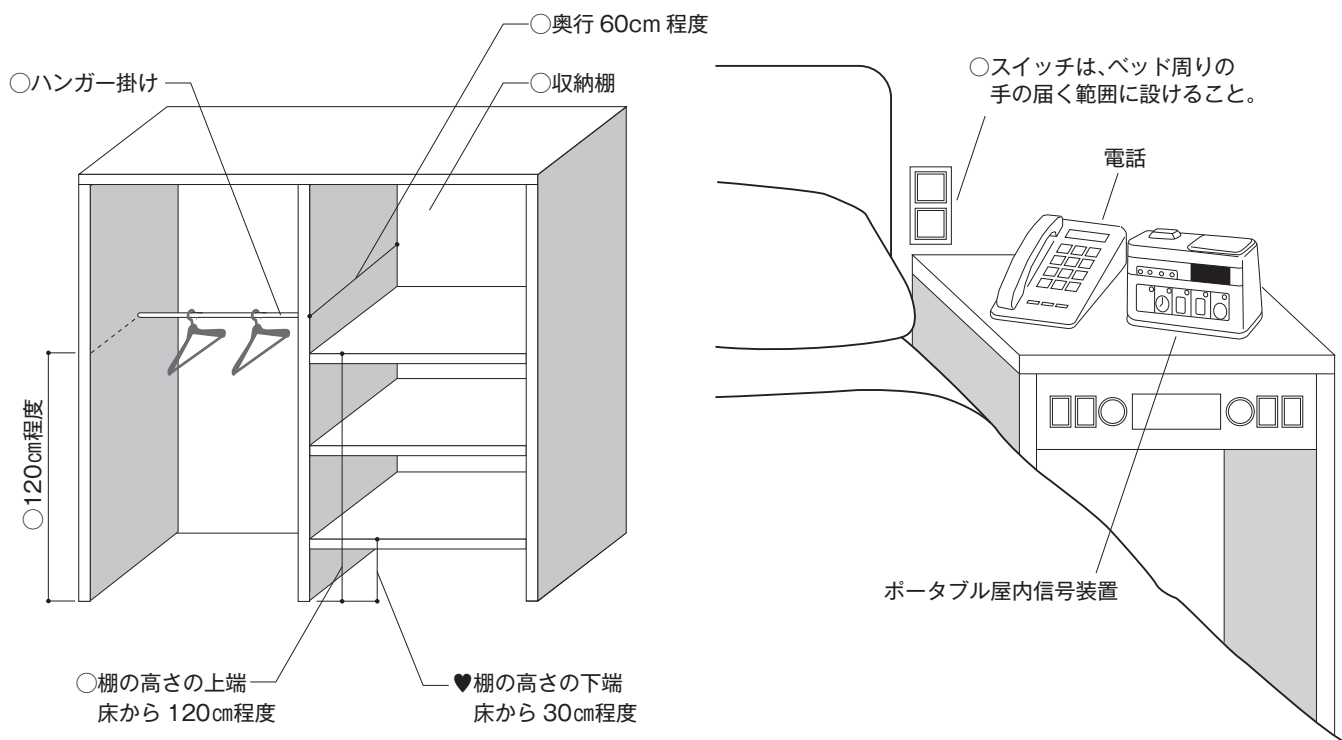
- ♥ 各設備は、日本産業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
 - ・紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
 - ・非常用呼び出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
 - ・操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。非常用呼び出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

浴槽の構造

整備基準 11-(2)-イ-(I)

- ♥ 浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ (40~45cm) と同程度とすることが望ましい。
- ♥ 介助者が浴槽の脇に回り込むことができるように、移乗台を可動式にすることが望ましい。
- ♥ 立ち上がりの動作に考慮し、移乗台の下部に空間を設けることが望ましい。

図11-5 収納棚、ハンガー掛け、屋内信号装置の整備例



収納棚、ハンガー掛け

整備基準 11-(2)-オ

- ♥ 収納棚の形状は、車いす使用者が容易に接近できるものが望ましい。
- ♥ 収納棚に戸を設ける場合、取っ手は高齢者や障害者が使いやすいものが望ましい。

電話、ポータブル屋内信号装置

- ♥ 電話は、ベッドから手の届く位置に設置することが望ましい。
- ♥ 来客、電話やファクスの着信、起床時間などを、光（ストロボ）又は振動で知らせるポータブル屋内信号装置を用意する等、聴覚障害者に情報を伝達する設備があることが望ましい。

多くの人が使いやすい施設にするために

聴覚障害のある方からは、

- ・客室とフロントとのやり取りは電話が多いので、メール等視覚表示によりやり取りできると良い。
- ・ホテルの利用案内映像には字幕を入れてほしい。

などの声があります。

緊急時にどのようにやり取りするのかを考える必要もあります。振動等によって緊急事態を知らせる方法もあります。様々な工夫により、利用する人にとって安全で快適な環境づくりが求められています。



ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められています。また、今後、国内外から多くの旅行客が宿泊施設を利用することが見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

一般客室について、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫

- | | | |
|--|---|--|
| ●ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない | ➡ | 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする |
| ●ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない | ➡ | スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする |
| ●客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない | ➡ | 出入口の幅を 80cm 以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする |

その他にも、車いすが動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保する工夫を行うことが重要です。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。

車いす使用者の声



一般客室の2室を1室に統合して改修する工夫

客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室の広さが必要ですが、1室ではその面積が不足する場合は、一般客室の2室を1室に統合することで部屋の間取りを変更し、段差の解消、客室内の空間の確保する方法もあります。

ソフト対応の充実

施設の改善・改修による対応に加えて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実を図ることも重要です。建築物のハードの対応とあわせて、ソフト対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが求められます。

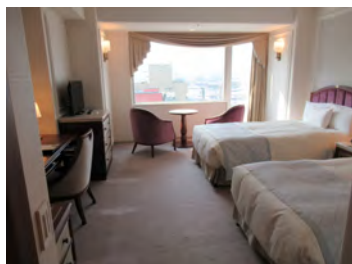
高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室の整備とあわせて、ソフトの対応も含めバリアフリーのための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって今後の利用者拡大につながります。

視覚障害者の声

鍵の使い方や部屋の間取り、スイッチ、リモコン等の位置等について、実際に手で触らせてもらいながら、従業員の方から説明してもらえると、とても助かります。また、緊急時の情報伝達方法や避難方法についても、説明してもらえると安心して宿泊できます。



一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

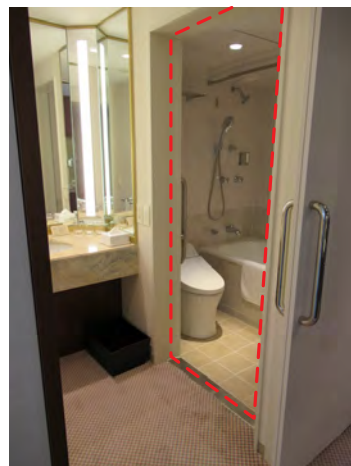
●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを 50cm 程度下げること、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもとも 80cm であることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使用しやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

●洗面台を使いやすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸出しも行っています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

こころのバリアフリーを進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)を基に作成

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

困っていそうな人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

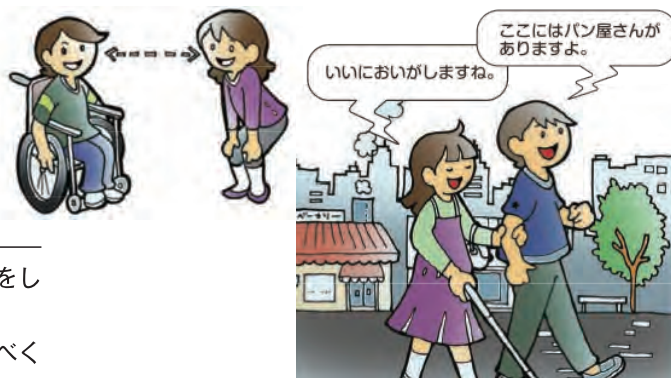
- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなずきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



聴覚障害のある人と話すときは…

筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

手話

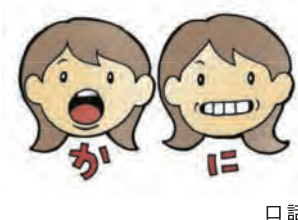
- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。

口話 (こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

空書 (くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。



筆談

口話



コミュニケーションボード※
※コミュニケーション支援絵記号原則[JIST0103]

言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。

知的障害や発達障害、精神障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたほうがうまくいくこともあります (コミュニケーションボードなど)。

基本的な考え

高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用のスペースの確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。

また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・座席の配置を検討することが求められています。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	同左	
ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合 2	同左（床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル未満の場合は1以上）	12-1
イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	12-1
(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-2
ア 幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	
イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については、奥行きを135センチメートル以上とすることができる。	奥行きは135センチメートルとすること。	
ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	＝	
エ 床は平らとすること。	同左	
(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	12-3
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	＝	
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	条例小規模対象建築物にあっては、90センチメートル以上とすること。	
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
エ	段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1を超えないこと。	
オ	高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	
カ	傾斜路の前後には長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	
キ	高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	
(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。		—	12-3
ア	車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。	—	
イ	段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	—	
ウ	傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	—	

(参考：関連条文) [政令第15条](#)、[令和6年告示第1073号](#)、規則別表第5（12の項）

図12-1 客席の整備例



車いす使用者用部分の数

整備基準 12-(1)

- ・ 車いす使用者用部分は、座席の数に対する割合で、次のとおり設ける。
 - 座席の数が400席以下の場合 2以上
 - 座席の数が400席を超える場合 0.5パーセント以上
- ・ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車いす使用者用部分を各客席に設ける。
- ・ 座席の数に車いす使用者用部分は含まない。
- ※ 「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)をいう。
- ※ 「座席」とは、床に固定されたいすを有する席(移動可能な観覧席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などを除く。)をいう。

舞台周辺のスペース

- ♥ 舞台周辺のスペースには次に掲げる設備を備えることが望ましい。
 - ・ LED及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備
 - ・ 手話通訳者の動作が容易にわかるような照明設備や適切なコントラストの背景幕及び要約筆記者の作業スペースやパソコンと液晶プロジェクター等の設備
- ♥ 手話通訳者・電光掲示板への視線の確保に配慮し、聴覚障害者用の座席の位置を決めることが望ましい。



区画された観覧室の整備例

全ての人が使いやすい施設にするために①

年齢や障害によっては大勢の人がいる場に疲れを感じるため、ついたてなどで区切られた休憩スペースがあると安心できる人もいます。

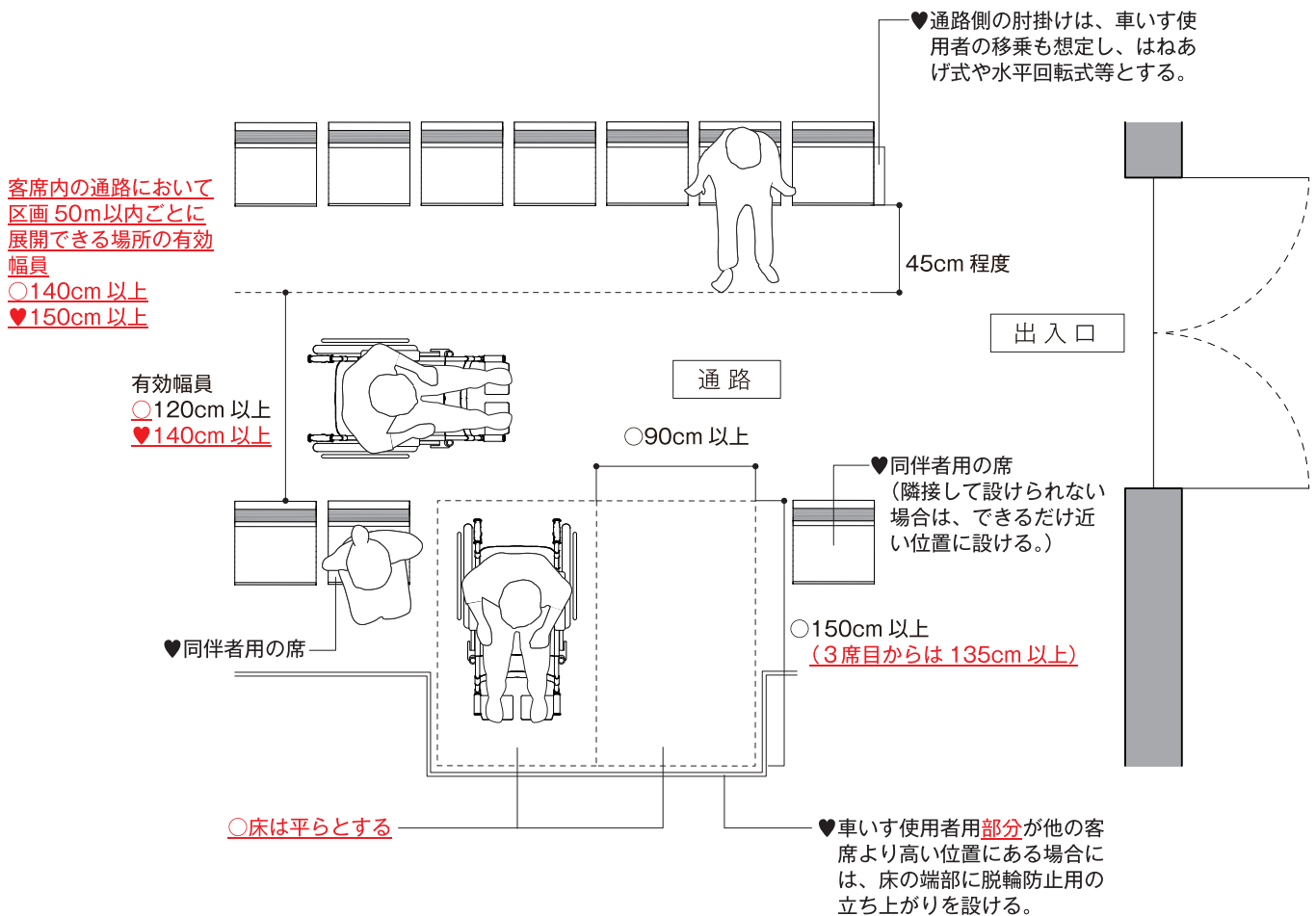
全ての人が使いやすい施設にするために②

隣の人や周りが気になって落ち着いて鑑賞することのできないときに、区画された観覧室があると助かる人もいます。

子育て中の方の声

子どもを連れてきた際に、客席でなかなか泣きやまず困っていたところ、親子観覧室を案内され助かりました。

図12-2 車いす使用者用部分まわりの整備例



車いす使用者用部分の位置及び構造

整備基準 12-(2)・(3)

- ・ 車いす使用者用部分は、観覧しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。
- ♥ 車いす使用者用部分に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者用部分の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥ 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の座席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用部分とすることが望ましい。
- ♥ 前面の座席・観覧席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）を確保することが望ましい。

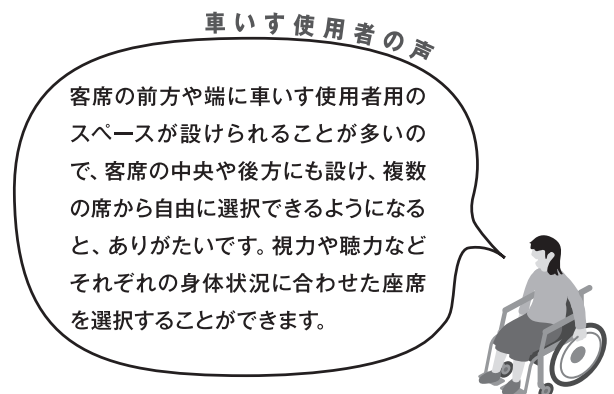
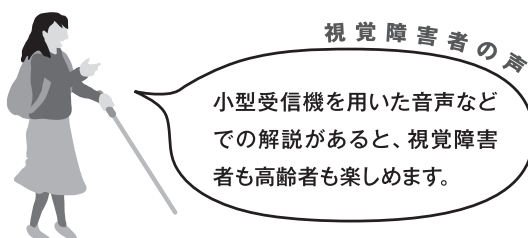
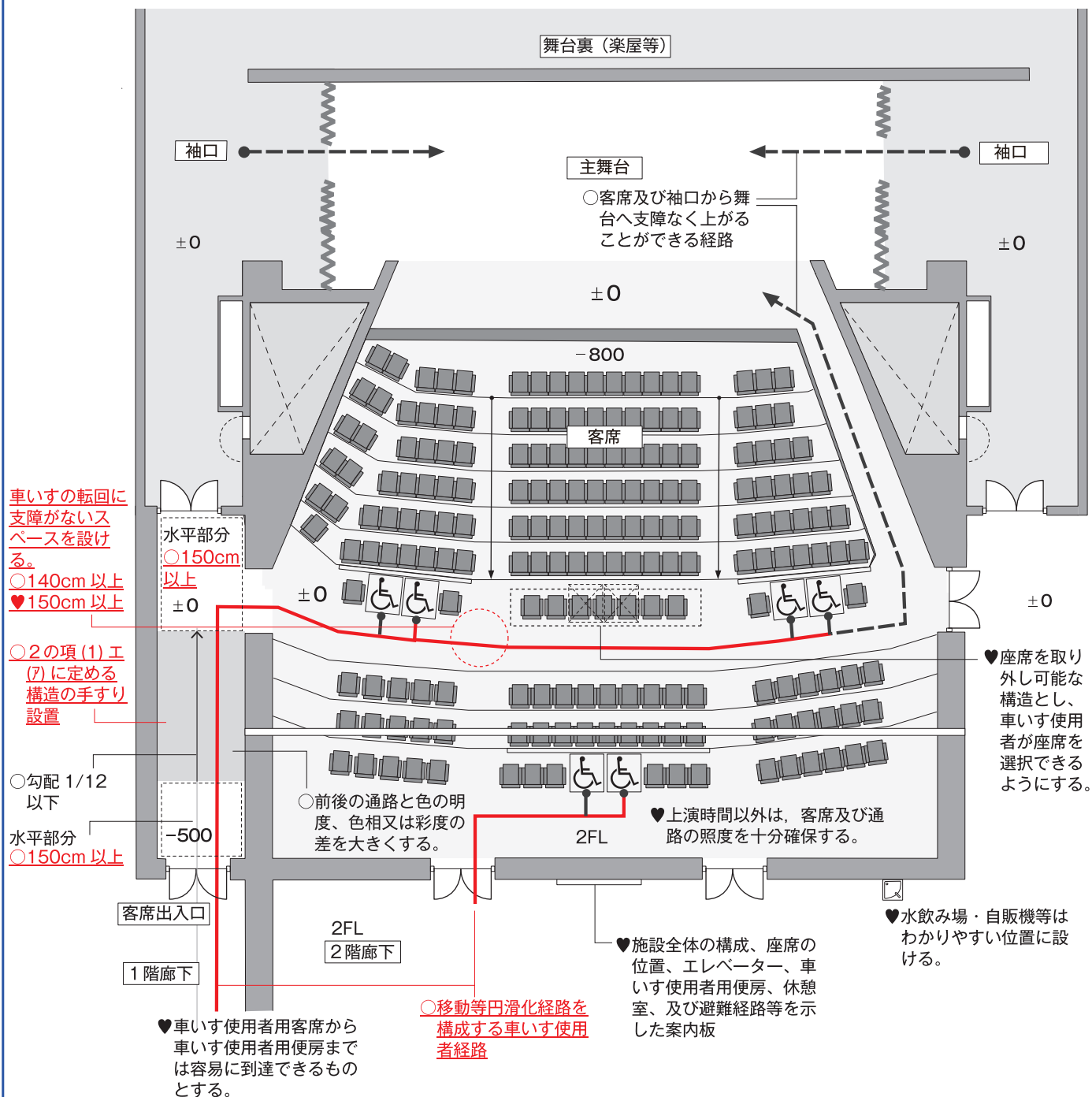


図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例

♥裏入口から楽屋や、楽屋から袖口まで等、バックヤードの経路も、高齢者・障害者等が使いやすい構造とする。

♥楽屋付近のバックヤードにも車いす使用者用のトイレを整備する。



舞台

整備基準 12-(4)

・客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。

♥舞台から楽屋や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

客席の出入口から車いす使用者用部分に至る経路のうち 1 以上は、移動等円滑化経路にする必要があります。

当該車いす使用者用経路には、以下の基準等が適用されます。

有効幅員

整備基準 12-(3)-イ

- ・ 移動等円滑化経路を構成する車いす使用者用経路の有効幅員は、120cm 以上とする。(突出物は有効幅員に含まない)
- ♥ 車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として 140cm 以上あることが望ましい。

車いすの転回に支障がない場所

整備基準 12-(3)-ウ

- ・ 車いすが支障なく 180 度転回するためには、有効幅員 140cm 以上必要となる。
- ♥ 車いすが支障なく 360 度転回するためには、有効幅員 150cm 以上あることが望ましい。

段及び勾配

整備基準 12-(3)-エ

- ・ 車いす使用者用経路には段を設けず、傾斜路は 1/12 以下とする必要がある。

水平部分

整備基準 12-(3)-オ

- ・ 傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも路面 150cm 以上の水平部分を確保する必要がある。

仕上げ

整備基準 12-(3)-ア

- ・ 毛足の長いカーペットは車いすの操作が重くなるため、使用しないこと。
- ・ 進行方向を規定するような床材は、車いすでの方向転換がしにくいため、使用しないこと。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 12-(3)-ア

- ・ 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を、通路の他の部分と色の明度、色相又は彩度に差がある材料で仕上げる必要がある。

踊場の構造

整備基準 12-(3)-カ

- ・ 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊り場が必要になるため、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設けること。

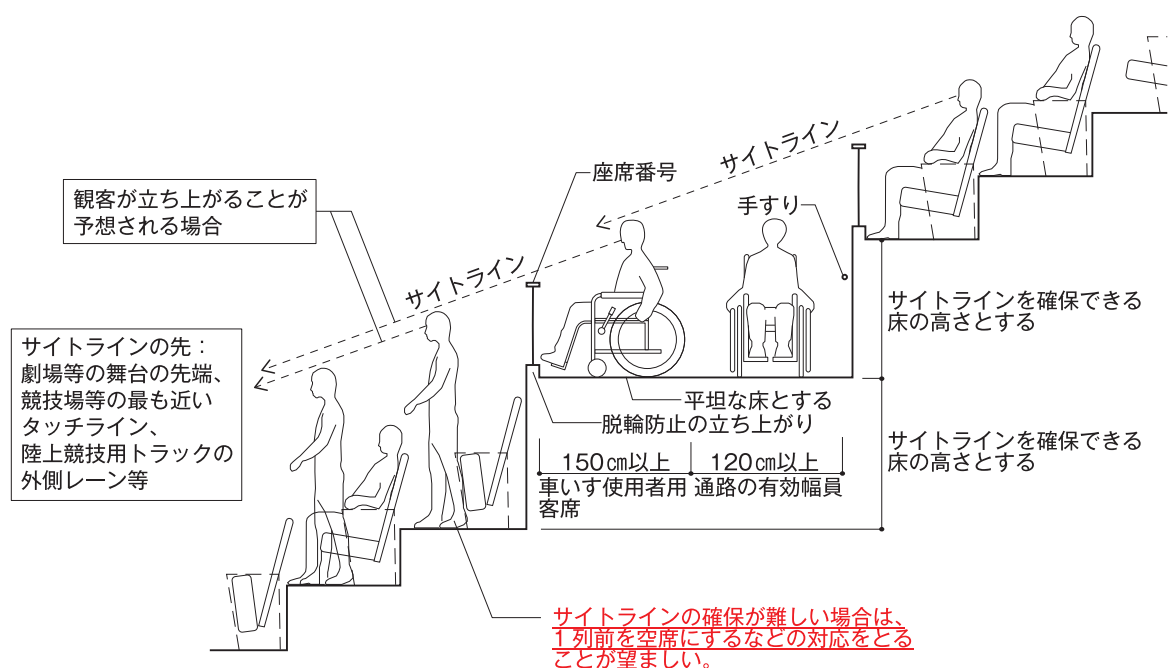
サイトライン（可視線）

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことをいいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が鑑賞や観戦を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見つづらいです。
逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人が立つと見えなくなってしまうことがあります。



身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法により、「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者などは、公共施設や交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設において、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではない。」とされています。

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン倶楽部)より

盲導犬

目の不自由な人を街なかで、障害物を避けながら安全に誘導するのが仕事です。
体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。



介助犬

からだの不自由な人の手足となって働きます。
ドアを開けたり、電気をつけたり、落としたものを拾ったり、指示されたものを持ってきたり、障害に応じて活躍します。



聴導犬

耳の不自由な人に音を知らせます。お湯の沸く音、ドアのチャイム、電話やFAX、車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。



補助犬同伴の啓発のためのマークがあります。

マークを店舗や施設の入り口に表示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できるとともに、周囲の人たちへの意識啓発にも役立ちます。

公共施設や公共交通機関などの中には、補助犬用のトイレを設置している施設もあり、ハード面からのサポートも進んでいます。



基本的な考え

建物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要です。原則として、日本産業規格Z8210に定められているピクトグラムを使用し、日本産業規格Z8210に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとします。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	3- 4 8-4 9- 16
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	13-1
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	9- 16 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	同左	3- 4 13-1

13 (参考：関連条文) 政令第20条、平成18年省令第113号、規則別表第1の2(12の項)、規則別表第5(13の項)

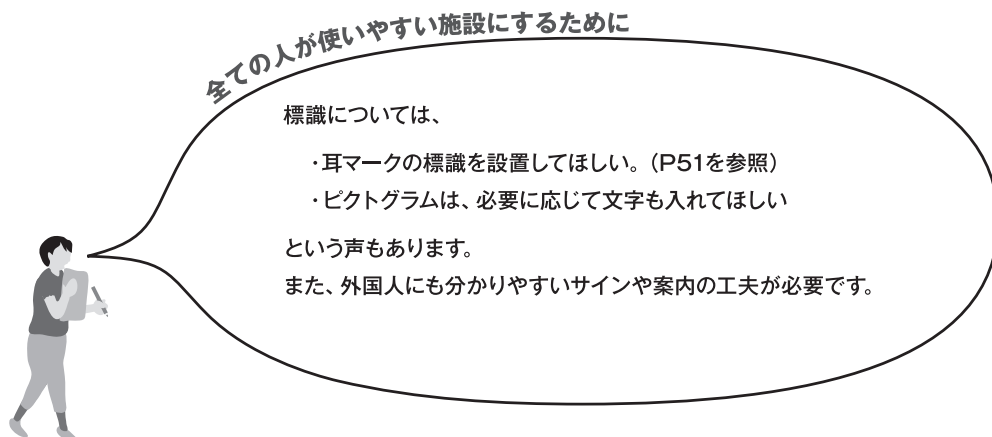


図13-1 標識（ピクトグラム）の例

出典：日本産業規格

1. 日本産業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）



▲…JIS 規格の改正に伴い、
図を変更したもの
△…JIS 規格の改正に伴い、
図を追加したもの
※…この図記号を使用する場合
には、少なくとも授乳及び
おむつ替えができる設備が
備わっているものとする。

国際シンボルマーク について

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のマークとして、国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが利用できる施設として以下の条件を定めています。

- 建築物へのアプローチに支障がないこと
- 円滑に利用できる施設の入口であること
- 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第 11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。高齢者、障害者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



国際シンボルマーク

14 案内設備

基本的な考え

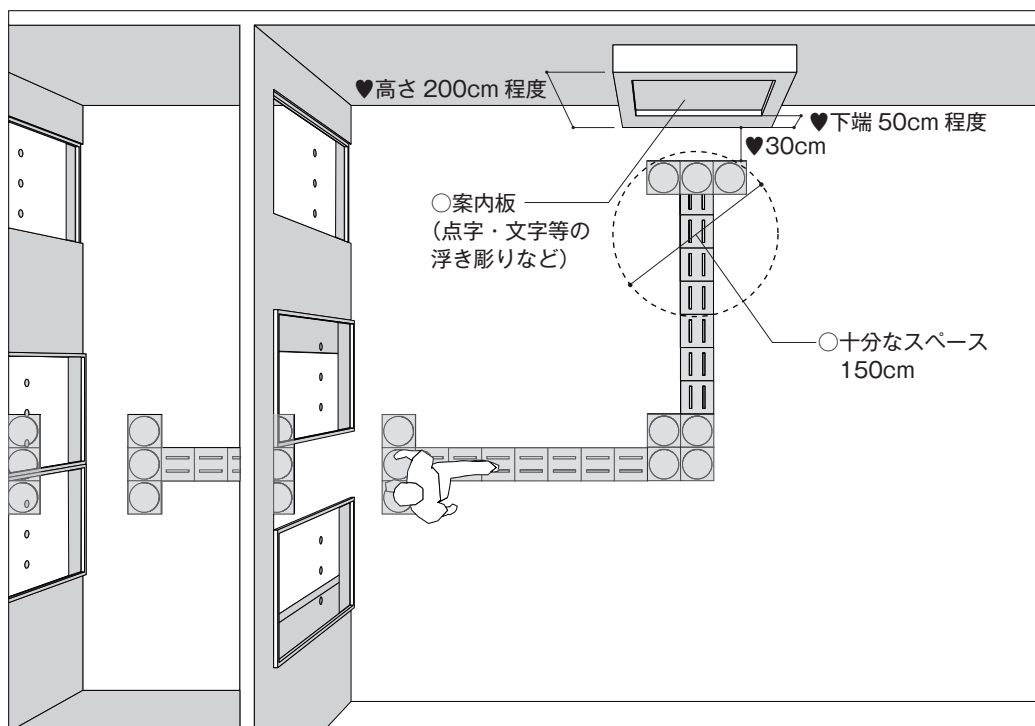
建築物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、当該施設へ確実にたどりつけるように、全ての人に分かりやすい文字・記号などで案内することが重要です。

案内設備の設置については、見やすい高さとするほか、通行の妨げとならないよう配慮する必要があります。また、合わせて照明や採光の計画にも配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	同左	14-2
ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。	同左	14-2
ア 点字	同左	
イ 文字等の浮き彫り	同左	
ウ 音による案内	同左	
エ その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。	同左	

(参考：関連条文) 政令第21条、平成18年告示第1491号、規則別表第5(14の項)

図14-1 案内設備の設置例



案内板の配置

整備基準 14-(1)-イ、ウ、オ

- 案内板の前面には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(直径150cm以上の円)
- ♥ 通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮し、視覚障害者の通行の支障とならないように設置することが望ましい。
- ♥ 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50～200cm程度の範囲とすることが望ましい。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。

案内板の照明

整備基準 14-(1)-エ

- 照明装置を設ける場合は、夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設けること。この際、反射による判読性の低下に注意する。

案内設備

整備基準 14-(1)、(2)、(3)

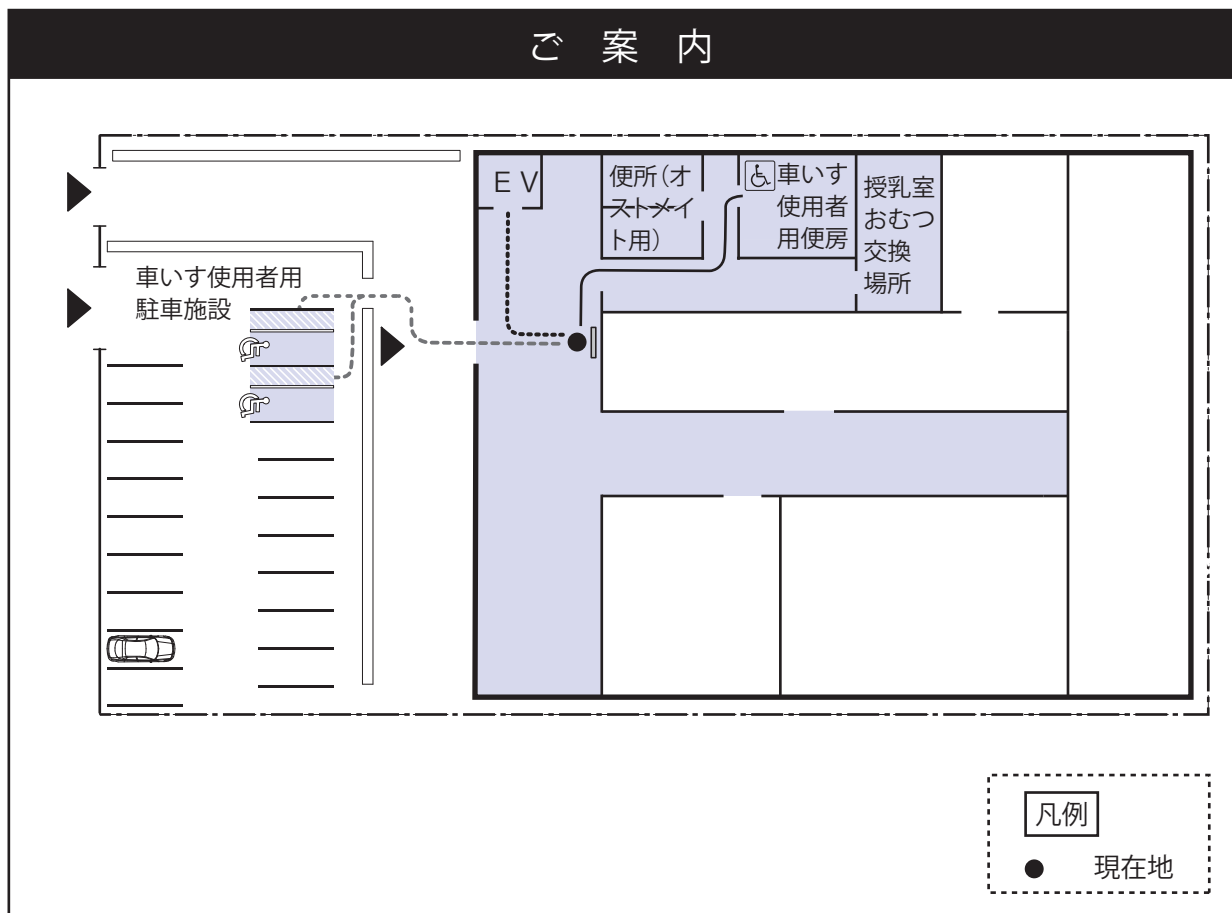
- 移動等円滑化措置のとられたエレベーターや便所、駐車施設の配置の位置を表示した案内板(点字付き等)、インターホンのような音声による誘導案内設備又は案内所(フロント)を設けること。
- インターホン(「ご利用の方はこのボタンを押してください」という旨の文字及び点字表記付き)を設置し、当該施設の人と連絡をとることができる場合は、当該インターホンを案内設備と扱う。
- インターホンの正面に車いす使用者が近づけるようにすること。
- ♥ インターホンを案内設備とする場合、聴覚障害者に配慮し、モニター付きインターホンとすることが望ましい。

車いす使用者の声

案内図には、車いす使用者が利用可能なルート(移動等円滑化経路)が示されていると移動しやすいです。



図14-2 案内板の記載例



※図上の文字には点字を並記し、線は浮き彫りとする。

案内板の表記

整備基準 14-(1)

- 文字の書体は太ゴシック系等、大きくてわかりやすいものとする。
- ♥ 記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にもわかりやすいデザインとすることが望ましい。
- ♥ 漢字表記については、必要に応じひらがなを併記することが望ましい。
- ♥ 案内板には、車いす使用者用客席等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備についても、表示を行うことが望ましい。
- 視覚障害者への誘導対応を点字、文字等の浮き彫りで対応する場合、図上の文字には点字を併記し、線は浮き彫りで表現すること。
- ♥ 必要に応じて現在地からエレベーター、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設までの経路を示す線を浮き彫りで記載することが望ましい。

よこはま新港合同庁舎



※本施設では案内設備として、案内板とインターホンを用いています。

15 案内設備までの経路

基本的な考え

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者を誘導する経路を整備する必要があります。危険防止のため、通行の妨げとなるものを経路上に置かないようにする等の配慮が必要です。

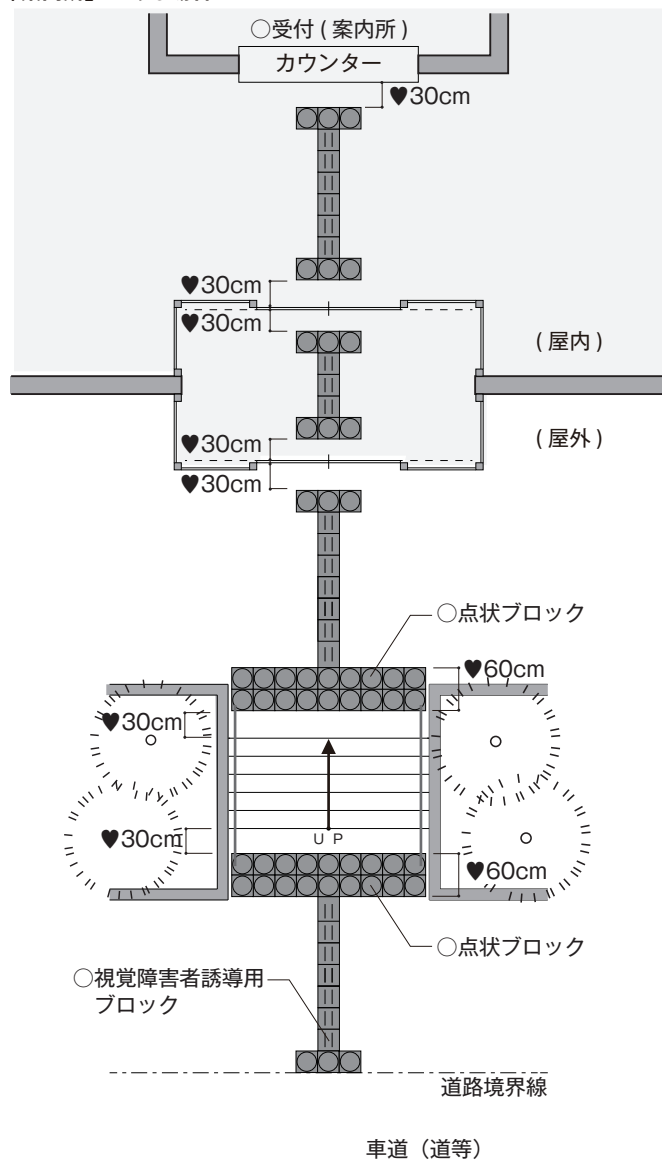
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.134-4)	道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	15-1 15-2 15-3 15-4
(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（「注1」参照）及び点状ブロック等（「注2」参照）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。	
(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（「注2」参照）を敷設すること。	

注1：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

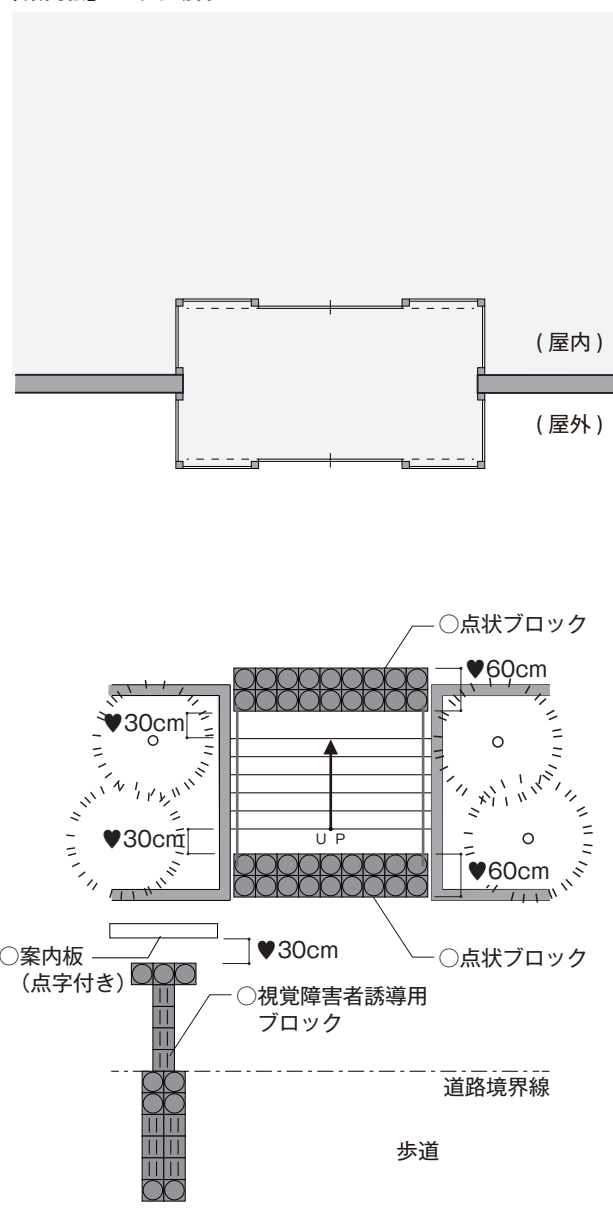
注2：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

図15-1 案内設備までの経路について

「案内所」がある場合



「案内板」がある場合



案内板がある場合

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。
- 案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

案内所がある場合

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

視覚障害者誘導用ブロック

整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

⇒「16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」を参照

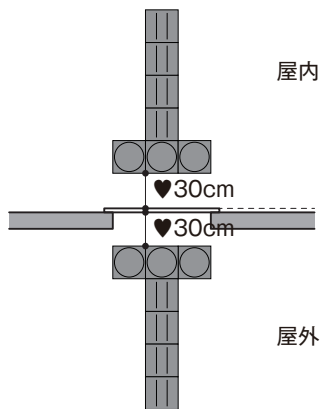
⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
「2 敷地内通路」(1) 参照			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。		2-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		
	(1) 車路に近接する部分		

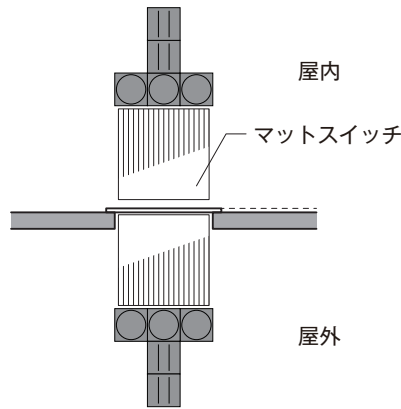
(参考：関連条文) 政令第22条、平成 18 年告示第 1497 号第 4 ・ 第 5、規則別表第 5 (15 の項)

図15-2 案内設備までの経路（出入口）

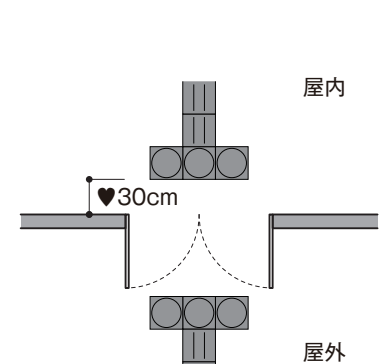
■引き戸まわりの敷設例 1



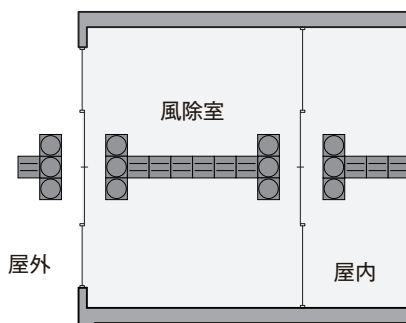
■引き戸まわりの敷設例 2



■開き戸まわりの敷設例



■風除室の敷設



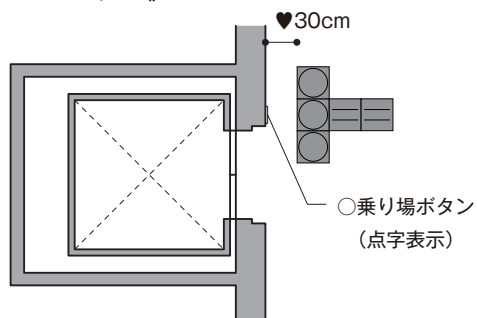
視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

整備基準 15-(1)

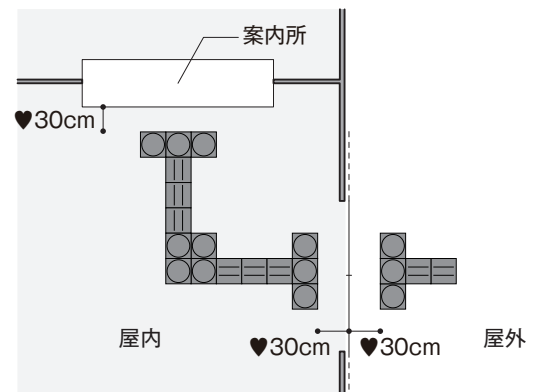
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- 風除室内も視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- ♥ 風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。
- ♥ 段の上端及び下端に近接する部分にあっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（60cm程度）ことが望ましい。
- ♥ 視覚障害者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。
- ♥ 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置することが望ましい。
- ♥ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図15-3 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》



《案内所》



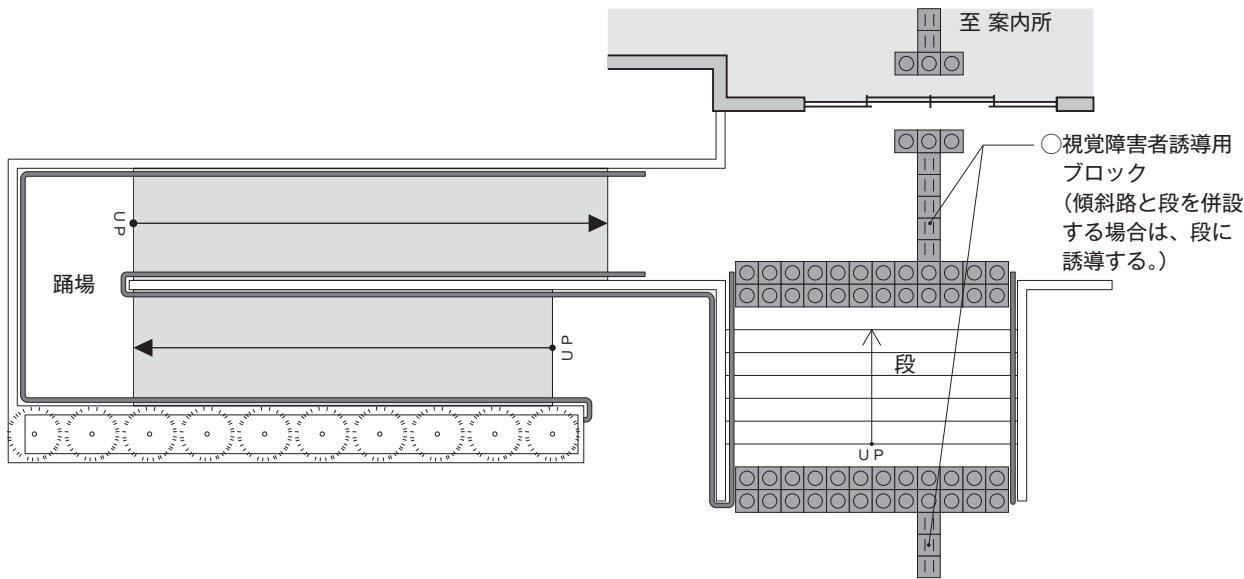
「参照」《対象用途と対象規模 「歩道上」を「道等」と読み替える施設》

別表第5 備考3

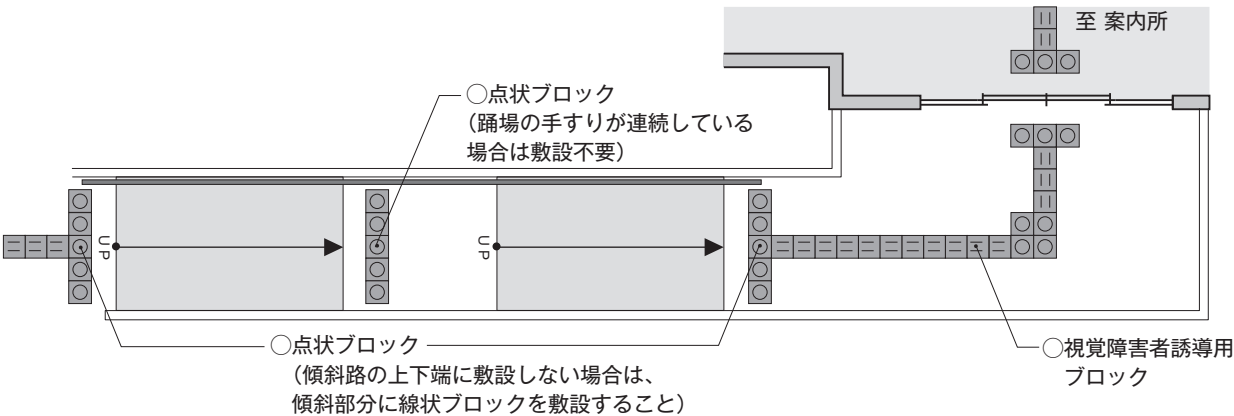
以下に掲げる施設については、15の項中「歩道上」とあるのは、「道等」とする。

対 象 用 途	対 象 規 模
5.診療所（患者の収容施設があるものに限る。）／6.診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／8.薬局／11.博物館、美術館又は図書館／13.集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（銀行を除く。）／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000㎡未満の 指定施設
16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／20.飲食店／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／23.遊技場／25.公衆浴場／26.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設／27.ホテル又は旅館／29.展示場	全ての指定施設

図 15-4 案内設備までの経路の整備例



15(1) その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の例



わかりやすい 印刷物の作り方

横浜市 HP バリアフリーの取組 より

①文字の大きさ：できるだけ12ポイント以上にしましょう。

- ・文字の大きさは、できるだけ12ポイント以上とすることを心がけましょう。
- ・より読みやすくするには、14ポイント以上が効果的です（A4判の場合）。

②文字の字体：見やすい字体はゴシック体です。

- ・ゴシック体は太さが均一なので読みやすくなります。
- ・ただし、小説や論文などで長い文章が続く場合は、明朝体の方が読みやすくなります。
- ・12ポイント以下の文字を太字にすると、文字がつぶれて読めない場合があります。
- ・影付きや網掛け文字等、多数の字体を使用しすぎると、見つらくなる場合があります。

③文字の字間・行間・余白：適度な空間、空白をとりましょう。

- ・字間を詰めすぎないようにしましょう。また、漢字が多いと字間、行間が狭く見えます。
- ・情報を詰め込みすぎないようにしましょう。いかに情報を整理するかがポイントとなります。

④読みやすい表現方法：文章は正確に、わかりやすく表現しましょう。

- ・「事実」や「伝えたいこと」を明確にしましょう。
- ・ただし、正確にしようとするほど、難しい用語を使ったり文章が長くなるので注意しましょう。
- ・読者の視点に立って表現しましょう。読者が絞られる場合は、読者に合った内容にしましょう。
- ・読みにくい漢字や難しい言葉には、ふりがなや注釈をつけるといった工夫をしましょう。
- ・箇条書きにして、すっきりさせましょう。番号や矢印をつけると読む順番がわかりやすくなります。
- ・強調したい文字には下線を引いたり、太文字にするなど目立つ工夫をしましょう。
- ・表、グラフ、写真などを効果的に使いましょう。その際には、何を表すものかわかるようにしましょう。

⑤色使いの工夫：情報がきちんと伝わる色使いをしましょう。

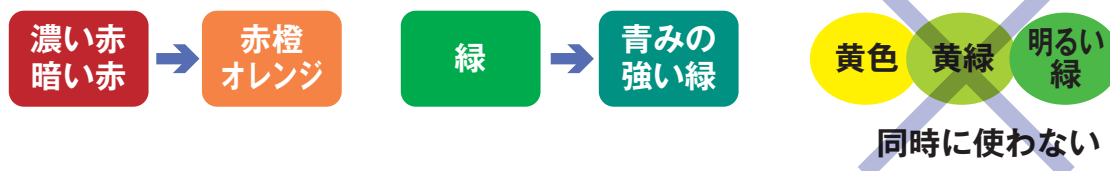
色を上手に使うと、情報をよりわかりやすく伝えることができるなど、様々な効果があります。

<色の効果>

- ・目につきやすく、注意をひきやすくなります。親しみやすい印象になります。
- ・イメージを伝えやすくなります。文字だけでは表現しにくい部分を表現できます。メリハリがつき、重要なところが強調されます。

<色覚バリアフリーな色の選び方>

- ・色弱者など色を識別しにくい人にも間違えにくい色を使いましょう。
- ・赤は濃い赤や暗い赤を使わず、赤橙やオレンジを使いましょう。
- ・緑は赤や茶色と間違えやすいため、青味が強い緑を使いましょう。
- ・明るい緑と黄色が一緒に見えてしまうため、黄色、黄緑、明るい緑はなるべく同時に使わないようにしましょう。
- ・面積が広いほど色の違いが分かりやすくなるので、太い字を使いましょう。



16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

基本的な考え

視覚障害者の安全・安心かつ円滑な利用のために、視覚障害者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要です。

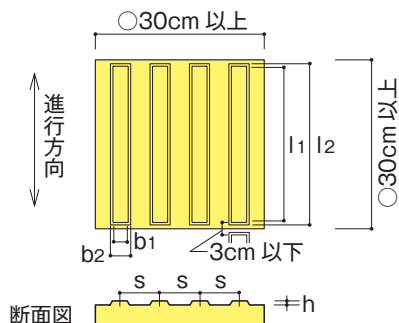
また、注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。		—	
ア	大きさは、縦横30センチメートル以上とすること。	—	16-1
イ	色は、原則として黄色とし、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。	—	16-1
ウ	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	16-1
エ	形状は、次のとおりとすること。	—	
(7)	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	16-1
(1)	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	16-1
(ウ)	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	16-1
(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。		—	16-2
(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。		—	16-3
(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。		—	16-3

（参考：関連条文）規則別表第5（16の項）

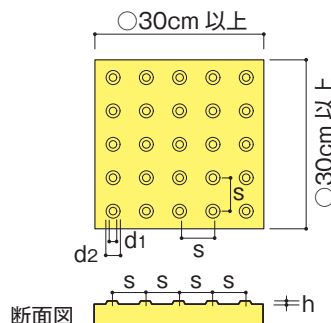
図16-1 線状ブロック等・点状ブロック等の構造

《線状ブロック（誘導用）》



記号	寸法	許容差
b1	1.7cm	+0.15cm
b2	b1+1cm	0
s	7.5cm	
h	0.5cm	+0.1cm
l1	27cm 以上	
l2	l1+1cm	

《点状ブロック（注意喚起用）》



記号	寸法	許容差
d1	1.2cm	+0.15cm
d2	d1+1cm	0
s	5.5~6cm	
h	0.5cm	+0.1cm

線状ブロックとは

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

点状ブロックとは

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

整備基準 16-(1)-イ

- 原則として黄色とすること。
- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

輝度と輝度比について

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

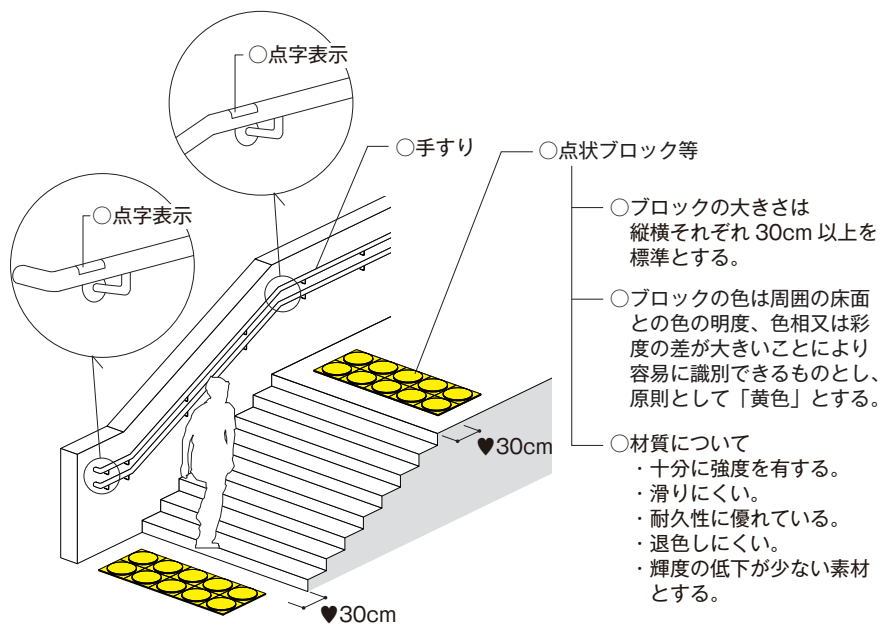
視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) ÷ 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

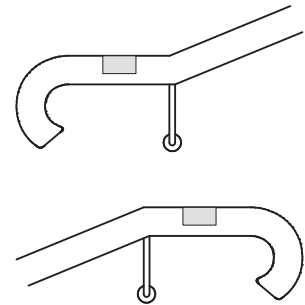
（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

コラム

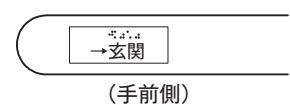
図16-2 階段まわりの整備例



階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート(上から見た図)

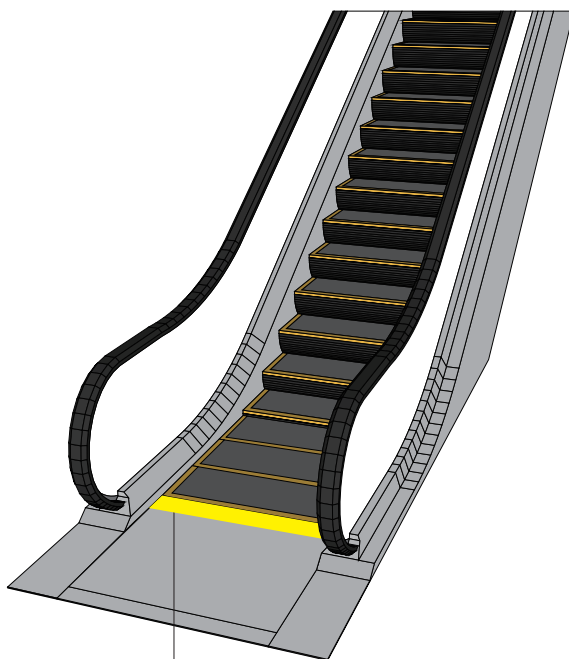


手すりの点字表示

整備基準 16-(2)

- ・視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

図16-3 エスカレーターまわりの整備と音声誘導



- くし板はステップ部と区別しやすい色とする。
- ♥注意を喚起する等のための音声案内を行う。

エスカレーターのくし板、音声案内

整備基準 16-(3)

- ・弱視者が、くし板とステップ部分を識別しやすい色とすること。
- ♥ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等への注意喚起や、方向を案内するための音声案内を行うことが望ましい。

全ての人が使いやすい施設とするために

エスカレーターを歩いて利用することは危険です。また、左半身が不自由な人など、右側に立たざるを得ない人もいます。エスカレーターを利用する際は、立ち止まって利用して欲しいという声が多くあります。



音声による誘導装置

整備基準 16-(4)

- ・「視覚障害者が利用することが多い施設」とは、視覚障害者用訓練施設、盲学校、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設（市内に1つしかない公共施設）その他これに準ずる総合病院等が該当する。
- ♥ 音による誘導は視覚障害者にとって有効な情報手段である。商業施設等においても音声による誘導装置の設置が望ましい。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設事例

横浜市庁舎



案内設備までの経路

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者の誘導を行うために視覚障害者誘導用ブロックを敷設しています。

視覚障害者の声

建物内にも誘導がほしいです。凹凸の少ない誘導用ブロックを使用したり、床面の素材を変化させるだけでも歩行に役立ちます。



拡大写真

その他の経路(任意)

視覚障害者誘導用ブロックは、案内板又は案内設備まで敷設することとしています。それ以外の場所において突起1mm程度の誘導用ブロックで案内する例です。

車いす使用者やベビーカーにとって障害が少なく、視覚障害者は白杖を用いて誘導用ブロックをたどることができます。

点字案内・触知図入りの印刷物

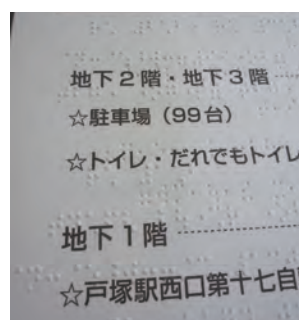
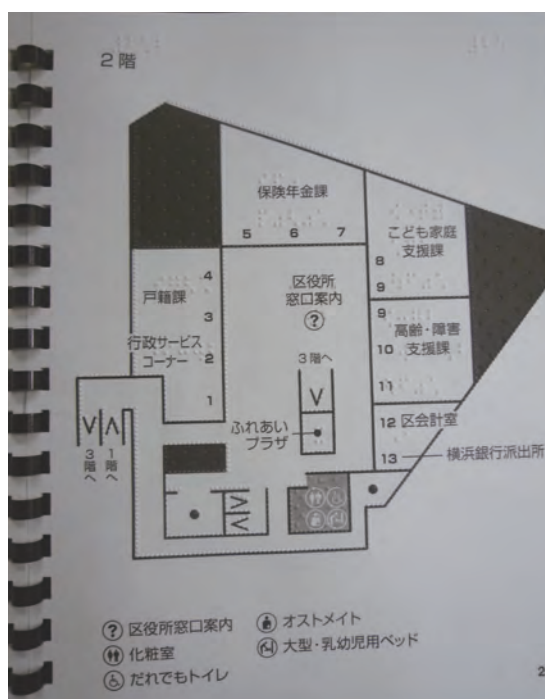
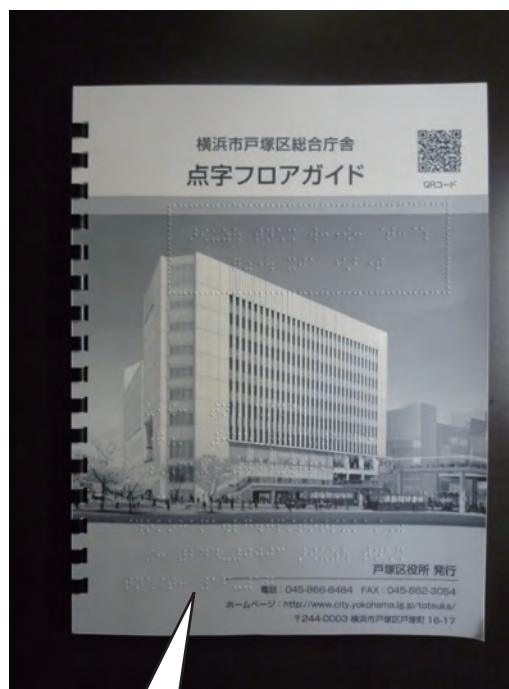
出典：横濱ジェントルタウン倶楽部

施設の概要や、施設の配置については、インターネット（JIS8341 に準拠したアクセシビリティの高い web ページが望ましい）や案内所で情報を得るほか、事前の情報提供手段として下記の様な点字パンフレットや触知図のパンフレットがあると便利です。

東京国際空港（羽田空港）**手**で見るフロアマップ



戸塚区総合庁舎 点字フロアガイド



基本的な考え

聴覚障害者の安全・安心かつ円滑な利用のために、受付窓口等での呼び出しの多い病院・銀行や、特定の施設に会議室を設ける場合等には、画像・光・振動による情報伝達設備が必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。	—	17-1
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。	—	17-1
(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。	—	17-2

（参考：関連条文）規則別表第5（17の項）

図17-1 電光掲示板等の整備例

<通常時の表示例>



<緊急時の表示例>



— 病院や銀行等の受付窓口に設けた電光掲示板 —

文字情報表示装置(電光掲示板等)

整備基準 17-(1)

- 文字により、利用者の案内、呼出しのための情報を表示する。
- 文字情報を表示するための設備とは、液晶等の電光表示板等が考えられる。

♥ 緊急時には、画面に緊急情報を表示することが望ましい。

会議でのスクリーン表示(要約筆記等)

整備基準 17-(2)

- 聴覚障害者が複数参加する会議では、パソコンと液晶プロジェクターを使ったパソコン要約筆記等が有効である。

図17-2 集団補聴設備

集団補聴設備(磁気ループ等)

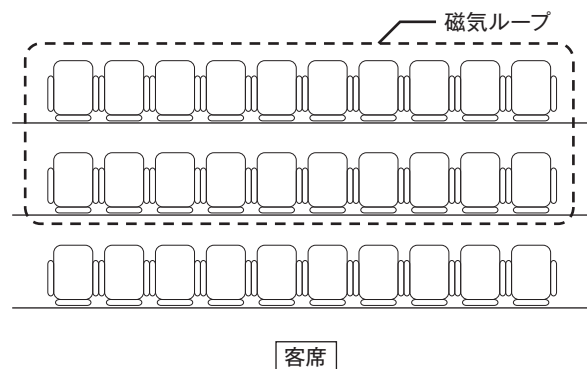
整備基準 17-(3)

- 集団補聴設備には磁気ループ(※)、FM送受信装置、赤外線受信装置等がある。

♥ 音響設備を有する会議室を設ける場合は、集団補聴設備を施した会議室を設けることが望ましい。

※磁気ループとは、床面に敷設した導線(ループ)に伝達したい音声等の信号を流すことによって、導線内にある受信器(補聴器)をつけた人が、マイクロホン等の音を耳元で直接聞くことができる装置。音声等が増幅されることにより、音源からの距離に関係なく明瞭に聴取することができる。

⇒「12 客席及び舞台」を参照



基本的な考え

高齢者、障害者等が通常時に施設を円滑に利用できるよう整備するだけでなく、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要があります。

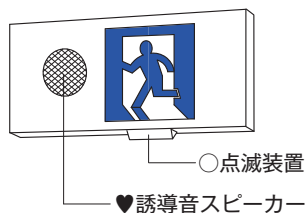
特に、警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。	—	18-1
(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。	—	18-1

(参考：関連条文) 規則別表第5 (18の項)

図18-1 音響装置による警報設備および点滅型誘導灯

＜誘導音付点滅型誘導灯の例＞



音響装置による警報設備

整備基準 18-(1)

- ・ 自動又は手動により、施設全体に火災を音により知らせる警報設備を設ける。

♥ 館内に一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

＜既存誘導灯に追加取付した例＞



点滅型誘導灯

整備基準 18-(2)

- ♥ 点滅型誘導灯には、出入口の位置等を音声により誘導する設備を設けることが望ましい。

図18-2 非常用文字表示装置

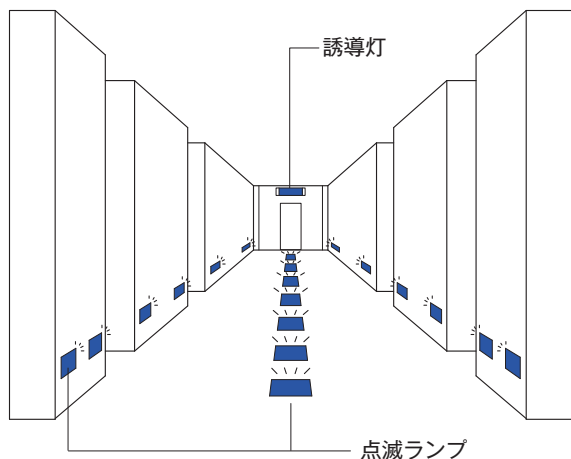
非常時に文字情報により避難誘導する装置

- ♥ 非常時には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる装置（デジタルサイネージ等）を設けることが望ましい。

横浜市庁舎



図18-3 光点滅走行式避難誘導システム



光点滅走行式避難誘導システム

- ♥ 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示す装置を設けることが望ましい。設置にあたっては、消防上の誘導基準との整合性も必要とするため、設置の方法については消防局と協議を行ってください。

災害時への配慮

わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分に考慮し計画に組み込んでおく必要があります。一番の基本は、高齢者、障害者を含む全ての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画となるよう注意しましょう。

情報提供

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかるように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知できないことがあり、音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

また、緊急時にもコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

（総務省消防庁：2016年9月通知）

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

＜主な内容＞

- 大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。
- 天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。
- 光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

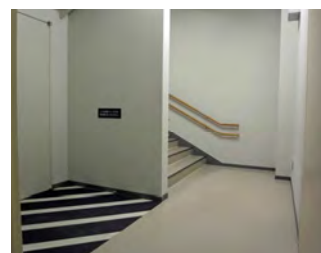
避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいように高さに配慮します。大きめの文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認しておく必要があります。

また、避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース）として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておく必要があります。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。



一時待避スペースの例

※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」

（総務省消防庁：2018年3月）

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）
3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施

19 附帯設備

基本的な考え

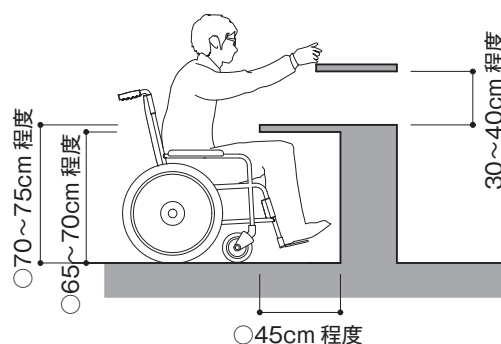
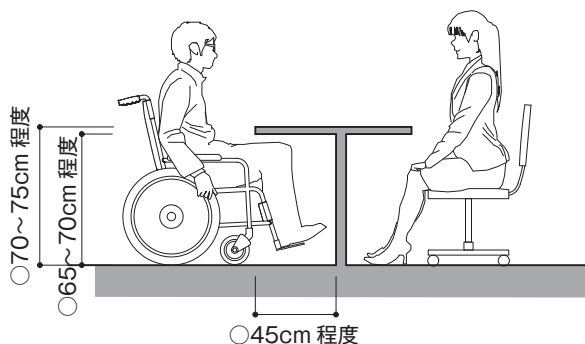
障害者、高齢者等の障害の特性を理解し、附帯設備についても利用しやすい形状、位置等に配慮します。また、通行の支障とならないよう配慮します。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。		—	19-1 19-2 19-3
		—	19-4
		—	
(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。	ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。	—	
	イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。	—	
		—	
(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。		—	19-5 19-6
	ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。	—	
	イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

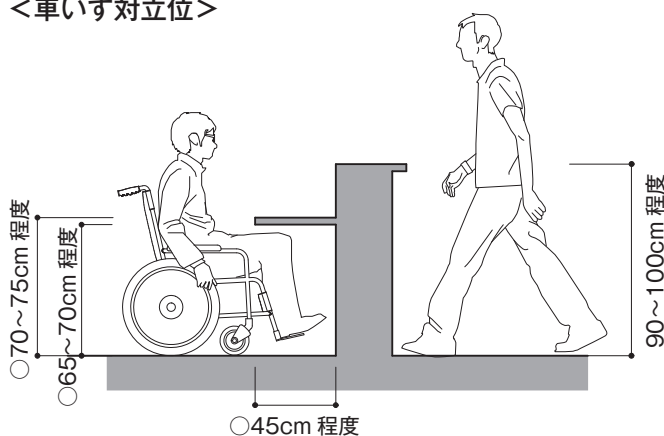
(参考：関連条文) 規則別表第5 (19の項)

図19-1 カウンター及び記載台の基本寸法

<車いす対座位>



<車いす対立位>



カウンター・記載台等

整備基準 19-(1)

- ・カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端65~70cm程度、上端70~75cm程度、奥行き45cm程度とすること。
- ・車いす使用者が接近できる水平部分を確保すること。

図19-2 カウンター及び記載台の整備例

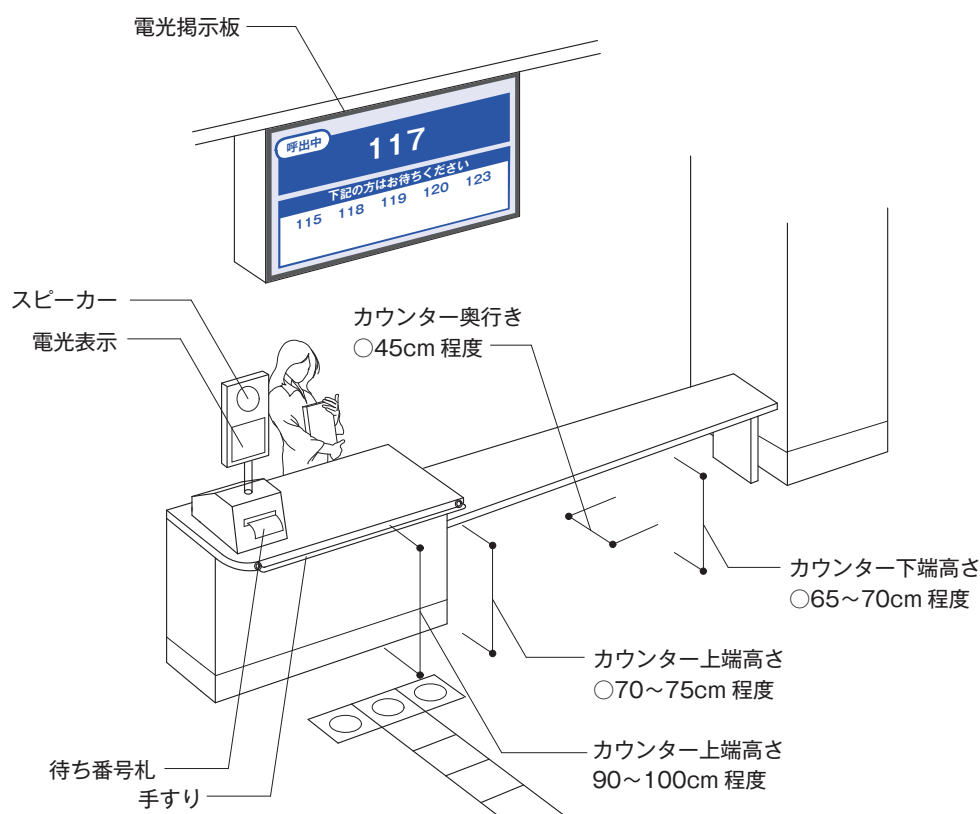
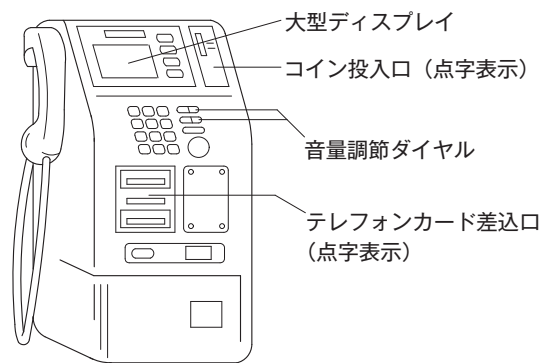
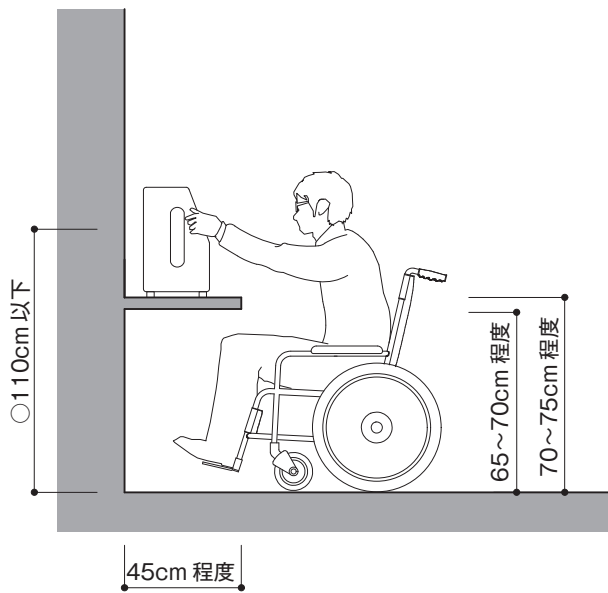


図19-3 公衆電話台の基本寸法と障害者の利用に配慮した公衆電話機の例

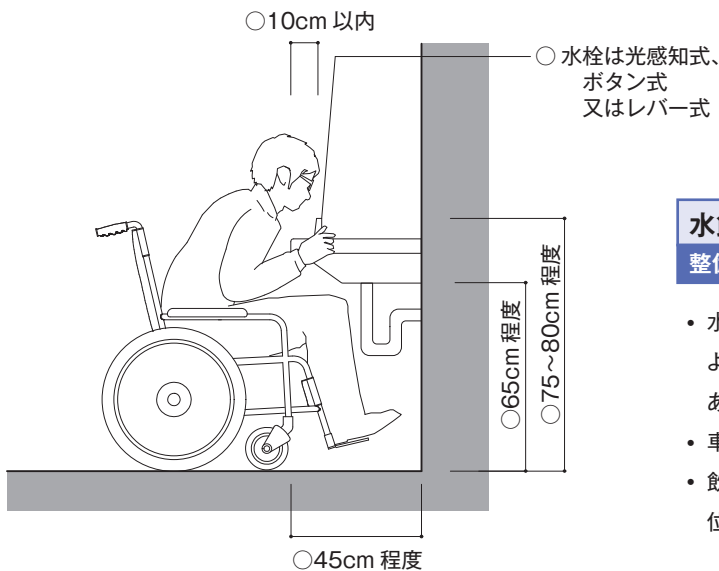


公衆電話

整備基準 19-(1)

- ・ 公衆電話の受話器の高さは110cm以下とする。
- ♥ 障害者の利用に配慮した機能を持つ電話機であることを見やすい場所に表示することが望ましい。
- ♥ 障害者の利用を配慮した機能をもつ電話機を設置した場合は、見やすい場所にその旨を表示することが望ましい。
- ♥ 電話ボックスの場合には床面の段差をなくし車いす使用者がボックス内に完全に入れるよう、配慮することが望ましい。

図19-4 水飲みの基本寸法



水飲み

整備基準 19-(2)

- ・ 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端60~65cm程度、奥行45cm程度とすることが基本である。
- ・ 車いす使用者が接近できる水平部分を確保する必要がある。
- ・ 飲み口は、高さ75~80cm程度とし、車いす使用者が利用できる位置として、おおむね縁から10cm以内に取り付ける。

図19-5 自動販売機の基本寸法と整備例

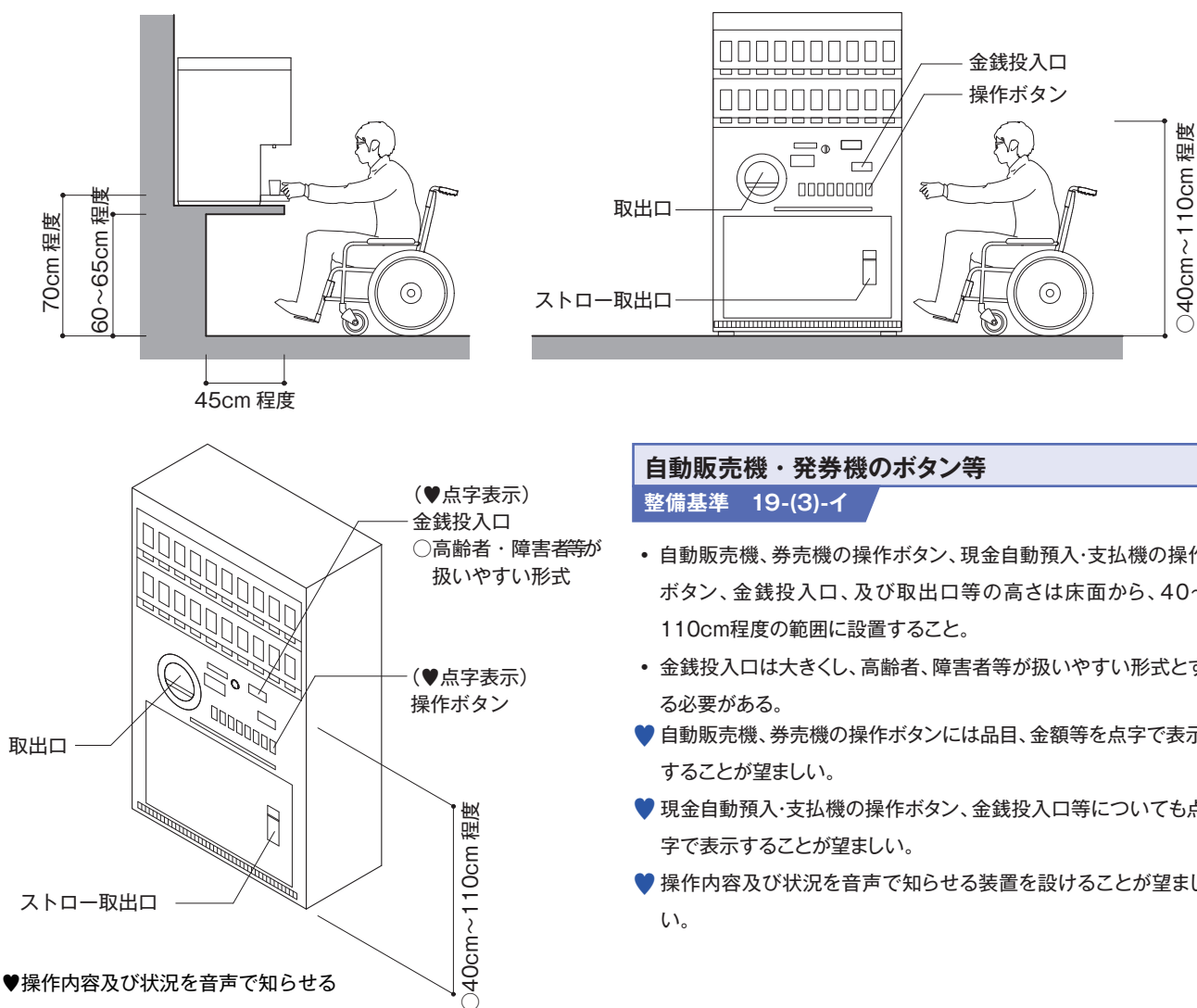
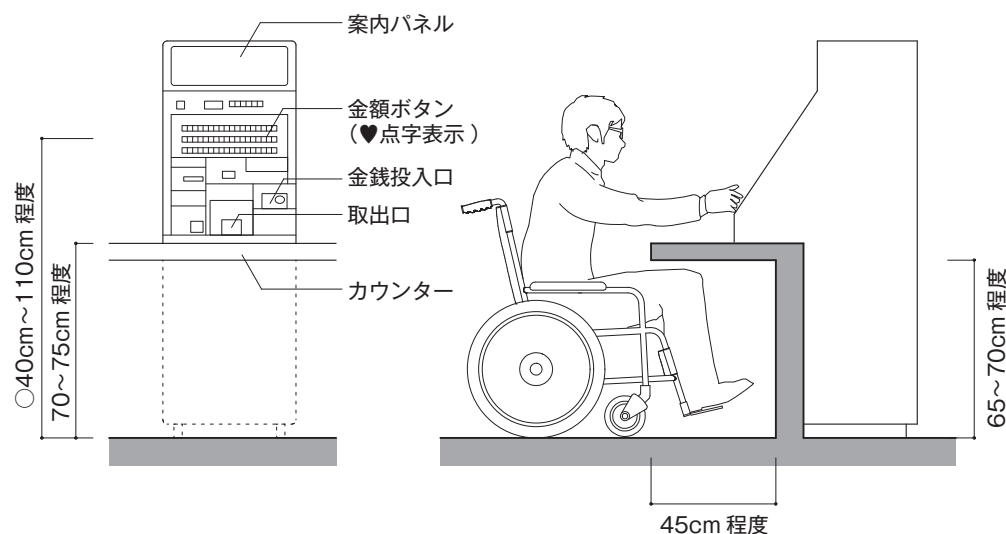


図19-6 券売機の基本寸法と整備例



車いす使用者の声

券売機で、車いすの足が入らないものがあるので、車いすでも利用できる券売機にしてほしいです。
また、車いすではATMが狭くて入れない場合があるので、車いすで利用できるATMにしてほしいです。



20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備

基本的な考え

子育て世代等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子を便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設けることが必要です。



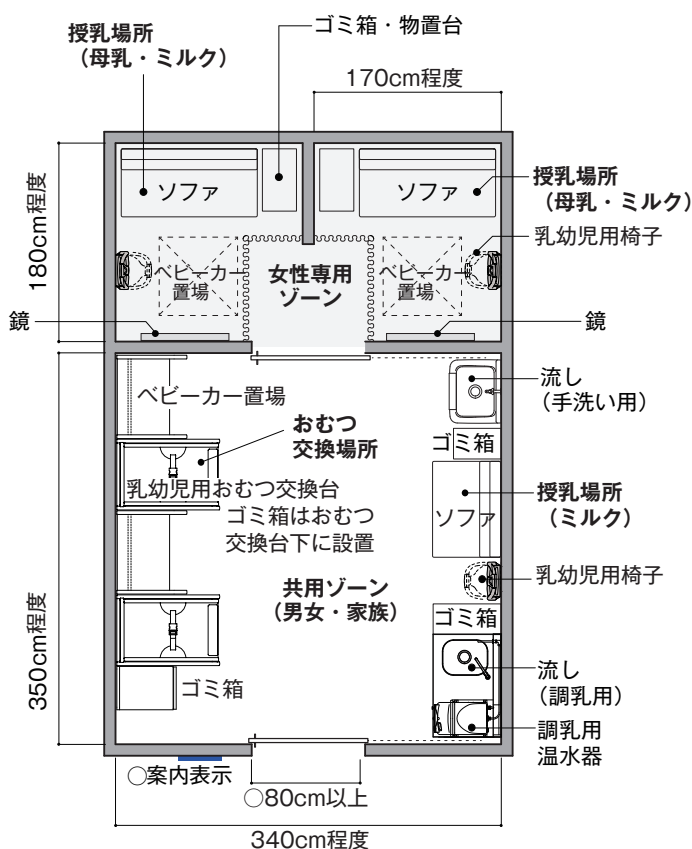
1.授乳室・おむつ交換場所に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)		建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	図
授乳室・おむつ交換場所			
「5 廊下等」		同左	
(2) 移動等円滑化経路を校正する廊下等 <u>(車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。)</u> は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。			
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-3
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	20-1 20-2 20-4
「1 移動等円滑化経路」			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	
オ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	同左	1-1
カ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	同左	1-1

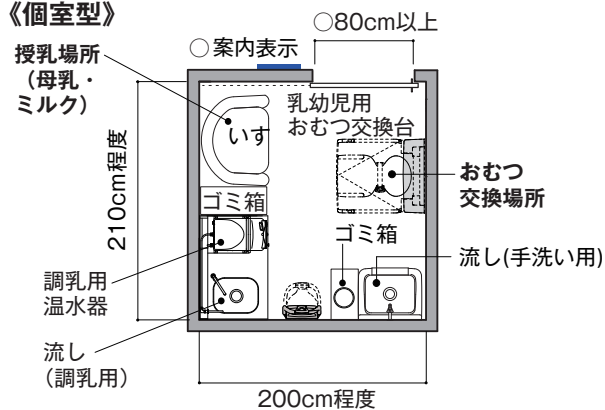
(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (1・5の項)、規則別表第5 (1・5の項)

図20-1 授乳室・おむつ交換場所の整備例

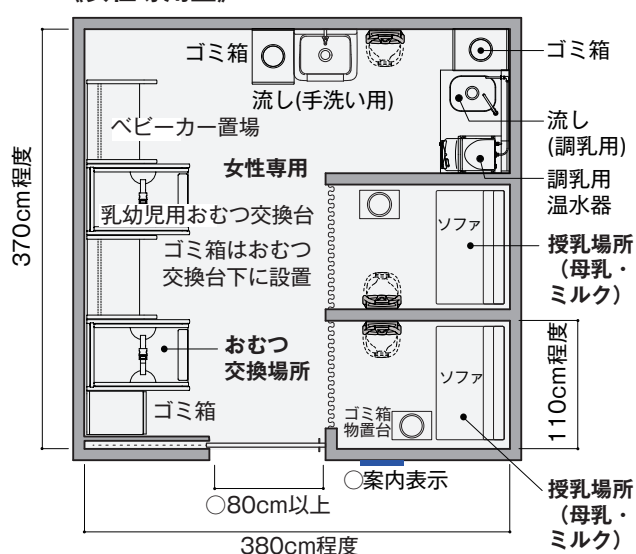
《授乳室・おむつ交換場所一体型》



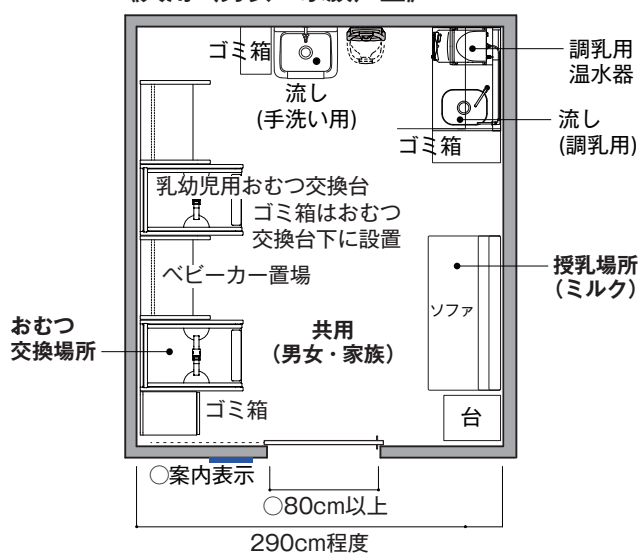
《個室型》



《女性専用型》



《共用 (男女・家族) 型》



授乳室及びおむつ交換場所

整備基準 5-(2)-カ、キ

- ♥ 乳幼児用おむつ交換台やいすは、ベビーカー等の通行の妨げにならないよう、親子で利用しやすい位置に適切に配置することが望ましい。
- ♥ 授乳場所 (母乳) にはカーテンやついたて等を設け、プライバシーを確保することが望ましい。
- ♥ 手洗器、流し台、給湯器を設けることが望ましい。
- ♥ 男女にかかわらず利用できるスペースを設ける (ミルクや離乳食を与えるためのスペース、乳幼児用おむつ交換台等) ことが望ましい。

- ♥ 戸の付近に設備を配置する場合、幼児が手を挟まないように戸袋を設けるなどの工夫をすることが望ましい。
- ♥ 室内で身づくろいができるように、姿見鏡を設けることが望ましい。
- ♥ おむつ交換台から近い位置にゴミ箱を配置することが望ましい。

⇒ ベビーカー (P. 54 参照)

「参照」《対象用途と対象規模 「授乳室及びおむつ交換場所」「乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子」》

() 内は、建築物移動等円滑化基準の対象規模

対 象 用 途	対 象 規 模	
	5 廊下等(2)キ、ク ・授乳室 ・おむつ交換場所	9 便所(3) ・乳幼児用椅子 ・乳幼児用おむつ交換台
1.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署／4.病院／5.診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	全ての施設 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
7.助産所	全ての施設 (—)	全ての施設 (—)
13.集会場（一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。）又は公会堂／14.集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	全ての施設 (2,000㎡以上)
6.診療所（患者の収容施設がないものに限る。）／8.薬局／15.銀行その他これに類するサービス業を営む店舗／19.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）／20.飲食店	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	300㎡以上 (2,000㎡以上)
11.博物館、美術館又は図書館／16.理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗／21.クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗／22.劇場、観覧場、映画館又は演芸場／23.遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設を除く）／25.公衆浴場／26.体育館・水泳場（一般の用に供されるものに限る。）、ボーリング場／27.ホテル又は旅館／29.展示場	1,000㎡以上 (5,000㎡以上)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
3.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000㎡以上 (5,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上※不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)
2.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）／9.学校（幼稚園に限る。）／12.博物館類似施設その他これに類する施設類する施設／26.その他の運動施設／28.ホテル又は旅館以外の宿泊施設	1,000㎡以上 (—)	1,000㎡以上 (—)
17.公衆便所	— (—)	全ての施設 (—)
33.自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	— (—)	1,000㎡以上 (2,000㎡以上)
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	— (5,000㎡以上)	— (2,000㎡以上)

図20-2 授乳室・おむつ交換場所の整備例(共用ゾーン・母乳ゾーン入口別型)

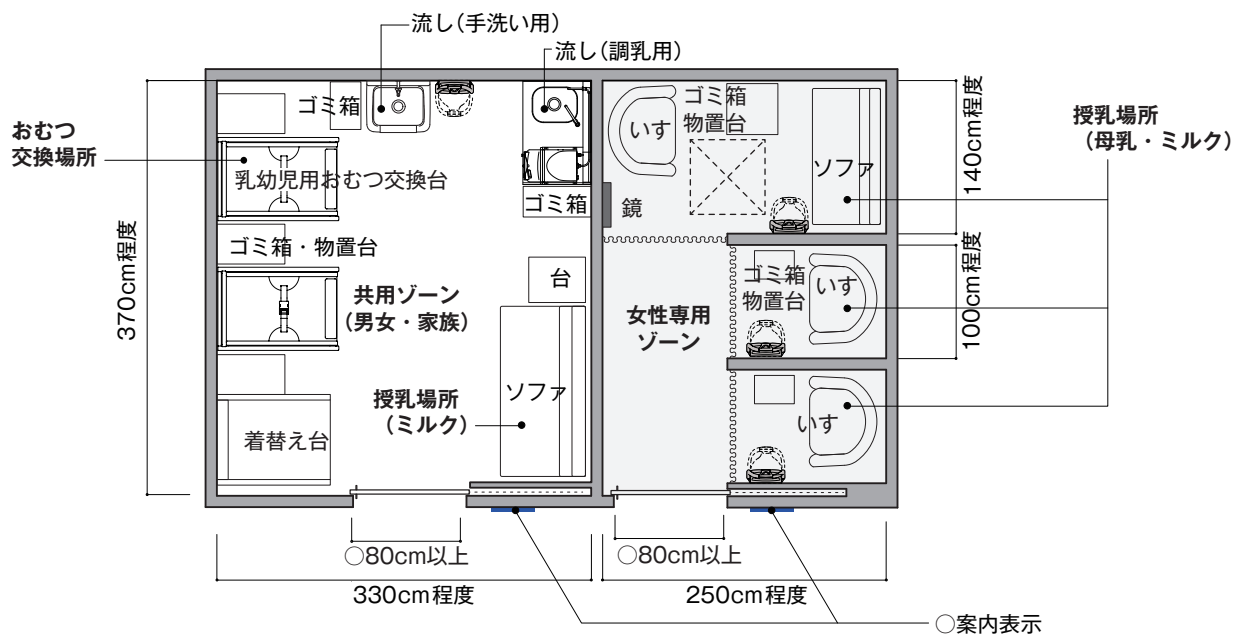
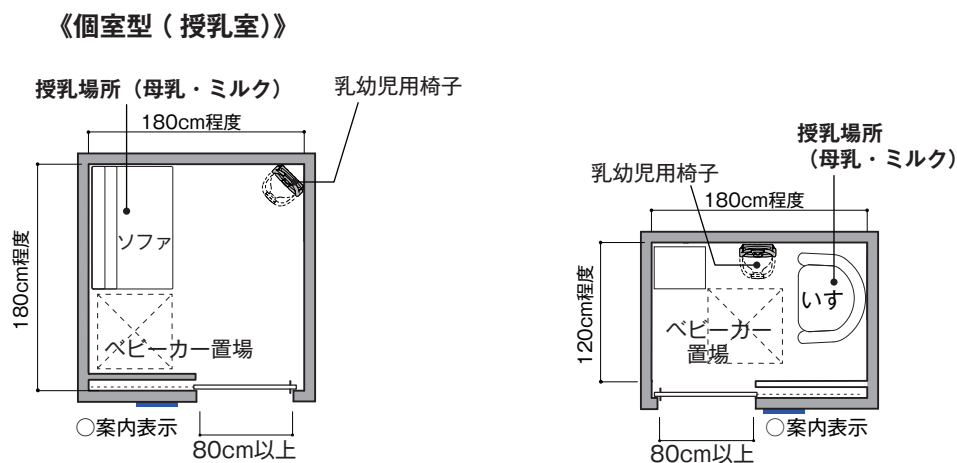


図20-3 授乳室の整備例(個室型)



2.乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子 「9 便所（6）」 イ <u>便所内に、</u> 次に掲げる便房をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を <u>行うこと。</u> ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)		同左	20-4 20-5
(7)	乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	
(1)	乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	
「13 標識」 (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。		同左	20-4 20-5
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。		同左	20-4 20-5

（参考：関連条文）規則別表第1の2（9・12の項）、規則別表第5（9・13の項）

図20-4 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例

《便所の乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用椅子の整備例》

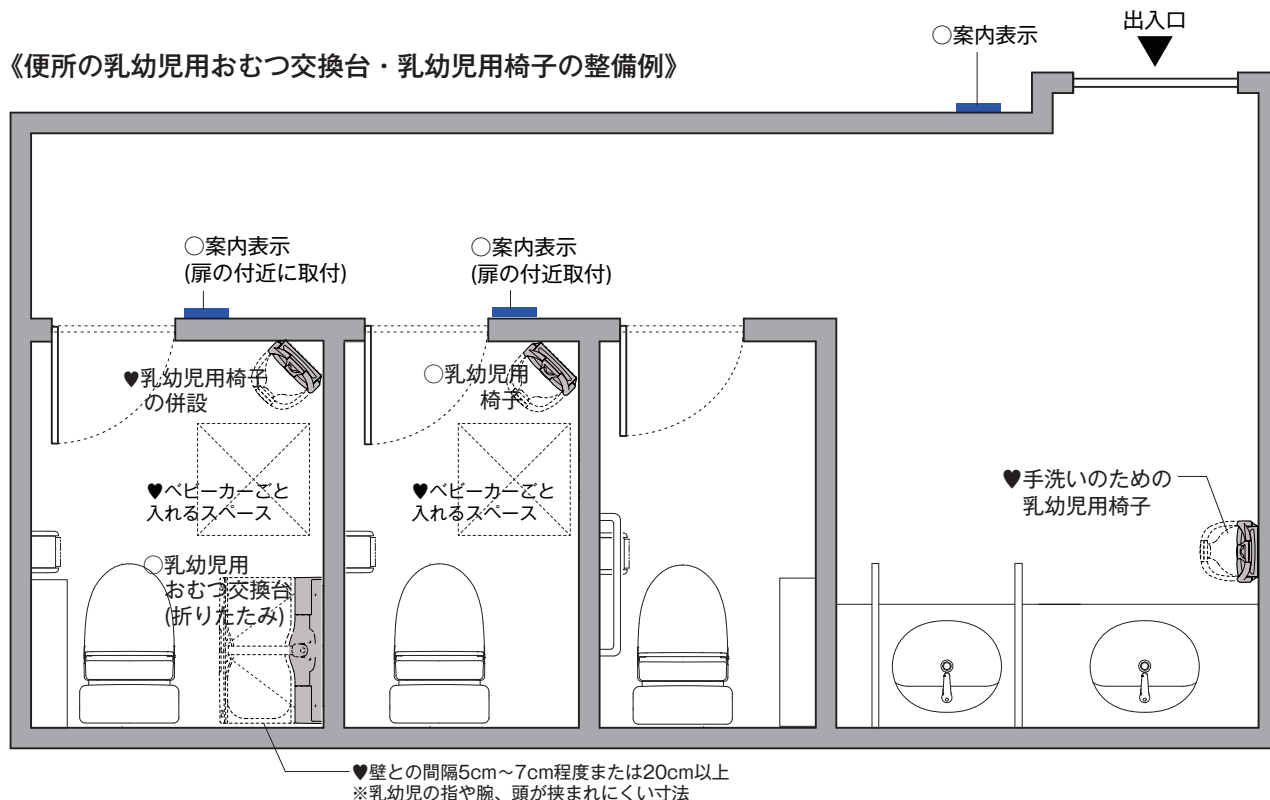
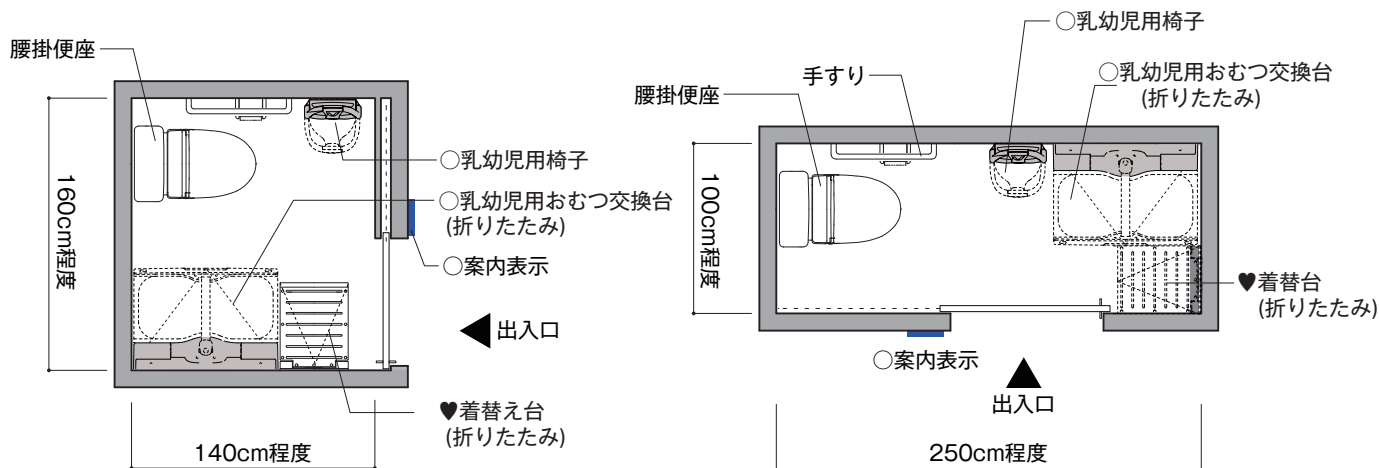


図20-5 乳幼児連れ利用者に配慮した便房の整備例



乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子

整備基準 9-(3)-ア、イ

- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子は、便房内に設け、当該便房の出入口の戸に乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子がある便房であることを表示すること。
- 乳幼児用椅子は、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
- 表示は、戸が開いている状態でも見えるように設置することが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台には、設置位置による手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなどの安全性に配慮し、必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をすることが望ましい。

- 乳幼児用椅子は、戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないように設置位置とすることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台の付近には、荷物置き場や乳幼児用椅子を併設することが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子は車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設けることが望ましい。
- 乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けた便房は、ベビーカーごとに入れるようにすることが望ましい。

基本的な考え

視覚障害者の利用に配慮して、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設する必要があります。視覚障害者誘導用ブロックには、危険等を予告する「点状ブロック」と、移動方向を示す「線状ブロック」があります。

JIS規格（JIS T 9251）による形状とするほか、残存視力のある方にも認知しやすいように、色などにも配慮する必要があります。

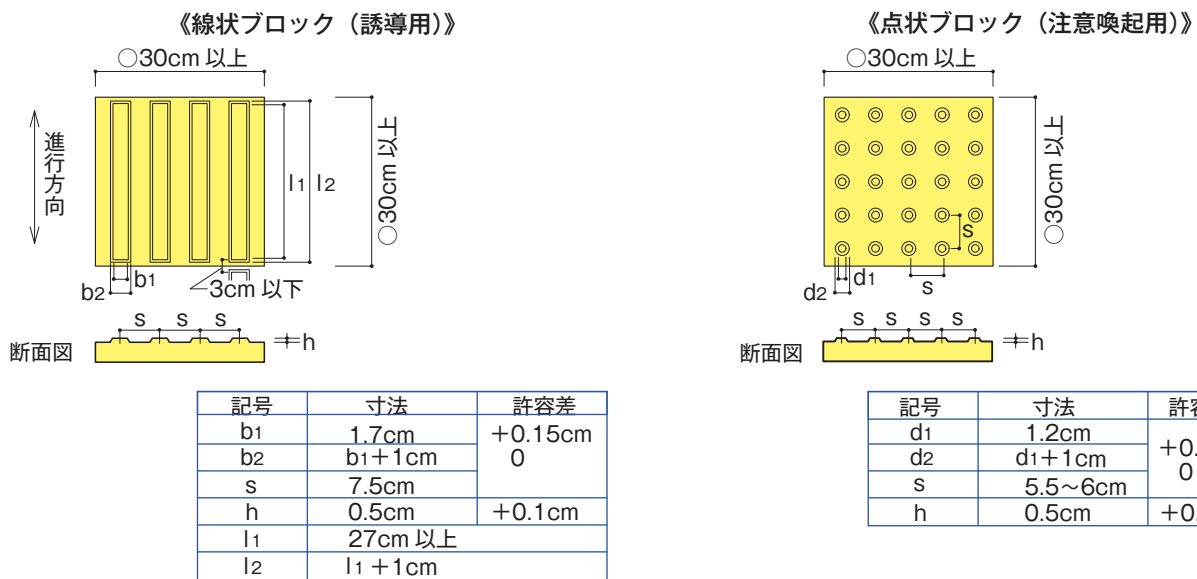
なお、点状ブロックの敷設位置は「2敷地内の通路」「5廊下等」「6階段」「7傾斜路」において、誘導用ブロックの敷設位置は「15案内設備までの経路」において、誘導用ブロックの構造は「16情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」において規定されています。

1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「16 情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）」			
(1) 視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。		—	
ア	大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。	—	21-1
イ	周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。	—	21-1
ウ	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	21-1
エ	形状は、次のとおりとすること。	—	
(ア)	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	21-1
(イ)	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	21-1
(ウ)	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	21-1

（参考：関連条文）別表第5（16の項）

図21-1 線状ブロック等・点状ブロック等の構造



線状ブロックとは

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

点状ブロックとは

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

整備基準 16-(1)-イ

- 原則として黄色とすること。
- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

輝度と輝度比について

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比＝視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) ÷ 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

コラム

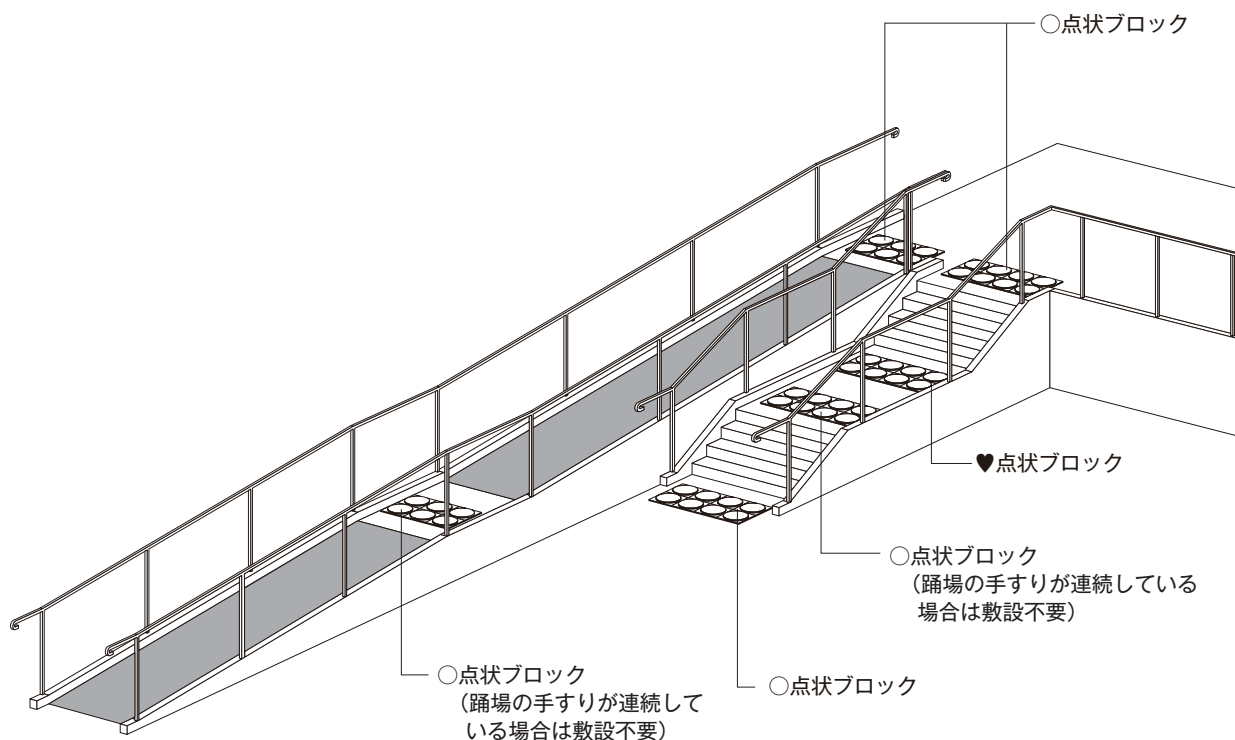
2.点状ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「2 敷地内の通路」			
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路」を参照	2-2 21-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2
	(1) 車路に近接する部分		
「5 廊下等」			
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
イ	階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 7-1 7-2 7-3 21-2 21-3

指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「6 階段」の踊場 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
オ	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2 21-2 21-3
「7 傾斜路」の踊場 (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3 21-2

（参考：関連条文）政令第11・12・13条、平成18年告示第1497号第1・第2・第3、規則別表第5の2(2・5・6・7の項)

図21-2 手すりがある場合の点状ブロックの敷設位置（屋内の事例）



階段・段に敷設する点状ブロック

上下端 階段：整備基準 5-(1)-イ
段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)

踊場 階段：整備基準 6-(1)-オ
段：整備基準 2-(1)-イ-(ア)

- 階段・段には、上下端に点状ブロックを敷設する必要がある。
なお、踊場の手すりが連続して設置される場合、原則として点状ブロックの敷設が除外されるが、廊下や敷地内の通路と連続している場合は点状ブロックが必要となるので、注意が必要である。（図21-3参照）

点状ブロックの敷設位置

- ♥ 点状ブロック等は、傾斜の上端から30cm離して設置するのが望ましい。

傾斜路に敷設する点状ブロック

上端 屋内の傾斜路：整備基準 5-(1)-イ
敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)

踊場 屋内の傾斜路：整備基準 7-(1)-エ
敷地内の通路の傾斜路：整備基準 15-(2)

- 屋内の傾斜路には、上端に点状ブロックを敷設する必要がある。
- 敷地内の通路における傾斜路の上端の点状ブロックは、歩道上から案内設備までの経路となる場合、敷設が必要となる。
- 踊場の手すりが連続して設置される場合、点状ブロックの敷設が除外される。
- 以下の場合は、視覚障害者の利用上支障がないため、点状ブロックの敷設が除外される。
 - ①勾配が1/20以下の傾斜の場合
 - ②高さが16cm以下、かつ勾配が1/12以下の傾斜の場合

3.歩道上から案内設備までの経路に敷設する視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置に関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「15 案内設備までの経路」 歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	道等から14の項(2)の規定による設備又は同項(3)の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	
(1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	21-4 21-5 21-6 21-7
(2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を敷設すること。	15-4 21-2

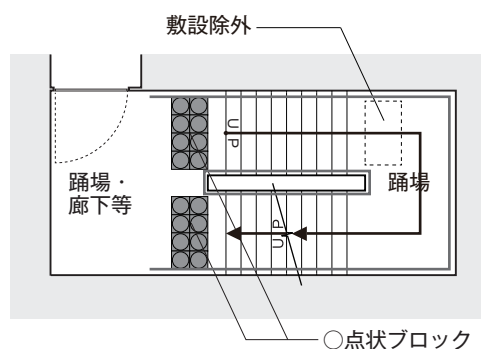
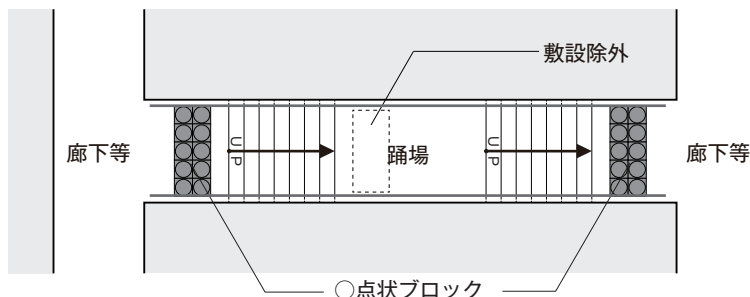
指定施設整備基準（再掲載）		建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
「2 敷地内の通路」			
(1) 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内通路は、次に掲げるものであること。			
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。	⇒15 案内設備までの経路を参照	2-2 21-2
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分		2-2 21-2
	(1) 車路に近接する部分		

（参考：関連条文）政令第22条、平成18年告示第1497号第4・第5、規則別表第5（2・15の項）

図21-3 階段の踊場における点状ブロック等の敷設例

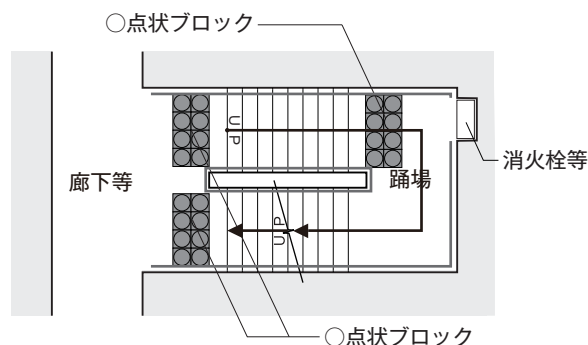
①点状ブロックの敷設が除外される踊場の例

両側に手すりが連続している踊場



②点状ブロックの敷設が除外できない踊場の例

踊場に消火栓等があり、段がある部分と連続して手すりを設けることが困難



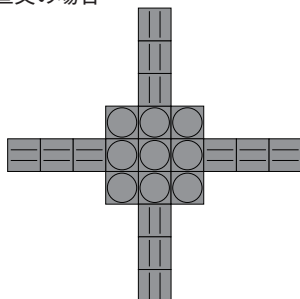
廊下と接続する踊場

整備基準 5-(1)-イ

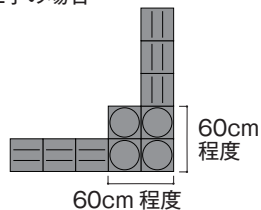
- 廊下と接続する踊場は廊下等にも該当するため、転落・つまずき防止等の観点から点状ブロックの敷設が必要である。

図21-4 視覚障害者誘導用ブロックの敷設例

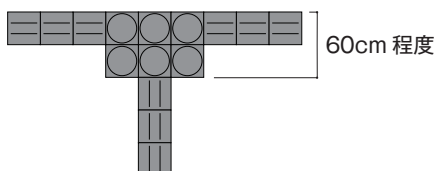
直交の場合



L字の場合



T字の場合



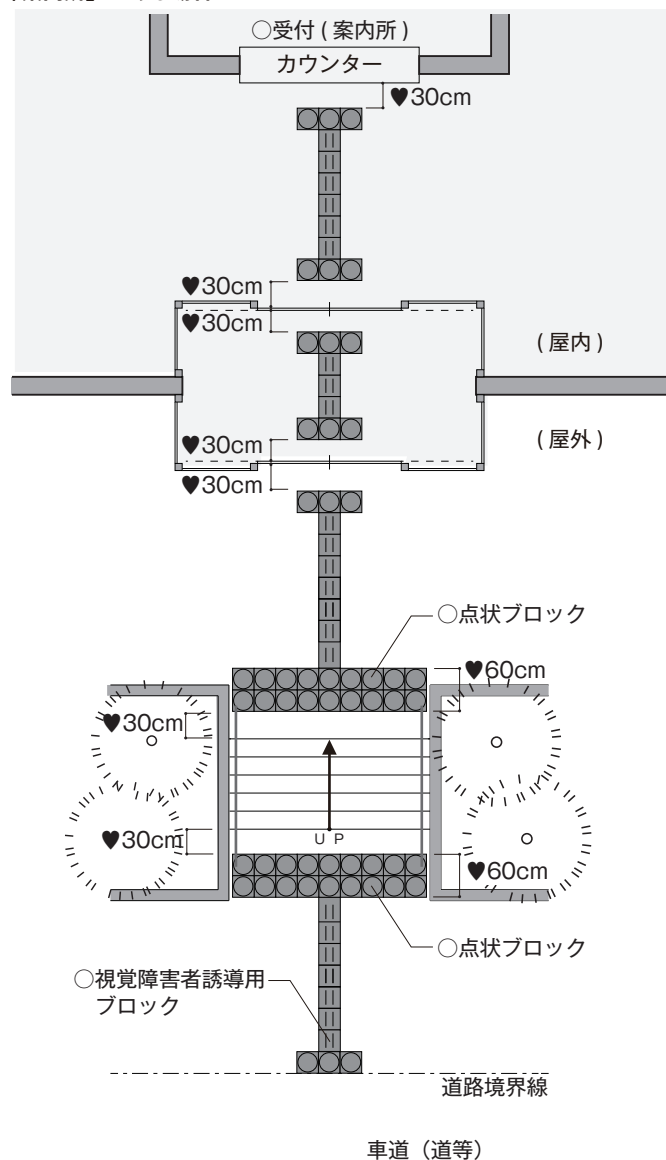
視覚障害者誘導用ブロックの敷設

整備基準 15-(1)

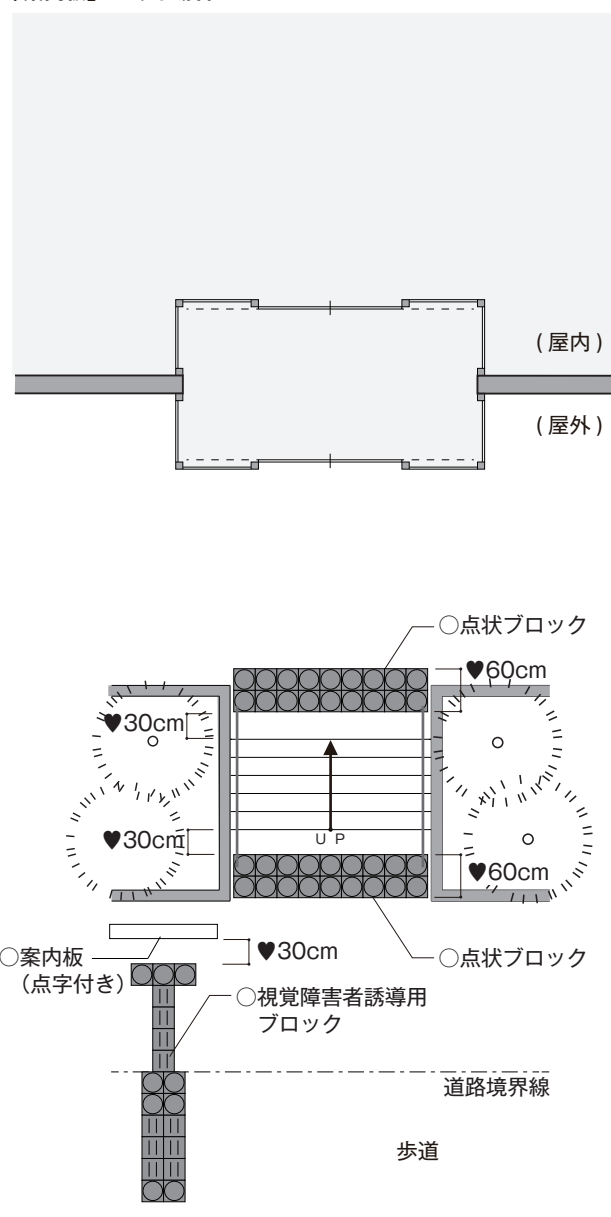
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する(60cm程度)。
- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- ♥ 必要に応じ、視覚障害者が、便所があることが容易にわかるよう便所の出入口にセンサーによる音声誘導装置を設けることが望ましい。また、出入口が認識できるよう、出入口付近の床材を変えることも有効な手段である。

図21-5 案内設備までの経路について

「案内所」がある場合



「案内板」がある場合



案内板がある場合

整備基準 15

- 案内板がある場合は、歩道上から案内板までの経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。
- 案内板から建築物までの経路は、視覚障害者誘導用ブロックは不要。
- 案内板の点字・文字等の浮き彫りの正面に向かって、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

案内所がある場合

整備基準 15

- 案内所がある場合は、歩道上から案内所までの経路上に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する必要がある。

視覚障害者誘導用ブロック

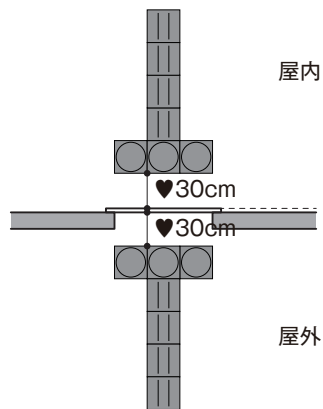
整備基準 15-(1)

- 案内設備までの経路には、点状ブロックと線状ブロックを適切に敷設する必要がある。
- 点状ブロックは、危険の可能性を予告するため、傾斜路や階段・段の付近に敷設するほか、歩行方向の変更の必要性を予告する必要がある箇所にも必要となる。
- 線状ブロックの線状の突起を、視覚障害者を誘導する方向と平行に敷設する必要がある。

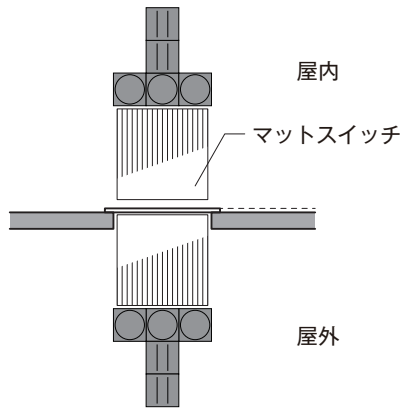
⇒「16 情報伝達設備(視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)」を参照

図21-6 案内設備までの経路（出入口）

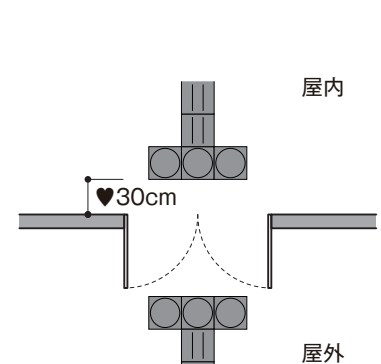
■引き戸まわりの敷設例 1



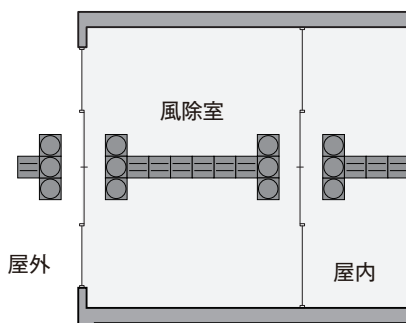
■引き戸まわりの敷設例 2



■開き戸まわりの敷設例



■風除室の敷設



視覚障害者誘導用ブロックの敷設の留意点

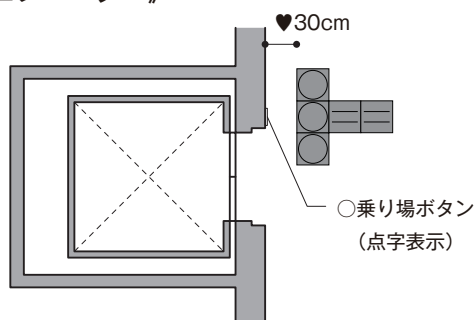
整備基準 15-(1)

- 歩道上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合は、必要に応じて歩道上のブロックと連続させること。
- 風除室内も視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
- ♥ 風除室は中で進行方向を変えないことが望ましい。
- ♥ 段の上端及び下端に近接する部分にあっては、踏み越すおそれのないように点状ブロックを敷設する（60cm程度）ことが望ましい。

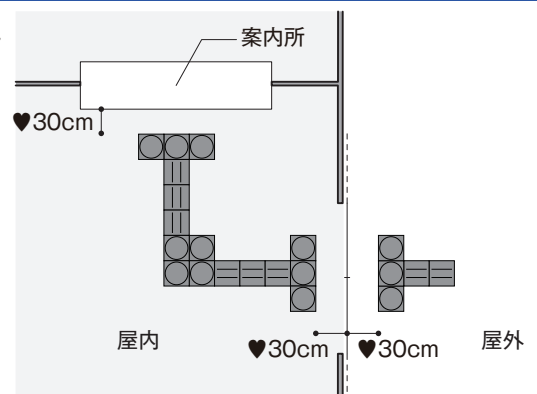
- ♥ 視覚障害者誘導用ブロックを通路等に連続して敷設する場合は、その通路の中央部に敷設し、かつ壁面に近づきすぎず、視覚障害者の通行の支障とならない距離を確保することが望ましい。
- ♥ 点状ブロックは、段の上端から30cm離して設置することが望ましい。
- ♥ 必要に応じ、廊下に便所の出入口の位置を示す視覚障害者誘導用ブロック、又は同等の効果のある床材を敷設することが望ましい。

図21-7 案内設備までの経路（エレベーター、案内所）

《エレベーター》



《案内所》



(1)

指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準

イ 共同住宅

(1) 共同住宅における整備基準の種類と構成について

- ・共同住宅はプライベートな側面を持つ建築物ですが、「住戸の出入口」や「共用スペース」は、個人が改修することが非常に困難なため、将来にわたり住み続けることができるように、また誰もが住みやすい住宅として、共同住宅をバリアフリー化することは大変重要です。
- ・共同住宅は、以前から条例の指定施設として、住戸から道等までの経路等に整備基準を適用していましたが、平成26年1月1日より、2,000㎡以上の共同住宅を特別特定建築物に追加し、新たに共同住宅の建築物移動等円滑化基準を設けるとともに、指定施設整備基準の見直しを行いました。

(2) 共同住宅における整備基準の適用について

ア. 対象規模

- ・1,000㎡以上の共同住宅には、指定施設整備基準が適用され、2,000㎡以上の共同住宅には、建築物移動等円滑化基準が適用されます。

イ. 共同住宅に適用される整備基準の項目

- ・整備基準が設けられている項目は、移動等円滑化経路、敷地内の通路、駐車場（共用）、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所（共用）、浴室等（共用）、標識、案内設備の12項目です。

ウ. 共同住宅に適用される整備基準の適用の範囲

①「多数の者」が利用する用途である共同住宅は、読み替え規定により整備基準が適用されます。

(P.24を参照)

- ・住戸の内部は、多数の者が利用する部分ではないため、整備基準は適用されません。
- ・多数の者が利用する駐車場とは、**来客者の**駐車場のことで、このような駐車場がある場合は、駐車場の整備基準が適用されます。特定の居住者が使用する駐車場については、多数の者が利用する駐車場には該当しません。
- ・多数の者が利用する便所及び浴室とは、居住者が共用で利用するもののことで、**集会室等**の中に便所や浴室がある場合などもこれに該当します。

②共同住宅における「利用居室」とは、居住者が共用する集会室、ゲストルーム等が該当します。

③共同住宅における「移動等円滑化経路」とは、以下の経路が該当します。

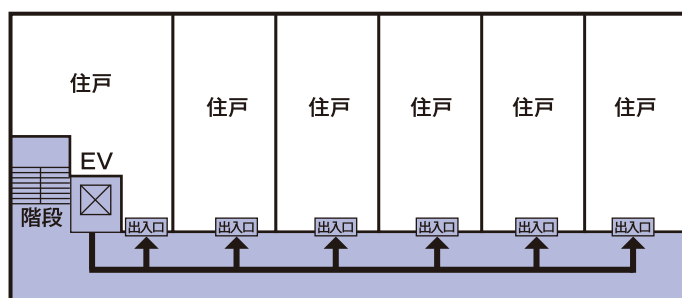
- ・「道等」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用駐車施設」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路
- ・「車いす使用者用便所」から「住戸の出入口（玄関）・利用居室の出入口（集会室、ゲストルーム等）」までの経路

④共同住宅における「多数の者が利用する便所」の設置については、次のとおり扱います。

- ・共同住宅の用に供する部分（付属の駐車場を含む）については、全ての階について令和6年告示第1074号第2第2号「管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階」に該当するものとして取り扱って差し支えないものとします。ただし、共用部に多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者用便房を設ける必要があります。

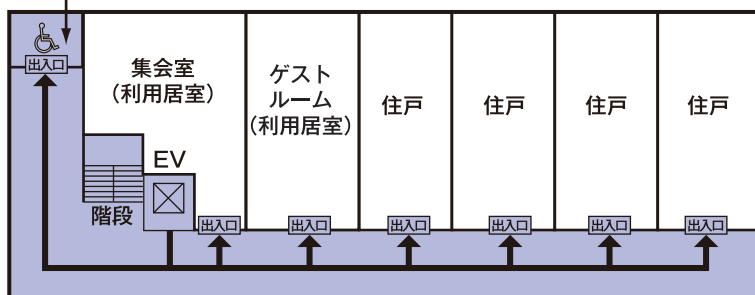
共同住宅における整備基準の適用

共同住宅においては、「住戸」までの経路も整備をする必要があります。

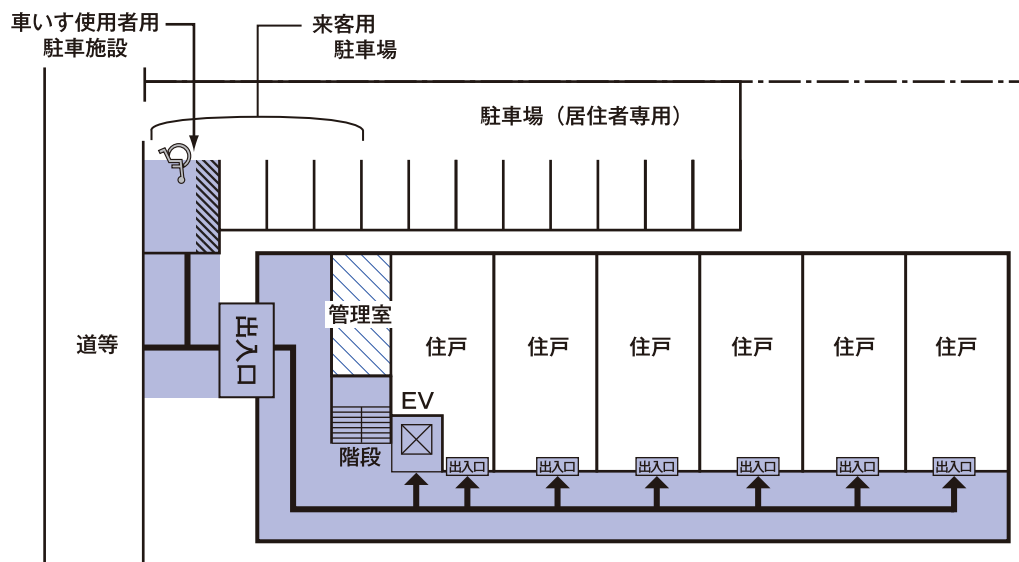


基準階平面図

共用のトイレ
(車いす使用者用便房・オストメイト用便房)



2階平面図



配置図
1階平面図

凡例

- 整備基準の適用範囲
- 利用居室・住戸
- 利用居室以外
- 移動等円滑化経路

※「ア 共同住宅以外」(P.57～162)の参考図番号を示しています。

1. 移動等円滑化経路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	
ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ	建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸から当該車いす使用者用便房までの経路	同左	1-1
ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸までの経路	同左	1-1
エ	建築物に、住戸を設ける場合 道等から当該住戸までの経路	同左。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
オ	—	—	
カ	—	—	
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		同左	

2. 敷地内の通路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	2-1
イ	—	—	
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	段がある部分は、次に掲げるものであること。	
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	手すりを設けること。	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
Ⅱ	a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—
	b	握りやすい形状とすること。	—
	c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—
	d	段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	—
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—
	f	—	—
	(イ)	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左
	(ウ)	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左
	(I)	回り段でないこと。	—
	(オ)	けこみ板を設けること。	—
	(カ)	段鼻には、滑り止めを設けること。	—
	エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左
	(7)	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。
	a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—
	b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—
	c	握りやすい形状とすること。	—
	d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—
	(イ)	その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	2-1
イ	幅は、140センチメートル以上とすること。	幅は、120センチメートル以上とすること。	2-1
ウ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1
エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	2-1
オ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
(7)	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	2-6 2-7
a	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	—	2-7
b	けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	2-7
c	踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	2-7
(イ)	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	2-6 2-7
(ウ)	高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-6 2-7
(I)	(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 (1)エ(7)再掲載	—	
a	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	2-6
b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	2-6
c	握りやすい形状とすること。	—	2-3
d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	—	2-6 2-7

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
カ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	2-6
キ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-1 2-8
(3) 道等から利用居室又は住戸までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		同左	

3. 駐車場

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) <u>多数の者が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>		同左	3-1 <u>3-3</u>
ア	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	3-1
イ	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>	同左	3-1
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>		同左	
ア	<u>当該増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u>	同左	
(ア)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>	同左	

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1)	当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	同左	
イ	当該駐車場を設けない場合 1	同左	
(3)	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア	幅は、350センチメートル以上とすること。	同左	3-1
イ	1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	
ウ	自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと。	—	3-1
(7)	奥行きは、600センチメートル以上とすること。 ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設につ いては、奥行きを500センチメートル以上とす ることができる。	—	3-1
(1)	水平な場所に設けること。	—	
(ウ)	障害者のための国際シンボルマークを車が停車 し、又は駐車している状態で見える位置に塗布す ること。	—	3-1 3-4 13-1
エ	機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする こと	同左	3-2
(7)	当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者 が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1 以上設けられていること。	同左	
(1)	車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	—	
(4)	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車 いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を 行わなければならない。	同左	3-4 13-1

4. 出入口

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでな ければならない。		同左	
(1)	幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、 (2)に掲げるものを除く。	幅は、80センチメートル以上とす ること。	4-1
(2)	直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル 以上とすること。	—	4-1

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-2 4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

5. 廊下等

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。	同左	5-1
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	
イ —	—	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	—	5-1
イ 幅は、120センチメートル以上とすること。	同左	
ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	5-1
エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
オ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	—	7-1
カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	—	2-3
キ —	—	
ク —	—	

6. 階段

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5/6-6
2の項(1)ウ(ア)再掲載		
(ア) a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-1

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図※
	b	握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	c	手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-6
	d	段がある部分の手すりは直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	同左	6-6
	e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-6
	f	—	—	6-5
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	6-1
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。		同左	6-1 6-4
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		同左	6-1 6-4
オ	—		—	
カ	回り階段でないこと。		同左	6-3
キ	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。		同左	6-1 6-4
ク	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。		同左	6-1/6-4
ケ	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。		同左	6-2
コ	けこみ板を設けること。		同左	6-1/6-4
サ	段鼻には滑り止めを設けること。		—	6-1/6-4
(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、多数の者が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。			(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	
(3) (2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。			(2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	
(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、適用しない。			(1)キからコまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及び乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

7. 傾斜路

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	6-5 6-6 7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	7-1
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
	c 握りやすい形状とすること。	—	2-3
イ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3 2-4
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする	同左	7-1
エ	(共同住宅のため基準対象外)		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあつては100センチメートル以上とすること。	幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。	7-1 7-3
	(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	—	7-2
	(イ) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	—	7-2
	(ウ) 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。	—	6-5/6-6/7-1
	2の項(1)エ(7)再掲載		
	(7) a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。		

指定施設整備基準				建築物移動等円滑化基準	図※	
			b	手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	—	7-1
			c	握りやすい形状とすること。	—	2-3
			d	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	2-3
					2-4	
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。		—	7-1		

8. エレベーター等

指定施設整備基準			建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。			同左	
ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。		かごは、利用居室、住戸、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往來することができる建築物の部分（非常時においてのみ往來することができる建築物の部分を除く）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。		かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	8-1
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。		同左	8-1
エ	乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。		同左	8-1
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。		同左	8-2 8-4
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		同左	8-2 8-3
キ	乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。		同左	8-4
ク	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。		—	8-1
	(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	—	
	(1)	かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	—	
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。		同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-2

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
コ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-1 8-2 8-3 8-4
	(ア) 点字		
	(イ) 文字等の浮き彫り		
	(ウ) 音による案内		
	(エ) その他これらに類するもの		
サ	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く） ただし、エレベーターを新しく設置する場合に限る。	8-2 8-4
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	—	8-1 8-2
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	—	8-1/8-2
(2) 当該移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。		同左	

9. 便所

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) <u>用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあつては、多数の者が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、多数の者が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。</u>		同左	
(2) <u>多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあつては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあつては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であつて、当該増築等に係る部分に多数の者が利用する部分を含まないときは、この限りでない。</u>		同左	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	—	9-1

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下に面している場合はこの限りでない。	—	9-1
エ	次に掲げる洗面台を1以上(当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	—	
	(7) 洗面器(乳幼児用のものを除く。)の両側(洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前)に手すりを設けること。	—	9-7
	(1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-7
	(2) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	—	9-7
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-8
	(1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
	(2) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせる。	—	9-8
	(3) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	—	9-8
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(2)の規程は適用しない。	—	
	(7) 手すりを設けること。	—	9-9
	(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	—	9-9
	(2) 便器は、腰掛便座とすること。	—	9-9
(3) (1)の規定により多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上(当該階において多数の者が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣		同左	

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
<u>が定める数以上）に、車いす使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。</u>	同左	
<u>(4) 多数の者が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の多数の者が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。</u>	同左	
<u>(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。</u>	—	
ア 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	—	
イ 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	—	
(7) 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-10 9-12
(1) L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
(2) L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-10
(1) 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-10
(2) L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-10 9-12
ウ 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	—	
(7) 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-10
(1) 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-12
(2) 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-12

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
エ	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-11
オ	次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	—	
(7)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-13
(1)	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-13
(2)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-13
カ	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-6
キ	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-6
ク	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-5
ケ	当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	—	9-5
(6) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	
(7)	当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	—	9-14
(1)	専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-14 9-15

10. 浴室又はシャワー室

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	—	10-1
(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	—	10-1 10-2 10-3
ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	—	
イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	—	
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。	—	
(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。	—	
(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	—	
エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

13. 標識

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	3-4 8-4 9-16
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	13-1
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	—	9-10 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	—	3-3 13-1

14. 案内設備

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図※
(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		同左	14-2
ア	大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	—	
イ	高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	
ウ	高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	
エ	照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	
オ	案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるような十分なスペースを確保すること。	—	
(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。		同左	14-2
ア	点字	同左	
イ	文字等の浮き彫り	同左	
ウ	音による案内	同左	
エ	その他これらに類するもの	同左	
(3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。		同左	

共同住宅における整備基準の適用（案内所について）

共同住宅における案内所とは以下のいずれかのものを指します。

- ・各住戸に繋がる押しボタン（数字や文字が浮き彫りや点字により判別できるもの）があり、かつ、周辺に「用事のある部屋番号を押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・管理人室に繋がる呼出ボタンがあり、周辺に「御用のある方はこのボタンを押してください」という旨の文字案内板と点字表記が付いている集合玄関機
- ・集合玄関（来訪者が鍵や集合玄関機を利用せずに入れる場所）に面した窓があり、管理人が常駐している管理人室

(2)

一般都市施設整備基準

1 基本的な考え

(1) 一般都市施設の整備基準の項目

- 一般都市施設の整備基準は、道等から建築物の外部出入口まで到達して建物内に入れるようにすることが基本的な考え方です。このため、整備基準の項目は、敷地内の通路、出入口の2項目となっています。

(2) 対象となる用途と規模

- 対象となるのは、指定施設を除くすべての施設で、具体的には下記のものです。

区 分		規 模
18	認可外保育施設	300㎡未満
19	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	
20	飲食店	
21	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
22	劇場、観覧場、映画館または演芸場	
23	遊技場	
24	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
25	公衆浴場	1000㎡未満
26	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの	
27	ホテル又は旅館	
28	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	
29	展示場	
30	事務所	
31	工場	
32	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
33	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
34	共同住宅	
35	寄宿舎	
37	複合施設	

（参考：関連条文）規則別表第1

1. 敷地内の通路

一般都市施設整備基準

道等から直接地上へ通ずる主要な出入口に至る敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| (2) | 段を設けないこと。ただし、(3)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 |
| (3) | 傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものであること。 |
| ア | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| イ | 勾配は、12分の1以下とすること。 |

2. 出入口

一般都市施設整備基準

直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 幅は、90センチメートル以上とすること。 |
| (2) | 戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 |
| (3) | 1の項に定める構造の敷地内の通路に接続すること。 |

(3)

表示板交付基準

1 基本的な考え

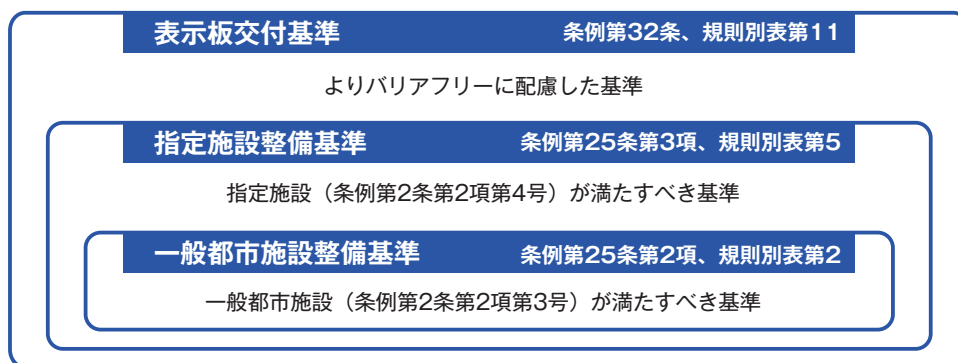
(1) 表示板とは（条例第32条、規則第8条）

表示板交付基準は、「施設に入ることができること」を目的とした一般都市施設整備基準及び「施設の目的＝用途を享受できること」を可能にするための指定施設整備基準に加えて、よりバリアフリーに配慮した基準を掲げることで、さらなるバリアフリー施設を誘導するものとして定められた基準です。

表示板交付基準を満たした施設は、通常よりも広い敷地内の通路や、通常よりも多い数の車いす使用者用便房が整備され、より使いやすい施設となります。

施設の所有者又は管理者は、表示板交付基準を満たすことにより、表示板の交付を請求することができます。交付を受けた表示板は、施設の利用者から見やすい場所に掲示してください。

各基準の関係図



多数の者が利用する施設

多数の者が利用する施設は、読み替え規定により、表示板交付基準の各項目を適用します。

(2) 表示板の交付例

港南公会堂



第8号様式（第8条第2項）



（縦 25 センチメートル、横 20 センチメートル）

1. 移動等円滑化経路

★：指定施設整備基準よりも、高い水準が求められる項目

表示板交付基準

(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

ア	建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
イ	★建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所及び車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウ及びエにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該便所及び便房までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
ウ	建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路 <u>(車いす使用者用経路を含む。)</u>
エ	★建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、10の項に定める構造の浴室 <u>又はシャワー室</u> を設ける場合 利用居室、住戸又は住室から当該浴室 <u>又はシャワー室</u> のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）までの経路
オ	建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路
カ	5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路
キ	5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所に おむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路

(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2. 敷地内の通路

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。
	(7) 段の上端及び下端に近接する部分
	(1) 車路に近接する部分
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。
	(7) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	b 握りやすい形状とすること。
	c 手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

表示板交付基準

- ウ** (7) **d** 段がある部分の手すりは直線の形状のものとする。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。
- e** 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- f** 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- (1) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (I) ★段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
- (オ) 回り段でないこと。
- (カ) ★蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
- (キ) ★踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
- (ク) ★幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
- (ケ) 蹴込板を設けること。
- (コ) 段鼻には、滑り止めを設けること。

エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

- (7) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。
- a** 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
- b** 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
- c** 握りやすい形状とすること。
- d** 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
- (1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア** ★道等から主要な出入口に至る通路とすること。
- イ** 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- ウ** ★幅は、180センチメートル以上とすること。
- エ** 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- オ** 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- カ** 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- (7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。
- a** 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上
- b** 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下
- c** 踏面の寸法が、26センチメートル以上

表示板交付基準	
カ	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。
	(ウ) 高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
	(イ) (1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	(1)エ(ア)再掲載
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
	c 握りやすい形状とすること。
キ	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。
ク	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
ク	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。
(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びイ並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及びイ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	

3. 駐車場

表示板交付基準	
(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	
ア	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
イ	<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u>
(2) <u>建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。</u>	
ア	<u>当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 (ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</u>
(ア)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
(イ)	<u>当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u>
イ	<u>当該駐車場を設けない場合 1</u>
(3) <u>車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</u>	

表示板交付基準

- ア** 幅は、350センチメートル以上とすること。
- イ** 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- ウ** 自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。
- (ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。
- (イ) 水平な場所に設けること。
- (ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。
- エ** 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。
- (ア) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。
- (イ) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。
- (4)** 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

4. 出入口

表示板交付基準

移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。
- (2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。
- (5) ★直接地上へ通ずる出入口の戸の全面が透明な場合には、戸及びその周囲に衝突を防止するための措置を講ずること。

5. 廊下等

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- イ** 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。

(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等 (車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。) は、(1)の規定のほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア** 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- イ** 幅は、140センチメートル以上とすること。
- ウ** 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

表示板交付基準

エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。
キ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近に、その旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。
ク	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

6. 階段

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

ア	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。
	2の項(1)ウ(ア)再掲
(ア)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。
b	握りやすい形状とすること。
c	手すりの端部には、傾斜部分からなだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
d	段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合は、この限りでない。
e	手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
f	手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
ウ	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
エ	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
オ	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。
カ	回り階段でないこと。
キ	蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。
ク	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。
ケ	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
コ	蹴込板を設けること。
サ	段鼻には、滑り止めを設けること。

表示板交付基準

- (2) (1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。
- (4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降口ビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。

7. 傾斜路

表示板交付基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 |
| | 2の項(1)エ(7)再掲 |
| (7) | <p>a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</p> <p>b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>c 握りやすい形状とすること。</p> <p>d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> |
| イ | 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| ウ | その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 |
| エ | 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 |

- (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路 (車いす使用者用経路を構成する傾斜路を除く。) は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|--|
| ア | 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。 |
| (7) | 蹴上げの寸法が、18センチメートル以下 |
| (イ) | 踏面の寸法が、26センチメートル以上 |
| (ウ) | 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上 |
| イ | 勾配は、12分の1を超えないこと。 |
| ウ | 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 |
| エ | 2の項(1)エ(7)に定める構造の手すりを設けること。 |

表示板交付基準

2の項(1)エ(7)再掲	
(7)	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。 c 握りやすい形状とすること。 d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

8. エレベーターその他の昇降機

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降口ビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
イ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往來することができる建築物の部分（非常時においてのみ往來することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
ウ	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
エ	乗降口ビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
オ	かご内の左右両面の側板及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
カ	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
キ	乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
ク	★次に掲げるものであること。
(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。
(イ)	かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
コ	かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
(7)	点字
(イ)	文字等の浮き彫り
(ウ)	音による案内
(I)	その他これらに類するもの
サ	かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2) 移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

9. 便所

表示板交付基準

(1) 用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500平方メートル以上の建築物にあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項の規定により国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。

(2) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあつては、当該増築等に係る部分を有する階ごとに1以上（床面積の合計が500平方メートル未満の建築物で、当該便所を設けるものにあつては、当該便所のうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であつて、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。

ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。
	(7) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。
	(1) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
	(1) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。
	(I) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。
	(7) 手すりを設けること。
	(1) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。

(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万平方メートルを超える場合にあつては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車いす使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

表示板交付基準

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000平方メートル未満の建築物において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。

(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

- | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|------------|---|------------|---|------------|--|------------|-----------------------------|------------|--|
| ア | 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 | | | | | | | | | | |
| イ | 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 <table border="1"> <tr> <td>(7)</td> <td>腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。</td> </tr> </table> | (7) | 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 | (1) | L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。 | (2) | L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。 | (3) | 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 | (4) | L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。 |
| (7) | 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 | | | | | | | | | | |
| (1) | L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。 | | | | | | | | | | |
| (2) | L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。 | | | | | | | | | | |
| (3) | 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 | | | | | | | | | | |
| (4) | L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。 | | | | | | | | | | |
| ウ | 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 <table border="1"> <tr> <td>(7)</td> <td>腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。</td> </tr> </table> | (7) | 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 | (1) | 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。 | (2) | 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 | | | | |
| (7) | 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 | | | | | | | | | | |
| (1) | 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。 | | | | | | | | | | |
| (2) | 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 | | | | | | | | | | |
| エ | 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | | | | | | | | | | |
| オ | 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 <table border="1"> <tr> <td>(7)</td> <td>洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。</td> </tr> </table> | (7) | 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 | (1) | 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。 | (2) | 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。 | | | | |
| (7) | 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。 | | | | | | | | | | |
| (1) | 洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。 | | | | | | | | | | |
| (2) | 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。 | | | | | | | | | | |
| カ | 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 | | | | | | | | | | |
| キ | 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 | | | | | | | | | | |
| ク | 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 | | | | | | | | | | |
| ケ | 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 | | | | | | | | | | |

(6) ★不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- | | | | | | |
|------------|--|------------|---|------------|--|
| ア | 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 <table border="1"> <tr> <td>(7)</td> <td>当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。</td> </tr> </table> | (7) | 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。 | (1) | 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。 |
| (7) | 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。 | | | | |
| (1) | 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。 | | | | |
| イ | <u>便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</div> <table border="1"> <tr> <td>(7)</td> <td>乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房</td> </tr> </table> | (7) | 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 | (1) | 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 |
| (7) | 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 | | | | |
| (1) | 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 | | | | |

10. 浴室又はシャワー室

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

(2) (1)の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |
| イ | 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。 |
| ウ | 出入口は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 幅は、80センチメートル以上とすること。 |
| (1) | 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| エ | 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 |
| オ | 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 |

11. ホテル又は旅館の客室

表示板交付基準

(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。

(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- | | |
|-----|---|
| ア | 便所は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 9の項(2)ア(1)から(4)までに定める構造の車いす使用者用便所を設けること。 |
| (1) | 車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |
| a | 幅は、80センチメートル以上とすること。 |
| b | 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| (ウ) | 水洗器具を備えた便所を設けること。 |
| イ | 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。 |
| (7) | 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 |
| (1) | 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 |
| (ウ) | 出入口は、ア(1)に掲げるものであること。 |
| (1) | 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。 |
| (オ) | 水栓は、容易に温度調節のできるものとする。 |
| ウ | 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。 |
| エ | ベッドは、次に掲げるものであること。 |
| (7) | ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。 |
| (1) | ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとする。 |
| オ | 高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。 |
| カ | コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。 |
| キ | スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。 |

12. 客席及び舞台

表示板交付基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席（以下「不特定多数利用客席」という。）を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす 使用者用部分を設けなければならない。

- ア ★当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける座席の数が200以下の場合 2
- イ ★当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。）に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数の100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 幅は、90センチメートル以上とすること。
- イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については奥行き135センチメートル以上とすることができる。
- ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。
- エ 床は平らとすること。

(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

- ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。
- イ 幅は、120センチメートル以上 とすること。
- ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- エ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。
- オ 高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。
- カ 傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。
- キ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- ア 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。
- イ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。
- ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

13. 標識

表示板交付基準

(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。

- ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。
- イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。

表示板交付基準

- (2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。
- (3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

14. 案内設備

表示板交付基準

- (1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- | | |
|---|--|
| ア | 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。 |
| イ | 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 |
| ウ | 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 |
| エ | 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確認すること。 |
| オ | 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 |

- (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

- | | |
|---|--------------|
| ア | 点字 |
| イ | 文字等の浮き彫り |
| ウ | 音による案内 |
| エ | その他これらに類するもの |

- (3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。

15. 案内設備までの経路

表示板交付基準

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

16. 視覚情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

表示板交付基準

- (1) 視覚障害者用誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。）の構造は、次に掲げるものでなければならない。
- | | |
|-----|--|
| ア | 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。 |
| イ | 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。 |
| ウ | 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、および輝度の低下が少ない素材とすること。 |
| エ | 形状は、次のとおりとすること。 |
| (ア) | 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 |
| (イ) | 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 |
| (ウ) | 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 |
- (2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。
- (3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。
- (4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。
- (3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。

17. 聴覚情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

表示板交付基準

- (1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合には、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。
- (3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。

18. 誘導設備

表示板交付基準

- (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。
- (2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。

19. 附帯設備

表示板交付基準

(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。

(2) 水飲みを設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。

イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。

(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1 以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。

ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。

イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。

(参考：関連条文) 規則別表第 11

★：指定施設整備基準よりも、高い水準が求められる項目

(備考)

- 別表第 1 1 建築物の部 2 の項(令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。)、9 の項(同条第 1 号に規定するものを除く。)、10 の項、18 の項、26 の項(同条第 11 号に規定するものを除く。)、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
- 5 の項(2)キ及びク並びに 9 の項(3)に規定する整備基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号に規定する営業を行う施設には適用しない。
- 8 の項(1)クに掲げる基準は、別表第 1 1 建築物の部 34 の項及び 35 項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のものに限り適用する。